

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の 点検結果

生物多様性国家戦略 2012 - 2020 の第3部生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画では政府の行動計画として約 800(重複を除く)の具体的な施策を記載し、その中で 50 の数値目標を掲げています。

1. 数値目標の点検結果

数値目標の進捗具合を一覧表にまとめました。記載内容は以下のとおりです。

数値目標に関する記載

数値目標が記載されている具体的な施策の記述を、国家戦略から抜き出しています。

目標値、年次

国家戦略に記載されている目標値と目標年次を記載しています。

点検値、年次

数値の把握が可能な最新の値及び時期を記載しています。

当初値、当初値の把握時期

国家戦略(平成 24 年 9 月)を策定した時点(目標設定時)のベースとなる数値及びその数値の把握時期を記載しています。

達成度(%)

国家戦略策定時をスタートとする現時点までの進捗度を示す「進捗率」と、国家戦略策定以前からの蓄積を含めた評価である「達成率」の 2 つの指標で記載しています。

進捗率、達成率の計算方法は以下のとおりです。

<計算方法>

- ・ 進捗率 = $\{ (\text{点検値} - \text{当初値}) / (\text{目標値} - \text{当初値}) \} \times 100 (\%)$
- ・ 達成率 = $(\text{点検値} / \text{目標値}) \times 100 (\%)$

課題と今後の方針

施策の進捗具合の評価や目標の達成に向けた取組等について記載しています。

担当府省

施策を担当している府省名を記載しています。

数値目標の達成状況一覧表

番号	項目	目標		点検		当初		達成度		課題と今後の方針	担当府省
		目標値 (単位)	年次	点検値	年次	当初値	年次	進捗率 ¹	到達率 ²		
1	山小屋等のし尿・排水処理施設等の整備数	100	箇所	35	令和元年度	4	平成23年度	32.3%	35.0%	自然環境保全のため、引き続き山小屋のし尿処理施設等の整備に努める。	環境省
2	生態系維持回復事業計画策定地域数	9	地域	9	令和元年度	6	平成23年度末	100.0%	100.0%	目標を達成したが、引き続き、阿蘇くじゅう国立公園及び日光国立公園で生態系維持回復事業計画を策定する予定である。	環境省
3	保安林面積	1,281	万ha	1,223	令和元年度末	1,202	平成23年度末	26.6%	95.5%	今後とも、公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林の計画的な指定を推進。	農林水産省
4	ラムサール条約湿地	10	箇所増	6	令和2年3月	46	平成24年8月	60.0%	60.0%	登録可能性のある湿地について調査を引き続き実施する。	環境省 農林水産省
5	管轄種内水域の保護化	10	%	8.3	令和2年まで	8.3	平成23年5月	0.0%	83.0%	自然環境保全法の改正により新たに創設された沖合海底自然環境保全地域制度に基づき、海洋保護区の指定作業を進めており、2020年中に目標を達成する見込み。	環境省
6	自然再生事業実施計画数	35		40	平成27年度	26	平成23年度末	155.6%	114.3%	国家戦略で示した数値目標を達成した。なお、令和2年3月末時点において、46計画が作成されている。	環境省
7	自然再生協議会設置数	29		25	平成27年度	24	平成23年度末	20.0%	86.2%	国家戦略で示した数値目標を達成するため、引き続き自然再生活動の普及啓発や協議会設立に向けた支援に努める。なお、令和2年3月末時点において、全国で26箇所の自然再生協議会が設立されている。	環境省
8	CO2森林吸収量（基準年総排出量比）	3.5	%	-	平成25～令和2年	3.8	平成20年～24年	-	-	京都議定書第1約束期間（平成20～24年度）については目標を達成した。第2約束期間に当たる平成25～令和2年度についても、引き続き森林吸収量3.5%の確保に向けて、森林吸収源対策を推進。	農林水産省
9	フォレストア認定人数	2,000	人	1,397	令和2年度	0	(制度開始前)	69.9%	69.9%	引き続き、森林総合監理士の育成を推進する。	農林水産省
10	森林施業プランナー認定人数	2,100	人	1,483	平成27年度	0	(制度開始前)	70.6%	70.6%	引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。	農林水産省
11	森林の現場管理責任者等育成人数	5,000	人	3,128	令和2年度	436	平成23年度	59.0%	62.6%	引き続き、現場技能者の育成を推進する。	農林水産省
12	山地災害防止機能等確保集落数	約 5.6	万集落	5.47	平成25年度	5.3	平成22年度末	56.7%	97.7%	引き続き、治山事業により森林の適切な保全を推進。	農林水産省
13	公共土木工事における木材利用量（H16～18実績平均比）	1.5	倍(程度)	2.3	平成27年度	約1.8	平成22年度	-	153.3%	引き続き、森林土木工事における合法性・持続可能性が証明された木材利用、庁舎や内装の木造化・木質化を推進する。	農林水産省
14	農業の登録基準等の策定	全ての農業		573/591	令和2年	201/543	平成24年5月1日	95.2%	97.0%	目標年次までに全ての農業に対して登録基準値の策定が済むように適宜検討会等を開催する。	環境省

番号	項目	目標		点検		当初		達成度		課題と今後の方針	担当府省
		目標値 (単位)	年次	点検値	年次	当初値	年次	進捗率 ¹	到達率 ²		
15	エコファーマー累積新規認定件数	340,000 件	平成26年度	292,373 310,123	平成26年度末 平成30年度末	266,896	平成23年度末	34.9%	86.0%	エコファーマー累積新規認定件数については毎年着実に増加してきたところ、引き続き、技術の導入促進を図る。	農林水産省
16	農業生産工程管理(GAP)導入産地数	3,000 産地	平成27年度	2,832	平成27年度	2,194	平成23年度末	79.2%	94.4%	消費・安全対策交付金によるGAPの普及推進は平成26年度までで終了したが、持続的生産強化対策事業等により、引き続き、都道府県によるGAP指導活動の推進を図る。	農林水産省
17	里山林資源を活用した活動団体数	20 (560) 団体	平成26年度まで	242 (1,593)	平成26年度	466	平成22年度	1210.0% 1198.9%	1210.0% 284.5%	目標値は達成したが、里山林の保全管理や資源活用は継続して行っていることが重要であることから、引き続き、取組の推進を図る。	農林水産省
18	総合的病害虫・雑草管理(PM)実践指標の策定自治体数	47 都道府県	(定めず)	38	令和元年10月	36	平成24年5月	18.2%	80.9%	令和元年度までに、IPM実践指標は、38の都道府県において、316種類が策定された。その他の9道県においても、IPM実践指標とは体裁が異なるPM防除技術マニュアル等が策定され、47都道府県においてIPMの考え方による防除が推進されている。 ・今後は、薬剤抵抗性病害虫をはじめとする農薬に頼れない病害虫等の新たな防除対象について、これまでに培ったIPM防除技術が活用されるよう支援する。	農林水産省
19	中山間地域等の農用地面積の減少防止	7.7 万ha	平成22～26年度	8.0 7.5	平成26年度 令和元年8月	7.7	平成23年度末	-	103.9%	引き続き高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能の確保を行う。また、令和元年度に実施した最終評価等の結果を踏まえて見直しした制度の取組を推進し、引き続き中山間地域等の農用地面積の減少を防止する。	農林水産省
20	地域共同活動延べ参加者数	約 1,000 万人・団体	平成24～28年度	1,091	平成24～28年度	191	平成23年度末	111.2%	109.1%	引き続き地域共同による農地・農業用水等の地域資源の保全管理を推進する。	農林水産省
21	水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域	40 水域	平成24年度末	40 47	平成24年度末 令和元年年度末	37	平成23年度末	100.0%	100.0%	引き続き、必要に応じて、類型指定の検討に必要な情報を収集・整理する。	環境省
22	藻場・干潟の保全・造成	5,500 ha	平成24～28年度	6,168 7,665	平成24～28年度 平成24～29年度	(4800)	平成19～22年度	106.5%	112.1%	平成24～29年度までの6年間でおおむね8千haを造成しており、引き続き、藻場・干潟の造成を推進する。	農林水産省
23	干潟の再生割合	約 40 %	平成28年度末	40.4 41.2	平成28年度末 平成30年度末	37.8	平成23年度末	118.2%	101.0%	引き続き堆積調整等により発生する淤滞土砂等を有効活用した干潟・藻場の再生を推進。	国土交通省
24	農業集落排水処理人口整備率	76 %	平成28年度	90.7 94.6	平成28年度 令和元年年度	68	平成21年度	283.8%	119.3%	農業用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、引き続き都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、集落排水、下水道、浄化槽が連携して効果的な施設の整備を推進する。	農林水産省
25	漁場のたい積物除去	23 万ha	平成24～28年度	15.6 17.7	平成24～28年度 平成24～29年度	(31.3)	平成19～22年度	86.4%	67.8%	平成24～29年度までの6年間でおおむね18万haを除去しており、引き続き、漁場のたい積物除去を推進する。	農林水産省
26	奄美大島のマングローブス補植数	0 頭	令和4年	0	令和元年年度	272	平成23年度	100.0%	100.0%	根絶の目標に向け、根絶を確認する手法の確立も含め、引き続き取組を進める。	環境省 農林水産省

番号	項目	目標		点検		当初		達成度		課題と今後の方針	担当府省
		目標値 (単位)	年次	点検値	年次	当初値	年次	進捗率 ¹	到達率 ²		
27	奄美大島のマンングースの1000わな日当たりの捕獲頭数	0	頭	0	令和4年	0.13	平成23年度	100.0%	100.0%	根絶の目標に向け、根絶を確認する手法の確立も含め、引き続き取組を進める。	環境省 農林水産省
28	魚礁や増養殖場の整備	6	万ha	5.9	平成24～28年度	4.1	平成19～22年度	94.7%	98.3%	平成24～29年度までの5年間でおおむね7万ha整備しており、引き続き、魚礁や増養殖場の整備を推進する。	農林水産省
29	漁業廃排水処理人口比率	65	%	66.9	平成28年度まで	49	平成21年度末	111.9%	102.9%	平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、全国的な集計が不可能となったことを踏まえ、令和3年度までの長期計画の指標は、被災地除きとなっている。今後は、被災自治体と調整し全国集計が可能になるよう対応していく。	農林水産省
30	多国間漁業協定	47	協定 (維持・増加)	52	毎年度	52	平成23年度末	-	110.6%	現在の協定数の維持・増大に努力。	農林水産省
31	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合	9	割	9.1	令和4年まで	7割台	平成22年	105.0%	101.1%	引き続き、漁業協同組合等による自主的な漁場環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定を促し、持続的な養殖生産の確保を図る。	農林水産省
32	三大湾における底質改善割合	約50	%	49.4	平成28年度末	46.2	平成23年度末	84.2%	98.8%	引き続き、港湾整備等により発生する浚渫土砂等を有効活用した深堀跡の埋め戻しを推進。	国土交通省
33	水質総量削減における化学的酸素要求量(COD)削減率	177	t/日	163	平成26年度	158	平成21年度	333.3%	108.6%	汚濁負荷量の削減目標に向けて、着実に水質総量削減を推進する。	環境省
34	「生物多様性」の認知度	472	% (以上)	404	令和元年度末	468	平成24年	141.7%	116.8%	今後の水質総量削減制度の在り方の検討を行う。	環境省
35	生物多様性国家戦略の認知度	75	% (以上)	51.8%	令和元年度末	56	平成24年	-22.1%	69.1%	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努める。	環境省
36	生物多様性新聞掲載数	50	% (以上)	25.4%	令和元年度末	34	平成24年度	-53.8%	50.8%	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努める。	環境省
37	生物多様性地域戦略策定済自治体数	1,500	件	262	令和元年度	636	平成20年度	-43.3%	17.5%	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努める。	環境省
38	国内希少野生動物植物種数	47	都道府県	44	令和2年	18	平成24年3月末	89.7%	93.6%	地域生物多様性保全活動支援事業を通じた策定支援は行政事業レビュー(公開プロセス)の結果を受けて終了するが、「生物多様性地域戦略策定の手引き」等の活用により、取組の推進を図る。	環境省
39	トキの野生復帰 (小佐渡東部を含む佐渡島における野生個体数)	25	種増 (115) 種	270	令和2年度まで	0	平成24年9月	1080.0%	1080.0%	国内希少野生動物植物種の指定については、保全すべき種の優先順位付け等を考慮し、指定の検討を進める。	環境省
40	絶滅危惧植物の種子の保存	60	羽(程度)	155	平成27年頃	50	平成24年7月	1050.0%	258.3%	引き続き、着実な野生復帰への取り組みを進める。	環境省
41	特定鳥獣保護管理計画策定のためのガイドラインの補足・改訂	15	% (253) 種	25.1 (451)	令和2年まで	12.7 (218)	平成24年3月	539.1%	167.3%	引き続き、絶滅危惧植物の種子保存の取組を進める。	環境省
42	鳥獣保護管理担い手確保のための研修・セミナー等の開催	6	種 12 延べ回	6	令和2年まで	4	平成22年	100.0%	100.0%	引き続き、ガイドラインの補足・改訂を進め、更なる取組の推進を図る。	環境省
		120	延べ回	171	令和2年まで	15	平成24年度	148.6%	142.5%	引き続き、研修・セミナー等の開催を促進し、担い手確保に努めている。	環境省

番号	項目	目標		点検		当初		達成度		課題と今後の方針	担当府省
		目標値 (単位)	年次	点検値	年次	当初値	年次	進捗率 ¹	到達率 ²		
43	都道府県等における犬・ねこ引取数	H16年度から半減 (21) 万頭	平成29年度まで	(10)	平成29年度	42	平成16年度	152.4%	210.0%	目標を達成したが、引き続き更なる取組の推進を図る。	環境省
44	犬・ねこ所有明示実施率	66 % 36 %	平成29年度 平成29年度	36 20	平成22年度 平成22年度	33 18	平成15年度	9.1% 11.1%	54.5% 55.6%	マイクロチップの装着義務化がなされたことから、義務対象者に対する周知・徹底を図り、登録率の向上に取り組む。	環境省
45	外来種の認知度	75 %	平成29年	62.5 59.3	平成29年 令和2年3月	64.7	平成23年度	-21.4%	83.3%	「外来種被害防止行動計画」や「生態系被害防止外来種リスク」も踏まえ、一層の普及啓発を図る。	環境省
46	外来生物法の認知度	25 %	平成29年	23.8 20.8	平成29年 令和2年3月	11.8	平成23年	90.9%	95.2%	外来生物法の適正な執行体制を確保するとともに、法律の内容の周知等も含め、一層の普及啓発に努める。	環境省
47	アジア太平洋地域におけるラムサール条約登録湿地追加	3 箇所	平成27年まで	1 5	平成27年 令和2年3月	0	戦略策定時	33.3%	33.3%	今後も、東南アジア地域における水鳥等の保全上重要な湿地に関する情報収集・整備等への支援を通じてラムサール条約登録を促進する。	環境省
48	東アジア・オーストラリア樹洞フライウェイ・パートナーシップ(EAAP)交流会の開催	4 回	令和2年まで	5	令和2年3月	0	戦略策定時	125.0%	125.0%	今後も、専門家及び湿地管理者等のネットワーク強化を目的とした活動を適宜実施予定。	環境省
49	木質バイオマス利用量(間伐材等由来)	600 万m ³	令和2年	693	令和元年	55	平成22年	117.1%	115.5%	未利用間伐材等が年間2,000万m ³ 程度発生している状況、このため、従来であれば林内に放置されていた国産材を活用する、地域に根差した木質バイオマスのエネルギー利用を推進。	農林水産省
50	市町村バイオマス活用推進計画の策定数	600 市町村	令和2年まで	386	令和元年11月	0	(制度開始前)	64.3%	64.3%	市町村、都道府県バイオマス活用推進計画の作成に努めることとするなど、現在の取組を継続し進めていく。	農林水産省

1 進捗度: 生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。「進捗率」= ((点検値 - 当初値) / (目標値 - 当初値)) × 100 (%)

2 到達度: 戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」= ((点検値 / 目標値) × 100 (%)

3 生物多様性国家戦略2012-2020策定時に定められた目標数値・目標年次に対する点検値・達成度を記載しており、目標年次を経過した項目の点検値の下段に最新の数値を記載しています。

2. 具体的施策等の点検結果

具体的施策の進捗状況を個別に全て点検するとともに、施策を分野ごとにまとめている節ごとに進捗状況を総括し、その結果を一覧表にとりまとめました。記載内容は以下のとおりです。

総括

分野ごとのとりまとめは、国土空間的施策として9節、横断的・基盤的施策として10節、更に東日本大震災からの復興・再生として2節を単位としており、国家戦略本文に記載の各節の基本的考え方を踏まえ、取組・進捗状況をとりまとめました。

施策番号

国家戦略に記載している順番に従い番号を付けています（施策番号1～857）。

なお、国家戦略には記載されていない、「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策（以下「加速する施策」という。）」は、上述の番号後の858より付けています（858～916）。

COP12で決定された愛知目標の中間評価では、目標達成に向けて進展はあるものの、今後更なる取組の必要があるとされ、これを受けて平成28年10月に生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議で、愛知目標の達成に向け、現行の国家戦略の着実な実施等に加え、今後一層加速させる具体的施策としてとりまとめた施策

具体的施策等

国家戦略に記載している具体的施策と加速する施策の内容です。

基本戦略

国家戦略第1部第4章第2節の基本戦略への該当を以下で示す番号で記載していません。複数の基本戦略に該当する場合は、該当するものを全て記載しています。

<基本戦略>

生物多様性を社会に浸透させる
地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
森・里・川・海のつながりを確保する
地球規模の視野を持って行動する
科学的基盤を強化し、政策に結びつける

国別目標

国家戦略第2部で設定した国別目標への該当を記載しています。複数の国別目標に該当する場合は、該当するものを全て記載しています。

<国別目標>

A-1：「生物多様性の社会における主流化」の達成 等

- B-1：自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少
- B-2：生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施
- B-3：窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持 等
- B-4：外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進 等
- B-5：人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進
- C-1：陸域の 17%、海域等の 10%の適切な保全・管理
- C-2：絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持 等
- D-1：生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化 等
- D-2：劣化した生態系の 15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献
- D-3：名古屋議定書の締結と国内措置の実施
- E-1：生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 等
- E-2：伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源（資金、人的資源、技術等）の効果的・効率的動員

達成評価

国家戦略の策定時（平成 24 年 9 月）以降の施策の達成状況を、次の 5 つで記載しています。

- ・ a+既に達成済み：数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合（「施策が戦略期間内に想定する目標を達成した」には、「戦略期間内の取組が十分に進捗している場合」を含む）。
- ・ a 既に達成済み：数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成し、終了した場合
- ・ b 進捗中：一定の取組を行っているが、数値目標を達成していないか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成していない場合
- ・ c 検討中：施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合
- ・ d その他：施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合

施策の取組状況と成果

進捗や達成状況の評価の理由となる取組と成果を記載しています。

課題と今後の方針

施策の進捗に当たっての課題や今後の方針、特記事項等を記載しています。

達成目標

国家戦略の具体的施策に記載している内容です。

当初値

国家戦略の具体的施策に記載している内容です。

点検値

現状値が示せる施策について、基本的には令和2年3月末時点で数値の把握が可能な最新の値及び時期を記載しています。

主な予算・税制等事項名

当該施策に関する予算・税制等の事業名を記載しています。

数値目標

「1. 数値目標の点検結果」に記載している一覧表の番号に対応しています。

具体的施策等の点検結果

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
		1	2	3	4	5								
<p>第1章 国土空間的施策</p> <p>第1節 生態系ネットワーク</p> <p>(総括) 生物多様性地域戦略、河川整備計画に生態系ネットワークの形成や産業等を位置づけさせ、自然再生事業などを通じて生態系ネットワークの形成に向けた取組を進めました。</p>														
1	生態系ネットワークの形成を促進するため、生態系ネットワークの考え、計画手法、実用手法等についての情報提供、普及啓発に努めるとともに、既存の施策や事業の効果について評価・検証を行います。(国土交通省、農林水産省、環境省)						C-1	b 進捗中	生態系ネットワークの基本的考え方、自治体向けの引き寄せ等を国交通省HPに掲載した。また、国土交通省、農林水産省と共同して生態系ネットワークをテーマにした全国フォーラムを開催するなど、情報提供、普及啓発を行うとともに、取組効果の評価について検討を行い、生態系ネットワークに関連する調査内容に含まれる知見の整理を行った。	引き続き、情報提供、普及啓発に努める。	44都道府県(令和7年3月末)		・自然資本の活用観点からの生態系ネットワーク形成の推進に関する調査	
2	広域圏レベルなどにおいて具体的に生態系ネットワークの形成を進めることが重要であることから、関係省庁の緊密な連携のもと、現状の把握を始め、その実施に向けた方策を検討します。(環境省、農林水産省、国土交通省)						A-1	b 進捗中	生物多様性地域戦略策定にあたっては、地方自治体が連携して広域的に多様な地域戦略について、広域的に取り組む効果等を検証するとともに、生物多様性地域戦略を複数の自治体が共同で策定する取組を、鹿児島県、鹿児島県、大島地域と、岐阜県、美濃加茂市及び加茂郡河村において、地域生物多様性保全活動支援事業等を通じて支援した。	引き続き、地方自治体が策定する生物多様性地域戦略について、広域的に取り組む効果等を普及していく。(令和2年)	18都道府県(平成24年3月末)		・生物多様性国家戦略推進費	37
3	十分な規模と適切な配置の生態系ネットワークの核となる地域を確保・保全するために、第2節の重要地域の保全に示す各施策により、地域の拡大、管理水準の向上を進めます。さらに、国土の3分の2を占める森林については、陸域の動植物の多くがその生息・生育を依存していることを踏まえ、生態系ネットワークの根幹として適切な整備・保全を図るとともに、保護林相互を連結する「緑の回廊」の設定をはじめ、漂流沿いや尾根筋の森林などの保護林帯の設置による、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めます。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)						C-1	a+ 既に達成済み	・国有林野については、国土保全上重要な奥地や水源地域に広く分布している生態系ネットワークの根幹として重要な役割を果たしている。特に原生的な森林生態系や希少な生物が生息・生育する森林については、保護林帯の確保、適切な管理を実施している。	・保護林や「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い、適切な保全・管理を推進する。漂流沿いや尾根筋の森林については、保護林帯を認定し、森林生態系ネットワークの形成に努める。	保護林面積:97万8千ha(平成31年4月) 緑の回廊面積:50万4千ha(平成31年4月)	・森林整備・保全費		
4	緑の基本計画、河川整備計画など、各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置付け、事業者にその重要性を浸透させることと、計画的に施策を実施します。(国土交通省、農林水産省、環境省)						A-1 B-1 B-2 C-1	a+ 既に達成済み	・緑の基本計画については、平成30年度までに新たに21自治体で策定を完了し、引き続き、生態系ネットワークの形成を推進した。	・河川整備計画の形成にあたっては、生態系ネットワークの形成やその意義を位置付け、事業者に取組を促している。	緑の基本計画 第25市町村(686市町村) (平成31年3月)	・治水重要圏関係費 ・社会資本整備総合交付金 ・国有森林計画に必要経費 ・生物多様性国家戦略推進費 ・森林計画推進事業費		
5	地域の生物多様性の保全・回復を図る先進的取組に対して、地域自主戦略交付金(内閣府所管)等により支援します。(環境省)						B-1 C-1 D-2	b 進捗中	・平成24年度に地域自主戦略交付金を創設されたことに伴い、平成22年度より生物多様性保全回復施設整備交付金を創設し、これら交付金により、熊本県の実施する国内初の大規模ダム(荒瀬ダム)撤去等を支援した。	・今後も引き続き生物多様性保全回復施設整備交付金により、生物多様性保全上重要な地域と生態学的に密接な関係を有する地域における、都道府県による自然再生事業を支援していく。		・生物多様性保全回復整備事業		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
34	国立公園の特別保護地区、第1種特別保護地区などの保護上重要な地域等と東国施設地区などの利用上重要な地域について、安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備(標識整備、洗足場等の整備、積雪対策など)、地域と一体となったエコツアーの取組を推進するために必要な活動拠点施設の整備のほか、誰もが安全・快適に利用できるよう施設のエコツアーガイドの能力向上を図ります。また、優れた自然環境を有する国立公園の魅力を向上させるべく、ポイント施設、多言語対応案内板、解説などの統一した整備のほか、沿線の自然や歴史、文化とつなぐための歴史的自然歩道などについて整備を実施します。環境	なし	なし	b 進捗中	・全国34の国立公園すべてにおいて、登山道整備、エコツアーガイド施設設置を実施し、エコツアーガイドの導入等を実施した。また、インバウンド対応の取組として、多言語標識の整備、滞在環境の向上を図るためのビューポイント施設整備や既存施設のリノベーション等を実施した。	・引き続き、国立公園の安全かつ適切な利用を促進するための施設整備を実施。	-	-	-	・自然公園等事業費	
35	平成20年2月に宮内庁から環境省へ所管移された、日光国立公園内の旧御用邸用地については、動植物やセンター等の整備を進め、平成23年度に那須平成の森として開園した。引き続き、自然環境の保全及び国民が自然に直接あたる自然体験活動を推進します。(環境省)	なし	なし	a+ 既に達成済み	・自然環境モニタリングを行い、種多様な生態系管理を行うとともに、那須平成の森フィールドセンター、那須高原ビジターセンターを中心に、ガイドツアーの実施等自然体験活動を実施している。	・引き続き、那須平成の森の自然環境の保全及び自然体験活動を推進していく。	-	-	-	・日光国立公園 那須平成の森 管理運営体制構築事業	
36	自然生態系が消失・変容した箇所において、森林・草原・干潟・藻場などの自然環境の再生・修復を実施します。(環境省)	D-2	b 進捗中	なし	・平成24年度から令和元年度までに、国立公園内において、自然再生事業(7地区)を実施した。また、都道府県が実施する自然再生事業(8地区)に対して、自然環境整備交付金により支援した。	・引き続き、自然再生事業を推進する。	-	-	-	・自然公園等事業費	
37	国立公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、地域自主戦略交付金(内閣府所管)により支援します。(環境省)	なし	なし	b 進捗中	平成24年度に地域自主戦略交付金が廃止されたことに伴い、自然環境整備交付金により国立公園内における自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生の推進、長距離自然歩道の整備のための支援を行っている。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	・自然公園等事業費	
3	鳥獣保護区										
38	鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで限定的な制度であり、鳥獣の生態環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。また、今後作成する他業のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方も踏まえ、保護区の再編を図ります。(環境省)	C-1	b 進捗中	なし	・国指定鳥獣保護区について新指定や既指定保護区の区域の拡張を行った。	・現在の取組を継続して進めていく。	国指定鳥獣保護区06箇所592,969ha(令和元年11月)	国指定鳥獣保護区82箇所, 582,409ha(平成24年9月)	国指定鳥獣保護区管理強化費		
39	自然公園など関連する他の制度における保護施設とも密に連携しつつ、渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を進め、渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努めます。(環境省)	C-1	b 進捗中	なし	・渡り鳥の集団渡来地などについて、平成24年度から令和元年度までに、既指定鳥獣保護区を17762ヘクタール拡張し、新規指定を8件行った。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	・国指定鳥獣保護区管理強化費	
40	鳥獣保護法の施行状況について点検を行い、必要に応じて制度や運用の見直しを行います。(環境省)	B-1	a+ 既に達成済み	なし	・ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣による生態系や農林水産業、生活環境への被害が深刻化する一方、鳥獣保護管理の担い手である狩猟者の減少、高齢化している状況にあったため、ニホンジカ、イノシシの個体数を令和5年度までに平成23年度比で半減させるといふ抜本的な鳥獣捕獲強化対策(平成25年12月、農林水産省 環境政策作成)の目標達成に向け、鳥獣の保護管理の一層の促進と捕獲の担い手確保を図ることを目的に平成27年5月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律を施行した。この改正において、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、新たな目標として、集約かつ広域的に新たな取組の必要があるものとして、環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県等が捕獲等を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」や、鳥獣の捕獲等について、安全を確保して適切かつ効率的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業案を都道府県知事や認定する「認定鳥獣捕獲等事業」を創設し、指定管理鳥獣捕獲等事業については都道府県等による捕獲等の取組を交付金により支援した。	改正鳥獣保護管理法規制第18条において、施行後5年を経過した場合には、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、令和2年5月に施行から5年を迎えることから、施行状況及び鳥獣保護管理行政に係る課題について検討を開始している。	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
41	鳥獣保護区においては、定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、人の利用に適した環境の整備、鳥獣の生息などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っています。特に国指定鳥獣保護区については、鳥獣保護区ごとの保護管理方針を示すマスタープランに基づき、管理の充実を図ります。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌のための施設の設置、湖沼などの水質を改善する施設の設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行います。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	C-1 b 進捗中	4. 国所の国指定鳥獣保護区において、生息環境の維持・改善、生息状況のモニタリング等を行うとともに、鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、5件の干渉の達成、進入防止柵の設置等を行いました。令和元年度には、6件の保全事業が行われた。	・引き続き、鳥獣保護区の適正な維持・管理の推進を図る。	-	-	生息地等保護区：9箇所、885ha (平成24年9月)	生息地等保護区：9箇所、890ha (平成30年3月)	・国指定鳥獣保護区管理強化費 ・自然公園等事業費	
42	絶滅のおそれのある野生動物植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、保護に際し鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動物植物種について、生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先的に、生息地等保護区への指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生動物の保全戦略に定める保護区指定の考え方も踏まえ、保護区の再編を行います。(環境省)		C-2 b 進捗中	・保護区ごとの指針に従い、巡回による違法行為の防止、権限の点検、生息・生育状況の把握、下草刈りなどの生息・生育環境の維持・保全を行うなど適切な管理を実施した。	・調整が整い次第、指定・拡張を進める。	-	-	生息地等保護区：9箇所、885ha (平成24年9月)	生息地等保護区：9箇所、890ha (平成30年3月)	・希少野生動物植物種生息地等保護管理費	
43	生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じて保護の指針や区域の見直しを検討します。(環境省)		C-2 b 進捗中	・保護区ごとの指針に従い、巡回による違法行為の防止、権限の点検、生息・生育状況の把握、下草刈りなどの生息・生育環境の維持・保全を行うなど適切な管理を実施した。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	-	-	生息地等保護区：9箇所、885ha (平成24年9月)	生息地等保護区：9箇所、890ha (平成30年3月)	・希少野生動物植物種生息地等保護管理費	
44	名称・天然記念物、文化財の登録・指定された地域については、地域の自然を磨き上げた文化的な遺産として地方公共団体など連携し、現況把握や保存管理計画の策定・維持管理・復元など、適切な自然の多様性と生物の多様性保全を進める地方公共団体などが主体となる事業に対し「国庫補助金を交付してまいります。(文部科学省)	なし	b 進捗中	・平成24年9月から令和2年9月にかけて、26件の名勝については、33県で計26件指定した。平成24年9月から令和2年9月にかけて、天然記念物については、27県で計155件指定した。全国の自然的名勝の指定件数は180件、平成24年9月から令和2年9月で16.8%増加し、効果を上げている。全国の天然記念物の指定件数は1,031件、平成24年9月から令和2年9月で35.5%増加し、効果を上げている。	・文化財の保存・活用観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	-	-	天然記念物の指定件数：1,031件(令和2年3月末) 自然的名勝の指定件数：180件(令和2年3月末)	天然記念物の指定件数：1,031件(令和2年3月末) 自然的名勝の指定件数：180件(令和2年3月末)	・文化財の保存・活用推進	
45	指定された地域については、地域の自然を磨き上げた文化的な遺産として地方公共団体など連携し、現況把握や保存管理計画の策定・維持管理・復元など、適切な自然の多様性と生物の多様性保全を進める地方公共団体などが主体となる事業に対し「国庫補助金を交付してまいります。(文部科学省)	なし	b 進捗中	・天然記念物家畜調査費の国庫補助実績(H24-R1)の内数 交付件数 122件 交付金額 311百万円 ・史跡等保存活用計画等策定費の国庫補助実績(H24-R1)の内数 交付件数 5,495件 交付金額 1,045百万円 ・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費の国庫補助実績(H27-R1)の内数 交付件数 2,288件 交付金額 33,929百万円 ・天然記念物再生事業費の国庫補助実績(H24-R1)の内数 交付件数 235件 交付金額 847百万円 ・天然記念物管理対策費の国庫補助実績(H24-R1)の内数 交付件数 403件 交付金額 1,823百万円	・文化財の保存・活用観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	-	-	有形文化財等の保存整備等 備蓄 (天然記念物家畜調査費・史跡等保存活用計画策定、歴史活き活き！史跡等総合活用整備、天然記念物再生、天然記念物食害対策)	有形文化財等の保存整備等 備蓄 (天然記念物家畜調査費・史跡等保存活用計画策定、歴史活き活き！史跡等総合活用整備、天然記念物食害対策)	・有形文化財等の保存整備等(天然記念物家畜調査費) ・歴史活き活き！史跡等総合活用整備 ・天然記念物再生 ・天然記念物食害対策	
46	適切な活用を進める観点から、地方公共団体や研究者、地域住民などと連携し、環境教育、環境学習、環境遊園地、地質公園などに関する地方公共団体などの事業に対し「国庫補助金を交付してまいります。(文部科学省)	なし	b 進捗中	・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費の国庫補助実績(H27-R1)の内数 交付件数 2,256件 交付金額 33,929百万円 ・天然記念物再生事業費の国庫補助実績(H24-R1)の内数 交付件数 235件 交付金額 847百万円	・文化財の保存・活用観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	-	-	有形文化財等の保存整備等 備蓄 (保存整備、史跡等総合活用推進、天然記念物再生)	有形文化財等の保存整備等 備蓄 (歴史活き活き！史跡等総合活用整備、天然記念物再生)	・有形文化財等の保存整備等(歴史活き活き！史跡等総合活用整備、天然記念物再生)	
47	自然と人間とが関わりながらはぐくまれた文化的遺産を保護する観点から、適切な保護の措置が図られていく重要な文化的景観を対象として、重要な文化的景観の選定を推進します。(文部科学省)	なし	b 進捗中	・平成24年9月から令和2年9月にかけて、重要文化的景観については、35件選定した。平成24年9月の重要文化的景観の選定件数は668件、平成24年9月からの令和2年9月で116.6%増加し、効果をあげている。	・文化財の保存・活用観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	-	-	重要文化的景観の選定 30件 (平成24年3月末)	重要文化的景観の選定 65件 (令和2年3月末)	・有形文化財等の保存整備等(文化的景観保護関係)	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
48	文化的景観の保存・活用を図るため、調査事業・文化的景観保存計画策定事業に対し国庫補助を行うとともに、重要文化的景観に指定された地域について修理・修繕などを行う整備事業に対し国庫補助金を交付します。(文部科学省)	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	文化的景観保護推進事業の国庫補助交付件数 382件の内数 交付金額 2,114百万円の内数	文化的景観の保存・活用が地域から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	-	有形文化財等の保存整備 (文化的景観関係)	-	有形文化財等の保存整備等(文化的景観保護関係)	
49	文化的景観の普及・啓発を図るため、地域住民などが参加する勉強会や公開講座及びワークショップなどを実施する事業に対し国庫補助金を交付します。(文部科学省)	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	文化的景観保護推進事業の国庫補助交付件数 382件の内数 交付金額 2,114百万円の内数	文化財の保存・活用に関する観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	-	有形文化財等の保存整備 (文化的景観関係)	-	有形文化財等の保存整備等(文化的景観保護関係)	
50	国有林野においては、世界自然遺産に登録された屋久島、白神山、地獄谷や小笠原諸島をはじめ、原生的な森林生態系や貴重な野生動物種が生息・生育する森林が多く残されており、こうした貴重な森林を「保護林(大正14年制度創設)」に指定し、保全・管理を推進します。このように特別な保全・管理が必要な森林については、野生動物種の分布状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の指定や区域の明示化を進めます。保護林については、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、高山植物など植物群系の保護など指定の目的に応じて7つに分類し、基本的に自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めます。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	C-1	a+ 既に達成済み	国有林野については、国土保全上重要な異地帯山地や水海地域に広く分布しており、生態系ネットワークの相対して重要な役割を果たしている。その中でも特に原生的な森林生態系や希少な野生動物の生息・生育に必要となる森林については「保護林」に設定し、適切な保護管理を実施していき、なお、保護林制度については、平成27年9月1日からの改正を行い、森林生態系や個体群の持続性に着目した分りやすい効果的な保護林区分を導入し、これまで7種類あった保護林を3種類に再編し、基本的には自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めた。	引き続き、「保護林」設定後の状況を含め、適切に把握し、現状に応じた保護・管理を推進する。	保護林面積:97万8千ha (平成31年4月)	保護林面積:90万3千ha (平成23年4月)	森林整備・保全費		
51	保護林においては、設定後の状況把握を促し、現状に応じた保全・管理を推進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、保護対象種の回復や生息・生育地の維持・保全のため、その特性に応じて、植生の回復やエコシステムなどによる改善を防ぐための保護網の設置などを実施します。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	C-1	a+ 既に達成済み	保護林の状況把握を促すため、森林や動物等の状況変化などについてモニタリング調査を行うとともに、保護林管理委員会における専門家の助言を踏まえ、保護管理のほか、これまで48箇所の保護林における区域の見直し等を実施した。	引き続き、「保護林」設定後の状況を含め、適切に把握し、現状に応じた保護・管理を推進する。	-	-	-	森林整備・保全費	
52	国有林野においては、野生動物種の生息・生育地を結び移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的多様性を確保するため、保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」(平成12年度創設)を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	C-1	a+ 既に達成済み	保護林を中心に生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、より広範囲で効果的な森林生態系の保護を実施した。	引き続き、「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い、適切な保全・管理を推進する。	保護林面積:97万8千ha (平成31年4月) 緑の回廊面積:56万4千ha (平成31年4月)	保護林面積:90万3千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積:56万6千ha (平成23年4月)	森林整備・保全費		
53	保護林を中心にネットワークを形成する緑の回廊において、人工林の抜き伐りにより、希少野生動物種の保種増殖及び餌となる動物の生息環境を整備する施策のほか、森林の状態や野生動物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査を引き続き実施します。また、種の保全や遺伝的多様性をより一層確保するため、新たな設定を推進します。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	C-1	a+ 既に達成済み	保護林においては、人工林内の広葉樹を積極的に保持するなど、希少野生動物の生息・生育環境に配慮した施策を実施した。	引き続き、「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い、適切な保全・管理を推進する。	保護林面積:97万8千ha (平成31年4月) 緑の回廊面積:56万4千ha (平成31年4月)	保護林面積:90万3千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積:56万6千ha (平成23年4月)	森林整備・保全費		
54	水源涵養(かんよう)や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進します。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	D-1	a+ 既に達成済み	保安林の見直しを推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献した。	今後とも、公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林の計画的な指定を推進する。	保安林面積:1,281万ha (令和5年度末)	保安林面積:1,202万ha (平成23年度末)	保安林面積:1,223万ha (令和元年度末)	保安林整備事業委託費等	3
55	国有林野においては、保護林や緑の回廊に設定されていない渓流や林の森林等について、その連続性を確保し野生動物の移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持することとし、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	C-1	a+ 既に達成済み	国有林野においては、36箇所の渓流沿いの森林をモジュールに保護樹帯等として設定し、連続性を確保し野生動物の移動経路等としての機能を果たすような生物多様性が豊かな森林へと誘導する施策を実施した。	引き続き、渓流等の周辺に存する森林等の保全及びその機能・役割の維持・増進に努める。	-	-	-	森林整備・保全費	
56	特別緑地保全地区など、行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うとともに、都市における生物の生息・生育地の移転などとして、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区や近郊緑地特別緑地保全地区などの都市における良好な自然環境の確保に資する地域の指定について7つに分類し、基本的に自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めます。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	C-1	b 進捗中	平成30年度までに、新たに特別緑地保全地区:4,499ha、近郊緑地特別緑地保全地区:229haが増加し、都市域において拠点となる緑地の保全を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	特別緑地保全地区面積:2,818ha、62地区 近郊緑地特別緑地保全地区面積:3,746ha、30地区 (平成31年3月)	特別緑地保全地区面積:2,369ha、419地区 近郊緑地特別緑地保全地区面積:3,517ha、27地区 (平成23年3月)	特別緑地保全地区面積:2,818ha、62地区 近郊緑地特別緑地保全地区面積:3,746ha、30地区 (平成31年3月)	社会資本整備総合交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項	数値目標番号
57	首都圏及び近畿圏については、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それぞれの「都市環境インフラのクラスタリング」から得られた知見をもとに、保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	C-1 b 進捗中	令和元年度までの間に「首都圏の都市環境インフラのクラスタリング」および「近畿圏の都市環境インフラのクラスタリング」に示された方向性を踏まえ、近郊緑地保全地区229haを追加指定し、大規模な緑地空間を確保した。	保全すべき区域における地域指定に加え、生物の生態空間の保全施策の強化が必要。	-	近郊緑地保全区域面積：97,300ha、25区域(令和2年3月) 近郊緑地特別保全地区：指定面積3,746ha、30地区(令和2年3月)	近郊緑地保全区域面積：97,300ha、25区域(令和2年3月) 近郊緑地特別保全地区：指定面積3,746ha、30地区(令和2年3月)	社会資本整備総合交付金	
58	多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。(国土交通省)		C-1 b 進捗中	平成30年度までに1,6haの緑地で管理協定が締結され、緑地を保全・管理する活動を支援した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	-	管理協定：1.2ha、1地区、3契約(平成23年3月)	管理協定：1.6ha、2地区、4契約(平成31年3月)	-	
59	ラムサール条約湿地(6年採択)は、国際的に重要な湿地とそこに生態・生物を育てるための条約で、わが国は昭和59年に加入しました。ラムサール条約では、国際的に重要な湿地をラムサール条約湿地として最低1か所登録することが義務づけられており、わが国は平成24年8月までに46か所の湿地を登録しました。また、ラムサール条約湿地の国際的な標準を満たすわが国の湿地については、潜在候補地を調査し、公表しました。同条約の流れとしては、平成11年の第1回締約国会議において目標とした、「条約湿地数を、登録湿地数の増加のみならず、登録湿地の質をより充実させていく方向が重視されてきていることから、わが国においても既に登録された湿地について、条約の理念に沿って保全と賢明な利用の質的な向上を図ります。具体的には、平成22年までに、これまで登録された全ての湿地についてラムサール情報票(RIS)の更新を行うとともに、地域の理解と協力を前提として必要な登録区域の拡張等を図ります。なお、国際的に重要な湿地の事業を推進することが求められており、登録による地域には、これまで登録は済まなかったラムサール条約湿地を抱える市町村が任意に加意する「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」を設け、関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。また、条約湿地の保全と賢明な利用(ウィズユース)のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓発などを通じて、条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます。(環境省、農林水産省、国土交通省)		A-1 B-1 B-2 B-3 C-1 C-2 D-1 D-2	関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携し、普及啓発に係るシンポジウム9件の開催を通じて保全と賢明な利用を推進した。	今後も、基準を満たすことが明らかであれば、登録による地域による保全等について、引き続き登録を目的とする。RSの更新を引き続き進める。	登録湿地：10箇所 登録湿地：46(平成24年8月)	登録湿地：52(令和2年3月)	アジア太平洋地域・生物多様性保全推進費、アジア地域における生物多様性保全推進費	4	
60	国土交通省、農林水産省、国土交通省)		A-1 B-1 B-2 B-3 C-1 C-2 D-1 D-2	関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携し、普及啓発に係るシンポジウム9件の開催を通じて保全と賢明な利用を推進した。	引き続き関係者と連携した取組を推進する。	-	-	-	アジア太平洋地域・生物多様性保全推進費、アジア地域における生物多様性保全推進費	
61	世界自然遺産地域の管理にあたっては、地域関係者などを通じて、各専門家や関係者から意見を聞き、地域の合意を取りながら管理を進めるとともに、利用者が森林や野生動物に関する情報を収集し、管理に反映する仕組みを構築するなど、国民皆備とも連携した管理を一層推進します。(環境省、農林水産省)		C-1 b 進捗中	世界自然遺産4地域において、各地域で地元自治体や地元関係者(関係者)と連携し、モニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。また、条約湿地の保全と賢明な利用(ウィズユース)のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓発などを通じて、条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます。(環境省、農林水産省)	引き続き、管理計画に基づき保全管理を推進する。	-	-	-	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費、森林整備推進事業費、森林整備・保全費	
62	世界自然遺産地域の管理にあたっては、地域関係者などを通じて、各専門家や関係者から意見を聞き、地域の合意を取りながら管理を進めるとともに、利用者が森林や野生動物に関する情報を収集し、管理に反映する仕組みを構築するなど、国民皆備とも連携した管理を一層推進します。(環境省、農林水産省)		C-1 b 進捗中	世界自然遺産4地域において、各地域で地元自治体や地元関係者(関係者)と連携し、モニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。また、条約湿地の保全と賢明な利用(ウィズユース)のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓発などを通じて、条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます。(環境省、農林水産省)	引き続き、管理計画に基づき保全管理を推進する。	-	-	-	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費、森林整備推進事業費、森林整備・保全費	
63	世界自然遺産地域の管理にあたっては、地域関係者などを通じて、各専門家や関係者から意見を聞き、地域の合意を取りながら管理を進めるとともに、利用者が森林や野生動物に関する情報を収集し、管理に反映する仕組みを構築するなど、国民皆備とも連携した管理を一層推進します。(環境省、農林水産省)		C-1 b 進捗中	世界自然遺産4地域において、各地域で地元自治体や地元関係者(関係者)と連携し、モニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。また、条約湿地の保全と賢明な利用(ウィズユース)のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓発などを通じて、条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます。(環境省、農林水産省)	引き続き、管理計画に基づき保全管理を推進する。	-	-	-	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費、森林整備推進事業費、森林整備・保全費	
64	世界自然遺産地域の管理にあたっては、地域関係者などを通じて、各専門家や関係者から意見を聞き、地域の合意を取りながら管理を進めるとともに、利用者が森林や野生動物に関する情報を収集し、管理に反映する仕組みを構築するなど、国民皆備とも連携した管理を一層推進します。(環境省、農林水産省)		C-1 b 進捗中	世界自然遺産4地域において、各地域で地元自治体や地元関係者(関係者)と連携し、モニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。また、条約湿地の保全と賢明な利用(ウィズユース)のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓発などを通じて、条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます。(環境省、農林水産省)	引き続き、管理計画に基づき保全管理を推進する。	-	-	-	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費、森林整備推進事業費、森林整備・保全費	
65	世界自然遺産地域の管理にあたっては、地域関係者などを通じて、各専門家や関係者から意見を聞き、地域の合意を取りながら管理を進めるとともに、利用者が森林や野生動物に関する情報を収集し、管理に反映する仕組みを構築するなど、国民皆備とも連携した管理を一層推進します。(環境省、農林水産省)		C-1 b 進捗中	世界自然遺産4地域において、各地域で地元自治体や地元関係者(関係者)と連携し、モニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。また、条約湿地の保全と賢明な利用(ウィズユース)のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓発などを通じて、条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます。(環境省、農林水産省)	引き続き、管理計画に基づき保全管理を推進する。	-	-	-	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費、森林整備推進事業費、森林整備・保全費	
66	世界自然遺産地域の管理にあたっては、地域関係者などを通じて、各専門家や関係者から意見を聞き、地域の合意を取りながら管理を進めるとともに、利用者が森林や野生動物に関する情報を収集し、管理に反映する仕組みを構築するなど、国民皆備とも連携した管理を一層推進します。(環境省、農林水産省)		C-1 b 進捗中	世界自然遺産4地域において、各地域で地元自治体や地元関係者(関係者)と連携し、モニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。また、条約湿地の保全と賢明な利用(ウィズユース)のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓発などを通じて、条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます。(環境省、農林水産省)	引き続き、管理計画に基づき保全管理を推進する。	-	-	-	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費、森林整備推進事業費、森林整備・保全費	

実施 番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別 目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投制等 事項名	数値 目標 番号	
75	世界的な潮流を踏まえ、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的とする生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)の仕組を新たな施策の展開などの後援として、自治体を含む関係者と連携して進めるとともに、新規指定候補地に対する情報提供や助言などを行います。(文部科学省、環境省、農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	D-1	a・既に達成済み	・地元市町を中心として関係行政機関や地元関係団体で構成する生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)の運営協議会に関係省庁も参加するなどして、地域での取組みへの助言等を行った。 ・平成27年10月に登録地域等で構成される日本ユネスコエコパークネットワーク(JBRN)が発足し、民間財団との連携等を通してユネスコエコパークの普及啓発を進めた。 ・関係自治体に対し、ユネスコエコパークの活動とユネスコワールド遺産(持続可能な開発のための教育)との連携を図ることにより、生物多様性の保全と持続可能な地域づくりを担う次世代育成の責務につながるよう助言しており、ユネスコエコパークの域内から複数のユネスコワールド遺産が誕生した。 ・令和元年6月に開催された第31回ユネスコ人間と生物(MAB)計画国際調整理事会において「甲武信」(山梨県、埼玉県、長野県、東京都)の新規登録が決定	・引き続き、ユネスコエコパークの仕組(令和元年度まで)・ユネスコ未来共創プラットフォーム事業(令和1年度～)						
76	平成24年7月に生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)に登録された緑地帯については、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を図る観点から、関係省庁や自治体、地元のNPO団体等が連携し、固有の自然を移した照葉樹林の保護・復元を目標とした適切な森林の保全管理のほか、有機農業等との連携を通じた自然と人間の共存に配慮した地域振興策を進めます。(文部科学省、農林水産省)		D-1	b 進捗中	・国有林野をフィールドとして、地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として緑プロジェクトを実施した。同プロジェクトでは、照葉樹林の復元に向けた各種モニタリング調査の実施・分析を行った。また、地域協議会と連携したボランティアによる森林整備と連携したボランティアによる森林整備など積極的な普及啓発活動を実施した。 ・緑以外のユネスコエコパークにおいても、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を図るための取組が実施され、みまもりにおいては、地形等に依りた多様な自然環境の保全や復元を旨とする併合プロジェクトが行われる春、各地で地元と連携した活動が進められた。 ・平成25年9月、綾町は町内の全小中学校をユネスコスクールに申請しユネスコエコパークを活用したESD(持続可能な開発のための教育)実践のモデルケースとして、学校教育を通じた生態系の保全と持続可能な利活用に関する普及啓発に取り組んだ。また、緑ユネスコ	・ユネスコスクールに対しては、地元自治体等と連携を図りながら、ESD実践のモデルケースとなるような適切な助言を行う。 ・引き続き、地元自治体、NPO団体等と連携を図りながら森林の適切な保全管理を進める。					・森林整備・保全費	
77	ユネスコパーク 国立公園において、生物多様性の「土台」でもある地形・地質の多様性(ジオ多様性)等の保全を図るとともに、ジオパーク、環境教育のプログラム作り、地震や火山等の自然の脅威を学ぶための防災教育プログラム作りを、地方公共団体等のジオパークを推進する機関と連携して進めます。(環境省)		なし	b 進捗中	全国の国立公園とジオパークが重複した地域等において、自然環境調査や利用者アンケート等を行い、国立公園と連携した地形・地質の保全・活用計画を作成しているところ。	これからの保全活用計画をもとに、ジオパークや環境教育の実施、意識啓発等、国立公園とジオパークの連携した取組を推進していく。						
78	東日本大震災で津波の被害を受けた地域において指定に向けたい動きの連携を図り、地震や津波の被害を含むジオパークの保全や、自然の脅威と向き合うための仕組づくりを進め、その取組を世界に向けて発信していきます。(環境省)		なし	b 進捗中	平成25年9月に三陸ジオパークが日本ジオパークに登録され、推進協議会の様々な取組に対して助言・指導を行い、サポートした。	引き続き推進協議会の様々な取組に対して助言・指導を行い、サポートしていく。				・三陸復興国立公園再編成等推進事業 ・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費(ジオパークと連携した地形・地質の保全・活用推進事業)		
79	NGOや漁業協同組合など地域の関係者によって、合意形成に基づく(管理)域が特定され、保護管理が行われている事例について、基礎的な情報、合意形成や管理の方法などに関する情報収集を行い、共通の課題や関係機関の連携、協働のあり方などについて検討します。(環境省)		B-2	b 進捗中	平成30年度から国内外の優良事例についての管理実態や有効性に関する情報を収集。	・海洋保護区としての管理の充実。 ・漁業協同組合やNGOについて情報収集を実施						

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投制等事項名	数値目標番号
88	広域的観点から自然再生を展開するため、生態系ネットワークの図化を基に、広域圏レベルで自然再生の目標に対する共通の認識を形成し、それに向かっって様々な主体が自然再生を認識し、実施するための手法の検討を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	D-2 b 進捗中	広域的観点から自然再生を展開するため、自然再生推進会議や手法に関する専門家会議等を開催し、関係官庁が連携して検討している。	全国の自然再生の取組事例や自然再生推進法に基づき、自然再生推進法に準じた自然再生推進法を踏まえ、幅広い一般の意見を聴き、必要に応じて見直しを行い、関係官庁、農林水産省、国土交通省)	今後も検討を進めていく。	-	-	-	・自然再生活動推進費 ・水産多面的機能発揮推進費	
89	民間団体などが特に民間側において自然再生に関り取り組む場合の支援のあり方について、より効果的な手法を検討し、実施していきます。(環境省)		D-2 b 進捗中	民間団体の取組事例や自然再生推進法に基づき、自然再生推進法を踏まえ、幅広い一般の意見を聴き、必要に応じて見直しを行い、関係官庁、農林水産省、国土交通省)	全国の自然再生の取組事例や自然再生推進法に基づき、自然再生推進法に準じた自然再生推進法を踏まえ、幅広い一般の意見を聴き、必要に応じて見直しを行い、関係官庁、農林水産省、国土交通省)	今後も検討を進めていく。	-	-	-	・自然再生活動推進費	
90	平成25年には、自然再生推進法に基づき(自然再生基本方針)の見直しから5年が経過するため、自然再生推進法を踏まえ、幅広い一般の意見を聴き、必要に応じて見直しを行い、関係官庁、農林水産省、国土交通省)		D-2 a+ 既に達成済み	自然再生推進法に基づき、自然再生推進法を踏まえ、幅広い一般の意見を聴き、必要に応じて見直しを行い、関係官庁、農林水産省、国土交通省)	自然再生推進法に基づき、自然再生推進法を踏まえ、幅広い一般の意見を聴き、必要に応じて見直しを行い、関係官庁、農林水産省、国土交通省)	新たな自然再生基本方針に基づき、自然再生事業を進める。	-	-	-	・自然再生活動推進費	
第4節 環境影響評価など											
1 環境影響評価											
91	各事業の準備にあたり、環境影響評価手続が適切かつ円滑に行われ、生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全、人と自然との調和のとれた共存が図られるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要に応じて意見述べます。(環境省)		なし	既に達成済み	環境影響評価手続の各段階において、生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全、人と自然との調和のとれた共存が図られるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要に応じて意見述べます。(環境省)	引き続き、生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全、人と自然との調和のとれた共存が図られるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要に応じて意見述べます。(環境省)	令和2年3月末までに実施した手続203件中、大臣意見を545件提出、令和元年度は68件の環境大臣意見を提出、平成23年度は67件の環境大臣意見を提出			・環境影響評価制度合理化・最適化経費	
92	平成23年4月に改正された環境影響評価法に基づき、新たに創設された配慮手続や報告書手続等を含めた環境影響評価制度の適切な運用を進めます。(環境省)		なし	既に達成済み	平成23年度に環境影響評価法に基づき、新たに創設された配慮手続や報告書手続等を含めた環境影響評価制度の適切な運用を進めます。(環境省)	引き続き、環境影響評価制度の適切な運用を進めます。(環境省)				・環境影響評価制度合理化・最適化経費	
93	法に基づき環境影響評価手続が終了した事業等について、当該事業に係る進捗状況の把握や現地調査を通じて、環境保全への適切な配慮がなされているか等についてフォローアップ調査を実施します。(環境省、関係府庁)		なし	既に達成済み	法に基づき環境影響評価手続が終了した事業等について、当該事業に係る進捗状況の把握や現地調査を通じて、環境保全への適切な配慮がなされているか等についてフォローアップ調査を実施します。(環境省、関係府庁)	引き続き、法に基づき環境影響評価手続が終了した事業等について、環境保全への適切な配慮がなされているか等についてフォローアップ調査を実施する。				・地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費	
94	平成24年10月から環境影響評価法の対象となった風力発電事業における環境影響評価について、生物多様性保全の観点から配慮されるよう、適切な制度の運用を図ります。(環境省)		なし	既に達成済み	平成24年10月から環境影響評価法の対象となった風力発電事業における環境影響評価について、生物多様性保全の観点から配慮されるよう、適切な制度の運用を図ります。(環境省)	引き続き、生物多様性保全の観点から配慮されるよう、適切な制度の運用を図る。				-	
95	基本的事項はその妥当性について5年程度ごとに点検することとしており、点検では平成23年度に点検を行い、平成24年4月に改正を告示しました。今後とも環境影響評価の進捗状況などを把握し、最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。(環境省)		なし	進捗中	最新の科学的知見や環境影響評価の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。(環境省)	引き続き、最新の科学的知見や環境影響評価の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。(環境省)				・環境影響評価技術調査費	
96	環境影響の予測・評価手法や環境影響の回避・低減・代替措置を含む環境保全措置について、最新の科学的知見に基づき検討等、新たな技術動向の整理が必要で、これまで知育が少なかった要因も含め、各種事業の実施により実際に生じた影響を分析することなどを通じて継続的な検討を行い、技術的・制度的手法を向上させていきます。(環境省)		なし	進捗中	環境影響の予測・評価手法や環境影響の回避・低減・代替措置を含む環境保全措置について、最新の科学的知見に基づき検討等、新たな技術動向の整理が必要で、これまで知育が少なかった要因も含め、各種事業の実施により実際に生じた影響を分析することなどを通じて継続的な検討を行い、技術的・制度的手法を向上させていきます。(環境省)	引き続き知見を収集し、環境影響評価の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。(環境省)				・環境影響評価技術調査費	
97	市民、NGO、事業者、地方公共団体などに対して、環境影響評価の実施に必要な情報のインターネットなどを用いた提供や技術的支援を継続的に実施します。(環境省)		なし	既に達成済み	市民、NGO、事業者、地方公共団体などに対して、環境影響評価の実施に必要な情報のインターネットなどを用いた提供や技術的支援を継続的に実施します。(環境省)	引き続き、環境影響評価の実施に必要な情報のインターネットなどを用いた提供や技術的支援を継続的に実施する。				・環境影響評価制度高度化経費	

実施番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
98	環境影響評価に係る関係者間の幅広い効果的なコミュニケーションを促進するための手法の検討を行います。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	環境影響評価に係る関係者間の幅広い効果的なコミュニケーションを促進するための手法について、専門家による意見交換等を行い(平成30年に16件、平成31年に7件)、課題整理を実施。	整理された課題等を踏まえ、引き続き手法の検討をすすめる。			環境影響評価制度高度化経費	
99	国内外における上位計画段階や政策アセスメントの制度策定の状況や運用の実態等についての情報収集を行い、こうした情報等を踏まえ、わが国への導入に向けた課題について、整理・検討を行うこと。		なし	b 進捗中	国内外における上位計画段階や政策アセスメントの制度策定の状況や運用の実態等についての情報収集を行い、こうした情報等を踏まえ、わが国への導入に向けた課題について、整理・検討を行っていること。	国内外の制度、運用実態等について引き続き整理、検討をすすめる、制度化に向けた取組を進める。			環境影響評価制度合理化・最適化経費	
100	環境影響評価法改正に伴って新たに加わった配属手続や報告手続も含め、適切な環境影響評価を行い、実効事例の積み重ねを進め、より適切な環境影響評価を実施できるように努めます。(環境省、関係府省)		なし	b 進捗中	平成31年1月末現在、環境影響評価法に基づき経過措置案件を含め、249件の手続が完了した。これまでに、法の円滑な施行のため、情報提供の推進、関係者の適切な意見形成の推進、技術手法の向上、環境影響評価の適正な審査などを実施してきた。	引き続き、実効事例の積み重ねを進め、より適切な環境影響評価を実施できるように努める。			環境影響評価制度合理化・最適化経費	
2	環境影響評価に関するその他の主な取組									
101	ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境への配慮を行うとともに、引継ぎ、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境保全措置を講じるなど、多様な生物の生息、生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めています。また、併用後の調査成果をダム事業の計画や影響評価に反映させるよう努めています。(国土交通省)		A-1 達成済み		ダム事業の実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を実施し、生物の生息、生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めている。	引き続き、実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を実施し、生物の生息、生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めているものとする。				
102	道路事業の実施にあたっては、次の点に配慮しつつ、引き続き生態系に配慮した取組を進めます。(国土交通省) 自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組みつつも、それに伴って必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな変化を避けるための構造形式の採用に努めます。 動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。 道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含め、地域の気候や土質などの自然条件に留意し、植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元します。 地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の種類などを工夫することにより、動植物の生息、生育環境の形成に積極的に取り組めます。(国土交通省)		B-1 b 進捗中		生態系に配慮した取組を進めます。(国土交通省) 自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組みつつも、それに伴って必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな変化を避けるための構造形式の採用に努めます。 動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。 道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含め、地域の気候や土質などの自然条件に留意し、植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元します。 地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の種類などを工夫することにより、動植物の生息、生育環境の形成に積極的に取り組めます。(国土交通省)	引き続き、実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を実施し、生物の生息、生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めているものとする。			道路事業費 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	
103	政府においては、国際協力の案件採択、車庫評価のあらゆる段階で環境社会配慮に留意し、併せて我が国の環境社会配慮事項について理解を求めます。(外務省、財務省、経済産業省、環境省)		なし	b 進捗中	外務省は、平成22年6月ODAのあり方に関する検討最終とりまとめにおいて、より効果的な援助の実現に向けた取組として、新たなJICAの環境社会配慮ガイドラインを骨髄に実施していく旨を盛り込むとともに、平成27年に閣議決定された開発協力大綱では、開発協力の適性確保のための原則として、環境社会配慮の具体的な項目にも言及の上、同原則を踏まえ、開発協力を実施することが明記され、これに沿って理解を求めながら国際協力を進めた。また、同ガイドラインの規定に従い、施行後10年以内(平成29年～令和元年年度)に実施した運用実態のレビュー結果に基づき包括的な検討を実施した。 なお、本施策に関連する進捗は数値化など、方法で評価することが想定されていない。	上記検討結果を踏まえ、今後ガイドラインの規定に関する諮問委員会を改定案を検討していく。			JICA運営費交付金の内訳	
104	援助実施機関であるJICAにおいても、JICA環境社会配慮ガイドライン(平成22年4月交付)を踏まえ、適切な環境社会配慮のもとで、案件形成・実施に努めています。(外務省、財務省、経済産業省、環境省)		なし	b 進捗中	JICAは、新しい環境社会配慮ガイドラインの検討に係る諮問委員会を33回開催し、平成29年4月に同ガイドラインを公表し、同年7月から施行している。同ガイドライン施行後は、相手国政府から要請のあった案件について、要請調査、協力準備調査、案件審査、採択、実施及び評価において新ガイドラインを適用して環境社会配慮を実施すること。また、同ガイドラインの規定に従い、施行後10年以内(平成29年～令和元年年度)に実施した運用実態のレビュー結果に基づき包括的な検討を実施した。なお、本施策に関連する進捗は数値化などの方法で評価することが想定されていない。	上記検討結果を踏まえ、今後ガイドラインの改定に関する諮問委員会を改定案を検討していく。			JICA運営費交付金の内訳	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					達成評価	達成状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
		1	2	3	4	5								
第2節 森林														
105	<p>（総合） 適切な森林の整備及び保全を通じて森林の有する多面的機能の発揮に貢献しており、広葉樹林化や長伐期化による多様な森林づくり、無秩序な伐採の防止や伐採後の的確な更新、保安林の計画的な指定、地域や多様な主体との連携による総合的な野生鳥獣対策の実施などのほか、森林の適切な利用の促進を図るための営林活動などの健全な管理を推進しました。</p> <p>1 重点すべき適宜区分に応じた望ましい姿とその取組の考え方</p> <p>森林・林業基本計画において、森林の機能（水源涵養機能、山地災害防止機能、土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材生産機能）とその機能を発揮する上での望ましい森林の姿を例示するとともに、森林計画制度などを通じてそれらの望ましい森林の姿に向けた森林の整備及び保全を推進します。（農林水産省）</p>						<p>森林・林業基本計画（平成28年5月策定）及び全国森林計画（平成30年10月策定）では、森林の機能と望ましい姿の両方を有する森林の整備及び保全の基本的な方針を明記している。また、その機能の一つとして生物多様性保全機能も位置づけられており、各機能区分に応じた森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。</p>							
106	<p>期待する機能の発揮に向けては森林の区分に応じた姿への誘導の考え方を明らかにするとともに、森林計画制度などを通じて、森林・林業基本計画に掲げるそれぞれの誘導への考え方に基いた森林の整備及び保全を推進します。</p> <p>育成層林では、現況が育成層林となっており森林のうち、成長量が比較的高い胸高幹が植わって立木として位置するものについて、木材専生産機能の発揮を期待する育成層林として確実に維持し、資源の発達の促進を図ります。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材専生産機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う集約化による影響を軽減するため、旨伐面積を縮小・分散させる新を図ります。公益的機能の発揮のため継続的な管理が必要となる他の森林は、立地条件に応じた広葉樹の導入等により針広混交の育成層林に誘導します。</p> <p>なお、希少な生物が生息する森林など局地的に生物多様な森林が求められる森林においては、天然林に誘導し、更新を促し、針広混交の育成層林又は天然林に誘導します。</p> <p>育成層林では、現況が育成層林となっており森林については、公益的機能の発揮のため引き継ぎ育成層林として維持することを基本としつつ、希少な生物が生息する森林など局地的に生物多様な森林が求められる森林においては、必要に応じて、天然林の活用により、天然林への誘導を図ります。</p> <p>天然林では、現況が天然林となっており森林のうち、環境・生態の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持管理が必要となる森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が図られる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成層林に誘導するほか、原生的な森林生態系や希少な生物が生息・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本とし</p>						<p>森林・林業基本計画（平成28年5月策定）及び全国森林計画（平成30年10月策定）では、森林の機能と望ましい姿の両方を有する森林の整備及び保全の基本的な方針を明記している。また、その機能の一つとして生物多様性保全機能も位置づけられており、各機能区分に応じた森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。</p>							
107	<p>一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される跡まきつりや配置されている水産を担い、立地条件等を踏まえつつ、育成層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進するため、森林所有者が施策を選択する際の目安となる施策方法の提示や効果的な実施技術の普及、多様な森林整備への取組を加速するための合意形成に向けた取組等を進め、また、原生的な森林生態系、希少な生物の生育、生息地、遷移林など水辺森林の保全・管理及び連続性の確保、点在する希少な森林生態系の保全・管理を進め、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の両立を図ります。（農林水産省）</p> <p>2 多様な森林づくりの推進</p>						<p>森林整備事業等により、育成層林への移行や長伐期化等による多様な森林づくりを推進。 適切に多様な森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。</p>						<p>森林整備事業費 林業成長産業化総合対策</p>	
108	<p>森林整備計画については、自然条件や導入する作業システムに配慮して、林道・作業道及び作業の適切な組合せによる整備を推進します。特に、林道については、計画・設計・施工等すべての段階での周囲の環境との調和を図ります。（農林水産省）</p>						<p>自然条件や導入する作業システムを踏まえつつ、周囲の環境との調和を図った道路の整備を推進。 117kmの道路を新設。</p>						<p>森林整備事業費 国土海外地域整備交付金 林業成長産業化総合対策</p>	
109	<p>森林経営計画の策定や施策の集約化に必要なこととなる森林情報の収集、境界の確認等に対する支援、間伐実施の促進となる既存の作業路網を又次で開拓する路網と転換するための改良活動等に対して支援します。（農林水産省）</p>						<p>森林整備地域活動支援対策において、森林経営計画の策定による施策の集約化、境界の確認等、林業事業者等の活動に対して重点的に支援を実施。 約化等に必要となる活動を実施することで、森林経営計画の策定による多様な森林の整備及び保全の両立を図ります。</p>						<p>森林整備地域活動支援対策 森林整備事業費</p>	
110	<p>国民の安全・安心を確保するため、森林所有者などが自助努力を行っても適正な整備が進まない森林については、市町村及び都道府県が、森林組合などの林業事業者による施策などの集約化や間伐の効果的な実施を促進します。これによって適時かつ適正な整備が進み、森林の健全な維持・管理に必要となる要請が高くなり、その適正な整備が必要となる場合には、治山事業などにより必要な整備を行うこととし、その際、立地条件を踏まえて針広混交林などを推進します。（農林水産省）</p>						<p>森林整備事業により、公的の主体が行う森林整備を推進すること等による多様な森林の整備を推進。 森林整備事業により、公的の主体が行う森林整備を推進すること等による多様な森林の整備を推進。</p>						<p>森林整備事業費 治山事業費</p>	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
118	国際的な気候変動対策を進めるための技術的ペースとなるIPCCガイドライン(森林分野)の改訂作業へ積極的に参加します。(農林水産省、環境省)	1 2 3 4 5 なし	D-2	a+ 既に達成済み	・GPG-LULUCFの改訂(平成25年京都議定書補足的な方法論ガイダンス)に係る執筆委員会での議論等についてプレゼンを行ったなど、作業の進捗に貢献したほか、政府レビュー等に積極的に対応した。 ・平成25年10月のIPCC第37回総会(クワジビラ)において同ガイダンスが承認され、同年11月のCOP19(ポワートランド)において先進国による同ガイダンスの活用が合意された。	IPCCにおけるガイドラインの取組等には科学的知見の蓄積を踏まえ適時実施されており、今後の進捗に貢献するため、引き続き積極的に参加する。なお、直近では令和元年5月にIPCCガイドライン2006の改訂が行われたこと。	COP19(平成25年)で改訂に合意する	平成24年5月にIPCCスコーピング委員会が開催			
119	流域を単位として民有林と国有林の連携を図りつつ多様な課題やニーズに対応するため、関係者間の意思形成や上下流の連携強化に向けた取組を推進します。また、民有林と国有林で一体的な森林整備を進めるため、計画的な取組の整備や関係者の森林整備等を行う森林共同施業団地の設定等を推進します。(農林水産省)	なし	なし	a+ 既に達成済み	地域における森林が有する多面的機能の持続的発揮を図るため、民有林と国有林との連携強化を図るため、森林整備等を行う森林共同施業団地の設定を推進した。	引き続き、民有林と国有林との連携を図り、森林共同施業団地の設定を推進する。	森林共同施業団地の設定数:167ヶ所(令和2年3月末)			森林整備・保全費	
120	森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者による適切な森林経営を推進するとともに、私有林、公有林、国有林の国土体間の連携を図り、地域ごとに効果的な森林経営を推進します。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	B-2	a+ 既に達成済み	平成23年4月に公表された森林法の一部を改正する法律(法律第20号)において、森林の多面的機能の十全な発揮に関する持続的な森林経営を確立するための、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が単独または共同で適正な森林施業及び森林の保護の実施を計画する森林経営計画の策定を推進した。また、民有林と国有林との連携した効果的な森林整備を行う森林共同施業団地の設定を推進した。	森林経営計画の策定を推進する。また、民有林と国有林との連携を図り、森林共同施業団地の設定を推進する。	森林経営計画制度が施行(平成24年度から)			森林経営計画認定事業委託費 森林整備地域活動支援交付金 森林整備・保全費	
3	美しい森林づくり推進国民運動の促進										
121	森林施業のコスト等を明示する理業型施業の普及・定着、施業集約化に必要な意思形成を図る取組等を推進します。(農林水産省、関係府省)		A-1 B-2 D-1	a+ 既に達成済み	森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナーの育成に取り組んでいる(累計:2299人)。また、令和元年産後時点において、森林整備地域活動支援策(令和元年産後時点)において、森林整備計画の策定による施業の集約化、境界の明確化等、林業事業者等の諸活動に対して重点的に支援を実施した。	引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。引き続き、森林整備地域活動支援策を通じて実施への支援を進める。			現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策 森林整備地域活動支援対策		
122	住宅分野、エネルギー分野、公共工事などの木材利用の推進を図ります。また、消費者ニーズに対応した新たな製品・技術の開発、消費者重視の新たな市場の形成拡大、木の良の普及などの取組を推進します。(農林水産省、関係府省)		なし	a+ 既に達成済み	公共建築物資の各分野における木材利用の拡大に取り組んでいる。木質チップの製造施設など関連施設の整備や木質バイオマス等を地域内で積極的にエネルギーとして活用する。地域内エコシステムの構築等の取組に対し支援。顔の見える木材での家づくり、などによる優良材等の活用、CLT等新たな木質部材の開発、普及、非住宅分野での木材利用等を支援。木材利用をPRする。木づかいサイクルマークは、平成31年3月末現在、401の企業、団体で使用されている。	木材の利用拡大を図るため、住宅、公共建築物、木質バイオマス等の各分野での木材利用を拡大を推進するとともに、木材利用の意識や木材に関する情報等を国民一人一人が共有し、森林を社会全体で支えていくという機運の醸成を推進する。			木材需要の創出、輸出の強化対策 林業・木材産業成長産業化促進対策 木材産業・木造建築活性化対策 合板・製材、集成材国際競争力強化対策(補正)		
123	U・I・V19(香を含む)森林整備・保全に貢献する者に対する研修などを推進することにより、将来的に地域の森林整備・保全を担う人材の確保・育成を図ります。また、今後増加する若年労働者などの確保を図るため、関係機関との連携強化を図ります。関係機関の取組を支援します。さらに、森林整備・保全の取組に併せて、境界の整備など森林管理の適正化を図ります。(農林水産省、関係府省)		B-2 D-2	a+ 既に達成済み	現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策等を通じて施業集約化等を行う森林施業プランナーを育成している(累計:2299人)。また、令和元年産後時点において、森林整備地域活動支援策(令和元年産後時点)において、森林整備計画の策定による施業の集約化、境界の明確化等、林業事業者等の諸活動に対して重点的に支援を実施した。	引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。新規模事業者の確保・育成・キャリアアップを推進する。			現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策 森林整備地域活動支援対策		
124	優れた自然や文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、山村の主要な資源である森林を活かした新たな産業の創出などの取組を推進することとし、地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大、里山林など山村固有の未利用資源の活用及び都市と山村の交流等を通じて山村への定住の促進などを推進することによって、山村地域の活性化を図ります。(農林水産省、関係府省)		なし	a+ 既に達成済み	里山林など山村固有の未利用資源を活用し、山村の活性化を図るため、里山資源を活用した里山林の再生を支援し、自立的、継続的に実施できる取組を作成し、普及を図るためセミナーでの配布、自治体への送付、ホームページへの掲載を行った。	森林総合利用推進事業は平成24年度で、森林資源総合利用指針策定事業は平成26年度で終了したが、引き続き、里山資源を活用した山村地域の活性化への取組を進めたい。			森林・山村多面的機能発揮対策 森林総合利用推進事業 森林資源総合利用指針策定事業 ほか		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投制等 事項名	数値 目標 番号
		1	2	3	4	5								
4	森林の適切な保全・管理													3
125	森林の適切な保全・管理 特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進します。また、保安林の機能の十分な保全を図るため、衛星写真画像などを利用し、保安林の現状や規制に關する情報を効率的に管理する体制を整備することにより、保安林の適切な管理を一層推進します。(農林水産省)						D-1 達成済み	保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	公益的機能の発揮が特に要請される森林について計画的な保安林の指定を推進するとともに、保安林の現状や規制に關する情報を効率的に管理することによって、保安林の適切な管理を一層推進する。	保安林面積:1,281万ha(令和5年度末)	保安林面積:1,223万ha(令和5年度末)	保安林整備事業委託費等		
126	降雨、地震、火山噴火、地すべり、泥石流などによる山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめ地域の安全性の向上を図るため、治山施設の設置などを推進するとともに、ダム上流の重要な水源や果樹の水源となっている保安林などにおいて、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進し、森林を適切に保全します。(農林水産省)						B-2 達成済み	山崩れ、地すべり、土石流等による被害の防止・軽減を図るための治山施設等の整備や水工保全機能の低下した保安林の整備を行う治山事業の実施により、森林を適切に保全。	引き続き、治山事業により森林の適切な保全を推進。			治山事業 国有林野内治山事業費		
127	秋刈り・被害拡大の先端地域における防除対策の重点化や保全すべき森林などの重点化、地域の自主的・主体的な連携協力及びボランティア等による防除活動など、森林病害虫防除対策を一層推進するとともに、林野火災の予防などにより森林の保全を適切に行います。また、種害虫に対して抵抗性を有する品種の開発及び抵抗性を有する品種の普及を促進します。(農林水産省)						a+ 達成済み	森林病害虫防除対策の推進、林野火災の予防などによる森林の保全を推進した。また、マツノザイゼンでS17品種開発を行い、普及に向けた取組を行った。	引き続き森林病害虫等被害対策事業等を推進する			森林病害虫等被害対策事業 付金		
5	鳥獣による森林被害対策の推進													
128	鳥獣による森林被害については、防護柵、食害防止チェーン、忌避剤などの被害防止施設の設置や防護柵による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進します。(農林水産省)						なし	鳥獣の生息状況及び森林被害状況等の調査や、被害防止チェーン等といった地域の主体的な防除活動、地域防除者と連携した鳥獣被害対策を実施することも、技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進した。	引き続き、関係府庁や多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。			林業・木材産業成長産業化促進対策 付金 ・シカによる森林被害緊急対策事業 ・森林・山村多面的機能発揮対策 ・森林整備事業(公共)		
129	関係府省による鳥獣被害管理施策との一層の連携を図りつつ、鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。(農林水産省)						なし	鳥獣の生息状況及び森林被害状況等の調査や、被害防止チェーン等といった地域の主体的な防除活動、地域防除者と連携した鳥獣被害対策を実施することも、鳥獣の生息環境にも配慮した広葉樹林の育成などを推進した。	引き続き、関係府庁や多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。			林業・木材産業成長産業化促進対策 付金 ・シカによる森林被害緊急対策事業 ・森林・山村多面的機能発揮対策 ・森林整備事業(公共)		
130	住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取りむかわため、地方公共団体、NPOなど連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と個体の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)						B-1 達成済み	国有林野では、地方公共団体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行い、つつ 被害節所の発生保護、森林の保全等の総合的な対策を推進した。	引き続き、地方公共団体等と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。			森林整備・保全費		
6	人材の育成、都市と山間の交流・定住の促進													
131	森林・林業に必要な人材の育成に向け、地域の森林・林業を牽引するフォレストスター、森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナー、個体や労働者技能を適切に行える現場技能者の体系的な育成に取り組む。また、森林・林業の発展に資する人材の育成に取り組む。また、森林・林業の発展に資する人材の育成に取り組む。(農林水産省)						B-2 達成済み	各種研修を通じて森林総合監理士(フォレストスター)を育成している。現場技能者キャリアアップ、林業労働安全対策、等を通じて現場技能者を育成している。フォレストスターを育成している。現場技能者キャリアアップ、林業労働安全対策、等を通じて現場技能者を育成している。現場技能者キャリアアップ、林業労働安全対策、等を通じて現場技能者を育成している。	引き続き、森林総合監理士の育成を推進する。現場技能者キャリアアップ、林業労働安全対策、等を通じて現場技能者を育成する。現場技能者キャリアアップ、林業労働安全対策、等を通じて現場技能者を育成する。	フォレストスター認定人数:1,397人(令和5年度) 森林施業プランナーの認定人数:2,289人(令和5年度) 現場管理責任者等の育成人数:3,128人(令和5年度)	フォレストスター認定人数:0人(平成25年度認定開始予定) 森林施業プランナーの認定人数:0人(平成24年度認定開始予定) 現場管理責任者等の育成人数:436人(平成23年度)	現場技能者キャリアアップ、林業労働安全対策事業	9 10 11	
132	基幹産業である林業と木材産業の振興、木質バイオマスなどの木質利用資源を活用した産業の育成、山村や林業の重要な収入源である特用林産物の生産・加工の高度化などにより、多様な林業振興の確保を図る。また、エネルギー利用など新たな需要が生まれる木質バイオマスの安定供給や二酸化炭素吸収のクレジット化を推進するほか、山村の資源を活用した地域住民による自主的な起業を推進します。(農林水産省)						なし	里山林業を活用した山村地域の活性化への取組を推進しているほか、新たなJ-クレジット制度において、森林整備によるクレジット制度を推進している。木質バイオマスを地域内で持続的にエネルギーとして活用する「地域内エネルギーシステム」の構築等の取組に対し支援	森林資源総合利用指針策定事業は平成28年度を終了したが、今後も継続して取組を進めている。			森林資源総合利用指針策定事業 ・木材需要の創出、輸出力強化対策 ・林業・木材産業成長産業化促進対策		
133	都市と山村の交流等を通じた山村への定住を促進するため、山村と山村、山村と都市との連携を深めるためのネットワーク化を推進します。(農林水産省)						なし	山村の地域住民がNPO等と連携して実施する、地域の森林保全管理等の取組への支援を通じて、山村住民同士あはれは山村と都市との連携の強化を図っている。	今後も継続して取組を進めていく。			森林・山村多面的機能発揮対策		
134	山村を活性化し、森林資源を適切に維持・管理するため、CSR活動の一環としての森林の整備、森林選種教育、山村での体験活動、健康増進や自然とのふれあいを促す山村住民等のニーズ、地域ごとに異なる山村資源を踏まえて、山村と都市の交流活動の円滑化を推進します。(農林水産省)						なし	地域住民がNPO等と連携して実施する、地域の森林保全管理等の取組に対し画が支援を行っている。	今後も継続して取組を進めていく。			森林・山村多面的機能発揮対策		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
		1	2	3	4	5								
135	7 産業現場における生物多様性への配慮 森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくため、森林計画制度の適切な運用を図るとともに、森林計画の取得など現場での取組事例を紹介し、森林施策の実施に際しての生物多様性保全への配慮を推進します。(農林水産省)						B-2 達成済み	森林・林業基本計画・全国森林計画において、森林の有する生物多様性保全機能や当該機能の発揮に資する森林に配慮するための森林施策について配慮事項を記述。 当該計画に基づき、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・適正な森林計画制度の運用を推進。			・森林計画推進事業費		
136	10 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進 国有林野においては、保護林や緑の回廊に設定されていない渓流等水辺の森林等について、その機能性を確保し野生生物の移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持することとし、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。(農林水産省)						C-1 達成済み	〔施策番号55に同じ〕	〔施策番号55に同じ〕			〔施策番号55に同じ〕		
137	10 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進 国有林野においては、企業が社会貢献活動の一環として森林づくりを行う法人の森林の認定、自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるためフィールドを提供する「ふれあいの森」の認定、地域の歴史的建造物や伝統文化の継承に貢献するための国民参加による「木の文化を支える森づくり」などを推進します。(農林水産省)						なし	令和元年度時点で法人の森林、472箇所、「ふれあいの森」13箇所、「木の文化を支える森」の認定を行い、企業や地域住民、民間団体等の森林づくり活動により、生物多様性の保全を推進した。	引き続き、「法人の森林」、「ふれあいの森」、「木の文化を支える森」の認定等を推進する。					
138	10 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進 全国植樹祭の開催、NPO等の森づくり活動への支援などにより、次代を担う子供たちをはじめ、幅広い国民に対し、森林・森林づくりに対する理解の醸成を図ります。(農林水産省)						なし	全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の開催、全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施支援。	現在の取組を継続して進めていく。					
139	9 森林環境教育 森林とのふれあいの森、森林環境教育を推進するために必要な人材の育成及び人材のネットワーク化を推進します。(農林水産省)						なし	地域の森林における森林環境教育の取組への支援を通して人材の育成を図っている。	今後も継続して取組を進めていく。					
140	10 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進 国有林野においては、学校が学ぶ体験活動のためのフィールドを提供する「遊々の森」の認定や、森林管理関係者による森林・林業体験活動、情報提供や技術指導などを推進します。(農林水産省)						A-1 達成済み	これまで全国20地域でフィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施するとともに、令和元年度末時点で13箇所の森、154箇所、「ふれあいの森」172箇所（平成22年度末時点）を認定し、上記により、森林・林業体験活動や森林づくり活動への参加者数は約11万人であった。	引き続き、森林・林業体験活動や森林づくり活動の推進を図る。	全国18地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施し、遊々の森、ふれあいの森の認定実績154箇所（令和元年度末時点）を達成し、参加者数42万人（平成22年度末）を達成した。	これまで全国20地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施し、遊々の森、ふれあいの森の認定実績154箇所（令和元年度末時点）を達成し、参加者数42万人（平成22年度末）を達成した。	森林整備保全費		
141	10 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進 森林の有する多面的機能や森林の取組などに関する情報を、各層に届けることでPRし、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めます。(農林水産省)						なし	森林づくりの重要性などについて情報発信する「フォレストサポーターズ」のメールマガジンにおける生物多様性保全の取組等についてイベント等の機会を通じてPRを実施した。	引き続き国民の森林及び林業に対する理解と関心を深める。					
142	10 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進 製材・加工体制の大規模強化などを推進することも、消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化を推進します。(農林水産省)						なし	製材・加工体制の大規模強化などを推進することも、消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化を推進します。(農林水産省)	価格、品質、性能、価値提供等の面から選ばれる木材製品の供給体制の整備、国産材の低い部材の開発、普及、地域材に対する認証性の付加、新たな木質部材の開発、普及、公共建築物・非住宅建築物・土木、エネルギー分野での木材利用、付加価値の高い木材製品の輸出促進等を推進する。					
143	10 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進 企業、生活者などのターゲットに応じた戦略的な普及や木質バイオマスの総合的な利用などを推進します。(農林水産省)						なし	木質チップの製造施設など関連施設の整備や木質バイオマスを地域内で特長的にエネルギーとして活用する「地域内エコシステム」の構築等の取組に対し支援。	木質バイオマス利用量が600万m ³ （平成32年）	木質バイオマス利用量が35万m ³ （平成22年）	木質バイオマス利用量が683万m ³ （令和元年）	木材産業・木造建築活性化対策 ・林業・木材産業成長産業化促進対策 ・合板・製材・集成材国際競争力強化対策（補正）		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
		1	2	3	4	5								
144	流域を単位として民有林と国有林の連携を図りつつ多様な課題やニーズに対応するため、関係機関の意思形成や上下流の連携強化に向けた取組を推進します。 また、民有林と国有林で一体的な森林整備を進めるため、計画的な道路の整備や間伐等の森林施策を行う森林共同実施計画の設定等を推進します。(農林水産省)						a+ 既に達成済み	[施策番号119に同じ]	[施策番号119に同じ]	[施策番号119に同じ]	[施策番号119に同じ]	[施策番号119に同じ]		
145	1.1 保護林や緑の回廊をほしめとす 1.2 奥地青森山脈や水源地を中心に里山まで生態圏的に広く所在している国有林野において、多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ効果的な間伐の実施、伐採林縁の長期化、針葉樹人工林において木炭力を活用した広葉樹の導入を進めるための抜き伐りを行い計画的に広葉樹を誘導、自然の推移にゆだねるものなど、地域管理経営計画等に基づいて多様な森林の整備、保全を推進します。(農林水産省)						a+ 既に達成済み	国有林野の多面的機能が十分に発揮されるよう、人工林の間伐や計画的な林化、長伐期化など地域管理経営計画等に基づいて多様な森林の整備、保全を推進します。	引き継ぎ、国有林野の多面的機能が十分に発揮されるよう、地域管理経営計画等に基いて多様な森林の整備、保全を推進する。					
146	国有林野は国土保全、水源がもたらす重要な役割を担っており、国有林野面積の約7割が保安林に指定されており、指定目的の達成のためこれらの適切な保全管理を行います。(農林水産省)						a+ 既に達成済み	国有林野における保安林において、適切な保全管理を実施し	引き継ぎ、国土保全、水源がもたらす重要な役割を担っており、重要な国有林野を保安林に指定することにも、その適切な保全管理を実施する。	国有林野における保安林面積：682万ha(平成22年度末)	国有林野における保安林面積：686万ha(令和5年度末)	森林整備、保全費 ・森林整備事業費 ・国有林野内治山事業費		
147	森林整備保全事業計画に基づき、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全などの森林の持つ多面的機能の確保が特に重要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。(農林水産省)						a+ 既に達成済み	国土の保全、水源の涵養の機能維持が特に重要な保安林などにおいて治山事業を実施。	警備地等の復旧整備等を推進することにより、今後とも引き継ぎ森林の山地災害防止機能等を確保する。	山地災害防止機能等が確保された集落数実績：約5万ヶ戸(平成22年度末)	山地災害防止機能等が確保された集落数実績：約5万ヶ戸(令和5年度末)	治山事業費 ・国有林野内治山事業費	12	
148	地元住民からなる地域協議会、自然保護団体、林野庁が協定を結び、生物多様性の復元と持続可能な地域社会づくりを目指す「赤谷あかやアロシエクト」や、日本最大の原生的な照葉樹林を擁する「大正44年制度創設」に設定し、保全・管理を実施する国有林野の維持・保全のため、その特性に応じた、種々の回復やモニタリングなどによる改善を促すための保護計画の設置などを実施します。(農林水産省)					B-1	達成済み	[施策番号65に同じ]	[施策番号65に同じ]			[施策番号65に同じ]		
149	保護林においては、設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、保護対象種の保護や生息、生育地の維持・保全のため、その特性に応じた、種々の回復やモニタリングなどによる改善を促すための保護計画の設置などを実施します。(農林水産省)						C-1	[施策番号51に同じ]	[施策番号51に同じ]			[施策番号51に同じ]		
150	京東東山の世界文化遺産の背景にあるアカマツやカハドクを推進します。(農林水産省)						a+ 既に達成済み	京東東山の国有林野において、地域の景観として求められるアカマツを主体とした分とするため、残存するアカマツと競合する樹木の除去及びアカマツの天然更新を促す地帯作業を実施した。など、里山林の整備、保全を推進した。	引き継ぎ、里山林の整備、保全を推進する。			森林整備、保全費		
151	住民と農家の協力を図り、共生を可能とする地境づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における鳥獣の生息状況、被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)						B-1	[施策番号130に同じ]	[施策番号130に同じ]			[施策番号130に同じ]		
152	国有林野には、世界自然遺産に登録された屋久島、白神山、林齢や樹高の多様性を生かすため、原生的な森林生態系や貴重な野生動物植物が生息、生育する森林が多く残されており、こうした貴重な森林を「保護林」(大正44年制度創設)に設定し、保全・管理を推進します。このように特別な保全・管理が必要な森林について希少な野生動物植物の分布状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の設定や区域の見直しを推進します。保護林については、保護林の設置や運送資源の保存、高山植物など植物群生の保護など設定の目的に応じて7つに分類し、基本的には自然の推移に委ねるなどの取組を進めます。(農林水産省)						C-1	[施策番号50に同じ]	[施策番号50に同じ]			[施策番号50に同じ]		
153	保護林においては、針葉樹や広葉樹に偏らない樹種構成、林齢や樹高の多様性を生かすこととし、優れた林分の維持を図りつつ人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に確保するなど、野生動物植物の生息、生育環境に配慮した施策を行うとともに、森林の動態と野生動物植物の生息、生育環境の関係を把握して保全・管理に反映させるためのモニタリング調査を実施します。さらに、国有林野に反映させるためのモニタリング調査を推進します。さらに、国有林野に反映させるためのモニタリング調査を推進し、保護林の設置などについては、必要に応じて隣接する民有林へも協力依頼し設定するよう努めます。また、清流源の水辺の森林環境について、その運動性を確保することにより、よりきめ細かな森林生態系ネットワークの形成に努めます。(農林水産省)						a+ 既に達成済み	「緑の回廊」においてモニタリング調査を実施し、人工林内の広葉樹を積極的に確保するなど、野生動物の生息、生育環境に配慮した施策を実施した。また、民有林との連携、協力により緑の回廊と隣接する民有林に緑の回廊が設定され、より広域的に生物多様性の確保が図られた。 国有林野においては、36箇所を漂流川沿いの森林をモデル的に保護樹帯等として設定し、運動性を確保し野生動物の移動経路等として機能を果たすような生物多様性が豊かな森林へと誘導する施策を実施した。	引き継ぎ、緑の回廊において、モニタリング調査等を行い、適切な保全・管理を推進する。漂流川沿いや層根防等の森林については、保護樹帯を設定し、森林生態系ネットワークの形成に努める。必要に応じて隣接する民有林との連携、協力を推進する。			森林整備、保全費		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投利等事項名	教訓 目標 番号
		1	2	3	4	5									
171	森林生態系多様性基礎調査(森林資源モニタリング調査含む)の三巡自前までの結果などに基づき、FAOの基準・指針に 対応した2018年世界森林資源評価国別レポートを作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。(農林水産省)						なし	a+ 既に達成済み	森林生態系多様性基礎調査(森林資源モニタリング調査含む)の三巡自前までの結果などに基づき、FAOの基準・指針に 対応した2018年世界森林資源評価国別レポートを作成した。	2020年世界森林資源評価国別レポートを平成30年に作成、FAOに提出済(令和2年6月公表予定)。今後も、FAOの要請に応じてレポートを作成。					
172	森林生態系多様性基礎調査の結果などを用いた森林の動態解析手法を開発します。(農林水産省)						B-2	a+ 既に達成済み	全国三巡自前までを終えた森林生態系多様性基礎調査の成果を踏まえ所定書類の体系的な把握を行った。	調査結果の解析や得られたデータの有効な活用について、引き続き取り組む。			森林生態系多様性基礎調査事業		
173	森林空間データ、森林生態系多様性基礎調査の結果及びデジタル空中写真などを森林GIS上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。(農林水産省)						B-2	a+ 既に達成済み	森林生態系多様性基礎調査の結果をKML形式等に出力またはより詳細な解析可能なGISデータとして利用可能な解析プログラムを作成。 森林の動態変化を相対的にわかりやすく把握することが可能となった。	森林生態系多様性基礎調査の結果について、森林計画制度を通じて生態系の保全を図る取組に活用していく。			森林生態系多様性基礎調査事業		
174	自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000などを実施し、全国の森林を含めた自然環境をモニタリングします。(環境省)						E-2	a+ 既に達成済み	自然環境保全基礎調査の一環として、モニタリングサイト1000において森林の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	現在の取組を継続して進めていく。			自然環境保全基礎調査 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費		
175	世界の持続可能な森林経営の推進を目的として、設立された国連森林フォーラム(UNFF)などの国際対話に積極的に参加します。(農林水産省、外務省、環境省)						なし	a+ 既に達成済み	定期的に開催される国連森林フォーラム(UNFF)の岩合に参加し、世界における持続可能な森林経営に関する政府間対話を実施。会合の議題に応じて、森林に関する国際的な枠組や「国連森林戦略計画」の実施状況に関するインプット等を行った。UNFFの各会合の主な議題は以下のとおり。 UNFF10(平成25年)：インドネシア政府と連携で開催した国際セミナー「持続可能な森林経営の挑戦」について報告 UNFF11(平成27年)：平成27年以降の森林に関する国際的な枠組を検討し、閣僚宣言を採択。 UNFF特別委員会(平成28年)：国連における森林に関する第9の戦略計画である「国連森林戦略計画2017-2030」を採択。また、平成29年から令和2年までの4か年作業計画を採択。我が国は、戦略計画案検討の初期段階において専門委員会をホストするなど、議論の進展に貢献した。 UNFF12(平成29年)～UNFF14(令和元年)：4か年作業計画や、同年に開催される「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」(HLPF)のテーマを踏まえ技術委員会・政策委員会を開催。温暖化の適応、緩和における森林分野の貢献など、我が国の取組について報告を 行っている。APCC違法伐採及び前通ずる買戻しに関する専門家グループでの議論に貢献。また、平成29年10月に開催された第4回APCC林業担当大臣会合においても、森林に関する様々な課題の中で違法伐採対策等の重要性を主張し、採択されたソウル声明においては、自国指すべき活動の中で、違法伐採及び関連する貿易への対応や合法木材の貿易促進等に係る協力強化について盛り込まれた。 平成28年5月に開催されたG7伊勢志摩サミットでは、持続可能な森林経営及び違法伐採の根絶が首脳宣言に盛り込まれた。違法伐採に関する国際的な議論の場で、持続可能な森林管理・再生促進のための協力強化に貢献した。	・定期的な取組を継続して進めていく。 ・持続可能な森林経営のための将来枠組・実施手段などについて引き続き検討を行う。	平成22年9月に開催されたUNFF「持続可能な森林経営のための実施手続」に関する非公式会合において平成23年1～2月に開催された第9回UNFF会合に出席した。また、持続可能な森林経営のための取組を推進するための議論を行った。また、平成23年3月に、インドネシア政府との連携によりUNFFの活動に貢献するための取組として、国際セミナー「持続可能な森林経営の挑戦」を東京にて開催				
176	森林の減少・劣化の主要な原因のひとつとなっている違法伐採問題については、国際的な議論の場で重要性を主張し、国際的な取組を喚起します。(農林水産省、外務省、環境省)						なし	a+ 既に達成済み	平成23年に取組まれ、以降定期的に開催されている専門家グループでの議論に貢献。また、平成29年10月に開催された第4回APCC林業担当大臣会合においても、森林に関する様々な課題の中で違法伐採対策等の重要性を主張し、採択されたソウル声明においては、自国指すべき活動の中で、違法伐採及び関連する貿易への対応や合法木材の貿易促進等に係る協力強化について盛り込まれた。 平成28年5月に開催されたG7伊勢志摩サミットでは、持続可能な森林経営及び違法伐採の根絶が首脳宣言に盛り込まれた。違法伐採に関する国際的な議論の場で、持続可能な森林管理・再生促進のための協力強化に貢献した。	気候変動、生物多様性、砂漠化の問題を含め、森林に付随する国際的な議論の動向を見極めつつ、適切な文脈の中で違法伐採問題への取組の重要性を引き続き主張していく。					

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	個別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
203	特別緑地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備等の生物の生態・生育地となるように都市における生物種の繁殖地となる緑地の確保を促進します。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	C-1 なし	a・既に達成済み b 進捗中	平成30年度までに、新たに都市公園等整備面積9,186ha、特別緑地保全地区指定面積4,489ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積2,299ha、市民緑地の指定面積9,494haが増加し、拠点となる緑地の保全・創出、再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組を推進。	都市公園等整備面積118,166ha、99/8/4箇所(平成31年3月) 特別緑地保全地区指定面積2,817ha、621地区(平成31年3月) 近郊緑地特別保全地区指定面積3,746ha、30地区(平成31年3月) 近郊緑地保全地区25区域指定面積97,330ha、25区域(平成31年3月) 歴史的風土特別保存地区指定面積6,428ha、60地区(平成31年3月) 歴史的風土保存区域指定面積20,083ha、32区域(平成31年3月) 市民緑地の契約締結面積94,639㎡、162カ所(平成31年3月) 緑化地域制度60,644ha、4地域(平成31年3月)	都市公園等整備面積118,166ha、99/8/4箇所(平成31年3月) 特別緑地保全地区指定面積2,817ha、621地区(平成31年3月) 近郊緑地特別保全地区指定面積3,746ha、30地区(平成31年3月) 近郊緑地保全地区25区域指定面積97,330ha、25区域(平成31年3月) 歴史的風土特別保存地区指定面積6,428ha、60地区(平成31年3月) 歴史的風土保存区域指定面積20,083ha、32区域(平成31年3月) 市民緑地の契約締結面積94,639㎡、162カ所(平成31年3月) 緑化地域制度60,644ha、4地域(平成31年3月)	社会資本整備総合交付金		
204	全国の里地里山保全活動の取組の参考とするため、特約的な取組を行う里地里山の調査・分析を行い、未来に引き継ぎたい里地里山として情報発信し、情報発信した里山として研修会の開催を平成25年度まで実施している。また、研修会の開催を平成25年度まで取組み、里地里山の保全を含めた森里川海プロジェクトを開始し、自然の恵みを生かす社会づくりに向けた取組として、意見交換会・公開シンポジウムを実施した。	1 2 3 4 5 ○ ○	なし	b 進捗中	・特約的な取組を行う里地里山の調査・分析を行い、未来に引き継ぎたい里地里山として情報発信し、情報発信した里山として研修会の開催を平成25年度まで実施している。 また、研修会の開催を平成25年度まで取組み、里地里山の保全を含めた森里川海プロジェクトを開始し、自然の恵みを生かす社会づくりに向けた取組として、意見交換会・公開シンポジウムを実施した。	・今後は、里地里山の保全について、森里川海プロジェクトにより、普及啓発を図る。	-	-	・里地里山保全活用行動推進事業		
205	里地里山の新たな活用の方策について、環境教育やエコツアーの場の提供、間伐材やスキヤキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源(コモンズ)として管理し、持続的に利用する新たな取組を構築します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	1 2 3 4 5 ○ ○	なし	b 進捗中	・地域資源を活用した環境教育やエコツアーの場の提供による地域づくりを試行的に実施し、試行的な取組を実施した。また、平成28年度より試行的な取組については、平成24年度より検討を実施した。また、平成28年度から平成30年度にかけて、木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業の推進により、地域資源(里山資源)の活用による持続可能な取組を実現した。多様な主体が共有の資源として利用、管理する新たな取組の構築に向けた参加者となるガイドラインを作成し、各地域へ普及を行う。	・今後は、地域資源(里山資源)の活用による持続可能な取組状況について書及、啓発を図る。	-	-	・里地里山保全活用行動推進事業 ・木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業		
206	里地里山の保全再生活動への参加促進や担い手育成の支援として、活動団体や活動場所の登録、紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・派遣を実施します。(環境省)	1 2 3 4 5 ○ ○	なし	a・既に達成済み b 進捗中	・ホーンスペースを開設し、保全再生活動への参加促進や活動団体や活動場所の登録、紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・派遣を実施した。また、里地里山において、全国の調査地点で日本を代表する生態系のモニタリング調査を実施し、令和元年11月12日に公表した。また、保全再生のモニタリング調査については、現在、全国の里地里山の保全再生活動の実態等の把握を行っている。	・今後は、情報提供を行い、普及啓発を図る。	-	-	・里地里山保全活用行動推進事業		
207	地域のNPOや研究機関によるモニタリングサイト000(里地里山)の取組を進め、里地里山地域の指標となる動植物の生態系管理を把握します。また、保全活用による持続的取組による推進効果の検証手法について検討します。(環境省)	1 2 3 4 5 ○ ○	なし	b 進捗中	・モニタリングサイト000(里地里山)において、全国の調査地点で日本を代表する生態系のモニタリング調査を実施し、令和元年11月12日に公表した。また、保全再生のモニタリング調査については、現在、全国の里地里山の保全再生活動の実態等の把握を行っている。	・モニタリングサイト000については、現在の取組を継続して進めて行く。また、保全活用の目標設定等については、モニタリングサイト000の調査結果等を踏まえ、引き続き検討を進めていく。	-	-	・里地里山保全活用行動推進事業		
208	里地里山の保全活動の促進を図るため伝統的生活文化の知識や技術の再評価、継承や地域資源としての活用を含め、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集、分析し、全国の波及を図るために発信します。(環境省、文部科学省)	1 2 3 4 5 ○ ○	E-2	b 進捗中	・全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集、分析し、継承可能なテーマベースとして整理し、環境省のウェブサイトで発信した。	・今後は、情報提供を行い、全国への波及を図る。	-	-	・里地里山保全活用行動推進事業		
209	文化的な価値を有する棚田・段々畑、集落等の景観(重要文化的景観)として選定し、保存・活用を図ります。(文部科学省、環境省)	1 2 3 4 5 ○ ○	なし	b 進捗中	・平成24年9月から令和2年10月にかけて、重要文化的景観については、38件選定した。 平成16年度の制度発足より、全国の重要文化的景観の選定件数は68件。平成24年9月から令和2年3月で116.6%増加し、効果をあげている。	・文化財の保存・活用観点から地方公共団体など連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	-	-	・有形文化財等の保存整備等(文化的景観保護関係)		
210	里地里山の自然環境の保全活動を地域に根付いた適切な維持管理方法で進めるため、行政、地域住民、農林漁業者、NGO、土地利用者、企業などの多様な主体の連携による取組を進めるための計画策定について支援します。(環境省)	1 2 3 4 5 ○ ○	なし	b 進捗中	・地域生物多様性保全活動支援事業(平成28年度まで)及び生物多様性保全推進支援事業(平成29年度から令和2年度まで)により、令和元年度までに15自治体に対し地元連携保全活動計画作成の支援をしており、里地里山の保全活動が多く含まれて	・引き続き、生物多様性保全推進支援事業による支援を図るとともに、地域連携保全活動計画作成の手引き、や協働パートナーシップ等の媒体も活用し、計画作成の促進に努める。	-	-	(里地里山保全活用行動推進事業) ・生物多様性保全推進支援事業		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投制等 事項名	数値 目標 番号
		1	2	3	4	5								
211	里地里山の保全・利用のあり方を全国に発信・普及する中で、不法投棄などの生物の生態・生育環境を悪化させざるよう高を防止するための意識向上を図るとともに、不法投棄の防止に向けて地方公共団体などとの情報交換・相互協力ネットワークを強化します。(環境省)						A-1 B-1	全国ごみ不法投棄監視ネットワーク(5月30日～6月5日)を設定し、市民、事業者、行政が連携して、監視活動や啓発活動を実施した。	不法投棄等の未然防止に向けて、引き続き、監視活動や啓発活動に取り組む。		不法投棄等の未然防止等対策 ・産業廃棄物不法投棄等防止ネットワーク強化事業			
7	畜産の整備・保全・利用の推進													
212	生産者や事業者らによる畜産の生産性・機能を維持するための放牧の取組推進や草地の整備・保全に対する活動について交換を行います。(農林水産省)						なし	耕作放棄地、畦草田等の低・未利用地や水田等を有効に利用するなど、地域の実情に応じた維持・自給率の向上を推進するための草地の整備・保全や、放牧の取組を支援。 ・草地整備面積：20万ha(H29) ・放牧頭数：肉用牛11.3万頭(H29) 乳用牛29.5万頭(H29)	引き続き生物多様性の維持を図りつつ飼料自給率の向上を図るため、放牧推進の取組を支援。		肉用牛の放牧頭数が 102万頭(H24)から111.3万頭(H29)に増加(耕作放棄地、野草地、水田等を活用した放牧は肉用牛(繁殖牛)が中心となるため、肉用牛放牧頭数を点検とした)	畜産生産力・生産体制強化対策事業 (肉用牛・種畜生産強化対策(放牧活用型))		
213	特別緑地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備等の生物の生息・生育地になるとともに都市における生物種の供給源等となる緑地の確保を促進します。(国土交通省)						C-1	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】		
214	自然公園の保護管理において、阿蘇の草原景観など里地里山景観の保全を推進します(環境省)						なし	阿蘇くじゅう国立公園において、自然再生事業を実施し、阿蘇草原の保全・再生、草原景観の保全を推進している。	引き続き、草原の保全・再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を推進する。			自然公園等事業費 (里地里山保全活用行動推進事業)		
215	里地里山の保全活動において発生する草木質系バイオマスの有効活用手法の確立とその普及により草地の保全・利用の推進を図ります。(環境省)						なし	里地里山の保全活動において発生する草木質系バイオマスの資源の有効活用手法について、平成24年度より検討している。 また、平成28年度から平成30年度にかけて「木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業」の推進により、地域資源(里山資源)の活用による持続可能な取組を実施した。	今後は、地域資源(里山資源)の活用による持続可能な取組状況について普及・啓蒙を図る。			里地里山保全活用行動推進事業		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号	
		1	2	3	4	5									
216	8. 里山林の整備・保全・利用活動の推進 林業の振興を図る中で多様な生物の生育・生息環境を保全します。(農林水産省)						なし	なし	林業・木材産業の健全な発展と木材利用の促進を図るとともに、森林の整備・保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮に貢献した。	-	-	-	-		
217	NPO等による森林づくり活動など、国民が森林を身近に感じることの取組を促進します。(農林水産省)						なし	なし	・緑の基金等を通じてNPO等による森林づくり活動に対して支援。	-	-	-	-		
218	特別緑地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備等の生物の生息・生育地となる都市における生物種の供給源等となる緑地の確保を促進します。(国土交通省)						C-1	C-1	〔施策番号203に同じ〕	〔施策番号203に同じ〕	〔施策番号203に同じ〕	〔施策番号203に同じ〕	〔施策番号203に同じ〕		
219	〔総括〕生物多様性の確保に配慮した緑のネットワークの形成を促進します。 〔総括〕生物多様性の確保に配慮した緑のネットワークの形成を促進します。 1. 都市におけるエコロジカルネットワークの形成						C-1	C-1	〔施策番号203に同じ〕	〔施策番号203に同じ〕	〔施策番号203に同じ〕	〔施策番号203に同じ〕	〔施策番号203に同じ〕		
220	2. 緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定 平成23年に策定された「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項を踏まえ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進します。(国土交通省)						A-1	A-1	・都市の生物多様性の確保に配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定の観点から、平成23年10月に「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項を策定し、加えて、平成28年11月に「都市の生物多様性指針(簡易版)」を、平成30年5月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画」策定の手引きを策定しており、これらを適用して地方公共団体の取組を推進した。都市の生物多様性の確保の取組を推進した。	・緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項の普及・啓発に努め、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進する。	緑の基本計画 策定自治体:666自治体 (平成31年3月)	緑の基本計画 策定自治体:662自治体 (平成23年3月)	-	-	
221	未策定市町村における緑の基本計画の策定等を促進することともに、既に策定済みの市町村についても、策定後一定期間が経過したもとのについては、社会情勢の悪化などに対応した見直しを進めます。(国土交通省)						A-1	A-1	・緑の基本計画については、平成28年度までに新たに37市町村において策定され、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・緑の保全・創出の計画の実施を行うため、緑の基本計画の策定および見直しをより一層推進する。	緑の基本計画 策定自治体:666自治体 (平成31年3月)	緑の基本計画 策定自治体:662自治体 (平成23年3月)	-	-	
222	緑の基本計画の策定を進めるため、引き続き、緑地の保全や緑化の推進を進めます。(国土交通省)						C-1	C-1	〔施策番号203に同じ〕	〔施策番号203に同じ〕	〔施策番号203に同じ〕	〔施策番号203に同じ〕	〔施策番号203に同じ〕		
223	都市の生物多様性指針の提示等、地方公共団体における都市の生物多様性の確保の取組を促進します。(国土交通省)						A-1	A-1	・都市の生物多様性指針(委発)の普及・啓発に努め、都市の生物多様性の確保の取組を促進する。	-	-	-	-		
224	3. 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る種苗の推進 都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地の保全などを支援します。(国土交通省)						C-1	C-1	・平成30年度に新たに都市公園等整備面積が9,156ha増加し、特別緑地保全地区指定面積:4,481ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積:229ha、市民緑地の指定面積:9,404haが増加し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組を進める。	都市公園等整備面積: 127,321ha、110,279箇所 (平成31年3月) 特別緑地保全地区:指定面積2,817ha、621地区 (平成31年3月) 近郊緑地特別保全地区:指定面積3,746ha、30地区 (平成31年3月) 市民緑地の契約締結面積97,330ha、25区域 (平成31年3月) 市民緑地の契約締結面積904,899㎡、162か所 (平成31年3月)	都市公園等整備面積: 118,166ha、99,874箇所 (平成23年3月) 特別緑地保全地区:指定面積2,568ha、419地区 (平成23年3月) 近郊緑地特別保全地区:指定面積3,517ha、27地区 (平成23年3月) 近郊緑地保全区域:指定面積97,330ha、25区域 (平成23年3月) 市民緑地の契約締結面積904,899㎡、162か所 (平成23年3月)	-	-	社会資本整備総合交付金
225	埋立造成地や工場などからの大規模な土地利用転換など、自然的な環境を積極的に創出するべき地域などにおいて、干潟や湿地、樹林地の再生・創出など、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を推進します。(国土交通省)						B-1	B-1	・平成30年度に新たに都市公園等整備面積が9,156ha増加し、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を推進し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を推進した。	・生物多様性の確保に資する自然再生緑地整備事業を引き続き推進することが必要。	都市公園等整備面積: 127,321ha、110,279箇所 (平成31年3月)	都市公園等整備面積: 118,166ha、99,874箇所 (平成23年3月)	-	-	社会資本整備総合交付金
226	自然環境に関する詳細な調査・データの集積に取り組み、同時に、それを踏まえて、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような緑地の再生や、地形・植生の大きな変化を避けるための構造形式の採用に努めます。(国土交通省)						B-1	B-1	・環境と調和した緑地の整備を進めるとともに、計画に資する段階において、地元住民や関係機関等から意見の収集を行い、手続きを進める。	・現在の取組を進めていく。	-	-	-	-	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	教訓・目録番号
227	動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備が進められます。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	B-1	b 進捗中	道路において動物の生息域が分断されるような場合においては道路横断施設の設置や、侵入防止柵、注意標識の設置により、生息域の分断回避とロードキルの回避を図った。	生態系に配慮した道路の整備を継続して進めていく。	-	-	-	道路事業費 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	
228	道路事業に伴い発生した盛土のり面などについて、既存ストリップを含めて、地域の気候や土壌などに最も適した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元します。(国土交通省)		B-1	b 進捗中	道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、地域の環境と調和した樹種を用いて緑化を推進した。	地域の環境と調和した樹種を用いて緑化を継続して進めていく。	-	-	-	道路事業費 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	
229	地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などを工夫することにより、動植物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組めます。(国土交通省)		B-1	b 進捗中	道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、周辺の自然と一体となった動植物の生息・生育環境が形成できるよう取組を推進した。	動植物の生息・生育環境の形成の取組を継続して進めていく。	-	-	-	道路事業費 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	
230	過密化した都市における貴重なオープンスペースである下水道処理場の上部や雨水渠などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し提供します。(国土交通省)		なし	b 進捗中	下水道事業による雨水貯留浸透施設の設置や雨水、下水処理水を利用したせせらぎ水路等の整備について補助制度を設けている。	引き続き、雨水貯留浸透施設の設置やせせらぎ水路等の整備を推進する。	-	-	-	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金	
231	生態系への配慮が必要な水域において、なみみ放流(放流先の生態などに配慮し水質、水温、発泡防止)した下水処理水の放流形態(自然浄化、貯留池、遊水池など)などの検討を推進します。(国土交通省)		なし	b 進捗中	平成27年1月に放流水量を定める下水道計画のマスタープランである流域別下水道整備推進計画の指針を改訂し、流域の生態系環境のバランスを取る必要がある場合等において、季節別の処理水質の設定を可能とした。また、平成27年9月に「下水放流水に含まれる栄養塩類の能動的管理のための運転方法に係る手順書(案)」を策定し、栄養塩類の能動的な管理の取組の水平展開を促進した。	より効果的な季節別運転を実施するための、下水処理場における、さらなる運転情報やノウハウの共有を行う。	-	-	-		
232	下水道の整備による公共用水域の水質保全と併せ、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに関する下水処理場の高度処理化や合流式下水道の改修、ソフトウェア対策を推進します。(国土交通省)		B-3	b 進捗中	流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づき下水処理場の高度処理を推進していることにも、下水道の普及促進や合流式下水道の改修対策等を推進している。	引き続き流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づき下水処理場の高度処理を推進することにも、下水道の普及促進や合流式下水道の改修対策等を推進する。	-	-	-	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 下水道事業費関係費	
233	下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。(国土交通省)		なし	b 進捗中	下水道事業による雨水貯留浸透施設の設置や雨水、下水処理水を利用したせせらぎ水路等の整備について補助制度を設けている。	引き続き、雨水貯留浸透施設の設置やせせらぎ水路等の整備を推進する。	-	-	-	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金	
234	下水道の計画・建設から管理・運営に至るまで、わが国の産学官のあらゆるノウハウを結集し、海外で持続可能な下水道システムを普及させるための国際協力を推進します。(国土交通省)		なし	b 進捗中	ベトナム、インドネシア、カンボジアとは協力覚書に基づき政府間協議と専門家派遣を実施している。平成29年度より、我が国下水道技術への理解醸成するため海外実証事業(WOW TO JAPAN)を実施している。平成30年度より、下水道の主流化を目指して、アジア各国とアジア汚水管理パートナーシップ(AWAP)を設立し、各国の下水道に対する意識向上に向けた取組を推進している。ベトナム、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、フィリピン	引き続き、我が国の優れた下水道技術の海外展開促進に資する取組を図る。適切に取組み、水環境の改善を図る。	-	-	-	下水道分野の水ビジネス国際展開経費	
235	行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、支援を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から近郊緑地保全地区の指定の促進に向けた取組を進められます。(国土交通省)		C-1	a+ 既に達成済み	平成30年度には、新たに、特別緑地保全地区指定面積448ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積229haが増加し、都市域において拠点となる緑地の保全を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	特別緑地保全地区面積: 2,369ha、419地区 近郊緑地特別保全地区面積:3,517ha、27地区 (平成31年3月)	特別緑地保全地区面積: 2,819ha、621地区 近郊緑地特別保全地区面積:3,746ha、30地区 (平成31年3月)	-	社会資本整備総合交付金	
236	生物多様性の保全に資する都市近郊の里帯・里山などの自然環境を保全するため、緑地保全地域の指定を推進します。(国土交通省)		C-1	b 進捗中	制度の普及と啓蒙を行い、地方公共団体に取組を支援した。	引き続き活用化に向けて普及促進を図る。	-	-	-	-	
237	多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制(国などの適正な緑地管理を進める制度)の活用を図っていきます。		C-1	b 進捗中	【施策番号58に同じ】	【施策番号58に同じ】	-	-	-	【施策番号58に同じ】	
238	都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地の保全などを支援します。(国土交通省)		C-1	a+ 既に達成済み	【施策番号224に同じ】	【施策番号224に同じ】	-	-	-	【施策番号224に同じ】	
239	行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から近郊緑地保全地区の指定の促進に向けた取組を進められます。(国土交通省)		C-1	b 進捗中	令和元年までの間に、近郊緑地特別保全地区229haが指定されるなど、生物の多様性を確保する観点から、近郊緑地保全地区などの指定の促進に向けた取組を推進し、連続性のある生きものの生息・生育空間を確保した。	緑の基本計画等に基づき引き続き取組みを推進。	近郊緑地保全地区面積: 97,330ha、28区域 (平成31年3月) 近郊緑地特別保全地区: 指定面積3,517ha、27地区 (令和2年3月)	近郊緑地保全地区面積: 97,330ha、28区域 (平成31年3月) 近郊緑地特別保全地区: 指定面積3,746ha、30地区 (令和2年3月)	-	社会資本整備総合交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
240	首都圏及び近隣圏については、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それぞれの「都市環境インフラのクラスタデザイン」から得られた知見などを踏まえ、保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	C-1	b 進捗中	令和元年度までの間に「首都圏の都市環境インフラのクラスタデザイン」および「近畿圏の都市環境インフラのクラスタデザイン」に示された方向性等を踏まえ、近郊緑地保全区域229haを追加指定し、大規模な緑地空間を確保し、近郊緑地保全区域内、保全活動を担う多様な主体との連携による、近郊緑地の適切な管理、保全の施策を検討し、緑地を保全・管理する活動について支援した。	・保全すべき区域における地域指定に加え、生物の生態空間の保全施策の強化が必要。 ・生物の生態空間の保全施策の強化が必要。	-	〔施策番号239に同じ〕	〔施策番号239に同じ〕	〔施策番号239に同じ〕	
241	近郊緑地保全区域では、生物多様性やその他のさまざまな目的のための活動が行われており、行為規制だけでなく管理協定制度の活用や多様な主体との連携により、近郊緑地の適切な管理・保全を図ります。(国土交通省)		C-1	b 進捗中	近郊緑地保全区域内、保全活動を担う多様な主体との連携による、近郊緑地の適切な管理、保全の施策を検討し、緑地を保全・管理する活動について支援した。	・平成16年、平成29年の都市緑地法及び都市公園法改正により都市の緑地の保全及び緑化の推進を図る施策の充実が図られており、それらを含めた各種施策の総合的な展開をより一層推進することが必要	-	〔施策番号239に同じ〕	〔施策番号239に同じ〕	・社会資本整備総合交付金	
242	生物多様性にも貢献する歴史的風土を保存するため、地方公共団体が行う行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、施設整備に対し、支援を行います。(国土交通省)		C-1	b 進捗中	歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制した上で、行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、施設の整備について支援した。	・歴史的風土特別保存地区：指定面積6,428ha、60地区(平成30年3月) ・歴史的風土保存区域：指定面積20,083ha、32区域(平成23年3月)	-	〔施策番号239に同じ〕	〔施策番号239に同じ〕	・社会資本整備総合交付金	
243	都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、古跡における歴史的風土の保存などを支援します。(国土交通省)		B-1	a+ 既に達成済み	平成30年度までに、新たに都市公園等整備面積9,156ha、特別緑地保全地区指定面積4,488ha増加、歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制することで、都市における水と緑のネットワーク形成を推進した。	・都市公園等整備面積：127,321ha、110,279箇所(平成31年3月) ・特別緑地保全地区：指定面積2,817ha、621地区(平成31年3月) ・近郊緑地特別保全地区：指定面積3,748ha、30地区(平成31年3月) ・近郊緑地保全区域：指定面積97,350ha、25区域(平成31年3月) ・市民緑地の契約締結面積9,048,995㎡、162か所(平成30年3月)	-	〔施策番号239に同じ〕	・社会資本整備総合交付金		
244	風致地区は、樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創出し、都市における生物の生態・生育の場を提供していることから、今後も制度の的確な運用を図ります。(国土交通省)		C-1	a+ 既に達成済み	樹林地、水辺地など、良好な自然環境の維持・創出し、都市における生物の生態・生育の場を確保した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	-	〔施策番号239に同じ〕	〔施策番号239に同じ〕	-	
245	平地林や屋敷林などの既存の緑地の保全のみならず、人工地盤上や建築物敷地内においても積極的に市民緑地制度を活用し、都市における生物の生態・生育域の保全・再生・創出を推進します。(国土交通省)		C-1	a+ 既に達成済み	市民緑地制度の活用により、平地林や屋敷林などの既存の緑地の保全のみならず、人工地盤上や建築物敷地内においても積極的に市民緑地制度を活用し、都市における生物の生態・生育域の保全・再生・創出を推進します。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	-	〔施策番号239に同じ〕	〔施策番号239に同じ〕	-	
246	都市においても農地は生物の生態・生育環境として評価することができると、今後も生産緑地地区制度の的確な運用を図ります。(国土交通省)		C-1	b 進捗中	平成29年度には、生産緑地法改正により小規模な農地の指定を可能にするなど、生物の生態・生育環境に資する生産緑地地区の指定を推進し、生きものの生態・生育空間を確保した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	-	〔施策番号239に同じ〕	〔施策番号239に同じ〕	-	
247	市街地などに残された屋敷林などの比較的小規模な緑地についても、特別緑地保全地区や市民緑地の活用を推進し、土地所有者の意向に適切に対処しつつ、その保全を図ります。(国土交通省)		C-1	a+ 既に達成済み	平成30年度には、新たに、特別緑地保全地区指定面積4,488ha、市民緑地の指定面積9,474haが増加し、民有地における緑地保全を推進した。	・制度のより一層の運用に向けて普及に努める。	-	〔施策番号239に同じ〕	〔施策番号239に同じ〕	・社会資本整備総合交付金	
248	緑化地域制度、緑化施設整備計画認定制度などの制度については、民有地の緑化を推進するためにも有効な制度であることから、制度の普及も含めた一層の推進を図ります。(国土交通省)		C-1	b 進捗中	平成30年度までに、4件の緑化地域制度が活用され、民有地における緑化を推進した。	・制度のより一層の運用に向けて普及に努める。	-	〔施策番号239に同じ〕	〔施策番号239に同じ〕	-	
249	屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じた地球温暖化問題への貢献度や、生物の生態・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果を確認します。(国土交通省)		D-2	b 進捗中	平成29年度までに、新たに、屋上緑化施工面積2,133ha、壁面緑化施工面積577haが増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	・効果の検証とともに引き続き取組みを推進。	-	〔施策番号239に同じ〕	〔施策番号239に同じ〕	-	
250	工場立地法に際しては、周辺地域の生活環境との調和を保つため、工場立地法に基づき緑地の確保を図ります。(経済産業省)		なし	a+ 既に達成済み	工場立地法に基づき、一定規模以上の工場等に対する緑地確保を実施し、緑地の保全を行っている。	・工場立地法に基づき、緑地規制を実施し、緑地の保全を行う。	-	〔施策番号239に同じ〕	〔施策番号239に同じ〕	-	
251	緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発など全国・みどりの愛護のつどいについて、国営公園又は全国の都市公園を会場として開催し、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図っていきます。(国土交通省)		A-1	a+ 既に達成済み	緑豊かな美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全・緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。	・緑豊かな美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全・緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。	-	〔施策番号239に同じ〕	〔施策番号239に同じ〕	-	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
252	開発事業における緑に関わる取組を評価し、優秀な事例については認定・表彰することで事業者の努力を促すための都市開発における緑地の評価制度について、制度の普及に努めます。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	A-1 達成済み	令和5年までに新たに77サイトが認定され、企業による緑地保全・再生活動を評価する取組を推進するとともに、講演会等の緑地の評価制度を通じて都市開発における緑地の評価制度の普及に努め、生物多様性に配慮した事業者、企業の活動を促進した。	制度の一層の活用を促進する。	-	社会・環境貢献緑地評価システム (SEGES)登録件数: 22件 (平成23年9月)	社会・環境貢献緑地評価システム (SEGES)登録件数: 99件 (令和2年3月)	-	-
253	緑化活動に取り組む地域の団体に對して、緑の創出に必要な苗木や機材などに係る助成金などを行う民間における事業などを積極的に支援し、都市における生物の生態・生育環境の形成に資する緑の創出を図ります。(国土交通省)		A-1 達成済み	多様な主体による取組の推進に向けた支援体制を整備し、緑地保全・再生・創出・管理の取組を支援した。	緑化活動に取り組む地域の団体の形成を行うには、民間活動による緑地の保全・緑地の推進等の取組が不可欠であり、今後より一層の普及及び啓発活動を実施していくことが必要。	-	-	-	-	-
254	地域住民や教育関係者、NPO等と連携し、多様な生態系の生物・生育場所の創出を図る場としての下水道施設の役割などを積極的に情報発信し、国民への理解に努めます。(国土交通省)		A-1 達成済み	国土交通大臣賞「循環のみら下水道」賞制度に係る取組を実施している自治体やNPO団体を表彰することにより積極的に情報発信した。	引き続き、循環のみら下水道に関する取組を推進する。	-	-	-	-	-
第2節 河川・湖沼など(総括) 河川管理にあたっての多自然川づくりの推進、魚類の遡上環境の改善や総合的な土砂管理など上流から下流に至る取組に努めているほか、水質の維持・改善や自然再生事業を実施しているほか、生物相をはじめとした各種調査結果の計画策定や事業実施への活用、地域における水辺に親しめる場・機会										
1 生物の生態・生育環境の保全・再生										
255	多自然川づくりについては、河川全体の自然の恵みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史、文化との調和にも配慮し、河川が本来持っている生物の生態・生育環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいいます。これはすべての川づくりの基本であり、すべての一般河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となります。引き続きその取組の推進を図っていきます。(国土交通省)		B-1 C-1 進捗中	河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っている。	引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていくものとする。	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	-
256	失われた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、エコジカル・ネットワークの形成に取り組む。河川や湿地などの保全・再生を重点的に実施します。(国土交通省)		B-1 C-1 進捗中	多様な主体と連携した広域的な生態系ネットワークを形成し、流域の自然環境を市民団体等と連携して生物の生態環境を整備する等、先進的な自然再生事業を推進している。	引き続き、多様な主体と連携しながら広域的な生態系ネットワークを形成する。先進的な自然再生事業を推進していくものとする。	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	-
257	事業の計画・実施にあたっては、地域のNGOや関係団体、学識者などと広域かつ積極的な連携を図りつつ実施計画を定めていくこと、できる限り科学的な知見に基づいて、幅広い地域住民の参画を進めていきます。(国土交通省)		A-1 E-2 進捗中	地域のNGOや関係団体、学識者等と一体となり自然再生事業に取り組んでいる。	引き続き、地域のNGOや関係団体、学識者等と一体となり自然再生事業に取り組んでいくものとする。	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	-
258	自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う。順応的な管理を多くの事業で取り入れていきます。(国土交通省)		B-1 C-1 E-2 達成済み	自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う。順応的な管理を多くの事業で取り入れていくものとする。	引き続き、自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な管理を事業に取り入れていくものとする。	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	-
259	エコジカル・ネットワークの形成のため河川は上下流に分散した施設に魚道を整備する取組をさらに進めるとともに、分散した施設を含む河川の広い範囲で産卵場、生育場及び索餌場などの生物の生態・生育環境を整備・改善する魚のすまやづくりにも取り組んでいきます。(国土交通省)		B-1 C-1 進捗中	施設管理者等の関係機関と連携し、魚類の遡上・降下環境等の改善に取り組んでいる。	引き続き、施設管理者等の関係機関と連携し、魚類の遡上・降下環境等の改善に取り組んでいくものとする。	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	-
260	魚道や切り込みの設置などによる河川に流入する水路との落差の解消、高水敷の切り下げによる小支流の自然化などにより、河川に多様な水棲生物の生育・生活環境を整備し、生態系全体の健全性を確保し、関係機関が連携して、流域全体として連続性「エコジカル・ネットワーク」を改善していきます。(国土交通省、農林水産省、環境省)		B-1 C-1 進捗中	施設管理者等の関係機関と連携し、魚類の遡上・降下環境等の改善に取り組んでいる。	引き続き、施設管理者等の関係機関と連携し、魚類の遡上・降下環境等の改善に取り組んでいくものとする。	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	-
261	ダム事業の推進にあたっては、計画段階より十分に自然環境へ配慮するよう慎重な検討を行うとともに、引き続き事前の環境調査・環境影響評価などにより環境保全措置を講ずるなど、多様な生物の生態・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていきます。また、供後の調査成果をダム事業の計画や影響評価に反映させるよう努めていきます。(国土交通省)		A-1 達成済み	ダム事業の推進にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を実施し、生物の生態・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めている。	引き続き、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を実施し、生物の生態・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていくものとする。	-	-	-	-	-
262	都市圏域に広がる山麓斜面において、グリーンベルトとして一連の緑地帯を整備することや荒廃地における樹林帯の整備など緑地化対策を推進することにより、土砂災害に対する安全性を高めることにも、無形での防災の防止や都市周辺に広がる七ヶ浦空間、また、里山地域においては、社会環境の変化によって生活と一連となった管理が不十分になり荒廃した流域斜面が拡大し、土砂災害及び洪水災害発生などの恐れが高まっていることから、地域と連携して、地域の財源材を活用した斜面整備や風倒木の処理などを実施することにより、荒廃流域の復元や斜面からの土砂流出等を抑制するための対策を推進することで地域防災力を高めることにも、自然環境や生物多様性の保全に寄与します。(国土交通省)		B-1 C-1 進捗中	当該流域を管理するにあたり、市民・企業と連携し、樹林帯を整備することによって土砂災害の発生リスクを低減し、自然環境の保全に努めている。	引き続き、災害に対する安全性の向上を図りつつ、地域における市民・NPO等と十分連携を図りながら、環境にも配慮した事業を実施する。	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	-
263	優れた自然環境や社会的環境を持つ地域などの復活において、自然環境の回復を図り、緑と水辺の空間を確保することによる自然環境の整備。又は、景観・親水性の向上や生態系の回復などを図り、周辺の地域環境にふさわしい良好な流域環境の再生を目的として、水と陸域の両面での土砂災害防止事業などを推進します。(国土交通省)		B-1 C-1 進捗中	土砂流出に対する安全性の向上を図りつつ、地域の特色を活かした自然環境や景観に配慮した施設整備等を実施している。	引き続き、災害に対する安全性の向上を図りつつ、良好な流域環境の再生を図る。	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	-

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	教訓・目標番号
264	豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため過剰な土砂流出を抑制するとともに、平常時の河川・湖沼環境の持続性及び、土砂移動により劣化する生物の生態・生育環境を保全するため、透過型砂防壁等の整備や既設砂防壁の透過型化を、海岸侵食の防止等に配慮しつつ進めます。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	B-1 C-1	b 進捗中	・土砂流出に対する安全度の向上を図りつつ、透過型砂防壁や既設砂防壁の透過型化を実施している。	・引き続き、災害に対する安全性の向上を図りつつ、透過型砂防壁や既設砂防壁の透過型化を実施する。	-	-	-	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	-
265	河川・湖沼における土砂移動・河川からの土砂の供給・沿岸域の崩壊・浸没・土砂の活用などの技術開発を推進するとともに、河川・沿岸域における環境・利用状況を踏まえた、関係機関などとの連携による山形から海岸までの一貫した総合的な土砂管理について取り組めます。(国土交通省、農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	B-1 C-1	b 進捗中	・技術開発を推進するとともに、関係機関などの連携による山形から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組に努めている。	・技術開発を推進するとともに、関係機関などの連携による山形から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を引き続き推進する。	-	-	-	・治水事業等関係費 ・海浜整備費 ・社会資本整備総合交付金等 ・農山漁村地域整備交付金	-
266	豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため過剰な土砂流出を抑制するとともに、量・質の観点から適切な土砂を流入・流出させるための砂防工事の整備並びに既設砂防工事の透過型化を、関係機関の連携を促しつつ進めます。また、樹林帯の活用等によるダム貯水池への流入土砂量の抑制、流入土砂を確保するための貯水池直上流への貯砂ダムの設置、貯水池内土砂の人の掃却・用砂、用砂スタートといった官民連携の取組等により、継続的に適切な土砂管理を行うことで、良好な河川環境を維持します。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	B-1 C-1	b 進捗中	・豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため過剰な土砂流出を抑制するとともに、量・質の観点から適切な土砂を流入・流出させるための砂防工事の整備並びに既設砂防工事の透過型化を、関係機関の連携を促しつつ進めます。また、樹林帯の活用等によるダム貯水池への流入土砂量の抑制、流入土砂を確保するための貯水池直上流への貯砂ダムの設置、貯水池内土砂の人の掃却・用砂、用砂スタートといった官民連携の取組等により、継続的に適切な土砂管理を行うことで、良好な河川環境を維持します。(国土交通省)	・砂防工事の透過型化を推進するとともに、各種対策の組合せによる堆積の抑制・維持と安全や環境の確保を引き続き推進する。	-	-	-	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	-
267	これまで土砂移動状況についての既存データ収集や土砂の量や質についての土砂動態モニタリング調査、調査結果の分析による河川・湖沼を通じた土砂の流の運送度評価、土砂移動を連動した地形の変化を推定できる流砂や漂砂などのシミュレーションモデルを用いた将来予測などについて実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を行います。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	E-2	b 進捗中	・土砂動態モニタリング調査、土砂の流の運送度評価、将来予測などを実施するとともに、より有効な技術の検討・評価に努めている。	・土砂動態モニタリング調査、土砂の流の運送度評価、将来予測などを実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を引き続き推進する。	-	-	-	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	-
268	国立公園内において、土砂の流入などによる乾燥化や外來種の侵入が深刻な影響を及ぼしている湖沼などの遼原などにおいて、は、自然再生事業などを活用して遼原生態系の保全・再生に取り組めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	D-2	b 進捗中	・遼原生態系と周辺の遼原の国立公園内において、継続的に遼原生態系の保全と再生を目的とする自然再生事業を実施。	・引き続き、遼原生態系の保全・再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を着実に推進する。	-	-	-	・自然公園等事業費 ・水産多面的機能発揮推進事業	-
269	湧水地帯やため池群、清流と一体となった自然地域などで特徴的な湧水の湧き出し、優れた景観を有する国立公園、国立公園指定の湧水の保護を踏まえて国立公園の指定の見直し、再評価を進めます。また、平成44年に選定された重要湿地500の再評価を進めつつ、このうち選定された重要湿地400の再評価については関係機関との連携を踏まえ、地域の理解を得て鳥獣保護区(マサカサリ条約)の登録などによる保全を進めるほか、重要湿地の流域全体や劣化した重要湿地について保全・再生の取組を進めます。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	・国立公園指定の湧水地帯やため池群、湧水と一体となった自然地域などで特徴的な湧水の湧き出し、優れた景観を有する国立公園の指定の見直し、再評価を進めます。また、平成44年に選定された重要湿地500の再評価を進めつつ、このうち選定された重要湿地400の再評価については関係機関との連携を踏まえ、地域の理解を得て鳥獣保護区(マサカサリ条約)の登録などによる保全を進めるほか、重要湿地の流域全体や劣化した重要湿地について保全・再生の取組を進めます。(環境省)	・引き続き、国立公園指定の湧水地帯やため池群、湧水と一体となった自然地域などで特徴的な湧水の湧き出し、優れた景観を有する国立公園の指定の見直し、再評価を進めます。また、平成44年に選定された重要湿地500の再評価を進めつつ、このうち選定された重要湿地400の再評価については関係機関との連携を踏まえ、地域の理解を得て鳥獣保護区(マサカサリ条約)の登録などによる保全を進めるほか、重要湿地の流域全体や劣化した重要湿地について保全・再生の取組を進めます。(環境省)	重要湿地500の見直し情報収集 国立公園面積：2,194,931ha 国立公園面積：1,445,150ha 582,409ha(平成24年9月) マサカサリ条約登録地(令和7年3月末) 面積：1,371,968ha(平成24年9月) 国立公園面積：2,093,363ha 国立公園面積：1,362,613ha (平成24年9月)	国立公園面積：2,194,931ha 国立公園面積：1,445,150ha 582,409ha(平成24年9月) マサカサリ条約登録地(令和7年3月末) 面積：1,371,968ha(平成24年9月) 国立公園面積：2,093,363ha 国立公園面積：1,362,613ha (平成24年9月)	・国立公園新規指定等推進事業費	-	
270	湧水地帯やため池群、清流と一体となった自然地域などで特徴的な湧水の湧き出し、優れた景観を有する国立公園、国立公園指定の湧水の保護を踏まえて国立公園の指定の見直し、再評価を進めます。また、平成44年に選定された重要湿地500の再評価を進めつつ、このうち選定された重要湿地400の再評価については関係機関との連携を踏まえ、地域の理解を得て鳥獣保護区(マサカサリ条約)の登録などによる保全を進めるほか、重要湿地の流域全体や劣化した重要湿地について保全・再生の取組を進めます。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	B-1 B-5 C-1 C-2	a+ 既に達成済み	・関係自治体との交流等を企画・実施し、また、東アジア・オーストラリア地域・ライオンズ・パートナーシップ及び環太平洋重要生態系ネットワークに関するリーフレットやポスターなどを作成し、普及啓発を図った。	・関係自治体との交流等を企画・実施し、また、東アジア・オーストラリア地域・ライオンズ・パートナーシップ及び環太平洋重要生態系ネットワークに関するリーフレットやポスターなどを作成し、普及啓発を進めていく。	-	-	-	・アジア太平洋地域・生物多様性保全推進費 ・アジア地域における生物多様性保全推進費	-
271	モニタリングサイト1000などを活用して重要湿地の生態系変化、保全状況を把握します。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	E-2	b 進捗中	・モニタリングサイト1000の陸水調査、ガンカモ調査、機・干潟・アサギ澤、藻類調査、サンゴ礁調査、シロ・チドリ調査、海鳥調査、ウミガメ調査等を実施。	・調査の継続。	-	-	-	-	-
272	漁場の群らんや水田・用水路の活用などにより、コイ、フナ、ウナギ、ヨシなど水産動植物の生態・生育環境を改善します。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	B-1 B-5	b 進捗中	・平成24年度までの委託事業により、水田・用水路を活用した生態・生育環境の改善手法を開発し、パンフレットを作成・公表した。	・委託事業により得られた成果について、今後現場での活動で活かせるように普及していくとともに、漁場の群らんについても継続して進めていく。	-	-	-	・水産多面的機能発揮推進事業	-
273	生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立ち、食害防止に向けた効果的なオオクワガタ(大甲虫)や外來種の駆除やカワフウの疾病管理、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	b 進捗中	b 進捗中	・内水面漁業者の行うカワフウ・外來魚の駆除等の取組を支援することにより、外來魚やカワフウの駆除防止対策を講じている。	・広域化しているカワフウの分散を防止し、漁業被害の軽減を図る。 ・引き続き、水産病のまん延防止のための取組及び調査等を行う。	-	-	-	・内水面漁場・資源管理総合対策事業 ・消費・安全対策交付金のうち養殖衛生管理費	-
274	産卵場、稚生生産施設の整備や産卵場の復元により、漁業者を中心とした地域の人々によって、生物多様性に配慮した産卵場の取組を推進するとともに、内水面の生物多様性を保全する取組を推進します。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	b 進捗中	b 進捗中	・漁業者を中心とした地域の人が実施する産卵場や稚生生産施設等の整備を支援することにより、内水面の生態系保全対策を講じています。	・内水面漁場・資源管理総合対策事業 ・消費・安全対策交付金のうち養殖衛生管理費	-	-	-	・内水面漁場・資源管理総合対策事業 ・消費・安全対策交付金のうち養殖衛生管理費	-

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項	数値目標番号
305	状況が比較的安定している多摩川、流量変動の大きい平曲川、流況が不安定な砂川が形成されている多摩川、河川敷整備事業により大規模な改修が行われていた北川、自然復元型川づくりによって河道の地形再生を実施している柳津川、広大なコン原や河口部の淡水域などの環境を有する岩木川の6河川を対象として、今後も、現地調査をベースにした、共同研究を進めます。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	E-2	b 進捗中	・多摩川、北川、柳津川、岩木川の4河川については、共同研究は終了し、その研究成果は各河川の河川管理に活用されている。平曲川においては、引き続き現地調査をベースとした研究が進められている。	これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資するための高規格の生息場所に関する調査・研究等を行っている。	-	-	-	・治水事業等関係費 ・社会資本整備補給交付金等	
306	現在までに、魚類の生息場所に関する調査・研究を数多く行い、得られた成果は多自然川づくりを実施する際の河川設計・河川の設計手法に反映されている。河川の設計手法に反映させるための高規格の生息場所に関する調査・研究では、付着藻類や底生動物の生息状態を中心に基礎的な検討を行い、得られた成果は正流流量の設定、土砂運搬などの具体的施策を考える際の基礎資料として活用されています。また、研究結果を分かりやすく発信する試みも行っており、河川技術者の育成、環境教育の実践にも力を入れています。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	A-1 E-2	b 進捗中	・多自然川づくりを実施する際の河川設計・河川の設計手法に反映させるための高規格の生息場所に関する調査・研究等を行っている。	引き続き、多自然川づくりを実施する際の河川設計・河川の設計手法に反映させるための高規格の生息場所に関する調査・研究等を行っている。	-	-	-	・治水事業等関係費	
307	市民の河川環境への関心を高める機会として、引き続き市民との協働による水生生物調査を実施します。(国土交通省、環境省)	1 2 3 4 5 なし	A-1	a+ 既に達成済み	・当該調査は令和5年度より毎年実施しており、平成30年度は約5万人の参加を得て、全国の河川(1,951地点)において調査を実施し、全体の65%の地点でサワカニやカワガエラ類等の指標生物の生息が確認され、きれいな水と評価された。	引き続き水生生物調査を実施。	-	-	-	・治水事業等関係費 ・社会資本整備補給交付金等	
第3節 沿岸・海洋											
(概要) 海洋の生態系サービスの特徴可能な利用等のために、基礎情報の整理、監視における外來種駆除許可漁業における現場の実施や混獲回避措置等について、また、藻場や干潟等の保全・創造・再生、地球も参加した海洋環境の保全・再生、漂着ゴミ対策や水産調査などの取組を進めました。											
308	1 沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全 ・藻場、干潟、サンゴ礁などの海洋生態系の生物相に関するモニタリング調査を継続的に実施し自然環境データの充実を図るとともに、海洋生物の希少性の評価方法を検討し、海洋の希少な生物の情報整備を図ります。(環境省、農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	E-2	b 進捗中	・モニタリングサイト1000において、藻場、干潟、サンゴ礁などの生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。 ・また、海洋生物の希少性の評価手法について検討を行い、その手法に基づいた絶滅のおそれの評価検討を開始。 ・海洋生物レッドリストを平成28年度に作成した。	・モニタリング調査は現在の取組を継続して進めていく。 ・要海域の情報を基礎として、自然的社会的諸条件を考慮して沖合海底自然環境保全地域候補地を抽出し、指定する。	平成25年度までに重要海域抽出 平成23・25年度にかけて重要海域抽出作業に着手(平成26年度まで)	-	-	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ・海洋生物情報整備推進費	
309	2 海洋生物多様性保全戦略に基づき、生物多様性の保全・重要海域の危機要因を分析し、必要対策を検討します。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	C-1	a 既に達成済み	・海洋保護区の検討に資する基礎情報として、平成23・25年度にかけて重要海域の抽出作業を進め、平成28年4月に公表。 ・重要海域のうち保護の強化が必要な海域として沖合域に着目し、海底の形質を把握するおそれのある特定の行為が規制される沖合海底自然環境保全地域制度を、平成31年4月の自然環境保全法の改正により創設。	・要海域の情報を基礎として、自然的社会的諸条件を考慮して沖合海底自然環境保全地域候補地を抽出し、指定する。 ・対策が困難な危機要因への取組が課題。	平成27年度までに重要海域の危機要因分析と対策の検討 平成23・25年度にかけて重要海域抽出作業に着手(平成26年度まで)	-	-	・国立・国立公園新規指定等推進事業費	
310	3 沿岸・海洋の生物多様性保全戦略に基づき、生物多様性の保全・重要海域の危機要因を分析し、必要対策を検討します。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	・モニタリングサイト1000において、藻場、干潟、サンゴ礁の生態系を含め、全国の地点において日本を代表する生態系のモニタリング調査を実施している。また、結果を海洋生物地理情報システム(OBIS)に提供するため、その日本版であるJ-OBIS(Japan Regional OBIS Node)と調整中。	・現在の取組を継続して進めて行く。	海洋政策支援情報ツールの公開	-	-	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
311	4 沿岸・海洋の生物多様性保全戦略に基づき、生物多様性の保全・重要海域の危機要因を分析し、必要対策を検討します。(環境省、国土交通省、関係府省)	1 2 3 4 5 なし	E-2	b 進捗中	・モニタリングサイト1000において、藻場、干潟、サンゴ礁の生態系を含め、全国の地点において日本を代表する生態系のモニタリング調査を実施している。また、結果を海洋生物地理情報システム(OBIS)に提供するため、その日本版であるJ-OBIS(Japan Regional OBIS Node)と調整中。	・重要海域の情報を基礎として、自然的社会的諸条件を考慮して沖合海底自然環境保全地域候補地を抽出し、指定する。	わが国の管轄内水域の約8.3%(令和2年3月)	わが国の管轄内水域の約8.3%(平成23年5月)	わが国の管轄内水域の約8.3%(令和2年3月)	・国立・国立公園新規指定等推進事業費	5
312	5 沿岸・海洋の生物多様性保全戦略に基づき、生物多様性の保全・重要海域の危機要因を分析し、必要対策を検討します。(環境省、国土交通省、関係府省)	1 2 3 4 5 なし	C-1	b 進捗中	・モニタリングサイト1000において、藻場、干潟、サンゴ礁の生態系を含め、全国の地点において日本を代表する生態系のモニタリング調査を実施している。また、結果を海洋生物地理情報システム(OBIS)に提供するため、その日本版であるJ-OBIS(Japan Regional OBIS Node)と調整中。	・重要海域の情報を基礎として、自然的社会的諸条件を考慮して沖合海底自然環境保全地域候補地を抽出し、指定する。	わが国の管轄内水域の約8.3%(令和2年3月)	わが国の管轄内水域の約8.3%(平成23年5月)	わが国の管轄内水域の約8.3%(令和2年3月)	・国立・国立公園新規指定等推進事業費	5

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
322	港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの再生、深層の埋め戻しを推進します。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	B-1 B-3	a+ 既に達成済み b 進捗中	浚渫土砂を有効活用し、徳山下松港の干潟の再生や、東京湾、大阪湾にたいして深層の埋め戻しを実施し、水生生物の増加や青潮の要因となる貧酸素水塊の発生する場所の減少など、沿岸域の生物多様性の保全、再生の取組を推進した。				干潟の再生の割合(約41.2%) (平成30年度末)	港湾整備事業費	23
323	生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整備を通じた陸上からの水質負荷低減に取り組めます。(農林水産省)		なし	b 進捗中	農業系資材の圧縮・減容技術及び漁業系資材廃棄物の固形燃料化技術の開発により、廃発泡剤、スチロール等の運搬・処理経費の削減が達成され、一部の市町村で圧縮減容機が導入された。また、漂流・漂着物及び漁業系資材のリサイクル技術の普及のため、重なるコストダウンを図るとともに、漁業系資材廃棄物を固形燃料に加え、水産一次加工用のポライマーや発泡剤などの燃料として活用するための技術開発を行った。			94.6% (令和元年度) <small>東日本大震災の影響により調査不能な町村があるため多価</small>	農業系排水処理交付金の内数 ・地方創生整備推進交付金の内数	24	
324	漁業系資材のリサイクル技術の開発、普及などの対策を推進することにより、漂流・漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響の軽減を図ります。(農林水産省)		なし	b 進捗中	・H29年度までに漁業系資材の圧縮・減容技術及び漁業系資材廃棄物の固形燃料化技術の開発により、廃発泡剤、スチロール等の運搬・処理経費の削減が達成され、一部の市町村で圧縮減容機が導入された。また、漂流・漂着物及び漁業系資材のリサイクル技術の普及のため、重なるコストダウンを図るとともに、漁業系資材廃棄物を固形燃料に加え、水産一次加工用のポライマーや発泡剤などの燃料として活用するための技術開発を行った。				・漁業系排水処理交付金のうち高層漂流・漂着物対策促進事業(H25～H29) ・漁業系資材改善推進事業のうち海洋プラスチックごみ削減対策事業(H30～R1) ・農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業(うち漁業に命ける海洋プラスチック問題対策事業)(R2～)		
325	赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進します。(農林水産省)		B-3	b 進捗中	・平成25年度から平成29年度にかけて、下記のとおり、赤潮・貧酸素水塊対策推進事業を実施した。 (1)有害赤潮等発生監視と発生機構の解明 (2)有害赤潮モニタリング技術の高度化及び発生機構の解明、予防技術等の開発 (3)リリ色落ち原因藻の発生モニタリング、発生機構解明、予防技術開発 (4)赤潮・貧酸素水塊広域連続観測技術の開発 (5)漁場生産力向上のための漁場改善実証試験 ・平成30年度から下記のとおり、漁場環境改善推進事業を実施する。 (1)栄養塩、赤潮・貧酸素水塊に対する被害軽減技術等の開発 (2)栄養塩からみた漁場生産力回復手法の開発 (3)赤潮・貧酸素水塊の広域自動モニタリング技術の開発 (4)リモートセンシングを活用した有書赤潮の種別別手法の開発					赤潮・貧酸素水塊対策推進事業(平成25年度～平成29年度) ・漁場環境改善推進事業(平成30年度～)	
326	漁場の効用回復に資する堆積物除去等(農林水産省)		B-2	b 進捗中	・漁場の効用回復に資する堆積物除去等を平成24～29年度に17.7万ha実施した。				漁場の堆積物除去、17.7万ha (平成24～29年度)	水産基礎整備事業	25
327	サンゴ礁生態系の保全、再生及び持続可能な利用を促進し、地球社会の持続可能な発展を図るために策定したサンゴ礁生態系保全行動計画の実施を推進します。(環境省)		a+ 既に達成済み b 進捗中		・サンゴ礁生態系保全行動計画を平成28年3月に改訂し、サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020を策定した。これに基づき、重点的課題を策定し、モデル事業の実施やフォローアップワークショップの開催などにより対策を推進した。						
328	サンゴ礁生態系保全行動計画フォローアップ会議を開催し、サンゴ礁生態系とそれに関連する社会経済的な変動も把握するための適切な評価指標を検討しつつサンゴ礁生態系保全行動計画の実施の点検を行うとともに、関係省庁や自治体等と情報共有を図ります。(環境省)		B-5	b 進捗中	・平成23年度から「サンゴ礁生態系保全行動計画フォローアップ会議」を毎年開催し、同行動計画の評価を踏まえ、平成28年3月に改訂した「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」を策定した。 ・「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」フォローアップ会議を、毎年開催している。					国立、国定公園新規指定等推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投制等 事項名	数値 目標 番号
		1	2	3	4	5									
329	モニタリングサイト1000などを活用して、サンゴ礁に関する情報整備を進めます。(環境省)						E-2 なし	a+ 既に達成済み	モニタリングサイト1000において、環 境・干潟の生態系を含め、日本を代表す る生態系の全体的なモニタリング調査を 実施している。	現在の取組を継続して進めていく。 [施策番号320に同じ]			・地球規模生物多様性モニタリング推進 事業費	5	
330	同前1、2海洋生物多様性の保全のための保護区に示した 施策を通じ、サンゴ礁の保全を図ります。(環境省)						C-1	b 進捗中	[施策番号320に同じ]	サンゴ礁の保護区化 10% (令和2年まで)	サンゴ礁の保護区化 8.3% (平成23年5月)	8.3% (令和2年3月)	[施策番号312から319までを参照]		
331	沖縄県の石垣県、高知県の電卓、徳島県の竹島において サンゴ群集の自然再生を実施しており、これらを含め引き続き自然 公園内におけるサンゴ群集の自然再生事業を推進します。(環境 省)						D-2	b 進捗中	平成14年度からサンゴ群集の再生を 目的として、国立公園内の石垣県沖で 自然再生事業を実施している。また、平 成27年度までに国立公園内の電卓で自 然再生事業を実施済みのほか、徳島県 が実施した竹ヶ島の自然再生事業に対 して自然環境整備交付金により支援実 施済み。	引き続き、サンゴ礁の再生を含め、多 様な生態系を対象とする自然再生事業 を推進する。			・自然公園等事業費		
332	沖縄県及び奄美群島において、農地などの流出防止などの流 出を防止するため、ほ場勾配修正や沈砂池などの整備を推進しま す。(農林水産省)						なし	b 進捗中	平成24年度から令和元年度において、 水質保全対策事業(耕土流出防止施設 整備)を沖縄県36地区、奄美群島4地区 で実施している。	現在の取組を継続して進めていく。			・沖縄県農交付金(農業推進費) ・農山漁村地域整備事業費		
333	国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)のサンゴ礁と気候変動に関 する決議を踏まえ、気候変動に対する適応策を検討するため、サ ンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援などを 行うほか、海洋酸性化に係る研究に取り組みます。(環境省)						B-5	b 進捗中	・環境研究総合推進費の課題研究とし て、地球温暖化と海洋酸性化がサンゴゴ 分布に及ぼす影響を予測。	研究費の確保が課題。引き続き研究を 推進。			・環境研究総合推進費		
334	サンゴの生育条件として厳しい、サンゴの減少が危惧される沖 ノ島を対象に、現地状況の把握や稚苗生産技術の検討を行い、 サンゴ増殖手法ガイドラインを作成することによって、広くその他 の海域にも適用できるサンゴ増殖技術の開発を行います。(農 林水産省)						なし	b 進捗中	これまで、沖ノ島サンゴについて、種 苗生産、移植、保全、モニタリング等 の一連のサンゴ増殖技術の開発を進め、 移植サンゴの発育が確認されるなど、着 実に成果が得られている。	近年顕在化している高水温によってサ ンゴ礁が大規模に衰退する場合、自力 や移植による手法だけでは回復に長時 間を要することが問題となっているた め、本事業によりサンゴ礁の面的な保 全、回復技術の開発、実証をする。また、 サンゴ礁の減少している海域において 事業化を検討する。			・漁業関連、生物多様性保全総合対策事 業費のうち厳しい環境条件下におけるサ ンゴの面的保全、回復技術開発実証事業 費		
335	種の保存法に基づき保護増殖事業計画を策定している種につ いては、それ以外の種の生育状況や減少要因をふまえ、圧 迫要因の除去又は軽減、生物多様性の保全に配慮した農林業 などを通じた生育環境の改善などを行い、種々の保全対策の効果を 検証しながら、引き続き事業の充実、強化を図ります。(環境省、 農林水産省)						C-2	b 進捗中	平成29年度10月に新たにツシマウツラボ シシジミの保護増殖事業計画を策定し、 本計画数は51となった(うち平成24年度 から新たに策定した計画数は16)、ツシ マウツラボシシジミを加えた全51種につ いて保護増殖事業を実施中。 ・国有林野内に生育、生育する希少野生 動物種の生育、生育状況の把握や生 息、生育環境の維持、整備等事業費	引き続き保全対策の充実、強化を図る。 引き続き、希少野生動物種の保護管 理に必要な事業を推進する。			・特定野生生物保護対策費		
336	北海道の利尻島や千歳島、石川島のトツ島などの、特に海鳥 の繁殖地として重要な離島において、引き続きこれらの生態環境 の保全を図ります。(環境省)						C-2	a+ 既に達成済み	千歳島においてワミガキの積雪等の 抑除を行う等、海鳥の繁殖地として重要 な離島において生態環境の保全を図っ ている。	引き続き生態環境の保全を図る。			・特定野生生物保護対策費		
337	小笠原において海洋島に残された固有種、希少種及び独特の 生態系の保全並びに外来種に攪乱(かくらん)された生態系の健全 化を実施しており、これを今後引き続き国立公園内における海洋島 独特の鳥獣(とうじょう)生態系の自然再生事業を推進します。(環境 省)						D-2	b 進捗中	平成14年度から、小笠原国立公園内 において、原生の復元、外来種の駆除 を目的とする自然再生事業を実施し、	引き続き、鳥獣生態系の再生を含め、 多様な生態系を対象とする自然再生事 業を着実に推進する。			・自然公園等事業費		
338	沖縄県の石垣県においてサンゴ群集の自然再生事業 を推進します。(環境省)						D-2	b 進捗中	[施策番号331に同じ]				[施策番号331に同じ]		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投制等事項名	数値目標番号
		1 2 3 4 5	なし								
339	奄美大島において希少種への脅威となっているマングースについて、低密度状態におけるより効果的な捕獲方法を確立し、根絶に向けた捕獲を進めるとともに、根絶の目標年度を科学的に検討します。さらに、費用対効果を経験したより効果的な防除手法を検討し、早期の根絶を目指します。また、希少種の生態や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除を進められます。(環境省、農林水産省)		B-4	a+ 既に達成済み	奄美大島及び沖縄島やんばるの地域におけるマングース防除事業については、科学的な検討の結果、奄美大島では令和4年度、沖縄島やんばるの地域では令和8年度までを根絶の目標年度と設定したほか、低密度下における効果的な捕獲手法の開発も進められています。また、希少種の生態や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除を進められます。また、希少種の生態や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除を進められます。また、希少種の生態や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除を進められます。	マングース防除事業については、根絶に向けて引き続き防除事業を実施し、根絶を確認する手法の開発を行う。アライグマやオオカチハスのように全国的に定着している種については、引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除策を行う。非意図的な侵入や国内移動による新たな侵入を防ぐことと、引続き、固有林野において希少種への脅威となつている外来種の防除に資する取組を推進する。	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(平成23年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	特定外来生物防除等推進事業(一部) ・森林整備・保全費	26
340	利尻、礼文島において、オオハシゴソウワなどの外来植物の除去を進められます。(環境省)		なし	b 進捗中	オオハシゴソウワなどの外来植物の除去を進められます。	現在の取組を継続して進めていく。	利尻、礼文島において希少な種への脅威となつている外来種の防除策を実施する。	利尻、礼文島、オオハシゴソウワ20327本を駆除(平成24年度)	利尻、礼文島、オオハシゴソウワ20327本を駆除(平成24年度)	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワークカー事業)	27
341	小笠原諸島、南西諸島などの島嶼(とう)など特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討、実施します。この際、固有林に隣接・介在する固有林における対策も公益的機能維持推進協定制度を活用するなどして一体的に推進します。(環境省、農林水産省)		B-4	a+ 既に達成済み	奄美大島、沖縄島やんばるの地域におけるマングース防除、小笠原国立公園、南西諸島やんばるの地域では、小笠原国立公園におけるオオキキエルの駆除を実施しています。また、希少種の生態や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除を進められます。また、希少種の生態や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除を進められます。	マングース防除事業については、根絶に向けて引き続き防除事業を実施し、根絶を確認する手法の開発を行う。アライグマやオオカチハスのように全国的に定着している種については、引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除策を進めるとともに、希少な種への脅威となつている外来種の防除に資する取組を推進する。	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(平成23年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(平成23年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	特定外来生物防除等推進事業(一部) ・森林整備・保全費	26
342	奄美、琉球諸島(トカラ列島)以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生息、生育地など、重要地域の保護阻害防止の取組を進めるとともに、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組めます。(環境省、農林水産省)		C-1	b 進捗中	奄美、琉球諸島(トカラ列島)以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生息、生育地など、重要地域の保護阻害防止の取組を進めるとともに、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組めます。(環境省、農林水産省)	マングース防除事業については、根絶に向けて引き続き防除事業を実施し、根絶を確認する手法の開発を行う。アライグマやオオカチハスのように全国的に定着している種については、引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除策を進めるとともに、希少な種への脅威となつている外来種の防除に資する取組を推進する。	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	特定外来生物防除等推進事業(一部) ・森林整備・保全費	26
343	引続き、マンギングサイト1000など各種捕獲器の取組により、ウミガメ類、海鳥、海亀類などの生息状況をまひ、絶滅(海洋の生態系)に関する情報収集を進めるとともに、これらの科学的データに基づき適切な海洋生物の保全のための取組を進めます。(環境省、農林水産省)		E-2	a+ 既に達成済み	マンギングサイト1000において、選種・生息の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。 ・水産資源保護法に基づき特定の水生動物の採捕を禁止した。	現在の取組を継続して進めていく。	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	特定外来生物防除等推進事業 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費		27
344	希少な野生水生生物の科学的知見の集積、充実を図り、生態系全体としての保全と持続的利用のあり方を検討します。(農林水産省)		C-2	b 進捗中	水産業にとって重要な種に関して、国際会議の動向、国際会議での提案の背景、安否等について詳細に調査、分析を行った。漁業がウミガメ類や海鳥類、サメ類に与える影響について考慮するため、ウミガメ類の実態について調査を行った。	希少な野生水生生物について環境調査、国際会議における国際会議の動向、国際会議での提案、安否等について詳細に調査、分析し、上記の結果を踏まえて保全と持続的利用のあり方を検討する。	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	海洋生態系保全全動向調査事業		
345	サメ、海鳥、ウミガメの混獲防止については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓蒙を行うなど、混獲の削減を図ります。(農林水産省)		B-2	b 進捗中	海洋生態系保全全動向調査事業等において、サメ、海鳥等の混獲の現状等について調査、分析を実施した。また、ウミガメの定置網の混獲実態について調査するとともに、ウミガメ混獲防止技術の開発を実施した。	引続き、混獲の現状等について調査、分析を行い、随時、その結果を踏まえて混獲回避技術の開発を実施する。また、漁業者に対し、混獲回避の方法、捕獲された生体個体の適切な取扱いなどの指導、普及啓蒙活動を実施する。	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	海洋生態系保全全動向調査事業 ・水産資源調査、評価推進事業		
346	希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあたっては、生物多様性を配慮しつつ、その求道種数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。(農林水産省)		B-2	b 進捗中	科学的知見の蓄積を図っている。	科学的知見の蓄積を図っている。	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	希少な生物漁業被害防止総合対策事業		
347	鯨類などの大型水生生物による海水産資源の捕獲の実態を把握し、科学的知見の蓄積を進めます。(農林水産省)		なし	b 進捗中	鯨類について目視調査等の実施により科学的知見の蓄積を図っている。	現在の取組を継続して進めていく。	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び10000わな日当たりの捕獲頭数:0.013(令和4年度)	鯨資源調査等対策推進費 ・日本沿岸域捕鯨調査事業 ・鯨類捕獲調査計画化対策		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
362	漁業許可制度、漁獲可能量(TAC)制度等による資源管理とあわせ、平成23年度からは、新たに導入された資源管理、漁業所得補償対策の下、資源状況等に即して休漁、漁具、漁法の規制等の漁獲努力量の抑制、稚魚放流、漁獲改善などの適切な計画的な自主的資源管理をより一層推進する必要があります。このため、漁業者、試験研究機関、行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を実施する体制の整備等を進めるとともに、基本的に全ての漁業者が資源管理計画に基づき資源管理に参加するよう促します。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	B-2 a 既に達成済み b なし	当該施策は、平成23年度から実施しており、国及び北海道関係ごとに資源管理指針を策定し、これに沿って関係漁業者は資源管理計画を作成し、幅広い漁業種類において、漁業態に応じた各種の管理措置を実施している。資源管理計画が策定されており、我が国の漁業生産量の約9割が資源管理計画の下で生産されている。 当該施策により資源管理計画の作成数は着実に増加しており、漁業者は公的な管理措置とともに自主的な管理措置を実施している。	当該施策は、平成23年度から実施しており、国及び北海道関係ごとに資源管理指針を策定し、これに沿って関係漁業者は資源管理計画を作成し、幅広い漁業種類において、漁業態に応じた各種の管理措置を実施している。資源管理計画が策定されており、我が国の漁業生産量の約9割が資源管理計画の下で生産されている。 当該施策により資源管理計画の作成数は着実に増加しており、漁業者は公的な管理措置とともに自主的な管理措置を実施している。	資源管理の一層の推進を図るため、今後すべての漁業者が資源管理計画に基づき資源管理に参加するよう促進を図る。また、資源状況に応じた柔軟かつ機動的な資源管理を各地で実施する必要があるので、関係者が科学的知見に基づいた有効な資源管理措置を検討し、取組内容を具直す仕組みの構築を推進する。さらに、改正漁業法の下での漁業者自身による自主的な資源管理をより効果的なものとなることを目指して、これまで行われていた資源管理指針・計画体制は、今後、は法律に基づき資源管理の推進へと順次移行し、新たな資源管理を推進してまいります。	-	-	EZ内資源、漁獲管理強化事業	-	
363	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲、生産された水産物であること、水産物等の加工・流通等を通じ、その普及に努めます。(農林水産省)		a 既に達成済み b 進捗中	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲、生産された水産物であること、水産物等の加工・流通等を通じ、その普及に努めます。	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲、生産された水産物であること、水産物等の加工・流通等を通じ、その普及に努めます。	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲、生産された水産物であること、水産物等の加工・流通等を通じ、その普及に努めます。	-	-	日本産の水産物・加工品普及促進事業	-	
364	放流計画の策定、稚魚の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系統への影響などに配慮するなど、環境、生態系と調和した増殖を推進します。(農林水産省)		なし	放流計画の策定、稚魚の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系統への影響などに配慮するなど、環境、生態系と調和した増殖を推進します。	放流計画の策定、稚魚の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系統への影響などに配慮するなど、環境、生態系と調和した増殖を推進します。	放流計画の策定、稚魚の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系統への影響などに配慮するなど、環境、生態系と調和した増殖を推進します。	-	-	-	-	
365	漁業者について、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。(農林水産省)		なし	漁業者について、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。	漁業者について、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。	漁業者について、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。	-	-	-	-	
366	魚卵養殖において、残餌による環境負荷の低減のため、低環境負荷飼料の開発を推進します。(農林水産省)		なし	魚卵養殖において、残餌による環境負荷の低減のため、低環境負荷飼料の開発を推進します。	魚卵養殖において、残餌による環境負荷の低減のため、低環境負荷飼料の開発を推進します。	魚卵養殖において、残餌による環境負荷の低減のため、低環境負荷飼料の開発を推進します。	-	-	水産資源回復対策に必要な経費	-	
367	さけ、ます増殖事業についても、北平洋の生態系等の調和を図り、生物として持つ種の特長と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工稚魚放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ、ます増殖事業を推進します。(農林水産省)		なし	さけ、ます増殖事業についても、北平洋の生態系等の調和を図り、生物として持つ種の特長と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工稚魚放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ、ます増殖事業を推進します。	さけ、ます増殖事業についても、北平洋の生態系等の調和を図り、生物として持つ種の特長と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工稚魚放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ、ます増殖事業を推進します。	さけ、ます増殖事業についても、北平洋の生態系等の調和を図り、生物として持つ種の特長と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工稚魚放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ、ます増殖事業を推進します。	-	-	国立研究開発法人水産研究・教育機構 運営費交付金	-	
368	平成34年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成22年の7割台から9割に推進します。(農林水産省)		なし	平成34年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成22年の7割台から9割に推進します。	平成34年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成22年の7割台から9割に推進します。	平成34年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成22年の7割台から9割に推進します。	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成22年の7割台(平成31年1月)	-	-	-	31
369	希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、生態系全体としての保全と持続的利用のあり方を検討します。(農林水産省)		C-2 b 進捗中	希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、生態系全体としての保全と持続的利用のあり方を検討します。	希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、生態系全体としての保全と持続的利用のあり方を検討します。	希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、生態系全体としての保全と持続的利用のあり方を検討します。	-	-	[施策番号344に同じ]	[施策番号344に同じ]	
370	サケ、海魚、ワミガサの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な漁獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。(農林水産省)		B-2 b 進捗中	サケ、海魚、ワミガサの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な漁獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。	サケ、海魚、ワミガサの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な漁獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。	サケ、海魚、ワミガサの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な漁獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。	-	-	[施策番号345に同じ]	[施策番号345に同じ]	
371	環境の変化などによる漁業への悪影響を回避し、生物多様性の保全を念頭に食害防止に向けた効果的な外来魚の駆除やカワウの保護管理などの適切な対策を講じます。(農林水産省)		B-2 b 進捗中	環境の変化などによる漁業への悪影響を回避し、生物多様性の保全を念頭に食害防止に向けた効果的な外来魚の駆除やカワウの保護管理などの適切な対策を講じます。	環境の変化などによる漁業への悪影響を回避し、生物多様性の保全を念頭に食害防止に向けた効果的な外来魚の駆除やカワウの保護管理などの適切な対策を講じます。	環境の変化などによる漁業への悪影響を回避し、生物多様性の保全を念頭に食害防止に向けた効果的な外来魚の駆除やカワウの保護管理などの適切な対策を講じます。	-	-	内水面漁場、資源管理総合対策事業	-	
372	希少種でも希少なトドによる漁業資源の防止にあたっては、生物多様性の保全に配慮しつつ、その繁殖個体数の科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。(農林水産省)		B-2 b 進捗中	希少種でも希少なトドによる漁業資源の防止にあたっては、生物多様性の保全に配慮しつつ、その繁殖個体数の科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。	希少種でも希少なトドによる漁業資源の防止にあたっては、生物多様性の保全に配慮しつつ、その繁殖個体数の科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。	希少種でも希少なトドによる漁業資源の防止にあたっては、生物多様性の保全に配慮しつつ、その繁殖個体数の科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。	-	-	[施策番号346に同じ]	[施策番号346に同じ]	
373	断続的な大型水生生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。(農林水産省)		なし	断続的な大型水生生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。	断続的な大型水生生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。	断続的な大型水生生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。	-	-	[施策番号347に同じ]	[施策番号347に同じ]	
374	海岸法の目的である防護・環境・利便・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る(「自然共生型海岸づくり」)を河川管理と連携しつつ推進します。(農林水産省、国土交通省)		B-1 C-1 b 進捗中	海岸法の目的である防護・環境・利便・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る(「自然共生型海岸づくり」)を河川管理と連携しつつ推進します。	海岸法の目的である防護・環境・利便・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る(「自然共生型海岸づくり」)を河川管理と連携しつつ推進します。	海岸法の目的である防護・環境・利便・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る(「自然共生型海岸づくり」)を河川管理と連携しつつ推進します。	-	-	海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災、安全交付金 ・沖縄県財政分担措置交付金 ・農山漁村地域整備交付金	-	
375	養殖、海草や人工リーフの影響などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めます。(農林水産省、国土交通省)		B-1 C-1 b 進捗中	養殖、海草や人工リーフの影響などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めます。	養殖、海草や人工リーフの影響などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めます。	養殖、海草や人工リーフの影響などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めます。	-	-	海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災、安全交付金 ・沖縄県財政分担措置交付金 ・農山漁村地域整備交付金	-	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5									
403	都市再生プロジェクト第三次決定「海の再生」の実現に向け、東京湾再生のための行動計画、大阪湾再生行動計画、及び伊勢湾再生行動計画に基づき、各種施策を推進します。また、広島湾再生行動計画に基づき、各種施策を推進するとともに、水質環境改善が必要な閉鎖性海域について、全国海の再生プロジェクトを展開します。行動計画の進捗状況についてフォローアップを行い、その着実な実施に努め、必要に応じて行動計画の見直しを行います。(国土交通省、内閣府、農林水産省、経済産業省、環境省)						なし	進捗中	地方公共団体を含む関係者が連携し、その水質を改善するための行動計画を策定し、陸域河川削減、海域環境改善、モニタリング等の施策を推進している。東京湾においては平成24年度に第1期計画の最終評価を行い、平成25年度に第2期計画を策定し、新たに東京湾官民連携フォーラムの設立により、民間企業や市民等の多様な主体と連携、協働し、官民一体となった取組める体制を整備した。 ・東京湾、大阪湾、伊勢湾および広島湾の閉鎖性海域の水質改善に向けて海の再生プロジェクトの施策を推進している。 ・東京湾、大阪湾、伊勢湾および広島湾において、国民・流域住民の関心の醸成及び意識の向上を目的として、「東京湾環境調査」(大阪湾若毛モニタリング)、「広島湾水質調査」を実施した。	・引き続き、下水施設等の整備等による水質浄化対策を行うことなど、「河川の再生」の改善を図ることにより、「海の再生」の実現を推進していく。 ・今後も、各海域において行動計画に基づく施策を推進していくとともに、民間企業や市民等の多様な主体と連携、協働し、官民一体となって取組める体制を整備を進める。			港湾整備事業費 ・下水道事業関係費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金 ・地域自主戦略交付金 海上保安庁 船舶交通安全及海上治安対策費		
404	有明海及び八代海等の海域環境、生態系の保全・回復に関して、平成18年12月に有明海・八代海総合調査評価委員会が策定された委員会報告を踏まえ、解明すべき課題として掲言された項目等について順次調査研究を進めます。具体的には、海域での土砂、懸濁物等の挙動の把握、生態系の総合的な評価モデルの構築、二枚貝の浄化能力などの生態系の機能を活用した環境改善手法の検討に取り組みます。(環境省)						なし	a+ 域に達成済み	評価委員会は、有明海・八代海等における再生方策等を平成29年3月に委員会報告として取りまとめるとともに、今後、長期的に蓄積すべき観測データや、新たに実施すべき調査・研究開発の課題が具体的に示された。これを踏まえ、再生に係る評価に必要な調査や科学的知見の収集等を進めている。	有明海及び八代海等の再生(具体的再生の目標及び達成期限等)は評価委員会において審議決定される。) 赤潮発生が大規模化する等環境悪化が懸念されていると思われる。(有明海及び八代海等の現状評価は評価委員会で決定される。)			有明海・八代海等再生評価支援事業		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
		1	2	3	4	5								
第2章 積極的・具体的施策 第1節 生物多様性の生物多様性の推進 （総論）国連生物多様性の10年間の取組をはじめとした普及啓発、自然公園、山村、里地里山、河川、海辺が都市公園まで多様な場を活用した各種の自然体験・学習による自然とのふれあいを進め、また、具体的な事例における経済価値評価を実施したほか、生物多様性分野における事業者の取組事例の取組														
1	普及啓発と市民の参画													
405	国連生物多様性の10年間の取組をはじめとした普及啓発、自然公園、山村、里地里山、河川、海辺が都市公園まで多様な場を活用した各種の自然体験・学習による自然とのふれあいを進め、また、具体的な事例における経済価値評価を実施したほか、生物多様性分野における事業者の取組事例の取組	1 2 3 4 5 なし	達成済み	A-1	既に達成済み	UNDB-Jの年度計画に基づいて各種取組を実施し、これらを通じて各主体間のパートナーシップによる取組を促進した。また、国連生物多様性の10年（2011年～2020年）の折り返しにあたる平成27年に中間評価を行い、平成28年にはロードマップを作成した。	引き続き、UNDB-Jの年度計画に基づいて各種取組を実施するほか、平成27年に実施した中間評価を受けて、平成28年に策定されたロードマップに沿った進捗管理を実施していく。また、最終年度である令和2年度は、これまでUNDB-Jの取組を総括するとともに、令和3年度以降の新たな取組を検討していく。					国連生物多様性の10年、推進事業費		
406	UNDB-Jにおいて、全国の様々なセクターが一丸をこめて、生物多様性に関する取組を推進し、意見や情報を交換する場として、1年に1回程度、生物多様性全国ミーティングを開催します。（環境省）		達成済み	A-1	既に達成済み	全国ミーティングを1年に1回程度開催し、優良事業の発表やパネルディスカッション等を実施した。	引き続き、1年に1回程度、生物多様性全国ミーティングを開催し、生物多様性の主流化に向けた意見、情報の交換を行っていく。					国連生物多様性の10年、推進事業費		
407	UNDB-Jにおいて、COP11のサイトイベントを開催するなど、各年度において、ヒックとなるテーマに関する事業を特別事業として実施します。（環境省）		達成済み	A-1	既に達成済み	平成24年10月に、COP11/OCEPA/フェアベースでサイトイベントを開催し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信した。COP12以降はCBD事務局との連携でUNDB-DAYを開催している。平成25年11月には、第1回アジア国立公園会議の飛スターセッションに出席し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信した。	引き続き、各年度のヒックとなるテーマに応じて特別事業を実施し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信していく。					国連生物多様性の10年、推進事業費		
408	UNDB-Jにおいて、各地の環境パートナーシップオフィス(EPO)や青少年団体、大学、自然系博物館、動物園、水族館、植物園等と連携、協力して、各地で地域セミナーやワークショップを開催します。（環境省）		達成済み	A-1	既に達成済み	各地で地域セミナー及び地域フォーラムを令和元年度までに17回開催し生物多様性の主流化に向けた意見交換等を行った。	引き続き、生物多様性の主流化に向けた意見、情報の交換を行っていく。					国連生物多様性の10年、推進事業費		
409	UNDB-Jにおいて、国際自然保護連合日本委員会(IUCN-J)が実施する「しじょうまるプロジェクト」の登録事業者の中から、「多様な主体の連携」、取組の重要性、取組の広報の効果などの観点から、UNDB-Jが推奨する連携事業を認定します。（環境省）		達成済み	A-1	既に達成済み	これまでに163の連携事業を認定し、令和元年11月時点で、生物多様性全国ミーティング等において紹介するなど、積極的な広報活動を行っている。	取組した連携事業について、引き続き、積極的な広報活動を行っていく。					国連生物多様性の10年、推進事業費		
410	UNDB-Jにおいて、初級的なCEPA (Communication Education for Public Awareness)活動を行っていくため、地球いばるの取組、10月行動宣言、10月行動宣言、10月行動宣言、10月行動宣言等の広報、音画、冊子、映像、体験、活用、UNDB-J推進図書等、広報の発行など、様々な主体への働きかけを実施します。（環境省）		達成済み	A-1	既に達成済み	以下のような様々な取組により、CEPA活動を行った。 平成25年9月に子供向け推薦図書「愛称、生物多様性の本編」を出版した。 愛称もつなげる100冊」を出版した。 以降も、読み聞かせなど様々なイベントとの連携により広報を実施した。 ・地球いばるの取組の中から、国民一人ひとりが生物多様性の大切さを理解して行動に移せるように先導する「生物多様性リーダー」を任命した。 ・平成24年9月に旗揚げした「生物多様性キヤラクター応援団」が協力して普及啓発に取り組み共同宣言を行った。 ・MY行動宣言、シートの活用や「グリーンウェブ」への参加を広く呼びかけた。 ・生物多様性マガジン「iki・Tomoi」キートン」を発行し、一般の方々に生物多様性の大切さを伝えた。	引き続き、これらの取組にFJCEPA活動を行うほか、事業者をはじめ様々な主体との協働、タイアップにより、事業規模の拡大を図っていく。 さらに、UNDB-Jの活動の趣旨に賛同し、生物多様性の保全や持続可能な利用に向け自ら行動する個人・団体がメンバーとして参画する「iki・Tomoiパートナーズ」の拡大を図り、生物多様性の主流化、国民運動への足掛かりを築っていく。			国連生物多様性の10年、推進事業費				
411	生物多様性をより端的に分かりやすい言葉で表現したミニコミュニケーション「地球のいのち、つないでいこう」をロゴマークとともに普及していくことに加え、認知目標の達成に向けた各セクターの参加と連携による具体的な行動を推進することを目標に設立したUNDB-Jの活動のシンボルとなるロゴマークや、子供向けの広報キヤラクターである「タヨちゃんサト」となごまかたちを効果的に使うことで、国民に広く生物多様性についての認識を広げていく。（環境省）		進捗中	A-1	進捗中	前述のUNDB-Jの各種取組等を通じ、ロゴマークやキヤラクターを効果的に活用することで、普及啓発に努めている。	引き続き、UNDB-Jの各種取組等を通じ、普及啓発に努めていく。					国連生物多様性の10年、推進事業費		
412	生物多様性の重要性を一般の人々に浸透させることにも、生物多様性に配慮した事業活動や消費活動促進を促すため、さまざまな活動とのタイアップによる広報活動、生物多様性に關するイベントなどの開催、全国各地で開催される環境関係の展示会への参画を実施します。（環境省）		進捗中	A-1	進捗中	前述のUNDB-Jの各種取組のほか、「新着部宛てりフェスタ」、「エコライフフェア」、「エコログッズ展」等様々なイベントの開催、出展などを通じ、普及啓発に努めた。	引き続き、様々なイベントの開催、出展などを通じ、普及啓発に努めていく。					国連生物多様性の10年、推進事業費		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
1	2	3	4	5	なし	A-1	A-1	生物多様性の認知 度、51.0% (令和元年)	-	34
413	「生物多様性」という言葉の意味を知っている、意味は知らないが、言葉は聞いたことがある、人は、平成24年度に内閣府が行った世論調査では全体の56%だったが、その認知度を平成31年度末までに75%以上とすることを目標とし、普及啓発を進めます。(環境省)	1	進捗中	前述のJINDB-Jの各種取組のほか、後述の2自然とのふれあひ、3教育・学習・体験、4人材の育成、5経済的価値の評価、6事業者と消費者の取組の推進に示した各種取組を通じ、普及啓発に努めた。	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努めていく。	生物多様性の認知度、75%以上 (令和元年度末)	生物多様性の認知度、56% (平成24年)	生物多様性の認知度、51.0% (令和元年)	-	34
414	「生物多様性国家戦略」の内容を知っている。(内容は知らないが、聞いたことがある)人は、平成24年度に内閣府が行った世論調査では34%だったが、その認知度を平成31年度末までに80%以上とすることを目標とし、普及啓発を進めます。(環境省)	1	進捗中	前述のJINDB-Jの各種取組のほか、後述の2自然とのふれあひ、3教育・学習・体験、4人材の育成、5経済的価値の評価、6事業者と消費者の取組の推進に示した各種取組を通じ、普及啓発に努めた。	引き続き、生物多様性国家戦略の認知度、34% (平成24年度)	生物多様性国家戦略の認知度、25.4% (令和元年度)	生物多様性国家戦略の認知度、25.4% (令和元年度)	-	-	35
415	「生物多様性」という言葉が新聞紙上で用いられた頻度は、平成20年度で合計736件(朝日、毎日、読売)ですが、平成31年度には1,150件まで増加させることを目標とし、広報・普及啓発を進めていきます。(環境省)	1	進捗中	前述のJINDB-Jの各種取組のほか、後述の2自然とのふれあひ、3教育・学習・体験、4人材の育成、5経済的価値の評価、6事業者と消費者の取組の推進に示した各種取組を通じ、普及啓発に努めた。	引き続き、生物多様性新聞掲載の認知度、50%以上 (令和元年度末)	生物多様性新聞掲載数、1,500件 (令和元年度)	生物多様性新聞掲載数、636件 (平成20年度)	生物多様性新聞掲載数、262件 (令和元年度)	-	36
416	希少野生動物種の保全や鳥獣の保護管理、外来種対策、生態系ネットワークの要となる重要地域の保全、再生など、地域が主体的に行う生物多様性の保全、再生活動のほか、生物多様性基本法、や生物多様性地域戦略推進法、等に基づく法定計画等の策定の取組を支援します。(環境省)	1	既に達成済み	地域が主体的に行う生物多様性の保全、再生活動に向けて、生物多様性保全推進支援事業(交付金)により平成24年度から令和元年度までに119事業を支援した。	生物多様性保全推進支援事業(交付金)については、より効果的な措置となるよう、対象事業の整理、拡充等を順次図りつつ、継続している。	生物多様性保全推進支援事業(交付金)により、取組の推進を図る。	-	-	生物多様性保全推進支援事業	
417	地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を援助、促進するため、地域生物多様性保全活動支援事業を通じた策定支援を行うとともに、既存事例の紹介や「生物多様性地域戦略策定の引き」の取組し、普及を行います。(環境省)	1	進捗中	地域生物多様性保全活動支援事業(委託)により平成24年度から平成26年度末までに39の法定計画の策定を支援した。	引き続き、「生物多様性地域戦略策定の引き」等の活用により、取組の推進を図る。	生物多様性地域戦略の策定(令和2年)	18都道府県 (平成24年3月末)	44都道府県 (令和2年3月末)	-	37
418	生物多様性の保全上重要と認められる地域において地方公共団体が実施する、生物多様性の保全、回復を図るための事業に対して、地域自主戦略交付金(内閣府所管)により支援します。(環境省)	1	進捗中	平成24年度に地域自主戦略交付金が廃止されたことに伴い、平成25年度より生物多様性保全回復施設整備交付金を創設し、これらの交付金により、熊本県が実施する内閣府の「荒瀬ダム(荒瀬ダム)撤去等を支援。	今後も引き続き生物多様性保全回復施設整備交付金により、生物多様性保全上重要な地域と生態学的に密接な関連を有する地域における、都道府県による自然再生事業を支援していく。	-	-	-	生物多様性保全回復整備事業	
419	「生物多様性地域連携促進法」に基づき「地域連携保全活動計画」の策定を支援するため、地方自治体や地域のNPO/NGOなど多様な主体の参加による地域パートナーを関係することにより、法令や制度に対する理解促進(優良事例や課題の共有、関係者の連携)に向けた機運醸成を図ります。(環境省)	1	既に達成済み	平成24年度に全国のNPO/NGO等での生物多様性地域連携促進法セミナーを開催。また、地方自治体や地域のNPO/NGOの協力を得る場において、法制に関する理解促進(優良事例や課題の共有、関係者の連携)に向けた機運醸成を図った(平成24年度から令和元年度までに15市町村が地域連携保全活動計画の策定を支援した)。	活動の実施状況に関する情報の収集及び発信、生物多様性保全推進支援事業による財政的支援等を通じて、地域連携保全活動計画の策定を支援する。	-	-	-	国連生物多様性の10年、推進事業費	
420	資料を作成とともに、各地域で行われている生物多様性の保全のための活動に関する事例収集、課題分析を行い「地域連携促進法のホームページ」を作成して全国に発信します。(環境省、国土交通省)	1	既に達成済み	平成24年度及び平成30年度に生物多様性地域連携促進法を紹介するパンフレットを作成した。同法に関する概要、国内の作成事例、地域連携保全活動支援センターの設置状況等について紹介するウェブサイトを作成し、情報発信を行った。	生物多様性地域連携促進法では、地域連携保全活動計画の作成時及び地域連携保全活動センターの設置時に環境大臣への報告義務等を通じて情報収集を行うとともに、その結果を反映してウェブサイトを更新する。また、支援センターに係る優良事例や設置にあたってのノウハウ等を取りまとめ、情報の一層の拡充を図る。	-	-	-	国連生物多様性の10年、推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1 2 3 4 5	なし								
421	平成23年に策定された「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項を踏まえ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定等を推進します。また、策定に当たっては、住民参加、公表等、透明性の向上を図ります。(国土交通省)		A-1	b 進捗中	都市の生物多様性の確保の確保の確保に配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定支援の観点から、平成23年10月に「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項を、平成28年11月に「都市の生物多様性指標(簡易版)」を、平成30年6月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定し、都市の生物多様性の確保の取組を推進した。	「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項の普及啓発に努め、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進する。	緑の基本計画 (平成23年3月)	緑の基本計画 東定市町村:686市町村 (平成31年3月)			
422	国民等からの寄付金により自然保護のために自然の豊かな民有地を取得して保全を図る「ナショナル・トラスト」活動や、公益社団法人「グリーン化推進」による緑化事業、国内外の自然環境保全プロジェクトを助成する民間自然保護基金など、国民及び企業など事業者の善意の寄付が生物多様性保全により一層有効活用されるよう普及啓発の施策を講じます。(環境省)		A-1	b 進捗中	「ナショナル・トラスト」活動に伴う補助上の機運措置に関する通知や活動の手引き、ハンドブックをウェブサイトに掲載する等、ナショナル・トラスト活動の促進に向けた普及啓発を実施。なお、活動の手引きについては、平成29年度に補助面に関する情報を拡充する形で改定を行った。	引き続き、ナショナル・トラスト活動等が促進されるよう、ウェブサイトによる情報発信を行うほか、より効果的な普及啓発の方法について検討する。					
423	毎年、生物多様性の状況及び政府が生物多様性の保全と持続可能な利用に關して講じた施策などを明らかにした生物多様性白書を作成し、国会に提出するとともに、全国各地で白書を読む会を開催することにより、広くその普及に努めます。(環境省)		A-1	b 進捗中	「毎年、生物多様性白書を作成、環境白書・循環型社会白書と合同で国会に提出し、国民向けに普及及び取組の促進を目的とした普及啓発を実施。また、令和元年度には全国初所での白書を読む会を開催し、生物多様性の重要性や国等の取組に関する国民への普及啓発に努めた。	引き続き、白書の作成及び環境白書を読む会を開催し、国民への普及啓発に努める。白書を読む会については、より多くの国民の参加を得られるよう開催方法等の見直しの必要性の検討が必要。			「白書を読む会」を全国8箇所で開催 (令和元年度)	環境行政年次報告書作成等経費	
424	食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きもの生態・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者と取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重層して生産された農産物であることを表示「生きものマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。また、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。(農林水産省)		A-1	b 進捗中	「各主体のパートナーシップ」による取組を支援し、地球環境パートナーシップオフィスと連携し、情報の収集、提供、交流の場の提供。	引き続き、事業を実施。			(施策番号19)に同じ		
425	各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集、提供、交流の場の提供などを実施します。(環境省)		なし	b 進捗中	「各主体のパートナーシップ」による取組を支援し、地球環境パートナーシップオフィスと連携し、情報の収集、提供、交流の場の提供。	引き続き、事業を実施。			(施策番号19)に同じ	地球環境パートナーシッププラザ運営費 市民活動等支援事業	
426	生物多様性に関する一般市民の関心と認識を深めるため、さまざまな関係機関、専門家などと連携しながら、身近な自然現象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広く収集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。(環境省)		A-1	E-2 達成済み	「市民参加型調査」である「いきものみつけ」を実施し結果を公表した。また、市民参加型調査の生物情報収集、提供システムである、「いきものログ」を新たに構築し、平成25年に供開始した。	「いきものログ」を運用し、取組を継続して進めていく。				自然環境保全基礎調査費	
427	多様な生物の生態環境としての河川の魅力を高めるため、河川敷計画の策定を通じて住民意見を反映させていくことに加え、ビオトープの整備や水際植生の復元などの取組、川を活かしたまちづくり活動などさまざまな分野における市民団体との連携・協働を進めます。(国土交通省)		A-1	達成済み	「河川敷計画の策定等」においては、住民の意見をとり入れるとともに、市民団体との連携、協働を図っている。	引き続き、河川敷計画の策定等において、市民団体との連携、協働を図っていくものとする。				治水事業等関係費 社会資本整備総合交付金等	
428	国有林野において、生物多様性の保全と、この一層国民の求める管理経営を行う観点から、これまでの取組、実績、現状を評価した結果や、その他参考となる数値等の情報を積極的に提示しつつ、地域管理経営計画等の計画案を広く国民に意見を求め、計画に基づき各種取組について、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進の観点から、森林計画区レベルで数値の指標により定量的に評価する仕組みの検討を進めます。(農林水産省)		なし	達成済み	「国有林野の管理経営の指針や主要事業を定めた地域管理経営計画等の策定や変更に当たり、計画案を広く公表し、国民の意見を広く、双方向の情報を交換し、国民の意見を踏まえて、生物多様性の保全を定量的に評価する仕組みを整備した。	引き続き、国有林野の管理経営の指針や主要事業を定めた地域管理経営計画等の策定や変更に当たり、計画案を広く公表し、国民の意見を踏まえて、生物多様性の保全を定量的に評価する仕組みを整備した。			森林整備・保全費		
429	「自然のふれあい」教育、学習、体験、「4人材の育成」5.経済的価値の伴い、6.事業者と消費者の取組の推進)に示した施策を、国だけでなく、地方自治体、企業をはじめとする事業者、NGO、国民など多様な主体の自主的な行動や連携を促進します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)		A-1	b 進捗中	「各種取組を通じ、多様な主体の自主的な行動や連携を促進した。	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、行動や連携の促進に努めていく。					
2	自然とのふれあい										
430	地域や企業等へ体験活動の重要性に関する理解を求め、普及啓発を実施するとともに、青少年の自然体験活動推進者の育成の向上を保つこと等により、青少年の自然体験活動推進します。(文部科学省)		A-1	達成済み	「地域や企業などへの普及啓発として、青少年の自然体験活動推進企業表彰を実施し、平成26年から平成30年度までに企業から応募があった延べ357事業を表彰することにより、自然体験活動を安全かつ安心に行えるよう、指導者育成に努めた。	「青少年の自然体験活動推進企業表彰」を実施するなど、引き続き、地域や企業などへの自然体験活動への理解を求め、いくつもの普及啓発を実施し、指導者の質の向上を図る。					

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
1	2	3	4	5	なし	A-1	a+	なし	なし	・独立行政法人国立青少年教育振興機構 ・独立行政法人国立青少年教育振興機構 ・独立行政法人国立青少年教育振興機構	
431	独立行政法人国立青少年教育振興機構において、国立青少年教育施設における青少年の自然体験活動等の実施と環境教育活動等の充実を図るとともに、民間団体等が実施する自然体験活動等に対する支援等を通じて、青少年の自然体験活動を推進します。(文部科学省)					・全国に設置する28の国立青少年教育施設に年間約500万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育事業や自然体験活動を安全かつ安心して行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成25年度から平成30年度までに44,288人の指導者を養成した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については、平成25年度から平成30年度までに8,757件を採択した。	・引き続き、青少年の体験活動の機会と環境の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。				
432	優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、生物多様性の保全についての普及啓発活動を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさを国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。(環境省)					・全国に設置する28の国立青少年教育施設に年間約500万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育事業や自然体験活動を安全かつ安心して行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成25年度から平成30年度までに44,288人の指導者を養成した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については、平成25年度から平成30年度までに8,757件を採択した。	・引き続き、青少年の体験活動の機会と環境の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。				
433	環境教育・環境学習の推進、エコリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。(環境省)					・全国に設置する28の国立青少年教育施設に年間約500万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育事業や自然体験活動を安全かつ安心して行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成25年度から平成30年度までに44,288人の指導者を養成した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については、平成25年度から平成30年度までに8,757件を採択した。	・引き続き、青少年の体験活動の機会と環境の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。				
434	利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の増悪を防止するため、利用誘導などによる利用の分散や平等化のための管理手法を検討、実施するとともに、自然公園法に基づき(利用調整地区の指定や管理を行います。(環境省)					・全国に設置する28の国立青少年教育施設に年間約500万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育事業や自然体験活動を安全かつ安心して行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成25年度から平成30年度までに44,288人の指導者を養成した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については、平成25年度から平成30年度までに8,757件を採択した。	・引き続き、青少年の体験活動の機会と環境の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。				
435	子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期滞在などの自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から居る自然までのふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。(環境省、文部科学省)					・全国に設置する28の国立青少年教育施設に年間約500万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育事業や自然体験活動を安全かつ安心して行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成25年度から平成30年度までに44,288人の指導者を養成した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については、平成25年度から平成30年度までに8,757件を採択した。	・引き続き、青少年の体験活動の機会と環境の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。				
436	より自然公園の適正な利用とその他の保全活動の充実を図ります。(環境省)					・全国に設置する28の国立青少年教育施設に年間約500万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育事業や自然体験活動を安全かつ安心して行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成25年度から平成30年度までに44,288人の指導者を養成した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については、平成25年度から平成30年度までに8,757件を採択した。	・引き続き、青少年の体験活動の機会と環境の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。				
437	「みどりの月間(4月16日～5月14日)」「自然に親しむ運動(7月21日～8月20日)」全国・自然歩道歩こう月間(10月)の期間を中心に、全国各地で自然観察会などの、自然とふれあうための各種行事を実施します。さらに、環境省ホームページ「自然大好きクラブ」で自然とふれあう施設や体験活動のイベント情報を配信し、自然とふれあう機会をより一層増やします。(環境省、国土交通省)					・全国に設置する28の国立青少年教育施設に年間約500万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育事業や自然体験活動を安全かつ安心して行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成25年度から平成30年度までに44,288人の指導者を養成した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については、平成25年度から平成30年度までに8,757件を採択した。	・引き続き、青少年の体験活動の機会と環境の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。				
438	国立公園などのさまざまな自然情報を幅広く提供するホームページ「インターネット自然研究所」において、コンテンツの追加や見直しなど必要に応じてホームページを刷新し、自然とふれあいの推進に貢献します。(環境省)					・全国に設置する28の国立青少年教育施設に年間約500万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育事業や自然体験活動を安全かつ安心して行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成25年度から平成30年度までに44,288人の指導者を養成した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については、平成25年度から平成30年度までに8,757件を採択した。	・引き続き、青少年の体験活動の機会と環境の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。				
439	森林の有する機能や木材利用の意義等に対する国民の理解と関心を高めるため、子どもたちに入門的な森林体験活動の場を提供する「森の子(ら)55活動」の促進、森林での体験活動の場となる森林・林業施設等の整備と情報提供、並びに人材の育成、森林・林業体験活動の受入体制の整備及び普及啓発活動などを実施します。(農林水産省、文部科学省)					・全国に設置する28の国立青少年教育施設に年間約500万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育事業や自然体験活動を安全かつ安心して行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成25年度から平成30年度までに44,288人の指導者を養成した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については、平成25年度から平成30年度までに8,757件を採択した。	・引き続き、青少年の体験活動の機会と環境の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。				
440	ふるさとや人を愛する心豊かな人間に育つよう、子どもたちが緑と親しみ、緑を愛し、守り育てる活動を行う「緑の少年団」に対し、少年団間の交流や相互の研さんを支援します。(農林水産省)					・全国に設置する28の国立青少年教育施設に年間約500万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育事業や自然体験活動を安全かつ安心して行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成25年度から平成30年度までに44,288人の指導者を養成した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については、平成25年度から平成30年度までに8,757件を採択した。	・引き続き、青少年の体験活動の機会と環境の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。				
441	国有林野においては「遊々の森」などの制度を活用し、森林環境教育の取組を推進します。(農林水産省)					・全国に設置する28の国立青少年教育施設に年間約500万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育事業や自然体験活動を安全かつ安心して行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成25年度から平成30年度までに44,288人の指導者を養成した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については、平成25年度から平成30年度までに8,757件を採択した。	・引き続き、青少年の体験活動の機会と環境の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。				

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投利等 事項名	教訓 目標 番号
		1	2	3	4	5									
442	生物多様性の豊かな里地里山環境を有する国営公園において、市民参加等による里地里山環境の整備・保全、体験学習プログラム等の提供等により、都市近郊の里地里山の保全・管理や地域における生物多様性について認識を深めるための教育・学習等の普及啓発活動が推進された。						A-1 達成済み	生物多様性の豊かな里地里山環境を有する国営公園において、市民参加等による里地里山環境の整備・保全、体験学習プログラム等の提供等により、都市近郊の里地里山の保全・管理や地域における生物多様性について認識を深めるための教育・学習等の普及啓発活動が推進された。	・現行の取組の継続・拡充を図る。		(参考)国営公園整備面積 2,961ha、17箇所(平成23年3月)	国営公園整備面積 4、281ha、17箇所(平成31年3月)	国営公園事業費		
443	都市公園などでは、地域のNPOや学校などとの連携を図りつつ、各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラムを多教実プログラムとして提供してまいります。(国土交通省)						A-1 達成済み	都市公園などでは、地域のNPOなどとの連携を図りつつ、各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラム等の実施等により、都市住民の身近な自然とのふれあいを推進。	引き続き、都市公園等において、環境学習ボランティアの育成や、新たなプログラムの提供などを推進していくことが必要。		都市公園等整備面積 118,165ha、99,874箇所(平成23年3月)	都市公園等整備面積 127,321ha、110,278箇所(平成31年3月)	・社会資本整備総合交付金		
444	都市内の水循環や公共水域に排出する汚濁負荷の管理など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生態系の保全などにも適した下水道の役割を明確に役割付け、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について正しく理解してもらおうほか、処理場見学会の開催など下水道施設を学びの場として積極的に活用してまいります。(国土交通省)						A-1 達成済み	下水道の汚濁負荷や公共水域に排出する汚濁負荷の管理など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生態系の保全などにも適した下水道の役割を明確に役割付け、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について正しく理解してもらおうほか、処理場見学会の開催など下水道施設を学びの場として積極的に活用してまいります。(国土交通省)	引き続き、GKPと連携し、小中高生を対象とした環境教育に関する啓発の実施や、「下水道の日」である9月10日を中心に、国、地方公共団体等が、国民の下水道に対する理解・関心を高める行事を実施する。						
445	都心部に位置する国民公園(皇居外苑、新宿御苑及び京御苑)の広大な緑地は、環境教育、環境学習にとって格好のフィールドであり、いずれの公園でも多くの歴史的遺構や文化財を有しており、歴史的な学習の場としても適していることから、自然を活かした環境学習や文化的な関わりを踏まえた環境教育を推進してまいります。特に、「母と子の森」などを活用し、自然環境を活かした新たな環境教育プログラムの提供を推進してまいります。(環境省)						A-1 達成済み	パークボランティアによる園内のガイドウォークと西洋館休所の特別公開や、母と子の森をフィールドとした親子向けの自然教室を開催した。 ・母と子の森 においては、「母と子の森」維持管理に関する中間計画及び新規御苑生態的管理方針(暫定)を作成しており、里地里山の自然環境を担っており、生物多様性に配慮した管理を行う。例えば、在来生物の生息に悪影響を与えている外来生物の排除に取り組みんだり、昆虫の飼育の保全や小動物のせまかの設置により生物の生息環境への配慮をしたり、観察会以外の人の立ち入りを制限したエリアを設定したりしている。	今後も継続して内容の充実を図りながら取り組みを進めていく。 ・パークボランティアによる西洋館休所の公開は、民間事業者委託し、御休所の案内はガイドに含めたものに変更する。(R2年度～)						
446	川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子ども水辺、再発見プロジェクト、利用促進など(子ども水辺、再発見プロジェクト)を行います。(国土交通省、文部科学省、環境省)						A-1 進捗中	川の先生や市民団体等が河川で総合学習、自然体験活動を行う際に参考となる情報をホームページで提供するとともに、冊子等を作成し、総合学習に対しては河川に関する様々な情報を発信した。	(施策番号238に同じ)				(施策番号238に同じ)		
447	子どもたちに対する環境教育の取組を推進するため、川を活かした環境教育の学習素材をインターネットで公開するとともに、その取組に対して積極的な支援を行います。(国土交通省)						A-1 達成済み	学校の先生や市民団体等が河川で総合学習、自然体験活動を行う際に参考となる情報をホームページで提供するとともに、冊子等を作成し、総合学習に対しては河川に関する様々な情報を発信した。	学校教育の中で取り組みやすい、効果的なプログラムの開発、普及が必要。				・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
448	河川に生息する水生生物を指標とした水質の調査は、調査を通じて身近な自然に接することにより、環境問題への関心を高める良い機会となることから、参加型の水生生物調査を引き続き実施します。(環境省、国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	なし	a+ 既に達成済み	平成24年度の全国水生生物調査は国、国土交通省分と併せて約62.2万人の参加を得て行われた。全国の調査地点2,432地点のうち、全体の59%の地点で「きれいな水」と判定された。 平成25年度の全国水生生物調査は国、国土交通省分と併せて約59万人の参加を得て行われた。全国の調査地点2,268地点のうち、全体の59%の地点で「きれいな水」と判定された。 平成26年度の全国水生生物調査は国、国土交通省分と併せて約66万人の参加を得て行われた。全国の調査地点2,252地点のうち、全体の61%の地点で「きれいな水」と判定された。 平成27年度の全国水生生物調査は国、国土交通省分と併せて約58万人の参加を得て行われた。全国の調査地点2,277地点のうち、全体の62%の地点で「きれいな水」と判定された。 平成28年度の全国水生生物調査は国、国土交通省分と併せて約57万人の参加を得て行われた。全国の調査地点2,076地点のうち、全体の62%の地点で「きれいな水」と判定された。平成29年度の全国水生生物調査は国土交通省分と併せて約55万人の参加を得て行われた。全国の調査地点2,004地点のうち、全体の	国交省との連携を図りつつ、参加者の増加に努めていく。			[施策番号355に同じ]		
449	豊かな生物多様性をばしめとする魅力的な地産地消産品を活用した漁村づくりを推進するとともに、国民が親しまいやすい良質な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進します。(農林水産省)		なし	a+ 既に達成済み	[施策番号355に同じ]				[施策番号355に同じ]		
450	海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」の取組を地方公共団体やNPOなどと連携しながら全国各地で展開します。(国土交通省)		A-1 達成済み	a+ 既に達成済み	児童や親子を対象に自然体験プログラム(海辺の自然学校)を、地域の自治体、自然体験プログラムの開催ノウハウを蓄積することで、自ら実施できる体制整備を進める。 それにより、地域の自治体、教育機関、NPO等が連携・海沿いにおける環境保全の大切さを理解し、自発的な取組(例えば、自然学校)を推進し、主体的に参画できる体制づくりを進める。	海辺の自然学校 17件 (平成28年度)		海辺の自然学校 20件 (平成30年度)			
451	国立公園内で、自然生態系が消失・変容した箇所において、湿原・干潟・灌草・自然性の高い森林などの失われた自然環境の再生を実施します。(環境省)		D-2 b 進捗中	b 進捗中	平成24年度から令和元年度までに、国立公園内において、自然再生事業(7地区)を実施。					・自然公園等事業費	
452	国立公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生についで、地域自主財源交付金(内閣府所管)により支援します。(環境省)		なし	b 進捗中	[施策番号37に同じ]				[施策番号37に同じ]		
453	国立公園内で、利用者の集中など過剰利用による原生破壊や野生動物の生息環境の悪化(かくらん)などを防止するため、湿原における木道の敷設、高山植物群落における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施します。(環境省)		なし	b 進捗中	[施策番号32に同じ]				[施策番号32に同じ]		
454	体験活動の場となる森林・関連施設の整備や環境教育、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)		なし	a+ 既に達成済み	・山村地域や都市近郊の里山林等において、子ども達の継続的な体験活動を通じて、森林環境教育の推進の場や、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施している。なお、国育林においては、これまで全国300地域でフィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施した。	・次世代林業基盤づくり交付金(森林・林業再生基盤づくり交付金)は平成29年度で終了したが、今後も継続して取組を進めていく。	全国18地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施。国子どもサミットを開催				
455	ほ場整備などの基盤整備において、水田や水郷、ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域全体を視野に入れて、地域固有の生態系に即した保全対策を策定し、保全対策の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進します。(農林水産省)		なし	a+ 既に達成済み	[施策番号201に同じ]				[施策番号201に同じ]		
456	都市農業の発展を通じ、身近に生きものごころあふえる空間づくりを推進します。(農林水産省)		なし	b 進捗中	都市農業の発展のため、平成30年度に「都市農地の質の円滑化に関する法律」を制定するとともに、市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や、都市住民の都市農業への理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進した。	引き続き、都市農業が持つ身近な農業体験の場の提供など、多様な機能の発揮を促進していく。					

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投利等事項名	数値目標番号
1	2	3	4	5	1	2	3	4	5		
457	体験学習施設・自然生態園・動植物の保護観察施設など、環境学習の活動拠点施設を備える都市公園などの整備を推進します。(国土交通省)	なし	A-1	b 進捗中	環境学習の活動拠点施設を備える都市公園等の整備を推進し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を推進し、都市公園等整備面積(平成30年度末)は平成22年度に比べて約7%増加した。	引き続き、環境学習の活動拠点を備える都市公園等の整備の推進が必要。	-	都市公園等整備面積 118,669ha、998/4箇所 (平成23年3月)	都市公園等整備面積 127,321ha、110/27箇所 (平成31年3月)	社会資本整備総合交付金	
458	都市公園以外の緑地においても、市民緑地や条例に基づいて設置・公開される緑地などを積極的に活用し、環境教育・環境学習の場が創出されるよう支援します。(国土交通省)	なし	A-1	a+ 既に達成済み	平成30年度までに、新たに市民緑地の指定面積 9.4haが増加し、民有地における緑地の保全を推進した。 [施策番号356に同じ]	緑の基本計画に基づき引き続き取り組みを推進。 [施策番号356に同じ]	-	市民緑地の契約締結面積998,770㎡、169か所 (平成31年3月)	市民緑地の契約締結面積998,770㎡、169か所 (平成31年3月)	-	
459	体験学習や自然とのふれあいのあふれる都市と漁村の交流・定住の推進による自然の保全・創出とともに、改善する場合でも生態系の変化を図るために必要な施設等の整備を実施します。(農林水産省)	なし	なし	達成済み	必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、改善だけでなく生態系・漁村人の理解と関心を深め、漁村の活性化を図る。また、可能な限り自然の特性やマカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるよう多自然川づくりを行います。(国土交通省)	引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていく。	-	-	-	治水事業等関係費 社会資本整備総合交付金等	
460	必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、改善する場合でも生態系・漁村人の理解と関心を深め、漁村の活性化を図る。また、可能な限り自然の特性やマカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるよう多自然川づくりを行います。(国土交通省)	なし	A-1	a+ 既に達成済み	河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どももが水辺に親しめる場・機会の創出を行っている。令和元年年度現在、「子ども水辺登録箇所305箇所」水辺の栗校、登録箇所288箇所となっている。	子ども水辺登録後の活動の充実を図るため、河川管理者による活動状況や担当者等についてのフォローアップを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	-	-	治水事業等関係費 社会資本整備総合交付金等		
461	河川が子どもたちの身近な遊び場・教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どももが水辺に親しめる場・機会の創出を行っている。令和元年年度現在、「子ども水辺登録箇所305箇所」水辺の栗校、登録箇所288箇所となっている。	なし	A-1	a+ 既に達成済み	美濃加茂地区がわちづくりなど地域と一体となった取組を行うことで、利活用が活発で質の高い「まちの顔」となる良好な水辺空間整備に取り組んでいる。	引き続き、まちの顔となる良好な水辺空間整備に取り組んでいく。	-	-	-	治水事業等関係費 社会資本整備総合交付金等	
462	河川本来の自然環境や、周辺の自然的・歴史的・社会的環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備を行います。(国土交通省)	なし	B-1 C-1	達成済み	河川管理者が行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っている。なお、推進にあたっては、実践的な河川環境の調査・改修の手引き(案)、「大河川における多自然川づくり・Q&A」形式で理解を深める。-1等を整備し事業を行っている。	引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていく。	-	-	治水事業等関係費 社会資本整備総合交付金等		
463	大都市などの中心市街地及びその周辺部の河川のうち、改善が急務であり、かつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また河川の市街地の状況などから見て、沿川における市街地の整備と併せて事業を推進することが必要かつ効果的と判断される河川について、水辺環境及び生物多様性の向上に配慮した河川改修を行います。(国土交通省)	なし	B-1 C-1	達成済み	河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っている。なお、推進にあたっては、実践的な河川環境の調査・改修の手引き(案)、「大河川における多自然川づくり・Q&A」形式で理解を深める。-1等を整備し事業を行っている。	引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていく。	-	-	治水事業等関係費 社会資本整備総合交付金等		
464	優れた自然環境や社会的環境を持つ地域などの渓流において、自然環境の調和を図り、緑と水辺の空間を確保することによる生活環境の整備。又は森林・水辺の向上や生態系の回復などを行う。周辺の環境環境にふさわしい良好な清流環境の再生を図る。水と緑豊かな清流の防災事業などを推進します。(国土交通省)	なし	B-1 C-1	達成済み	河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っている。なお、推進にあたっては、実践的な河川環境の調査・改修の手引き(案)、「大河川における多自然川づくり・Q&A」形式で理解を深める。-1等を整備し事業を行っている。	引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていく。	-	-	治水事業等関係費 社会資本整備総合交付金等		
465	優れた自然環境や社会的環境を持つ地域などの渓流において、自然環境の調和を図り、緑と水辺の空間を確保することによる生活環境の整備。又は森林・水辺の向上や生態系の回復などを行う。周辺の環境環境にふさわしい良好な清流環境の再生を図る。水と緑豊かな清流の防災事業などを推進します。(国土交通省)	なし	A-1	達成済み	河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っている。なお、推進にあたっては、実践的な河川環境の調査・改修の手引き(案)、「大河川における多自然川づくり・Q&A」形式で理解を深める。-1等を整備し事業を行っている。	引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていく。	-	-	治水事業等関係費 社会資本整備総合交付金等		
466	港灣の良好な自然環境の市民による活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会を創出するため、地方公共団体やNPOなどが行う自然・社会教育活動の場となる干潟等などの整備を行っています。(国土交通省)	なし	B-1 B-3	達成済み	港灣の再生を推進し、水生生物の増加等、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていく。	干潟の再生の割合:約40% (平成28年度末)	干潟の再生の割合:約41.2% (平成30年度末)	港灣整備事業費		23
467	海岸保全施設は、各路線の計画決定から長期経過しているため、社会状況等の変化により利用の機能に合わなくなっている路線について路線計画の再見直しを行うとともに、国の直轄事業及び地域自主戦略交付金(内閣府所管)等の支援により、利用の魅力を高めるための環境整備を確実に推進します。(環境省)	なし	A-1	b 進捗中	海岸保全施設の整備にあたっては、環境調査及び環境評価の実施を推進し、自然環境の保全・再生の取組を推進した。	引き続き、海岸保全施設の整備にあたっては、環境調査及び環境評価の実施を推進し、自然環境の保全・再生の取組を推進する。	干潟の再生の割合:約37.8% (平成23年度末)	干潟の再生の割合:約41.2% (平成30年度末)	海岸保全施設整備総合交付金 防災・安全交付金 沖縄県道公共投資交付金 農山漁村地域整備交付金		
468	国立公園の特別保護地区、新・種特別地域などの保護上重要な地域や集団施設地区などの利用上重要な地域について、安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備(標識整備、洗剤面の整備、植生管理など)、地域と一体となったエコツアーの取組を展開するために必要な活動拠点施設の整備のほか、誰もか安全・快適に利用できるよう施設のエコツアーサイン化などを推進します。また、優れた自然環境を有する国立公園の魅力やサービスの向上に資するビューポイント施設、多言語対応案内標識などの統一した整備のほか、沿線の自然や歴史・文化を味わうための長距離自然歩道などについて整備を実施します。(環境省)	なし	なし	達成済み	長距離自然歩道の設定等に向けて、調査及び環境評価の実施を推進し、自然環境の保全・再生の取組を推進した。	引き続き、長距離自然歩道の設定等や交付金等の支援に努める。	整備計画距離 26,728km (平成22年12月末)	整備計画距離 27,795km (令和元年3月末)	自然公園等事業費		
469	国立公園の特別保護地区、新・種特別地域などの保護上重要な地域や集団施設地区などの利用上重要な地域について、安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備(標識整備、洗剤面の整備、植生管理など)、地域と一体となったエコツアーの取組を展開するために必要な活動拠点施設の整備のほか、誰もか安全・快適に利用できるよう施設のエコツアーサイン化などを推進します。また、優れた自然環境を有する国立公園の魅力やサービスの向上に資するビューポイント施設、多言語対応案内標識などの統一した整備のほか、沿線の自然や歴史・文化を味わうための長距離自然歩道などについて整備を実施します。(環境省)	なし	なし	達成済み	長距離自然歩道の設定等に向けて、調査及び環境評価の実施を推進し、自然環境の保全・再生の取組を推進した。	引き続き、長距離自然歩道の設定等や交付金等の支援に努める。	整備計画距離 26,728km (平成22年12月末)	整備計画距離 27,795km (令和元年3月末)	自然公園等事業費		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	教訓 目標 番号
479	小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での長期泊体験活動を推進する。子ども農山漁村交流プロジェクトを引き続き推進し、農山漁村・自然体験を通して生物多様性の理解の促進を図ります。(総務省、文部科学省、農林水産省、環境省)	1 2 3 4 5 なし	A-1	b 進捗中	小学生が宿泊体験活動を行う際の支援(文部科学省)、子供たちを受け入れる地域の体制構築や交流促進施設等の整備への支援(農林水産省)、地方公共団体の自主的にこれらの取組を行う場合の支援(総務省)を行っている。さらに関係省庁が連携して学校、地方自治体、農山漁村地域の各担当者を対象とした研修を実施するなど、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進を図った。なお平成30年12月より、対象を小中高の児童生徒に早直しを行うなど、引き続き関係省庁が連携し推進している。	現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	教育支援体制整備事業費補助金(いじ)め対策等総合推進事業(文部科学省) ・農山漁村振興交付金(農泊推進対策)(農林水産省) ・都市・農山漁村の教育効果による地域活性化推進等事業(総務省) ・特別交付税(総務省)	
480	子どもたちの自主的な環境学習・環境保全活動を支援することとエコクラブなどを企業・民間団体等と連携、協力して促進します。(環境省)			b 進捗中	当該事業は公益法人事業として、引き続き実施している(国からの支援は受けられない)。	引き続き、企業・民間団体等と連携、協力して事業を実施。	-	-	-	-	
481	環境教育・環境学習リーダースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、現場、教材、事例などに係る情報を収集し、広く提供します。(環境省)		なし	b 進捗中	環境教育・環境学習リーダースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、現場、教材、事例などに係る情報を提供。 令和元年3月までに、総務省の政府共通プラットフォームへのシステム統合を完結させる必要があったことから、環境教育・環境学習リーダース(を統合・廃止)(令和2年3月末)を統合し、その上で、同様の情報発信が可能となるよう、Webサイトを再構築し、学校、企業、地域、家庭など、あらゆる場において活用いただける環境学習に関する情報提供やコンテンツ配信等を展開している。	引き続き、事業を実施。 一部内容を見直し、引き続き、事業を実施。	-	-	環境教育強化総合対策事業		
482	各地域で行われている持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)事例の掘り起こしを行い、それらを可視化し、優良事例として共有・発信することや、ESDの関係者を連携させる人材を育成することを通じて、地域に根ざしたESDを全国に普及します。(環境省)		なし	b 進捗中	ESD活動支援センターを活用して情報発信や取組団体との連携強化など、地域に根ざしたESDを促進	引き続き、事業を実施。	-	-	-	環境教育強化総合対策事業	
483	事業者、国民及びこれらの者の組織する民間団体が行う、環境保全の意識の増進又は環境教育に関する教材を開発し、及び提供することを、一定の基準を満たすものを登録し、広く活用を図ります。(環境省)		なし	b 進捗中	令和元年度までに環境教育等促進法に基づき、人材認定等事業を49件登録し、広く活用を図るなど、環境教育促進法に基づき人材認定制度に適切に対応。	引き続き、事業を実施。	-	-	-	環境教育強化総合対策事業	
484	各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供などを実施します。(環境省)		なし	b 進捗中	【施策番号425に同じ】	【施策番号425に同じ】	-	-	-	地球環境パートナーシッププラザ運営費	
485	川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子ども遊びやすい水辺の登録、利用促進など(「子ども水辺再発見プロジェクト」)を行います。(国土交通省、文部科学省、環境省)		A-1	b 進捗中	【施策番号298に同じ】	【施策番号298に同じ】	-	-	-	【施策番号298に同じ】	
486	国民や民間団体等による環境保全活動や環境教育等の活動が効果的に行われるために、情報提供や助言、指導者等のあっせん又は紹介等を行う民間団体で、一定の基準を満たすものを指定し、広く活用を図ります。(環境省)		なし	b 進捗中	【施策番号483に同じ】	【施策番号483に同じ】	-	-	-	【施策番号483に同じ】	
487	土地や建物の所有者等が、当該土地や建物を自然体験活動等の体験の機会として提供する場自に、当該土地や建物を都道府県知事が認定する制度を適切に運用します。(環境省)		なし	b 進捗中	環境教育等促進法に基づき、体験の機会の増進を図る。令和元年度までに環境教育等促進法に基づき、体験の機会の増進を図る。	引き続き、事業を実施。	-	-	-	環境教育強化総合対策事業	
488	自然保護思想の普及啓蒙を図るため、全国の国立公園などでパークボランティアを養成します。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	研修等を実施しパークボランティアの活動の支援を行った。(令和元年度のパークボランティアの人数:1,440人)	引き続きパークボランティアのアプリを図り、自然保護指導の普及啓蒙を行うべく、	-	-	-	自然公園等利用ふれあい推進事業経費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
488	全国の自然学校などで研修を行い、自然学校のインストラクターやエコツアーにおけるガイドなど指導者やガイドとして活躍できる人材を育成します。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	・エコツーリズムの普及・促進に大きく寄与するため、ガイドやコーディネーター等の人材育成を目的とした研修やアトバイサー派遣等の支援を行った。	・引き続き人材育成を支援していく。	-	-	国立公園調喚プロジェクト推進事業	
490	海辺における体験活動や環境教育における指導者を養成するためのセミナーとして、18歳以上の男女を対象とする「海辺の達人養成講座(海辺の自然体験活動指導者養成セミナー)」を、地方公共団体や教育機関、NPOなどと連携しながら全国的主要な地域での開催を支援していきます。(国土交通省)		A-1	a+ 既に達成済み	・NPO法人 海に学ぶ体験活動協賛会に「オブザーバー」になってバックアップし、海辺の達人養成講座(海辺の自然体験活動指導者養成セミナー)の開催に協力した(H24-Rの開催数:8回)。	・引き続き、企画の段階からオブザーバーとしてバックアップしていく。	-	-	-	
491	環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。(文部科学省、環境省)		A-1	a+ 既に達成済み	【施策番号474に同じ】	【施策番号474に同じ】	【施策番号474に同じ】	【施策番号474に同じ】	-	
492	環境保全に関する専門的な知識や経験を有する人材を環境力ワンリーダーとして登録し、広く活用を図ります。(環境省)		なし	b 進捗中	・環境力ワンリーダー登録制度を事業に運用(令和7年3月末現在、登録者数3185人)。	・引き続き、事業を実施。	-	-	環境教育強化総合対策事業	
493	事業者、国民及びこれらの者の組織する民間団体が行う、環境保全活動や環境教育を行う人材を育成又は認定する事業で、一定の基準を満たすものを登録し、広く活用を図ります。(環境省)		なし	b 進捗中	【施策番号483を参照】	【施策番号483を参照】	登録事業所数:61(令和7年3月)	-	環境教育強化総合対策事業	
494	アジアにおける環境人材育成プロジェクトに基づく、環境人材育成コンソーシアムを通じ、大学、企業、NPO等で個別に実施されている環境保全活動や環境教育をつなぎ、これらの主体の協働による環境人材の育成を推進します。(環境省)		なし	b 進捗中	・環境人材育成コンソーシアムと連携して、企業における環境人材育成を推進。	・引き続き、事業を実施。	会員数:83(平成24年4月)	会員数:58(令和7年3月)	環境教育強化総合対策事業	
495	生物多様性分野の国際的な議論に貢献するため、生物多様性条約附属会合への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の発掘、支援、育成を行います。(環境省、外務省、関係府省)		E-1	a+ 既に達成済み	・生物多様性条約附属の締約国会議や補助機関会合、専門委員会、AHTEG、IPBES総会等に国内の専門家を派遣した。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	・生物多様性条約締約国会議等開催費 ・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費 ・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費 ・ボストン2020目標検討等調査費 ・生物多様性条約輸出金 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費	
5	5. 経済的価値の評価									
496	国内の自然保護地域や自然環境保全施策などを対象に、生物多様性の経済的価値、生物多様性の損失に付随する経済的損失、効果的な保全に要する費用などの評価を推進します。また、評価結果の普及と広報や、評価結果の活用方策の検討も進めます。(環境省)		A-1	b 進捗中	・平成24年度に「奄美群島の国立公園指定」、「全国的なソウルフード対策」により保全される生物多様性の価値について経済的価値の算定を推進。 ・環境経済の政策研究により「我が国における効果的な生物多様性の経済価値評価手法及び経済価値評価結果の普及・活用方法」に関する研究を採択し、マンダース防除により保全される生物多様性の価値等を算定。また、森林へのアグロエシの連川により、豊登できる生態系サービスが実現していることかその点を踏まえた森林の経済価値評価を実施中。 ・地球環境研究総合推進費により「藻場の資源供給サービス」の定量・経済評価と時空間的解析による沿岸管理方策の提案」を実施。 ・平成31年3月に、「企業生物多様性の保全活動に関する生体系サービス価値評価を公表」者。企業の生物多様性保全活動に関する生体系サービスの価値評価・算定のための作業説明書を試行的に作成。	・引き続き経済的価値評価の取組を推進し、国内での評価事例を蓄積していく。また、自然資本会計について国内外の情報収集に努める。	-	-	愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
497	既存の評価事例や評価手法など生物多様性の経済価値評価に関する情報の収集、発信等を通じて、生物多様性が有する価値の普及と啓蒙を図るとともに、多様な主体による自発的な価値評価の実施を促します。(環境省)		A-1	b 進捗中	・平成24年度に、生物多様性と生態系サービスの経済的価値に関するウェブサイト「自然の恵みの価値を計る」を作成し、生物多様性の経済的価値評価に関する基本的な考え、手法、国内外の事例等について普及啓蒙を図った。 ・平成31年3月に、「企業の生物多様性保全活動に関する生体系サービスの価値評価」を公表。企業の生物多様性保全活動に関する生体系サービスの価値評価・算定のための作業説明書を試行的に作成。	・生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価に関する国内内外の動向について把握し、必要に応じて最新の情報をウェブサイトに掲載することにより、引き続き普及と啓蒙に努める。	-	-	愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果 [施策番号335に同じ]	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
		1	2	3	4	5									
515	国内希少野生動物植物のうち、その種を圧迫している要因を除去するために、生息・生育環境の回復・改善や、動物植物・植物などにおける個体の繁殖の促進やその後の野生復帰など、個体数の維持・回復を図るためのより積極的な取組が必要となる種を対象に、保護増殖事業計画を策定し、これらの取組を実施します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)						C-2	b 進捗中	[施策番号335に同じ]	・積極的な取組が必要な種を対象に、保護増殖事業計画を策定し、事業を実施する。 ・引き続き、希少野生動物植物の保護を進めるための取組を推進する。	-	-	-	・森林整備・保全費	
516	希少な野生動物の取組管理については、引き続き関係省庁、関係機関が連携・協力して適法行為の防止、摘発に努めるとともに、効果的な国内流通管理の検討と実施を進めていきます。(環境省、関係府省)						なし	a+ 既に達成済み	・関係省庁及び関係機関が連携・協力し、事業者の指導等、希少な野生動物の国内流通管理を実施。 [施策番号42に同じ]	・引き続き、効果的な国内流通管理の検討と実施を推進する。 [施策番号42に同じ]	-	-	-	・国際希少野生動物流通管理対策費	
517	希少な野生動物の取組管理については、引き続き関係省庁、関係機関が連携・協力して適法行為の防止、摘発に努めるとともに、効果的な国内流通管理の検討と実施を進めていきます。(環境省、関係府省)						C-2	b 進捗中	[施策番号42に同じ]	・引き続き、効果的な国内流通管理の検討と実施を推進する。 [施策番号42に同じ]	-	-	-	・国際希少野生動物流通管理対策費	
518	生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持・改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討します。(環境省)						C-2	b 進捗中	[施策番号43に同じ]	・引き続き、効果的な国内流通管理の検討と実施を推進する。 [施策番号43に同じ]	-	-	-	・国際希少野生動物流通管理対策費	
519	高山地域や沿岸地域など、地球温暖化の影響を受けやすいと考えられる地域における希少野生動物植物の生息・生育状況の悪化については、モニタリングサイト1000なども活用して、重点的な注視を続けます。(環境省)						E-2	a+ 既に達成済み	・モニタリングサイト1000において、高山・地域や沿岸地域などの生息地を含め、日本を代表する生息地のモニタリング調査を実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	・地球温暖化生物多様性モニタリング推進事業費	
520	保護林において、希少な野生動物植物の生息・生育環境を保護するとともに、「緑の回廊」において、人工林の抜き伐りによる希少野生動物植物の採集環境及び餌となる動物の生息環境を整備する施策などのほか、森林の状態や野生動物植物の生息・生育状況の把握するためのモニタリング調査などを実施します。また、特に保護を重視すべき野生動物植物については、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備などを進めます。(農林水産省)						C-2	a+ 既に達成済み	・保護林の状況把握を促進するため、森林や動物等の状況変化などについてモニタリング調査を行うとともに、保護林の適切な保護管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による被害を防ぐための保護柵の設置、地域の関係者等との利用ルール等の確立とその内容の普及等を実施した。 ・「緑の回廊」においては、森林の状態と野生動物の生息・生育環境の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を行うとともに、人工林内の広葉樹を積極的に採伐するなど、野生動物の生息・生育環境に配慮した施策を実施した。 ・令和元年年度までに、国内希少野生動物種として、植物を176種指定した。 ・種の保存法について、適法採取等や講究等への罰則として、個人は5年以上下の懲役若しくは500万円以内の罰金、法人は1億円以内の罰金とする。罰則の強化を行い、平成25年度から施行した。 ・機動隊植物について、平成27年度に(公社)日本植物園協会との間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づき、保全の取組を行った。	・引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生動物等を保護する観点から、保護林や「緑の回廊」の設定し、設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進する。	保護林面積：90万3千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積：58万6千ha (平成23年4月)	保護林面積：97万8千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積：58万4千ha (平成23年4月)	・森林整備・保全費		
521	希少植物の保全については、市民や研究者などさまざまな主体で構成されるNGOが主体となって、平成14年度の生物多様性条約第6回締約国会議で採択された「世界植物保全戦略」を受け、日本での植物保全の進捗状況のレビューが行われたため、この成果を参考に保全の取組を進めます。(環境省)						B-1 B-5 C-1 C-2 D-1 E-2	b 進捗中	・令和元年年度までに、国内希少野生動物種として、植物を176種指定した。 ・種の保存法について、適法採取等や講究等への罰則として、個人は5年以上下の懲役若しくは500万円以内の罰金、法人は1億円以内の罰金とする。罰則の強化を行い、平成25年度から施行した。 ・機動隊植物について、平成27年度に(公社)日本植物園協会との間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づき、保全の取組を行った。	・国内希少野生動物種の指定を引き続き促進。	-	-	-	・希少野生動物植物種保存対策推進費	
522	絶滅のおそれのある猛禽類については、良好な生息環境の保全のため、イヌワシ、クマカワ、オオタカの保護指針である「猛禽類保護の取組方」の見直しを進めるとともに、対象とする猛禽類の拡大などの取組を進めます。(環境省)						C-2	a+ 既に達成済み	・平成24年に「猛禽類保護の取組方」(改訂版)の公表を行った。平成25年に「サシバ」の保護の取組方、平成28年に「チュウヒ」の保護の取組方」を公表し、絶滅のおそれのある猛禽類の保護を進めた。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	・希少野生動物植物種保存対策推進費	
523	ジュゴンについては、引き続き、生息環境・生息環境の調査や漁業者との共生に向けた取組を進めるとともに、種の保存法の国内希少野生動物植物の指定も視野に入れ、情報の収集等に努めます。(環境省)						C-2	b 進捗中	・ジュゴンについては、噴火調査等による生息モニタリングや漁業者との共生を目指す取組を引き続き実施するとともに、南西諸島等における生息状況調査を令和元年度より行っている。	・継続的モニタリング調査等による生息モニタリングや漁業者との共生のための取組を継続する。	-	-	-	・特定海産物乳類との共生推進事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
534	鳥獣の生息状況の効果的・効率的なモニタリング、保護管理の担い手の確保や育成、個体保護管理、着帯の設置など生態環境管理、防護柵の設置や作物残遺の除去など被害防除について、地域の取組への支援も含めた対応を進めます。(環境省、農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	B-1 b 進捗中	鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、狩猟免許取得へ向けたフォーラム、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業を実施した。最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインについて、都道府県に対して積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行い、計画の作成を促進した。 ・インシシ及びニホンジカの個体数について、捕獲数のデータを用いて全国の個体数推定を行った。	鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、狩猟免許取得へ向けたフォーラム、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業を実施した。最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインについて、都道府県に対して積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行い、計画の作成を促進した。 ・インシシ及びニホンジカの個体数について、捕獲数のデータを用いて全国の個体数推定を行った。	最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインについて、都道府県に対して積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行い、特定計画の作成を促進した。 ・インシシ及びニホンジカの個体数について、捕獲数のデータを用いて全国の個体数推定を行った。	鳥獣の保護管理の担い手確保・育成のため、力、ワウ4地域、クマ類4地域、ニホンジカ2地域について広域保護管理指針を作成し、広域協議会の運営等を行っている。			鳥獣保護管理強化事業費	
535	ニホンジカやイノシシのように、生態系や分佈が著しく増加し農林水産業や生態系などの被害が生じている種については、特定鳥獣保護管理計画に基づいて実施される、捕獲などによる個体数調整、被害防止施設等の設置や生態環境の整備などの対策を科学的・計画的に推進するとともに、捕獲個体の処理加工施設の整備支援など、地域資源としての活用を促進します。また、これらの種は全国的な取組を進め、環境省、農林水産省		B-1 b 進捗中	カワウやクマ類など都道府県境を越えて広域に移動する鳥獣については、国及び関係都道府県が特定鳥獣保護管理計画を作成するための方向性を示す広域的な保護管理指針の作成を推進するため、協議会の設立などにより関係省庁や都道府県との連携を促進するとともに、地域個体群の生息状況を把握しつつ被害対策を実施するなど、関係機関で総合性が図られます。(環境省、農林水産省)	カワウやクマ類など都道府県境を越えて広域に移動する鳥獣については、国及び関係都道府県が特定鳥獣保護管理計画を作成するための方向性を示す広域的な保護管理指針の作成を推進するため、協議会の設立などにより関係省庁や都道府県との連携を促進するとともに、地域個体群の生息状況を把握しつつ被害対策を実施するなど、関係機関で総合性が図られます。(環境省、農林水産省)	既に広域指針が作成されている地域において取り組みを推進するとともに、新たな地域において広域保護管理の取組実施を検討する。				鳥獣保護管理強化事業費	
536	カワウやクマ類など都道府県境を越えて広域に移動する鳥獣については、国及び関係都道府県が特定鳥獣保護管理計画を作成するための方向性を示す広域的な保護管理指針の作成を推進するため、協議会の設立などにより関係省庁や都道府県との連携を促進するとともに、地域個体群の生息状況を把握しつつ被害対策を実施するなど、関係機関で総合性が図られます。(環境省、農林水産省)		B-1 b 進捗中	カワウやクマ類など都道府県境を越えて広域に移動する鳥獣については、国及び関係都道府県が特定鳥獣保護管理計画を作成するための方向性を示す広域的な保護管理指針の作成を推進するため、協議会の設立などにより関係省庁や都道府県との連携を促進するとともに、地域個体群の生息状況を把握しつつ被害対策を実施するなど、関係機関で総合性が図られます。(環境省、農林水産省)	カワウやクマ類など都道府県境を越えて広域に移動する鳥獣については、国及び関係都道府県が特定鳥獣保護管理計画を作成するための方向性を示す広域的な保護管理指針の作成を推進するため、協議会の設立などにより関係省庁や都道府県との連携を促進するとともに、地域個体群の生息状況を把握しつつ被害対策を実施するなど、関係機関で総合性が図られます。(環境省、農林水産省)	既に広域指針が作成されている地域において取り組みを推進するとともに、新たな地域において広域保護管理の取組実施を検討する。				鳥獣保護管理強化事業費	
537	希少鳥獣であるセアカササギによる漁業被害が深刻化しているため、種の保全に十分配慮しながら総合的な保護管理を推進します。(環境省)		なし	漁業被害軽減のための被害防除手法の検討、個体数等の生息状況調査を行った。 ・令和元年度には「ふるも地域セアカササギ特定希少鳥獣管理計画(第2期)」のとりまとめを行った。	漁業被害軽減のための被害防除手法の検討、個体数等の生息状況調査を行った。 ・令和元年度には「ふるも地域セアカササギ特定希少鳥獣管理計画(第2期)」のとりまとめを行った。	既に広域指針が作成されている地域において取り組みを推進するとともに、新たな地域において広域保護管理の取組実施を検討する。				鳥獣保護管理強化事業費	
538	ニホンジカ等の個体数増加や分布拡大が著しい鳥獣については、捕獲数を増加させることが課題です。効果的な捕獲技術の普及や捕獲体制の構築に努めます。(環境省)		B-1 b 進捗中	狩猟免許を有しない若さきまき地域でのみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを進めて、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進している。 また、平成25年に中央環境審議会に設置された鳥獣保護管理のあり方検討小委員会において、将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けて講ずべき措置の検討を進めた。 平成27年度には、法律の改正により鳥獣の捕獲等について、安全を確保し、適切かつ効率的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を都道府県知事が認定する、認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設した。 最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインを作成し、都道府県に対して積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行った。	狩猟免許を有しない若さきまき地域でのみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを進めて、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進している。 また、平成25年に中央環境審議会に設置された鳥獣保護管理のあり方検討小委員会において、将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けて講ずべき措置の検討を進めた。 平成27年度には、法律の改正により鳥獣の捕獲等について、安全を確保し、適切かつ効率的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を都道府県知事が認定する、認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設した。 最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインを作成し、都道府県に対して積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行った。	既に広域指針が作成されている地域において取り組みを推進するとともに、新たな地域において広域保護管理の取組実施を検討する。				鳥獣保護管理強化事業費	
539	住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、製地固有林における野生鳥獣の生息状況、被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)		B-1 8+ 既に達成済み	鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、狩猟免許取得へ向けたフォーラム、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業を実施した。最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインについて、都道府県に対して積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行い、計画の作成を促進した。 ・インシシ及びニホンジカの個体数について、捕獲数のデータを用いて全国の個体数推定を行った。	鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、狩猟免許取得へ向けたフォーラム、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業を実施した。最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインについて、都道府県に対して積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行い、計画の作成を促進した。 ・インシシ及びニホンジカの個体数について、捕獲数のデータを用いて全国の個体数推定を行った。	最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインについて、都道府県に対して積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行い、特定計画の作成を促進した。 ・インシシ及びニホンジカの個体数について、捕獲数のデータを用いて全国の個体数推定を行った。				[施策番号130に同じ]	
540	知床国立公園、南アルプス国立公園、屋久国立公園などでは、ニホンジカによる自然植生衰退などの生態系や景観への悪影響が生じており、予防的・順応的かつ科学的な対策を講じたため生態系維持回復事業計画を策定し、本計画に基づき、植生防護柵の設置や個体数調整など個体数管理を実施していきます。(環境省、農林水産省)		C-1 C-2	令和2年3月までにシカ対策対象とした生態系維持回復事業計画を8計画策定。また、平成30年度には「ニホンジカに係る生態系維持回復事業計画策定力イデオライン」を策定・公表した。科学的知見に基づく順応的かつ総合的なシカ対策を実施し、生態系被害の軽減に努めている。	令和2年3月までにシカ対策対象とした生態系維持回復事業計画を8計画策定。また、平成30年度には「ニホンジカに係る生態系維持回復事業計画策定力イデオライン」を策定・公表した。科学的知見に基づく順応的かつ総合的なシカ対策を実施し、生態系被害の軽減に努めている。	最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインを作成し、都道府県に対して積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行った。				国立公園等シカ管理対策事業費	
541	蓄財啓蒙を利用するなどのカラスの生活環境への被害の対応方法などについての普及啓蒙を進めます。(環境省)		B-1 b 進捗中	カラス対策マニュアル等による普及啓蒙を実施。	カラス対策マニュアル等による普及啓蒙を実施。	最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインを作成し、都道府県に対して積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行った。				鳥獣保護管理強化事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投利等事項名	数値目標番号
542	平成24年4月現在、都道府県知事により、シカ、クマ、イノシシ等を対象として4都道府県で120の特定鳥獣保護管理計画が作成実施されていますが、生息状況や被害状況などの情報を常にモニタリングし、順応的管理が進められています。これらのより効果的な実施を支援するため、最新の知見を踏まえ、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを必要に応じて補足、改訂を行います。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	B-1	a+ 既に達成済み	イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウの5種について、生息状況や被害の現状、対策の進捗状況について評価を行い、それぞれの種の保護管理などを目的として、種ごとに「保護管理検討会」を設置。 当該検討会において効果的な保護管理手法等の最新の知見について整理し、その結果として平成24年以降はニホンジカ、クマ類、ニホンザル、カワウのガイドラインを改訂・公表したほか、ガイドラインの補足となる「保護管理レポート」を作成し、各都道府県へ配布した。	引き続き、都道府県の取組を支援し、特定計画の作成を促進する。	ガイドラインの補足・改訂(令和2年まで) 定回数:6回(令和2年まで)	平成22年	6種について補足・改訂(令和2年1月)	鳥獣保護管理強化事業費	41
543	鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、地方公共団体職員や狩猟者等に対する技術研修、鳥獣保護管理の専門知識を習得する者を登録・活用する人材登録事業、狩猟免許取得に向けたセミナーの開催などの事業を推進します。(環境省、農林水産省)		B-1	a+ 既に達成済み	鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門知識及び技術修得を有する者を登録・活用する人材登録事業、狩猟免許取得に向けたセミナーを開催しました。	引き続き、鳥獣保護管理の担い手確保・育成に係る取組を推進する。	研修・セミナー等の開催回数:120回(令和2年まで)	15回(平成24年度)	171回(令和2年3月)	鳥獣保護管理強化事業費	42
544	狩猟については、鳥獣の個体数調整に一定の役割を果たしていることから、鳥獣の保護管理の担い手となる狩猟者の確保及び活用を図るとともに、狩猟の危険防止、捕獲された個体の有効利用に努めるなど狩猟の適正な管理を進めます。(環境省、農林水産省)		B-1	b 進捗中	鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保のため、狩猟免許の取得促進プログラムを実施した。また、狩猟の危険防止等については、事故防止啓発用のDVDを作成し、都道府県や狩猟関係団体等に対し、情報提供や注意喚起を行った。	引き続き、鳥獣保護管理の担い手確保・育成及び狩猟の危険防止等に係る取組を推進する。	-	-	-	鳥獣保護管理強化事業費	
545	鳥獣によって被害を受けている農家自身のむなむなを用いた鳥獣の捕獲を促進します。また、免許を持たない者であっても、補助的に捕獲に参加できるようにしたことを通じ、地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進します。(環境省、農林水産省)		B-1	b 進捗中	狩猟免許を有しない者を含めた地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進している。	引き続き、鳥獣保護管理の取組を推進する。	-	-	-	鳥獣保護管理強化事業費	
546	農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少などが進んでいることに伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むため、鳥獣被害対策実施隊の設置などを推進します。(環境省、農林水産省)		B-1	b 進捗中	狩猟免許を有しない者を含めた地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進している。	引き続き、鳥獣保護管理の取組を推進する。	-	-	-	鳥獣保護管理強化事業費	
547	鳥獣による森林被害については、防護柵や農舎フェンスなどの被害防止施設の設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発、普及、防除技術者の養成、監視、防除体制の整備などを促進します。(農林水産省)		なし	a+ 既に達成済み	鳥獣の生息状況及び森林被害状況等への調査や被害防止フェンス等の設置や、地域の主体的な防除活動の支援や、地帯別により、人間と鳥獣が共存できる地域づくりを推進した。	引き続き、関係庁庁や多様な主体と連携しながら、総合的な鳥獣被害対策を推進する。	[施策番号128に同じ]	[施策番号128に同じ]	[施策番号128に同じ]	鳥獣被害対策推進費 ・森林・山村多面的機能発揮対策 ・森林整備事業(公共)	
548	関係省庁による鳥獣保護管理施策の一層の連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。(農林水産省)		なし	なし	鳥獣の生息状況及び森林被害状況等への調査や被害防止フェンス等の設置や、地域の主体的な防除活動の支援や、地帯別により、人間と鳥獣が共存できる地域づくりを推進した。	引き続き、関係省庁や多様な主体と連携しながら、総合的な鳥獣被害対策を推進する。	-	-	-	鳥獣保護管理強化事業費	
549	これらの施策の推進にあたっては、関連する施策と連携を図りながら一体的な効果を得られるように進めます。(環境省、農林水産省)		B-1	b 進捗中	関係省庁による連絡会議を開催し、関係省庁との連携を図る。また、関係省庁との連携を図りながら、これらの施策を推進している。	引き続き、関係省庁との連携を図る。	-	-	-	鳥獣保護管理強化事業費	
550	自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、その一環として主要な野生鳥獣の全国的な生息情報の収集に努めます。特に、ニホンジカやクマ類をはじめ、わが国の生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥獣、哺乳類のきめ細かな保護管理施策を重点的に実施し、広域連携を図ります。また、関係省庁との連携を推進し、全国的な生息情報収集及びその後の生息状況に関する調査を推進します。(環境省)		E-2	a+ 既に達成済み	新たな生息情報収集、提供システムで、外來種やクマ類、カモシカ等の分布、生息情報を収集し、過去の調査と比較した分布図を公表した。	引き続き、関係省庁との連携を図る。	-	-	-	鳥獣保護管理強化事業費 ・自然環境保全基礎調査費	
551	狩猟者又は鳥獣の捕獲許可を受けた者から報告される捕獲鳥獣に関する情報について、メッシュ単位の位置情報として収集します。(環境省)		B-1	b 進捗中	都道府県を通じて、狩猟者及び許可捕獲に係る捕獲位置情報を収集。	未提出の都道府県に対し、捕獲位置情報の提出について、協力要請を行う。	-	-	-	鳥獣保護管理強化事業費	
552	GIS(地理情報システム)を活用した情報データベースシステムの構築に努めます。(環境省)		B-1	b 進捗中	捕獲位置情報を地図上に簡易に表示できる捕獲位置情報データベースシステムを平成25年度に改修。	引き続き、GIS(地理情報システム)を活用した情報データベースシステムの構築に努めます。	-	-	-	鳥獣保護管理強化事業費	
553	特に農作物や生態系に被害を及ぼしている野生鳥獣については、その被害を防止し、野生鳥獣を適切に管理するため、その個体数調整手法、生息状況及び密度把握の手法、被害防止技術などに関する調査・研究を進めます。(環境省、農林水産省)		B-1	b 進捗中	イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウの5種について保護管理検討会を立ち上げ、生息状況及び密度把握の手法、生息情報収集の手法について検討した。また、イノシシ及びニホンジカの個体数について、捕獲データの活用を行った。	引き続き、生息状況及び密度把握の手法、生息情報収集の手法、研究を進めることにも普及に努める。	-	-	-	鳥獣保護管理強化事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
554	渡り鳥の保護については、平瀬や湖沼などの生態環境の現況を把握するため、引き続き鳥獣保護センターにおける情報調査、ガン・カモ・ハクチョウ類の全戸調査を実施するほか、モニタリングサイト1000事業において、主要な遷移地におけるガン・カモ類やシギ・チドリ類の生態調査などのモニタリング調査を実施します。これら野生鳥獣の保護管理に関する調査研究については、民間団体などとの連携を通じた効果的な実施を図ります。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	E-2	a+ 既に達成済み b 進捗中	・情報調査、ガン・カモ・ハクチョウ類の全戸調査を実施したほか、モニタリングサイト1000においてガン・カモ・シギ・チドリ類の調査について、民間団体と連携して実施している。 〔施策番号130に同じ〕	・現在の取組を継続して進めていく。 〔施策番号130に同じ〕	-	-	-	・地球環境生物多様性モニタリング推進事業費 ・野生鳥獣情報整備事業費	
555	住民と鳥獣の種別分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、興地固有林における野生鳥獣の生息状況、被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)		なし	a+ 既に達成済み b 進捗中	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕		
556	平成23年に行った「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の改正において、移行経路のための措置については、趣意が認められる一部の例外を除き、原則として許可しないこととされたため、その周知を図り、適正飼養を推進します。また、養殖飼養のための措置は、今後廃止する方向で検討し、検討方向の周知に努めています。(環境省)		なし	なし	・基本指針の改正内容について都道府県等へ周知を図るとともに、基本指針の改正を踏まえた総合的な移行経路のための専門家や都道府県担当等への情報収集等を実施。 ・国内で適法に捕獲したメジロを輸入し、メジロと偽って販売しているケースが後を絶たないことから、輸入外国産メジロの識別マニキュア更新版を作成し、HPに掲載した。	・引き続き、移行経路、関係者と連携して適法捕獲及び適法飼養の取組りを強化する。 〔施策番号130に同じ〕	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費		
557	鳥獣保護法を活用し養殖や地方公共団体、自然保護団体とも連携して、違法捕獲及び違法飼養の取組の強化を推進します。(環境省)		なし	b 進捗中	・鉛製銃弾の使用禁止区域の指定促進及び捕獲された鳥獣の死体放置の禁止については、都道府県や関係関係団体等に対し、情報提供や注意喚起を行う。 ・指定猟法禁止区域制度を活用した鉛製銃弾の使用禁止区域は、平成28年度において43道府県、445区777採択された。 ・各都道府県から各地域の状況について情報収集、とりまごめを行い、平成30年3月に行政における傷病鳥獣救護の考え方や地域の取組み事例を作成した。	取組が十分でない施策について検討を進める。 〔施策番号130に同じ〕	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費		
558	傷病鳥獣として保護収容される個体の分析により、感染症等の原因の把握や自然界に排出された餌やその他の有害物質などが与える影響の適切な把握に努めるとともに、水鳥や大型高層種の餌中毒を防止するため、鳥獣保護法に基づく指定猟法禁止区域制度を活用した鉛製銃弾の使用禁止区域の指定促進を進めます。また、狩猟などにおいて捕獲された鳥獣の死体放置の禁止を徹底します。(環境省)		なし	なし	・鉛製銃弾の使用禁止区域の指定促進及び捕獲された鳥獣の死体放置の禁止については、都道府県や関係関係団体等に対し、情報提供や注意喚起を行う。 ・指定猟法禁止区域制度を活用した鉛製銃弾の使用禁止区域は、平成28年度において43道府県、445区777採択された。 ・各都道府県から各地域の状況について情報収集、とりまごめを行い、平成30年3月に行政における傷病鳥獣救護の考え方や地域の取組み事例を作成した。	取組が十分でない施策について検討を進める。 〔施策番号130に同じ〕	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費		
559	地方自治体と連携し、民間の協力も得て、感染症の防疫等に配慮しながら、傷病鳥獣救護の受け入れ、リハビリ、対象鳥獣の検討などの体制整備を進めます。また、傷病鳥獣救護のあり方について、実態も踏まえて検討を行います。(環境省)		なし	a+ 既に達成済み b 進捗中	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕		
560	水鳥救護センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の油汚染された水鳥などが発生した場合に対する準備や被害が生じた地域で迅速な対応が可能となるよう地方自治体職員等を対象とした研修を引き続き実施します。(環境省)		なし	なし	・水鳥救護センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を実施。 ・狩猟免許の取得促進を目的とした「フォーラム」において、鳥獣被害の実態や、鳥獣保護管理における狩猟の社会的役割等について来場者への情報提供を行ったほか、HPでの各種情報提供等を実施した。 ・その他の施策の実施方法については、検討中。 ・都道府県や市町村、民間団体等とともに狩猟免許の取得促進フォーラムを実施する等、関係機関との幅広い連携を図った。	取組が十分でない施策について検討を進める。 〔施策番号130に同じ〕	-	-	・水鳥救護センター維持費		
561	鳥獣の保護管理に関しては、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これを踏まえた主体的な参加も求められるため、鳥獣がわあう機会や自然環境教育の実施、安易な餌付けによる影響や野生鳥獣による生態系、農林水産業などに係る被害の実態などについての情報提供などを通じて、広く人々と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深めてもらうための普及啓発及び助言・指導を積極的に行います。(環境省、農林水産省)		なし	なし	・狩猟免許の取得促進を目的とした「フォーラム」において、鳥獣被害の実態や、鳥獣保護管理における狩猟の社会的役割等について来場者への情報提供を行ったほか、HPでの各種情報提供等を実施した。 ・その他の施策の実施方法については、検討中。 ・都道府県や市町村、民間団体等とともに狩猟免許の取得促進フォーラムを実施する等、関係機関との幅広い連携を図った。	取組が十分でない施策について検討を進める。 〔施策番号130に同じ〕	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費		
562	野生鳥獣の適切な保護管理の推進については、国、地方公共団体、研究機関、民間団体などの連携が重要であり、その充実強化に努めます。(環境省、農林水産省)		B-1	b 進捗中	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	・鳥獣保護管理強化事業費	
563	わが国では、高病原性鳥インフルエンザが、平成16年度から家さんや野鳥(オオハクチョウ等)において発生しており、特に平成22年から平成23年にかけては、全国各地において野鳥、キングドハシロ、サベツル等15種)や家さんの死亡、個体等から相次いで認められました。渡り鳥など野鳥がウイルスを伝播している可能性が認められるため、国内の鳥獣の保護管理及びウイルスの感染経路の究明に努めるため、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、都道府県と連携し、全国で渡り鳥の養殖や死ニキュアを対象とした、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を把握するモニタリングを実施します。(環境省)		なし	b 進捗中	・平成29年の対応技術マニュアルの改訂により、緊急調査は原則都道府県が実施することとなっている。なお、同マニュアルの内容と整合を図る観点から、同年に動物園等における野鳥に閉する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針を改訂した。 ・なお、平成31年～令和2年6月現在、我が国において高病原性鳥インフルエンザは発生していない。国内での重症の発生は平成28年～平成30年シーズンで、我が国の対応に資するため、各国の鳥インフルエンザ対策について情報収集、情報交換を実施。	引き続き、発生時に都道府県と連携しながら必要な調査を適切に実施し、危機管理対応を徹底する。 〔施策番号130に同じ〕	-	-	・野生鳥獣感染症対策事業費		
564	高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、緊急に職員及び専門家等に派遣し、渡り鳥など野鳥に高病原性鳥インフルエンザウイルスが蔓延していないかを確認するため、現地状況把握、指導助言、環境試料調査等を実施します。(環境省)		なし	b 進捗中	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	・野生鳥獣感染症対策事業費	
565	国内での発生時の早期対応に資するため、渡り鳥の飛来経路である周辺諸国との連携を強化し、各国の鳥インフルエンザ発生情報等の共有に努めます。(環境省)		なし	b 進捗中	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	〔施策番号130に同じ〕	・野生鳥獣感染症対策事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投利等事項名	数値目標番号
566	渡り鳥の飛来経路の解明に努めます。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	E-2 b 進捗中	進捗中	カサ類等に発信器を装着し、衛星追跡を行っている。	現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	野生鳥獣感染症対策事業費	
567	高病原性鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症に対して、発生時に迅速な対応ができるよう、通常時から国民や関係機関に対して情報提供を行うとともに、都道府県、関係省庁間での情報共有と連携に努めます。(環境省、農林水産省、厚生労働省)		なし	b 進捗中	高病原性鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症について、必要に応じて関係省庁や関係機関との連携を図り、関係省庁間で、鳥インフルエンザウイルスサーベイランスに関する関係省庁連絡会等を通じ情報共有を行い、連携に努めていること。高病原性鳥インフルエンザの調査結果をホームページ上で公表している。	今後引き続き、関係省庁、関係者等間で連携し、野生動物が感染・伝播する可能性のある感染症について、適切な対応を行う。	-	-	野生鳥獣感染症対策事業費		
568	高病原性鳥インフルエンザのみならず、口蹄疫、ウエストナイル熱等の、野生動物が感染する可能性のある感染症についても、鳥獣における蔓延に早期に対応するため、情報収集等に努めます。(環境省)		なし	b 進捗中	平成30年9月に感染症が継続的に確認されている野生インフルエンザの対策を農林水産省や都道府県と連携しながら実施している。具体的には、令和元年度に作成したインフルエンザの捕獲に伴う防疫措置の手引きの内容について周知・研修を実施することにも、捕獲作業者の適切な防疫措置による捕獲の推進・強化等に努めている。	CSFについては、令和2年度より環境省でも野生インフルエンザにおける全国ワイドサーベイランスの一部実施予定。また、今後引き続き、野生動物が感染・伝播する可能性のある感染症について情報収集に努める。	-	-	野生鳥獣感染症対策事業費		
3	動物の愛護と適正な管理		なし	b 進捗中	平成24年9月と令和元年度6月に動物愛護管理法の趣旨を踏まえて、適切な法の施行を進めるとともに、動物虐待や遺棄の防止のために、獣医師や警察などの連携を推進することや適正飼養等に係る各種パンフレットやポスター等を作成し、都道府県等を通じて配付を行っている。他、適正飼養のための講習会を開催する等、関係自治体や関係団体等を通じて、	令和元年8月に改正した動物愛護管理法の趣旨を踏まえて、適切な法の施行を進めるとともに、動物虐待や遺棄の防止のために、獣医師や警察などの連携を推進することや適正飼養等に係る各種パンフレットやポスター等を作成し、都道府県等を通じて配付を行っている。他、適正飼養のための講習会を開催する等、関係自治体や関係団体等を通じて、	-	-	動物適正飼養推進・基礎強化事業		
569	動物が命あるものであることを認識し、それぞれ種の習性、生態に配慮して適正に飼養管理することや動物の運搬及び虐待などの禁止行為の周知徹底を図ります。また、動物取扱業者については、種別などの提示、動物取扱時における動物の特性及び仕度などに関する事項説明の徹底などにより、一層の適正化を推進します。さらに、実験動物を含む飼養動物については、発毛防止などの観点から、法令を適切に運用するとともに、普及啓発を推進します。(環境省)		なし	a+ 既に達成済み	大猫の不妊・去勢措置の実施率は増加傾向にある。また、大猫の引取り数は9万頭(平成30年度)であり、平成16年度と比べて79%減少しており、飼養を希望する者への譲渡数も増加している。総処分率も94%(平成16年度)から54%(平成30年度)に減少している。	令和元年8月に改正した動物愛護管理法で規定している達成目標(目標年次令和5年度、平成16年度比75%減)の40万匹を平成30年度に達成したが、引き続き自治体における内容動物の返還・譲渡にかかる施設整備の増進を促進し、返還・譲渡の推進を図る取り組みの支援を支援している。	約42万匹(平成16年度)	約42万匹(平成16年度)	9万頭(平成30年度)	調査連絡事務費 動物取扱者講習会対策施設整備補助	43
570	みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、地域活動への理解促進、安易な飼養による終生飼養の徹底などにより、都道府県などにおける犬及び猫の引取り数を平成16年度から約42万匹を基準に平成29年度までに半減させるとともに、飼養を希望する者への譲渡などを進めるとともに、その報処分子車の減少を図ります。(環境省)		なし	b 進捗中	令和元年6月に動物愛護管理法が改正・公布され、販売される犬猫について、マイクロチップ装着義務化が盛り込まれた。令和4年6月までに施行することとされている。	令和元年6月までの施行に向け、必要となる制度設計やシステム構築を進めなければならない。事業者、個人に押し、所有明示措置の実施の必要性について周知、普及を図る必要がある。	犬、ねこ引取り数、平成16年度から半減(21万頭)(平成29年度)	犬、ねこの所有明示の達成率、平成15年度から5倍増(犬、68%、ねこ、38%)(平成29年度)	犬、33%、ねこ、18%(平成15年度)	動物適正飼養推進・基礎強化事業 犬猫へのマイクロチップ情報登録システム構築費	44
571	所有明示措置の必要性に関する啓発を行うなどにより、犬、ねこ、18%から平成29年度までの基準(犬、33%、ねこ、18%)に引き上げ、関係団体などの協力のもと、国及び地方公共団体、関係団体などにより、データの一元管理、関係団体の整備、関係団体間の普及、マイクロチップの普及など、関係団体間の普及のための基礎整備を図ります。(環境省)		なし	b 進捗中	動物愛護週間には関係団体等と協力して国が中央行事を開催した。全国の689自治体が合計2,036の動物愛護週間行事を開催し(平成25-30年度)、動物愛護推進員は79の関係自治体で計3,522名となつており、平成28年度に地方自治体による法施行状況調査を実施し、当該調査結果に基づき、令和5年改正法施行内容の検討	動物愛護推進員数：2,801人(平成23年4月1日)	動物愛護推進員数：3,522人(平成31年3月31日)	動物愛護推進員数：動物愛護推進員数：動物愛護推進員数	動物愛護推進員数：動物愛護推進員数	動物愛護推進員数：動物愛護推進員数	
572	国及び地方自治体は、関係団体などと連携しつつ、学校、地域、家庭などにおいて、動物愛護週間行事や適正飼養講習会などの実施、各種普及啓発資料の作成、配布などにより、動物の愛護、動物の健康とウェルフェアの安全に関する教育活動や広報活動などを実施するとともに、動物愛護推進員などの地域の人材育成などにも努めます。また、今後も継続して、動物の飼育実態について各種調査を行い、施策の立案、動物の適正飼養の普及啓発に役立てていきます。(環境省)		なし	b 進捗中	動物愛護週間には関係団体等と協力して国が中央行事を開催した。全国の689自治体が合計2,036の動物愛護週間行事を開催し(平成25-30年度)、動物愛護推進員は79の関係自治体で計3,522名となつており、平成28年度に地方自治体による法施行状況調査を実施し、当該調査結果に基づき、令和5年改正法施行内容の検討	動物愛護推進員数：2,801人(平成23年4月1日)	動物愛護推進員数：3,522人(平成31年3月31日)	動物愛護推進員数：動物愛護推進員数	動物愛護推進員数：動物愛護推進員数	動物愛護推進員数：動物愛護推進員数	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
579	外来魚による食害防止に向けた効果的な駆除手法を開発します。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	B-4	a 進捗中	委託事業により効果的な駆除手法を開発中。 駆除(及び?)を作成、公表し、現場への普及を図っている。	引き続き内水面漁業に影響を及ぼす外来魚について効果的な防除手法の技術開発を行う。	電美大島のマンダース捕獲頭数:0.13(平成23年度)	-	-	内水面漁場・資源管理総合対策事業	26
580	小笠原諸島、南西諸島などの島嶼(とうしよ)など特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討・実施します。この際、国有林に隣接・介在する民有林における対策も公益的機能維持増進協定制度を活用するなどして一体的に推進します。(環境省、農林水産省)		B-4	a+ 既に達成済み	電美大島、沖繩島やんばる地域におけるマンダースの防除、小笠原国立公園におけるグリーンアノールや西表石垣国立公園におけるオオチキエルの駆除作業等を実施。 国有林野においては、外来植物であるアカギ、モクマオウなどの駆除等を実施した。 なお、外来植物の効果的な駆除を推進するため、国有林に隣接・介在する民有林における対策として公益的機能維持増進協定制度を活用した。	マンダース防除事業については、根絶に向けて引き続き防除事業を実施し、根絶を確認する手法の開発を行う。アライグマやオオチキエルのような全国的に定着している種については、引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除策を進めるとともに、有効な防除技術の開発や国内移動による新たな侵入を防止することが課題。 引き続き、国有林における外来植物の駆除等を実施する。この際、国有林に隣接・介在する民有林における対策として公益的機能維持増進協定制度を活用するなどして一体的な推進を検討する。	電美大島のマンダース捕獲頭数:0.13(平成23年度)	電美大島のマンダース捕獲頭数:0.13(平成23年度)	電美大島のマンダース捕獲頭数:0.13(平成23年度)	特定外来生物防除等推進事業(一部)(環境省) 森林整備・保全費(農林水産省)	27
581	国立公園、都市公園や道路法面などにおける外来緑化植物及び外国産在来緑化植物の取扱いの基本的考え方を整理し、外来緑化植物及び外国産在来緑化植物の適切な管理のあり方などについて検討を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)		B-4 C-2	a 既に達成済み	自然公園内において、自然景観との調和に加え、生物多様性の保全に配慮した法面緑化を行うため、平成27年10月に自然公園における法面緑化指針を策定した。 また、道路法面について、地域生態系の保全に配慮したのり面緑化の手引きを平成25年1月にとりまとめ公表しており、継続した植生モニタリング調査による植生遷移の把握を行い、周辺環境に応じたのり面緑化への活用を	地域性種苗に関する情報不足や供給体制が整っていない等の課題があるため、情報収集と地域性種苗の普及に関する検討を進捗を模索する。	-	-	国立公園内生物多様性保全対策費 道路事業費 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金		
582	例えば外来の牧草などの外来緑化植物や外国産在来緑化植物による生態系影響についてのデータを収集分析するとともに、地域産在来種による緑化を推進するため、在来緑化植物の遺伝的多様性についての実態把握を推進します。(環境省)		B-4 C-2	a+ 既に達成済み	平成20～24年度の5万円で緑化植物に関する生物多様性影響モニタリング及び影響評価に関する研究を実施し、国立公園における外来緑化植物等の生態系影響及び外来緑化植物の遺伝的多様性の実態について概要を把握し、緑化指針策定への基礎資料として研究成果として取りまとめた。	平成27年10月に策定した自然公園における法面緑化指針に基づき、自然公園との調和に加え、生物多様性の保全に配慮した法面緑化を推進していく。	-	-	公害防止等試験研究費 国立公園内生物多様性保全対策費		
583	近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となっており、引き続き河川における外来種対策を進めたいとともに、外来種生や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討します。(国土交通省)		B-4	b 進捗中	平成25年12月に公表した「河川における外来植物対策の手引き」等に基づき、市町村、地域住民等の関係機関と連携して、取組を実施した。	引き続き関係機関と連携して取組を実施	-	-	治水事業等関係費 社会資本整備総合交付金等		

実施番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	当初値	点検値	予算・税制等事項名	教訓・目標・番号
584	非意図的な導入を含めて、外来種の導入・定着を防ぐより効果的な水際対策についての調査・検討を進めます。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	B-4	b 進捗中	平成28年施行の改正外来生物法において、特定外来生物等が付着・混入しているおそれがある輸入品等の検査や、消毒・廃棄等の措置を命ずることができることが新たに規定された。平成27年に作成した「生態系被害防止外来種リスト」では定着経路に係る情報等について、モニタリング等の調査を実施し、効果的な対策を検討する上で情報の整理を行った。また、主要港湾等の周辺において、モニタリングを実施したほか、平成29年6月にヒアリングが国内で初確認されたことを受け、関係機関と連携した全国の港湾への注意喚起を行った。	引き続き、改正外来生物法で規定された、特定外来生物等が付着・混入しているおそれがある輸入品等の消費基準等の取定を検討し、法務、非意図的な導入リスクが高い輸入品や輸入経路等の情報収集に努め、より効果的な検査・モニタリング体制等を検討することにも、必要な制度設計についても検討する。特にヒアリングに際しては、関係機関と連携し、全国の港湾における確認調査、防除や関係事業者への注意喚起等を通して定着防止対策に取り組む。	-	-	・外来生物対策管理事業費(一部)	
585	国内の他地域から持ち込まれる外来種や遺伝的構造の異なる在来種がもたらす問題については、(外来種被害防止行動計画(原形)や、外来種リスク(原形)の作成等により、基本的な考え方を整理し、多様な主体に対して注意喚起するとともに、自然公園法や自然環境保全法の適正な運用をはじめ、生物多様性保全上重要な地域における防除対策、飼養動物の適正管理などを進めます。(環境省)		B-4	a+ 既に達成済み	生物の移動による同種間(種間)の遺伝的汚染(外来種被害防止行動計画)の防止を含めて、外来種被害防止行動計画(原形)において、基本的な考え方を整理するとともに、国内由来の外来種も含め、生態系被害防止外来種リスト)を策定した。防除の実施における国内由来の外来種の防除を実施した。また、飼養動物の適正管理について、普及啓発を実施した。	引き続き、改正外来種被害防止行動計画や生態系被害防止(原形)を踏まえ、国内由来の外来種や生物の移動による同種間の遺伝的汚染の問題について、理解が進むよう努める。引き続き、国内由来の外来種について、被害を及ぼす地域等の情報を収集し、活用し、適した形での公表等を通じて普及啓発を行い、外来種対策の推進を図る。	-	-	・外来生物対策管理事業費(一部)	
586	船舶・パイラト水管理条約の発効に向けて国際海事機関(IMO)の議論に、引き続き積極的に参加します。(国土交通省、外務省)		なし	a 既に達成済み	船舶・パイラト水管理条約の発効に向けて国際海事機関(IMO)の議論に、引き続き積極的に参加します。(国土交通省、外務省)	-	-	-	-	
2.	遺伝子組換え生物等									
587	カルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図ります。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		なし	a+ 既に達成済み	・遺伝子組換え生物等の第一種使用(拡散防止措置を執らなない使用)について、個々の申請案件に対し学識経験者から意見を聴取し、生物多様性影響が生じる可能性の有無を検討、その意見を基に、令和2年3月までに437件の遺伝子組換え第一種使用規程を承認した。また、第二種使用については、生物多様性影響を防止するため、主務省令で定められた拡散防止措置を執つた上で、使用する他、これらが定められていない場合は、主務大臣の承認を受けた上で当該拡散防止措置を執ることとしている(令和2年3月までの第二種使用確認件数: 研究開発分野3,327件、農林水産分野226件、医薬品等分野348件、鉱工業)	引き続きカルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図る。	-	-	・遺伝子組換え生物対策事業	
588	最新の知見に基づいた適切な生物多様性影響の評価手法の検討など、カルタヘナ法の適正な運用に関する科学的知見などの集約に努めます。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		なし	b 進捗中	・遺伝子組換え生物等の最新の動向(リスク評価等)に関する情報収集を行うとともに、我が国の一般の環境における遺伝子組換えナタネの分布状況を調査すること等により、科学的知見の収集を行った。・経済産業省では、遺伝子組換え微生物を第一種使用に当たっての生物多様性影響評価手法の検討を開始した。	引き続き遺伝子組換え生物等の情報収集、調査を行うことにより、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見の収集に努める。	-	-	・遺伝子組換え生物対策事業	
589	カルタヘナ法やその他の施行状況、科学的知見などについてホーメンなどを通じた公表し、法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図ります。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		なし	b 進捗中	・日本版バイオセーフティ/アクリリノグ/ハラス(J-BCH)にて、施行状況の点検を含むカルタヘナ法に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況、遺伝子組換え生物等の調査研究に関する情報等について随時情報を更新し、継続的に提供している。また、若者ホーメンにおいてもカルタヘナ法の制度の概要等についての情報を提供している。	引き続き日本版バイオセーフティ/アクリリノグ/ハラス(J-BCH)や各道がホームページ等を通じて情報提供を行い、カルタヘナ法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図る。	-	-	・遺伝子組換え生物対策事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
		1	2	3	4	5								
600	鳥類の農業リスク評価・管理手法マニュアルの策定・普及など、環境に配慮した農業のリスク管理措置の推進を図ります。(環境省)						B-2 a+ 既に達成済み	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	
601	農用地及びその周辺環境の生物多様性を保全・確保できるような、農業の生物多様性への影響評価手法を開発します。(環境省)						B-2 a 既に達成済み	【施策番号184に同じ】	【施策番号184に同じ】	【施策番号184に同じ】	【施策番号184に同じ】	【施策番号184に同じ】	【施策番号184に同じ】	
602	光害対策ガイドラインに沿った対策が取られるよう、ガイドラインの普及啓発を図ります。(環境省)						なし	光害対策ガイドライン及び光害対策啓発パンフレット、ポスター等を環境省ホームページに公表し、継続して普及啓発を図っていること。	引き続き普及啓発を進めていく。	-	-	-	-	
603	光害対策ガイドラインの内容は、照明関連技術の向上などに基づき見直されるべきものであることから、必要に応じて逐次ガイドライン改定を見直し、その充実を図っていきます。(環境省)						b 進捗中	近年のLED照明の普及に対応するため、令和2年度に光害対策ガイドラインを改定する予定であり、平成29年度よりガイドライン改定に向けた有識者による検討会や知見・事例収集等を行っている。	光害対策ガイドラインを改定し普及啓発に努めていく。	-	-	-	-	
604	生態系への影響について、定量的な評価に基づき(リスク管理)ができるよう、種の感受性分布を活用した評価手法を開発します。(環境省)						B-2 a 既に達成済み	【施策番号276に同じ】	【施策番号276に同じ】	【施策番号276に同じ】	【施策番号276に同じ】	【施策番号276に同じ】	【施策番号276に同じ】	
第4節 農林水産業														
1 農林水産業と生物多様性														
605	農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとつて、貴重な生態・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持など、生物多様性に貢献することを踏まえ、生物多様性を保全をより重視した農林水産施策を総合的に推進するため、平成24年2月に「農林水産省生物多様性戦略」を決定し、生物多様性保全をより重視した施策を総合的に展開している。						A-1 B-2 進捗中	農林水産省は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとつて、貴重な生態・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持など、生物多様性に貢献することを踏まえ、生物多様性を保全をより重視した農林水産施策を総合的に推進するため、平成24年2月に「農林水産省生物多様性戦略」を決定し、生物多様性保全をより重視した施策を総合的に展開している。	農林水産省生物多様性戦略に基づき、農林水産省の推進を図る。 また、新たな世界目標(サステイナブルな開発目標)の決定に合わせて「農林水産省生物多様性戦略」を見直す。	-	-	-	-	
606	田園地域、里地里山における生物多様性をより重視した農業生産や漁業等による公益樹等の植林活動への支援、魚つき保安林の指定とその保全、漁場保全のための森林整備など、森・川・海の生物多様性保全の取組を積極的に推進します。(農林水産省、国土交通省)						D-1 進捗中	農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産施策を積極的に推進。 魚つき保安林の指定を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	引き続き、農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産施策を積極的に推進するとともに、魚つき保安林の指定を推進。	-	-	-	-	・保安林整備事業委託費等 ・水産多面的機能発揮対策事業
607	遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進(2章6節に詳述) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進と遺伝子組換え農作物などの規制によるわが国の生物多様性の確保を図ります。(農林水産省)						B-2 進捗中	農林水産省生物多様性戦略において、AB5名食料・農業上の開発及び利用等に貢献する研究基盤整備のために、現在(令和2年3月末)までに、国内外の植物遺伝資源約23万点、微生物約4万点、動物約2千点、DNA約39万点を保存し、試験研究(資質を含む)又は教育用に、国内の国立・地法機関、道徳財源、大学、民間企業、海外へも広く配布し、多様な解析・遺伝子解析、新品種開発、ゲノム研究等に幅広く活用されている。生物多様性保全に新しい道を拓く遺伝資源の活用。また、遺伝子組換え農作物等の使用については、カルタヘナ法に基づき、生物多様性影響評価を実施し、遺伝子組換え農作物等による生物多様性への影響を評価している。	・ジーンバンク事業においては、AB5名古屋議定書の採択や我が国のTPGRへの加盟などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、畜種に関する利用者のニーズの変化に応える得るよう、広範な遺伝資源(動植物、微生物など)の収集、特性評価、保存及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効果的に進める。 また、遺伝子組換え農作物等の使用については、引き続き、カルタヘナ法に基づき、生物多様性への影響の防止を図る。	-	-	-	-	・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術研究業務助成定額費交付金
608	国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に對する国際協力推進し、砂漠化防止・水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。(農林水産省)						なし a 既に達成済み	・海外の環境調査や国際管理研究(UNEP)への参加、専門派遣を通じて、土地・水資源の持続可能な利用(農業と生態系をつなぐ)に貢献し、農業再生エネルギー(太陽光発電)を推進し、持続可能な農林水産業に對する国際協力推進し、砂漠化防止・水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。(農林水産省)	・開発した技術・手法をまとめたマニュアルが他国においても有効的に活用されるよう普及を推進する方針。	-	-	-	-	・海外農業農村地球環境問題等調査事業 ・気候変動適応型灌漑排水施設保全等対策事業 (本事業は既に終了)

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
609	農林水産業の生物多様性指標の開発(第2章第5節)に詳述)農林水産業が担う生物多様性保全は、国民に良質な農林水産物を安定的に供給するためにも必要不可欠です。この間、環境保全型農業をはじめとする農林水産物産出施策の実施にあたっては、生物多様性を配慮しつつ行い、例えば農業において、環境保全型農業等の取組効果を生かすことができる指標及び評価手法の開発に取組み、ほほうレバレッジの生物多様性評価手法のモデルを構築しました。しかしながら、農山漁村環境全体で生物多様性の評価が可能な科学的根拠に基づいた指標は開発されておらず、これらの農林水産物産出施策を効果的に推進するうえで、指標の開発が必要であり、生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	E-2 達成済み	a+ 既に達成済み b 進捗中	・全国を気候区分及び樹種ごとに分け、代表的な林分を対象に、植生調査、昆虫調査等の現地調査を行い、データの収集・整理・分析を実施し、森林の生物多様性の水産物を表す指標を特定することも、指標の特性について検討した。 ・平成20年から24年度まで漁場環境生物多様性評価手法開発事業において、漁場環境における生物の多様性について評価手法の開発に取り組み、平成24年度までに有効と見込まれる数種の指標の調査分析手法をまとめた。平成25年度から29年度まで実施した漁場環境生物多様性保全総合推進事業で得られた科学的知見及び評価手法をHP及びパンフレットにより公開した。 ・平成25～28年度までに委託プロジェクト研究「生物多様性を活用した安定的農業生産技術の開発」により水田環境における生物多様性の指標を開発した。この指標を活用し、農業が生物多様性や生態系サービスに及ぼす影響の解明に関する研究を実施しているところ。	・引き継ぎ希少な野生水生生物の科学的知見及び評価手法をHP及びパンフレットを通じ公表することにより生物多様性の維持・向上の取組を推進する。 ・引き継ぎ委託プロジェクト研究等により取組の推進を図る。	-	-	[施策番号191に同じ]	・森林整備推進事業費 ・漁場環境生物多様性保全総合推進事業費 ・農研機構推進費交付金	
610	農林水産物の経済的価値のみならず、農林水産物が育んでいる生物多様性についても経済的価値を認め、その価値を明らかにすることにより、農林水産物の豊かさを生かすことと、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表示する「まごのマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民的理解を促進します。また、わが国の農林水産物の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	A-1 進捗中	a-1 進捗中 b 進捗中	・農林水産物分野における生物多様性保全活動を推進するため、農業者が自ら生物多様性保全に取り組むことと、生物多様性保全を推進する事業者(産地)と連携し、生物多様性を活用した商品開発や販路拡大に取り組むこととを推進する。また、農業者が生物多様性を活用した商品開発や販路拡大に取り組むこととを推進する。また、農業者が生物多様性を活用した商品開発や販路拡大に取り組むこととを推進する。また、農業者が生物多様性を活用した商品開発や販路拡大に取り組むこととを推進する。	・引き続き、農林水産物分野における地球環境対策推進プロジェクトの推進を図る。 ・引き続き、農林水産物分野における地球環境対策推進プロジェクトの推進を図る。 ・引き続き、農林水産物分野における地球環境対策推進プロジェクトの推進を図る。	-	-	[施策番号191に同じ]	・農林水産物分野における地球環境対策推進プロジェクトの推進を図る。 ・引き続き、農林水産物分野における地球環境対策推進プロジェクトの推進を図る。	
611	農林水産物の経済的価値のみならず、農林水産物が育んでいる生物多様性についても経済的価値を認め、その価値を明らかにすることにより、農林水産物の豊かさを生かすことと、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表示する「まごのマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民的理解を促進します。また、わが国の農林水産物の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	A-1 進捗中	a-1 進捗中 b 進捗中	・農林水産物分野における生物多様性保全活動を推進するため、農業者が自ら生物多様性保全に取り組むことと、生物多様性保全を推進する事業者(産地)と連携し、生物多様性を活用した商品開発や販路拡大に取り組むこととを推進する。また、農業者が生物多様性を活用した商品開発や販路拡大に取り組むこととを推進する。また、農業者が生物多様性を活用した商品開発や販路拡大に取り組むこととを推進する。また、農業者が生物多様性を活用した商品開発や販路拡大に取り組むこととを推進する。	・引き続き、農林水産物分野における地球環境対策推進プロジェクトの推進を図る。 ・引き続き、農林水産物分野における地球環境対策推進プロジェクトの推進を図る。 ・引き続き、農林水産物分野における地球環境対策推進プロジェクトの推進を図る。	-	-	[施策番号191に同じ]	・農林水産物分野における地球環境対策推進プロジェクトの推進を図る。 ・引き続き、農林水産物分野における地球環境対策推進プロジェクトの推進を図る。	
612	地域固有の魅力を直し、活力ある持続可能な地域づくりを進めるため、平成20年4月施行されたエコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	・全体構想策定を目標としている地域に、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。また、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。また、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。また、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。	・左記支援の他、引き続き地域主体のエコトピア推進の推進に関する活動を支援している。 ・引き続き、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。また、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。また、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。	-	-	[施策番号30に同じ]	・エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。また、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。また、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。	
613	エコトピア推進法に基づき、関係省庁で構成するエコトピア推進連絡会議において、エコトピア推進の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行います。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	なし	a+ 既に達成済み b 進捗中	・エコトピア推進連絡会議を開催し、エコトピア推進に関する今後の方針について関係省庁で連絡調整を行った。	・引き続き関係省庁で必要に応じ連絡調整を行い、エコトピア推進の推進を図る。	-	-	[施策番号30に同じ]	・エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。また、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。また、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。	
614	エコトピア推進法に関する特に関心のある事業者などを関係省庁に地球資源の活用方法や保全などに係るノウハウの蓄積とその情報の共有化を図ります。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	・エコトピア推進法に関する優れた取り組みを表彰するエコトピア大賞の表彰を実施し、パンフレットやホームページでその取り組みの紹介を行っている。令和元年度には第15回となるエコトピア大賞の表彰を行い、エコトピア大賞の普及啓発のために取り組んでいる。	・引き続きエコトピア大賞の表彰を行い、エコトピア推進の推進を図る。	-	-	[施策番号30に同じ]	・エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。また、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。また、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。	
615	環境教育・環境学習の推進、エコトピア推進の推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	[施策番号30に同じ]	・引き続き関係省庁で必要に応じ連絡調整を行い、エコトピア推進の推進を図る。	-	-	[施策番号30に同じ]	・エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。また、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。また、エコトピア推進法に基づき「全体構想」の策定を支援している。	
616	利用者の集中など過剰利用による野生動物の生息環境の悪化を防止するため、利用規制などによる利用の分散や分散化のための手法を検討・実施することと、自然公園法に基づき(利用調整地区)の指定や管理を行います。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	B-1 B-5 C-2	b 進捗中	[施策番号31に同じ]	・利用者の集中に伴う自然環境への負荷に対応するため、エコトピア推進の推進を図る。また、エコトピア推進の推進を図る。また、エコトピア推進の推進を図る。また、エコトピア推進の推進を図る。	-	-	[施策番号31に同じ]	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進(エコトピア推進)を通じた地域の魅力向上事業)を実施する。また、エコトピア推進の推進を図る。また、エコトピア推進の推進を図る。また、エコトピア推進の推進を図る。	
617	既存の世界自然遺産地域及び候補地におけるエコトピア推進を図ります。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	・既存の世界自然遺産地域及び候補地を含むエコトピア推進を推進する地域を支援する取組として、エコトピア推進の推進を図る。また、エコトピア推進の推進を図る。また、エコトピア推進の推進を図る。また、エコトピア推進の推進を図る。	・利用者の集中に伴う自然環境への負荷に対応するため、エコトピア推進の推進を図る。また、エコトピア推進の推進を図る。また、エコトピア推進の推進を図る。また、エコトピア推進の推進を図る。	-	-	[施策番号31に同じ]	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進(エコトピア推進)を通じた地域の魅力向上事業)を実施する。また、エコトピア推進の推進を図る。また、エコトピア推進の推進を図る。また、エコトピア推進の推進を図る。	

表1 エコトピア推進法に基づくエコトピア推進の取組状況(令和2年7月現在)

実施 番号	具体的施策	基本戦略への該当					国別 目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	教訓 目標 番号
		1	2	3	4	5									
618	地域固有の魅力を見直し、活力ある持続的な地域づくりを進めるため、エコノミズムを意欲的に推進する地域に対し、地域の自然資源や文化を解説し、その魅力を伝えるガイドやコーディネーター等の人材を育成するとともに、地域の特性を活かしたプログラムづくり等を支援します。また、国立公園において地域と一体となったエコノミズムの取組を展開するために必要な活動拠点施設などを整備します。(環境省)						なし	b 進捗中	エコノミズムを推進する地域を支援する取組として、エコノミズム地域活性化支援事業(交付金事業)、ガイドやコーディネーター等の人材育成を目的として研修やアドバイザー派遣等の支援を行う人材育成支援業務を行っている。また、国立公園において地域と一体となったエコノミズムの取組を展開するために必要な活動拠点施設等を3地域において整備した。	利用者の集中に伴う自然環境への負荷に対応するため、エコノミズム推進全体構想の策定に引き続き支援していく。				日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進(エコノミズム)を通じた地域の魅力向上事業 ・国立公園調音プロジェクト推進事業	
<p>第1期 生物資源の持続可能な利用 (総括) 遺伝資源の利用と保存</p>															
619	1 遺伝資源の利用と保存 今後とも、遺伝子組換え生物等の環境中への拡散防止に努めるとともに、遺伝子組換え技術を活用した医薬品の品質、有効性及び安全性を確保します。(厚生労働省)						なし	b 進捗中	医薬品の分野において、遺伝子組換え生物等の使用差の規制による生物の多様性の確保に關する法律の適正な運用が行われている。						
620	厚生労働省関係の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の薬用植物資源センターでは、薬用植物などの種類的な収集、保存を行っている。また、薬用植物の栽培、育種に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生化学的評価に関する研究、外国産未利用植物資源の開発に関する研究、薬用植物の組織培養などの研究などを行っている。						なし	b 進捗中	厚生労働省関係の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の薬用植物資源センターでは、薬用植物などの種類的な収集、保存を行っている。また、薬用植物の栽培、育種に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生化学的評価に関する研究、外国産未利用植物資源の開発に関する研究、薬用植物の組織培養などの研究などを行っている。				国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費交付金		
621	食料、環境、エネルギー問題の解決に際しては、遺伝子の多様性を確保し、遺伝子地図上での位置の特定、遺伝子の機能の解明を進めます。(農林水産省)						なし	b 進捗中	遺伝子の多様性の確保に関する遺伝子の機能解明及び育種に関する研究、新たな育種技術の開発等を実施。				委託プロジェクト(新農業展開ゲノムプロジェクト、平成20年度から55年度で実施) ・委託プロジェクト(ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト、平成25年度から58年度で実施) ・委託プロジェクト(農林水産資源を活用した新需要創出プロジェクト、平成22年度から55年度で実施) ・委託プロジェクト(作物育種プロジェクト、平成30年度から55年度の予定で実施)		
622	遺伝子を染色体上の目的とする位置に導入する技術や導入した遺伝子の発現をコントロールする技術、遺伝子の特定の部位を改変する技術、都合能動抵抗性などの形態転換作物の開発など、構築した遺伝子を働かし、その機能を最大限に活用するための技術を開発します。(農林水産省)						なし	b 進捗中	農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。				委託プロジェクト(新農業展開ゲノムプロジェクト、平成20年度から55年度で実施) ・委託プロジェクト(ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト、平成25年度から58年度で実施) ・委託プロジェクト(農林水産資源を活用した新需要創出プロジェクト、平成22年度から55年度で実施) ・委託プロジェクト(作物育種プロジェクト、平成30年度から55年度の予定で実施)		
623	農業上重要と考えられる有用形質の機能を遺伝子レベルで解明し、遺伝性作物や不良環境耐性作物など、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献するよう、高機能な有用作物を開発するとともに、動物や昆虫のゲノム情報を活用した有用物質生産技術の確立などを行い、新産業の創出を目指します。(農林水産省)						なし	b 進捗中	遺伝子組換え動物由来の原料を用いた医薬用酵素の開発を促進 ・遺伝子組換えカビに医薬品等の有用物質を効率的に生産させるための基礎技術や C 技術等を活用した「言力」かつ安定性の高いコエンザイムを飼育するスマート養蚕システムの開発を実施。	引き続き、委託プロジェクト研究等により取組の推進を図る。			委託プロジェクト(新農業展開ゲノムプロジェクト、平成20年度から55年度で実施) ・委託プロジェクト(ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト、平成25年度から58年度で実施) ・委託プロジェクト(農林水産資源を活用した新需要創出プロジェクト、平成22年度から55年度で実施) ・委託プロジェクト(医薬品作物、医薬用素材等の開発プロジェクト、平成25-26年度) ・委託プロジェクト(食糧革命による新産業創出プロジェクト、平成29年度から55年度の予定)		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
1	2	3	4	5	なし	なし	なし	なし	なし		
624	農林水産業によって有用な遺伝資源の利用については、産学官連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発などへの利用を推進します。(農林水産省)		なし	進捗中	・農業生物資源調査チームパンパン事業では、平成24年度から令和元年度までに、約400件の遺伝資源の採集や我が国のIPGRへの加盟などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に対応していることにも、育種に関する利用者のニーズの変化等に対応できるよう、広範な遺伝資源(動植物、微生物など)の収集、遺伝性評価、保存及び配布、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に進める。特に、特性評価情報等の公開情報の充実を図るとともに、イネ以外の主要作物についてもコアコレクションを整頓する。また、早期保存の難しい希少な遺伝資源に適用した保存技術を開発する。	・ジーンバンク事業においては、ABS名古産議定書の採択や我が国のIPGRへの加盟などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に対応していることにも、育種に関する利用者のニーズの変化等に対応できるよう、広範な遺伝資源(動植物、微生物など)の収集、遺伝性評価、保存及び配布、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に進める。				・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術研究業務補助金運営交付金	
625	「名古屋議定書」及び「食料及び農業のための植物遺伝資源条約(ITPGR)」を締結することにより、国際条約と整合した形で、食料・農業・植物遺伝資源の利用及び保全を推進します。(農林水産省)		なし	a+ 既に達成済み	・食料及び農業のための植物遺伝資源条約(ITPGR)については、我が国は平成25年7月30日に締結した。 ・平成29年5月22日に名古屋議定書を締結した。	・ジーンバンク事業においては、ABS名古産議定書の採択やIPGRへの加盟などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に対応していることにも、育種に関する利用者のニーズの変化等に対応できるよう、広範な遺伝資源(動植物、微生物など)の収集、遺伝性評価、保存及び配布、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に進める。				・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術研究業務補助金運営交付金	
626	遺伝子組換え食品などの安全性確保のため、当該食品の検知に際しては、現在海外で開発されている組換え体の安全性評価状況に関する調査研究や新しく開発される技術に関する情報収集を今後とも行います。(厚生労働省)		なし	b 進捗中	遺伝子組換え食品などの安全性確保のため、遺伝子組換え食品の検知に関する試験法の確立、現在海外で開発されている組換え体の安全性評価状況などに関する調査研究や新しく開発される技術に関する情報収集等を行っている。	・引き続き、事業を実施する。				・厚生労働科学研究費補助金「食品の安心・安全確保推進研究」 ・食品等試験検査費(安全性生体検査GM食品監視対策事業等)	
627	植物による工業原料や、高付加価値タンパク質などの有用物質を生産(「モブクリ」)に必要な基礎技術を開発し、植物機能を活用したモブクリ技術の基盤を構築します。(経済産業省)		なし	b 進捗中	・密閉型遺伝子組換え植物工場において、医薬品原料・機能性食品等の高付加価値有用物質を高効率に生産するための基礎技術開発及び実証研究を実施。現在までにおいて、遺伝子組換え植物に目的物質を高効率に生産させた技術の構築、省エネルギー型栽培技術の開発、等の成果が得られた。	・これまでの研究により、目的物質を高効率に生産する植物の基盤技術や、省エネルギー生産プロセスの要素技術は蓄積されてきたものの、また、十分な実証化には至っていない。今後は、植物に目的物質を高効率に生産することにも、その生産した目的物質の評価を行い、医薬品原料・機能性食品等の実用化を目指す。			・密閉型植物工場を活用した遺伝子組換え植物の「モブクリ」技術の開発・事業		
628	微生物を活用した効率的な有用物質生産プロセス(「モブクリ」)や生物反応のための基礎技術を開発するとともに、微生物を活用した廃水・廃棄物などの資源ハイオ処理技術を高効率化させます。(経済産業省)		なし	b 進捗中	・従来、化学合成等により製造されていた高機能性は、植物や微生物を用いた新たな手法で生産できる可能性があり、将来的に大きな市場を形成することが予想されている。このため、ゲノム情報等の大量なデータを駆使した遺伝子組換え技術を開発することにより、高機能性を効率的に生産する技術基盤の構築に取り組み、さらに、構築したスマート細胞構築プラットフォームの有効性を検証した。また、濃縮浄化/才処理技術について、微生物を利用して、汚染エーソンの浄化を行うハイオ処理技術の安全性を評価する手法等の開発	・ハイオモの「モブクリ」社会実装には、現在までに取り組んできた微生物等の育種のみならず、構築したスマートセルのスケールアップの課題解決が必要である。そのため、スマートセルの設計段階から産業化を見据えた研究開発を進める。			・革新的ハイオ処理技術の開発のための高機能化ゲノムデザイン技術開発・事業 ・土壌汚染対策のための技術開発(VOCの微生物等を利用した環境汚染物質浄化技術)・事業 ・植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発・事業		
629	平成14年度より開始された、ライオサイエンス分野の研究の発展のために多様なバイオリソースの整備を行う「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、ライオサイエンス分野における知的基盤として重要なリソースの収集・保存・提供が重要なリソースの収集・保存・提供、バックアップ体制の整備が重要と見込まれています。(文部科学省)		なし	a+ 既に達成済み	・ライオサイエンス分野における知的基盤として重要なリソースの収集・保存・提供が重要なリソースの収集・保存・提供、バックアップ体制の整備が重要と見込まれています。	・引き続き、ライオサイエンス分野における知的基盤として重要なリソースの収集・保存・提供、バックアップ体制の整備を行います。				・ナショナルバイオリソースプロジェクト	
630	最新の知見に基づいた適切な生物多様性影響の評価手法の検討など、カルタヘナ法の適正な適用に関する科学的知見などの集約に努めます。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		なし	b 進捗中	【施策番号588に同じ】	【施策番号588に同じ】				【施策番号588に同じ】	
631	カルタヘナ法やその他の施行状況、科学的知見などについてホームページなどを公表し、法や遺伝子組換え生物に関する普及啓発を図ります。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		なし	b 進捗中	【施策番号589に同じ】	【施策番号589に同じ】				【施策番号589に同じ】	

実施 番号	具体的施策	基本戦略への該当	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
632	カルタヘナ鑑定書締約国会議などを通じ、鑑定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画し、カルタヘナ鑑定書第5回締約国会議(COP-MOP5)において採択され、平成24年3月にわが国が議長国となった名古屋・アラルプール補足鑑定書については、他国の状況や締約国会合における今後の議論等も踏まえ、締結に向けた必要な作業を進めていきます。(環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)	なし	進捗中	第5回締約国会議において採択された名古屋・アラルプール補足鑑定書、平成30年3月に補足鑑定書の効力発生と同時に施行した。 カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物等の第一種用途等に関する学識経験者の意見を聴取し、生物多様性への影響を評価し適切に承認を行った。 遺伝子組換え生物等の科学的知見の収集についても、我が国の一般の流通中における遺伝子組換え生物等の分布状況を調査している。また、日本版バイオバンク・プロジェクト、カルタヘナ法、実験用小動物ハンク、薬用植物資源センター及び重長類医学研究所センターでは、生物資源の収集と研究者への供給事業を行っている。 また、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬品総合研究所で一体的に分譲を行っている。	引き続きカルタヘナ鑑定書締約国会議などを通じ、鑑定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画している。 引き続き、遺伝子組換え生物等による生物多様性への影響評価を適切に行い、承認を行っている。また、情報収集・調査を行うことにより、カルタヘナ法の適正な運用に関する科学的知見の収集に努める。また、日本版バイオバンク・プロジェクト等を通じて情報提供を行い、法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図る。	引き継ぎ、事業を実施する。	-	-	遺伝子組換え生物対策事業	
633	独立行政法人医薬品総合研究所には、動物資源を収集し、研究に提供して、動物資源センター及び重長類医学研究所センターへ供給する事業を推進していきいます。 また、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬品総合研究所で一体的に分譲を行うことを目指して体制作りを進めるとともに、それまでの間、財団法人ヒューマンサイエンス財団(HS財団)と協力を、研究者への生物資源の供給事業を引き継ぎ実施していきいます。(厚生労働省)	なし	進捗中	独立行政法人医薬品総合研究所の動物資源センターでは、動物資源を収集し、研究に提供して、動物資源センター及び重長類医学研究所センターへ供給する事業を推進していきいます。 また、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬品総合研究所で一体的に分譲を行うことを目指して体制作りを進めるとともに、それまでの間、財団法人ヒューマンサイエンス財団(HS財団)と協力を、研究者への生物資源の供給事業を引き継ぎ実施していきいます。 なお、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬品総合研究所で一体的に分譲を行っている。	引き続き、動物資源の収集と研究者への供給事業を推進していきいます。	引き継ぎ、事業を実施する。	-	-	独立行政法人医薬品総合研究所運営費交付金	
634	独立行政法人医薬品総合研究所の動物資源センターには、動物資源を収集し、研究に提供して、動物資源センター及び重長類医学研究所センターへ供給する事業を推進していきいます。 また、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬品総合研究所で一体的に分譲を行うことを目指して体制作りを進めるとともに、それまでの間、財団法人ヒューマンサイエンス財団(HS財団)と協力を、研究者への生物資源の供給事業を引き継ぎ実施していきいます。(厚生労働省)	なし	進捗中	独立行政法人医薬品総合研究所の動物資源センターでは、動物資源を収集し、研究に提供して、動物資源センター及び重長類医学研究所センターへ供給する事業を推進していきいます。 また、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬品総合研究所で一体的に分譲を行うことを目指して体制作りを進めるとともに、それまでの間、財団法人ヒューマンサイエンス財団(HS財団)と協力を、研究者への生物資源の供給事業を引き継ぎ実施していきいます。 なお、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬品総合研究所で一体的に分譲を行っている。	引き続き、動物資源の収集と研究者への供給事業を推進していきいます。	引き継ぎ、事業を実施する。	-	-	独立行政法人医薬品総合研究所運営費交付金	
635	薬用植物に関する、医薬品総合研究所の薬用植物資源センターにおいて、薬用植物の持続可能な利用の観点から、薬用植物の種子の低温保存を行い、遺伝資源の保存を図っています。また、薬用植物の遺伝資源の収集、確保するため、世界の植物園や研究機関(平成23年度:世界6か国、397機関)に種子リストを送付し、必要に応じ種子交換を引き継ぎ行っています。(厚生労働省)	なし	進捗中	薬用植物に関する、医薬品総合研究所の薬用植物資源センターにおいて、薬用植物の持続可能な利用の観点から、薬用植物の種子の低温保存を行い、遺伝資源の保存を図っています。また、薬用植物の遺伝資源の収集、確保するため、世界の植物園や研究機関(平成23年度:世界6か国、397機関)に種子リストを送付し、必要に応じ種子交換を引き継ぎ行っています。 なお、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬品総合研究所で一体的に分譲を行っている。	引き続き、薬用植物の種子の低温保存を行い、遺伝資源の保存を図っています。また、薬用植物の遺伝資源の収集、確保するため、世界の植物園や研究機関に種子リストを送付し、必要に応じ種子交換を行っていきます。	引き続き、事業を実施する。	* 種子リストの送付:世界6か国、397機関(平成23年度)	* 種子リストの送付:世界6か国、398機関(平成30年度)	独立行政法人医薬品総合研究所運営費交付金	
636	国立感染症研究所では、病原性微生物の収集、保管、国内外との関係研究機関との研究交流、情報交換を引き継ぎ行っています。(厚生労働省)	なし	達成済み	病原性微生物の収集を行い、検査診断、治療法、予防法等の研究を実施すると共に、世界的あるいは国内で流行し、公衆衛生上の問題となるインフルエンザウイルスや現在世界的な課題となっている新型コロナウイルス感染症に対するための交流を推進している。これらの取組みは、感染症法の改正と、行政施策に反映された。	引き続き、病原性微生物の収集を行い、検査診断、治療法、予防法等の研究を実施すると共に、世界的あるいは国内で流行し、公衆衛生上の問題となるインフルエンザウイルスや現在世界的な課題となっている新型コロナウイルス感染症に対するための交流を推進している。これらの取組みは、感染症法の改正と、行政施策に反映された。	引き続き、事業を実施する。	-	-	国立感染症研究所の試験研究に必要な経費の一部	
637	新しい品種の育成などや研究に提供するため、植物、動物、微生物、DNA、林木、水産生物の遺伝資源の収集、保存や特性評価をジャンル・分野ごとに引き継ぎ実施していきいます。このうち、食料用植物遺伝資源の収集、保存及び利用に当たっては、植物遺伝資源の持続的な利用を確保する観点から、それを保全することに重点を置きつつ対応し、低温保存技術による保存の効率化、研究材料の配布による研究支援の強化を図ります。(農林水産省)	なし	進捗中	食料・農業上の開発及び利用等に貢献する研究資源の確保のため、現在(令和2年3月末)までに、国内外の植物園や遺伝資源センターから、遺伝資源約23万点、微生物約4万点、動物約2千点、DNA約50万点を保存し、試験研究(育種を含む)又は教育用に、国内外の国立・独立機関、都道府県、大学、民間等、海外へも広く配布し、多様な学際・学際・遺伝子解析、新品種開発、ゲノム研究等、幅広く活用されている。生物多様性保全に新しい道を拓く(遺伝資源の低温保存技術の開発も推進している)。	ジャンル・分野ごとに、AB5名古鑑定書の採択や我が国のIPGRへの加盟などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、育種に関する利用者のニーズの変化等に応えるよう、広範な遺伝資源(動物園、微生物等)の収集、特性評価、保存及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効果的に進める。特に、特性評価情報等の公開情報の充実を図るとともに、イネ以外の主要作物についてもコアコレクションを開発する。また、鳥類保存の難しい希少な種を開発する。	引き続き、事業を実施する。	-	-	独立行政法人農業、食品産業技術総合研究機構農業技術研究費交付金	
638	貴重な遺伝資源の減少を防ぐとともに、林木の新品種の開発や先端技術の開発に資するため、林木及びきのこ類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などを推進していきいます。(農林水産省)	B-2 C-2	達成済み	林木及びきのこ類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などを実施している。また、鳥類保存の難しい希少な種を開発する。	林木及びきのこ類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などの推進について進捗中	引き続き、事業を実施する。	林木及びきのこ類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などの推進について進捗中	引き続き、事業を実施する。	独立行政法人森林総合研究所研究、育種助成運営費交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
639	<p>ゾーン/パンク事業の一環として、貴重な遺伝資源が消失する危険性が高い開発途上地域における遺伝資源の多様性の保全と利用のための国際的な共同研究を行うほか、国際連合食糧農業機関(FAO)への資金拠出などを通じ、生物多様性の保全に貢献します。(農林水産省、外務省)</p>	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	<p>・FAOトラストファンドプロジェクトとして、アジア諸国(15ヶ国)に対し、ITPGR制度に依る能力開発をすすめるためのワークショップ等を実施。</p> <p>・農業生物資源ゾーン/パンク事業においては、毎年数ヶ国から研修生を受け入れ、(農水省)</p> <p>・国際協力機構(JICA)を通じたODA事業では、例えば、インドネシア生命化学研究及びバイオテクノロジー促進のための国際農業の遺伝資源センターの構築プロジェクト及びメキシコ遺伝資源の多様性評価と持続的利用の基盤構築を通じ、遺伝資源の多様性の保全に資する共同研究等の協力を実施し、生物多様性の保全に資する。</p>	<p>・平成26年度に終了したFAOトラストファンドプロジェクトによりアジア諸国におけるITPGRへの理解が進み、平成28年からITPGRに基づく遺伝資源の保存と国際的な共同利用を含むITPGR履行のフェーズへと移行した。</p> <p>・農業生物資源ゾーン/パンク事業においては、引き続き、植物遺伝資源に関するアジア諸国を中心に研究協力、共同調査を進めるほか、アジア諸国における遺伝資源の管理、研究における能力向上に貢献する。</p> <p>・途上国の生物多様性保全に関する支援を、国際協力機構(JICA)を通じたODA事業などにより引き続き実施する。</p>	<p>・FAOトラストファンド事業「植物遺伝資源アクセズ、品種保護制度総合推進事業」</p> <p>・FAOトラストファンド事業「アジアにおける植物遺伝資源の保全と持続的利用の強化のための能力開発と地域協力」</p> <p>・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術研究業務助成運営費交付金</p> <p>・JICA運営費交付金の内数</p>			
640	<p>国有林野において、研究機関と連携を図りながら、林業継承と希少樹種の遺伝資源の保存等を目的とした「林木遺伝資源保存林」をはじめとした保護林を設定し、適切な保全管理を推進します。(農林水産省)</p>	なし	a+ 既に達成済み	<p>・国有林において、林業継承と希少樹種の遺伝資源の保存等を目的とした「林木遺伝資源保存林」等をはじめ、林木遺伝資源の保存等に資する各種「保護林」を認定し、モニタリングの適切な実施等により適切な保護管理を推進した。なお保護林制度については、平成27年9月に改正を行い、「林木遺伝資源保存林」については、希少個体群保護林等の一部とした。</p>	<p>・引き続き、林業継承と希少樹種の遺伝資源の保存等を目的とした「保護林」において、モニタリング調査等を行い、適切な保護管理を推進する。</p>	<p>・保護林面積:97万8千ha (平成31年4月)</p>	<p>・森林整備「保全費」</p>			
641	<p>平成14年度より開始された、ライサイエンス研究の発展のために多様なバイオリソースの整備を行う「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、ライサイエンス分野における知的基盤として重要なかつ戦略的に整備することが必要なりソースの収集・保存・提供「バックアップ体制」の整備を引き続き行います。(文部科学省)</p>	なし	a+ 既に達成済み	<p>・新畜産部は(公社)日本植物園協会の植物多様性保全拠点として絶滅危惧植物の種子保存等の役割を果たすとともに、その拠点ネットワークを活かして蓄積された知見や栽培技術が国内外で活用されるよう連携して活動を行っている。</p>	<p>・現在の取組を継承して進めます。</p>	<p>・保護林面積:90万3千ha (平成23年4月)</p>	<p>・施設番号629に同じ</p>	<p>・施設番号629に同じ</p>		
642	<p>新畜産部において、絶滅危惧植物の種子の保存を進めます。また、歴史的な価値の高い植物を保存していくとともに、蓄積された知見や栽培技術が国内外で活用されるよう、情報の集約や提供の仕組みを検討し活用を図ります。(環境省)</p>	なし	b 進捗中	<p>・新畜産部は(公社)日本植物園協会の植物多様性保全拠点として絶滅危惧植物の種子保存等の役割を果たすとともに、その拠点ネットワークを活かして蓄積された知見や栽培技術が国内外で活用されるよう連携して活動を行っている。</p>	<p>・現在の取組を継承して進めます。</p>					
2	<p>微生物資源の利用と保存</p>									
643	<p>独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間の取組として、資源保有国と国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを、(経済産業省)</p>	なし	b 進捗中	<p>・具体的な進捗状況については施設番号644と645を参照)</p>	<p>・平成26年に名古屋議定書が発効し、世界各国で国内法令等の整備が進められていることを受けて、それらに沿った対応が必要。</p>	<p>・独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金</p>				
644	<p>独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間の取組として、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、タイ、中国、モンゴルの6か国、地域と協力関係を構築、継続し、微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施している。</p>	なし	b 進捗中	<p>・インドネシア、ベトナム、ミャンマー、タイ、中国、モンゴルの6か国、地域と協力関係を構築、継続し、微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施している。</p>	<p>・今後も引き続きマクゼスルートの確保及び技術移転等を行っているとともに、生物遺伝資源関係関係工の関係を醸成していく。</p>	<p>・独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金</p>				
645	<p>独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組として、日本、韓国、中国、インドネシアなど12か国による微生物資源の保全と利用を目的とした「アジア・コンソシアム」を設立(平成16年)、各国の遺伝資源移転とネットワークの構築により、保存・流通・技術情報、遺伝資源移転・ルールの共有化及び人材育成などを引き続き実施するとともに、参加国・機関等を擁するアジア諸国の遺伝資源関係のネットワークの拡大と強化を行います。(経済産業省)</p>	なし	b 進捗中	<p>・現在、15か国、地域、26機関が加盟している。定期的に会合を開催し、左記取組を促進するための個別のタスクフォースを設立し、活発に課題解決の活動を行っている。</p>	<p>・名古屋議定書の枠組みの中の生物遺伝資源の保存と有効利用について議論し、加盟機関との連携を深めていく必要がある。</p>	<p>・独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金</p>				
646	<p>平成14年より、ライサイエンス研究の発展のために多様なバイオリソースの整備を行う「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、基礎・基礎研究に重要な微生物資源に高品質な中核的拠点を整備し、収集・保存・提供、バックアップ体制の整備などを通じて、利活用に向けたデータベースや付随情報の整備を引き続き行います。(文部科学省)</p>	なし	a+ 既に達成済み	<p>・微生物資源を含むライサイエンス分野における知的基盤として重要なかつ戦略的に整備することが必要なりソースの収集・保存・提供「バックアップ体制」の整備及び利活用に向けたデータベースや付随情報の整備を継続して行いました。</p>	<p>・引き続き、微生物資源を含むライサイエンス分野における知的基盤として重要なかつ戦略的に整備することが必要なりソースの収集・保存・提供「バックアップ体制」の整備及び利活用に向けたデータベースや付随情報の整備を行います。</p>	<p>・ナショナルバイオリソースプロジェクト</p>				

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
647	農林水産業や工業などに利用できる微生物資源の効率的保存法を調査し、分利回定のための学術的検討を進め、また、研究・産業に提供するための遺伝資源の収集・保存や特許評価の強化、研究資料の配布及び情報の整備によって研究開発・産業界利用のための知見の蓄積を整備します。(経済産業省、農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	なし	a+ 既に達成済み	微生物資源の安定した保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行うとともに、分利回定のための学術的検討を進めた。また、産業界等が利用可能な遺伝資源の収集・配布を行うとともに、安全性や産業有用な機能等に関する情報についても、公的機関等が保有する生物資源データを繋ぎ合わせたデータベースを公開し、運用を開始した。	微生物資源の学術的分析及び産業界からのニーズを踏まえた遺伝資源の収集・配布をさらに進める。配布にあたっては、利活用促進に向けたサービス強化を行う。また、生物遺伝資源の有用な機能等に関する情報について収集を行うとともに、構造的データベースへの生物資源データの情報整備並びに提供を行う。	-	-	-	独立行政法人製品評価技術基盤機構 運営費交付金	
648	日本国内外の微生物を簡便に利用できる体制を構築するために、日本国内における主要な微生物遺伝資源機関が協力してオンラインカタログを作成し、ネットワーク上で連携を進めます。(経済産業省、農林水産省)		なし	a+ 既に達成済み	オンラインカタログは、これまで「製品評価技術基盤機構」の協力の下に運用されてきたが、日本微生物資源学会管理の下にシステムを変更し、令和2年1月16日からリニューアル公開された。引き続きオンラインカタログから公開するデータを提供している。	さらなる国内BRC機関の連携に向けて整備を進める。	-	-	-	独立行政法人製品評価技術基盤機構 運営費交付金	
649	独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人農生物資源研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センターにおいて、日本国内外から収集した農林水産業及び工業などに有用な微生物資源の保存及び研究開発や産業利用のための提供を継続して行います。(経済産業省、農林水産省)		なし	a+ 既に達成済み	微生物及び遺伝生物由来DNAクローニングの分譲を行っている。	微生物体及び微生物由来DNAクローニングの収集及び提供を更に進める。	-	-	-	独立行政法人製品評価技術基盤機構 運営費交付金	
650	遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS) 関係する産業界や学術界の意見を聞きながら、関係省庁が連携して国内措置の検討に取り組み可能な早い時期に名古屋議定書を締結し、講定書に基づき、提供国のABS (Access and Benefit-Sharing) に関する国内制度の遵守の促進、国内における遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置、普及啓発などを実施します。遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現させることで、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献します。(環境省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)		D-3	a+ 既に達成済み	関係する産業界や学術研究分野の意見を聞きながら、関係省庁が連携して国内措置の検討を進め、平成29年に「ABS 取組等を通じた名古屋議定書及び国内措置の実施を促進する。引き続き説明会の実施や相談窓口、ABS国内情報交換センターによる情報提供等を通じた名古屋議定書及び国内措置の実施を促進する。	-	-	-	-	中間評価をふまえた認知目標達成方策検討調査費(環境省)	
651	種アライメント(GEF)や名古屋議定書実施基金等を通じ、途上国におけるABS国内制度の発展、民間セクターの参画や遺伝資源の協会や持続可能な利用への推進促進、遺伝資源に関する伝統的知識への適正なアクセスを確保するための原住民社会の能力構築などの支援の促進を図ります。(外務省、財務省、環境省)		なし	b 進捗中	名古屋議定書の早期採択及び効率的な実施のため、地球環境アライメント(GEF)や名古屋議定書実施基金等を通じ、途上国におけるABS国内制度の発展、民間セクターの参画や遺伝資源の協会や持続可能な利用への推進促進、遺伝資源に関する伝統的知識への適正なアクセスを確保するための原住民社会の能力構築などの支援の促進を図ります。(外務省、財務省、環境省)	名古屋議定書の早期採択及び効率的な実施のため、地球環境アライメント(GEF)や名古屋議定書実施基金等を通じ、途上国におけるABS国内制度の発展、民間セクターの参画や遺伝資源の協会や持続可能な利用への推進促進、遺伝資源に関する伝統的知識への適正なアクセスを確保するための原住民社会の能力構築などの支援の促進を図ります。(外務省、財務省、環境省)	-	-	-	地球環境アライメント(拠出金) 名古屋議定書実施基金 生物多様性条約拠出金(生物多様性日本基金)	
第7節 国際的取組の推進											
(総括) 生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を活用し、生物多様性条約の改正支援を中心とし、認知目標達成に向けた途上国の能力養成等の支援を進めました。また、生物多様性条約をほしめどとする諸条約の会合に積極的に参加したほか、開発途上国に対してODAやJICAを通じた取組など、国際協力を進めました。											
1 COPI10の成果を要した国際貢献											
652	生物多様性条約閣下会合への参加を通じ、効果的且実質的な推進、我が国の知恵、取組の共有など、地球規模での生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献していきます。(環境省、内閣官房、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省、関係府省)		A-1 E-2	a+ 既に達成済み	生物多様性条約閣下会合(IPBES総会、CBD・ロンハイム会合など)、生物多様性条約閣下会合に出席し、積極的に議論に参加した。認知目標の達成を促進するため、国際的議論に貢献するべく、生物多様性条約の締約国会合(COP)及び関係条約の締約国会合(MOP)並びにこれらに関する閣下会合である科学技術閣下補助機関委員会(SBSTTA)及び条約実施補助機関委員会(SBI)等の場で関係省庁とともに日本代表団として交渉に参加し、様々な決定に貢献するとともに、予算閣下文書の開示、webサイトの改善、財政規則の改訂等を事務局と要請し、条約のガバナンス向上、財政の透明性向上に大きく貢献した。	生物多様性条約閣下会合(IPBES総会、CBD・ロンハイム会合など)、生物多様性条約閣下会合に出席し、積極的に議論に参加した。認知目標の達成を促進するため、国際的議論に貢献するべく、生物多様性条約の締約国会合(COP)及び関係条約の締約国会合(MOP)並びにこれらに関する閣下会合である科学技術閣下補助機関委員会(SBSTTA)及び条約実施補助機関委員会(SBI)等の場で関係省庁とともに日本代表団として交渉に参加し、様々な決定に貢献するとともに、予算閣下文書の開示、webサイトの改善、財政規則の改訂等を事務局と要請し、条約のガバナンス向上、財政の透明性向上に大きく貢献した。	-	-	-	認知目標の達成に向けたCOPI10主要課題検討調査費 中間評価をふまえた認知目標達成方策検討調査費 ボス・ト2020目標検討等調査費 生物多様性条約拠出金	
653	COPや生物多様性条約の科学技術補助機関(SBSTTA)、Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technical Advice)などにおける議論の状況や主要な決定、動向の内容を紹介するなど、生物多様性条約などについて、国民に周知し、条約の実施への国民の協力を促します。(環境省)		A-1 E-2	a+ 既に達成済み	生物多様性条約閣下会合(IPBES総会、CBD・ロンハイム会合など)、生物多様性条約閣下会合に出席し、積極的に議論に参加した。認知目標の達成を促進するため、国際的議論に貢献するべく、生物多様性条約の締約国会合(COP)及び関係条約の締約国会合(MOP)並びにこれらに関する閣下会合である科学技術閣下補助機関委員会(SBSTTA)及び条約実施補助機関委員会(SBI)等の場で関係省庁とともに日本代表団として交渉に参加し、様々な決定に貢献するとともに、予算閣下文書の開示、webサイトの改善、財政規則の改訂等を事務局と要請し、条約のガバナンス向上、財政の透明性向上に大きく貢献した。	今後開催予定のCOPやSBSTTA等に出席し、積極的に議論に参加し、認知目標の達成を促進するため、国際的議論に貢献するべく、生物多様性条約の締約国会合(COP)及び関係条約の締約国会合(MOP)並びにこれらに関する閣下会合である科学技術閣下補助機関委員会(SBSTTA)及び条約実施補助機関委員会(SBI)等の場で関係省庁とともに日本代表団として交渉に参加し、様々な決定に貢献するとともに、予算閣下文書の開示、webサイトの改善、財政規則の改訂等を事務局と要請し、条約のガバナンス向上、財政の透明性向上に大きく貢献した。	-	-	-	認知目標の達成に向けたCOPI10主要課題検討調査費 中間評価をふまえた認知目標達成方策検討調査費 ボス・ト2020目標検討等調査費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
654	生物多様性分野の国際的議論に貢献するため、生物多様性条約締結国への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・育成を行います。(環境省、外務省、関係府省)	1 2 3 4 5 なし	E-1	a+ 既に達成済み	・生物多様性条約締結国の締約国会議や補助機関委員会、専門家委員会(AHTEG)、IPBES総会等に国内の専門家を派遣した。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	・生物多様性条約締約国会議等開催費用 ・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
655	アジア太平洋地域における生物多様性の保全のための取組をより効果的に推進するため、各国の生物多様性の現状について情報交換などを行い、地域の連携を深めます。(環境省、外務省)		E-1	a+ 既に達成済み	・GEO BONの地域取組の組み合わせであるアジア太平洋生物多様性観測ネットワーク(AP-BOW/Asia-Pacific Biodiversity Observation Network)の国際ワークショップの開催等を通じて、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの構築を支援し各国の生物多様性の現状について情報交換などを行い、地域の連携を促進している。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-		
656	日本の国立公園における地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムや持続可能な農林水産業などが国の先進的な取組を国内外に発信します。(環境省、農林水産省)		C-1	a 既に達成済み	平成25年10月に仙台市で開催された第1回アジア国立公園会議及び当該会議の成果を踏まえて決定した「アジア保護地域パートナーシップ」(令和2年6月時点で17カ国21機関が参加)のワークショップ等におけるアジア各国との事例や課題の共有、や今後のあり方に関する議論等を通じて日本の国立公園における多様な主体との協働による保護地域管理のあり方等について発信した。	引き続き、アジア保護地域パートナーシップをはじめとする様々な機会を活用しながら我が国の取組を積極的に発信している。	-	-	・アジア保護地域イニシアティブ構築推進事業		
657	途上国がCOP10で採択された戦略計画2011-2020(愛知目標)を達成するための国際協力を推進します。(環境省、外務省)		E-1	b 進捗中	・生物多様性条約事務局に設置した生物多様性日本基金への拠出を通じて、途上国の愛知目標達成に向けた能力向上への協力を進めている。生物多様性条約の策定・改定を支援するため、能力構築WSが世界各地で開催され、160カ国以上から5650人以上の参加があった。	・ポスト2020生物多様性目標の実施における国際協力のあり方を検討する。	-	-	・生物多様性日本基金 ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)拠出金 ・地球規模生物多様性情報機構(GBIF)拠出金 ・国連大学拠出金 ・生物多様性国家戦略推進費		
658	第5回国別報告書の提出等を通じて、愛知目標の達成評価に積極的に貢献します。(環境省、外務省、関係府省)		E-2	a 既に達成済み	・わが国の愛知目標の達成評価について、平成26年に第5回国別報告書を、平成30年に第6回国別報告書を生物多様性条約事務局に提出した。	・令和2年度に生物多様性国家戦略2012-2020の最終評価において、愛知目標の最終的な達成状況も評価し公表する予定。	・第5回国別報告書を提出(平成26年3月) ・第6回国別報告書を提出(平成30年12月)	-	-		
659	COP10の決定を踏まえ、「SATOYAMAイニシアティブ」国際パートナーシップ(IPSI)を有効なツールとして、二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用を目指す「SATOYAMAイニシアティブ」を世界規模で推進していきます。(環境省)		D-1	a+ 既に達成済み	・定例会合の開催、優良事例収集や研修の実施促進、持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信などを通じて、生物多様性の保全、及び、その持続可能な利用を推進した。令和2年3月現在、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの参加国は258団体と拡大し、パートナー間の協力活動は47案件となった。	・定例会合の開催、優良事例収集や研修の実施促進、持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信などを引き続き行うべく共にパートナー数や協力活動の増加に努める。	・参考)IPSIのメンバー：政府機関、先住民、コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37カ国の123団体(平成24年9月)	-	・IPSIのメンバー：政府機関、先住民、コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など71カ国、地域の258団体(令和2年3月)	・国連大学拠出金(SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業)	
660	SATOYAMAイニシアティブをより一層推進するため、COP10期間中に設立されたSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの参加を広く呼びかけるとともに、参加団体間の情報共有や協力活動を促進します。(環境省)		D-1	a+ 既に達成済み	・生物多様性条約問題連合会やそのサイドイベント等の機会を捉えて、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの参加を広く呼びかけた結果、令和2年3月現在、参加団体は258団体と拡大し、パートナー間の協力活動は47案件となった。	・定例会合の開催、優良事例収集や研修の実施促進、持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信などを引き続き行うべく共にパートナー数や協力活動の増加に努める。	・IPSIのメンバー：政府機関、先住民、コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37カ国の123団体(平成24年9月)	-	・IPSIのメンバー：政府機関、先住民、コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など71カ国、地域の258団体(令和2年3月)	・国連大学拠出金(SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業)	
661	地球規模ワシントン・イニシアティブ(WI)やカリフォルニア・エコシステム・パートナーシップ基金(CEPS)等を通じて、SATOYAMAイニシアティブに関連した活動に対する支援の機会を促進します。(環境省、財務省、外務省)		E-1	a+ 既に達成済み	・10カ国において、100の環境プロジェクト(GEF、SATOYAMAプロジェクト)を実施した。アジアをはじめとする途上国の24の生物多様性ホットスポットにおける生物多様性の保全に係る取組に対して、支援を実施した。支援対象団体数2,305団体(平成30年6月末時点)	・引き続き国連基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援している。(外務省)	-	-	・地球規模ワシントン・イニシアティブ拠出金 ・カリフォルニア・エコシステム・パートナーシップ基金		
662	野生生物の生息地として好適な水田の環境を創出し、維持する農法や管理手法などについて収集した事例を国際的な場や一般向けに発信することにより、その普及・定着を図ります。(農林水産省、環境省)		なし	b 進捗中	・(施策番号190に同じ)	・(施策番号190に同じ)	-	-	-		・(施策番号190に同じ)

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
670	ラムサール条約(昭和46年採択)は、国際的に重要な湿地とそこに生態・生育する動植物について、これらの保全と賢明な利用(ワイルドネス)を進めるための条約で、わが国は昭和55年に加入しました。ラムサール条約では、国際的に重要な湿地をラムサール条約湿地として最低1ヶ所を登録することが義務づけられており、わが国は平成24年8月までに46ヶ所の湿地を登録しました。また、ラムサール条約湿地の国際的な水準を満たすわが国の湿地については、潜在候補地を認定し、公表しました。同条約としては、平成11年の第7回締約国会議において目標とした「条約湿地数を、平成14年の第7回締約国会議において目標とした「条約湿地数を、2,000ヶ所にまで増やす」ことを達成(平成24年5月現在2,006ヶ所)し、登録湿地数の増加のみならず、登録湿地の質をより充実させていく方向が重視されてきていることから、わが国においても既に登録された湿地について、条約の理念に沿って保全と賢明な利用の観点から、個々の湿地についてラムサール条約(ワイルドネス)の更新を推進すること、地域での管理と協力を前提として必要な登録区域の拡張等を図ります。なお、国際的に重要な湿地の調査を推進することがある程度進められていること、登録によって地域による保全意識が醸成されてきていること、登録によって地域にわたって登録状況に合わせた取組が、平成24年までに新たに10ヶ所程度の登録を目指します。(環境省、農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	b 進捗中	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ・アジア地域における生物多様性保全推進費	4
671	ラムサール条約湿地を抱える市町村が任意に加盟するラムサール条約登録保護地関係市町村会議をはじめ、関係する地方自治体や地元住民、NGO、専門家などと連携し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。また、条約湿地の保全と賢明な利用(ワイルドネス)のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓蒙などを通じて、条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	A-1 B-1 B-2 B-3 C-1 C-2 D-1 E-2	a+ 既に達成済み	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	・引き続き関係者と連携した取組を推進する。 ・引き続き関係者と連携した取組を推進する。	
672	国際的には、特にわが国に普及する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、湿地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓蒙を進めるなどにより、アジア太平洋地域におけるラムサール条約実施の促進や、渡り鳥及び湿地保全への協力を進めます。(環境省、外務省)	B-1 B-5 C-1 C-2 D-1 E-2	a+ 既に達成済み	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ・アジア地域における生物多様性保全推進費	47
673	「締約国のおそれのある野生動物植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」(昭和48年採択)は、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保護を図るための国際取引の規制を定めており、我が国は昭和55年に締結しました。わが国では、本条約の附属書に掲げられた種は「外国為替及び外国貿易法」等によって輸出入が規制されており、特に各附属書に掲げられた種については「種の保存法」に基づき、国内での譲渡も規制されています。これらの法律等を適切に運用するとともに、引き続き関係省庁、関係機関が連携・協力して、違法行為の防止、抑圧に努めます。あわせて、輸出入や国内流通の規制に必要な情報の収集を進め、あらゆる違法取引の抑制に向けてワシントン条約下での取組に協力していきます。(環境省、警察庁、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省)	なし	a+ 既に達成済み	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	・国際希少野生動物植物流通管理対策費 ・野生動物植物取引規制条約条約信託基金拠出金	
674	また、「希少野生動物の国内流通管理の点検結果」では、種の保存法等の制度の幅広い周知を図ることや違法な国内流通に対する罰則の強化の必要性が指摘されました。これらの指摘を含めた点検の結果を踏まえ、流通に関する影響を最小限に抑制できる対策の検討と実施を進めていきます。(環境省、関係府省)	なし	a 既に達成済み	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	・改正法の適切な執行を実施する。	
675	野生動物植物の保護について、資源利用と生態系・環境の保全を両立させる持続可能な利用の考え方を広げ、関係省庁と連携し、ワシントン条約締約国会議に積極的に参加し、関係省庁と必要に応じて環境的な情報交換を行うこと、条約を適切に実施します(外務省、農林水産省、経済産業省、環境省)	なし	b 進捗中	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	・ワシントン条約等 国際的な取組を進め、他国とも協力し、条約を適切に実施し、野生動物植物の保護と持続可能な利用を実現する。	
676	電美・琉球諸島(トカラ列島以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の保護確保措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組めます。(環境省、文部科学省、農林水産省)	なし	b 進捗中	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	
677	世界遺産の定期報告を通じて、わが国の世界遺産の保全に関する経験をアジア太平洋地域を中心とした締約国と共有し、各国の世界遺産地域の保全管理の取組の向上に貢献します。(環境省、外務省、文部科学省、農林水産省)	なし	a+ 既に達成済み	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	〔施策番号59に同じ〕	・引き続き、これまでの世界遺産委員会や諮問機関からの報告事項に適切に対応すると共に、世界自然遺産としての価値が将来にわたって維持されるよう、モニタリングを進めつつ、最新の科学的知見を反映した保全管理を行う。	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投制等事項名	数値目標番号
678	平成24年4月、ユネスコ世界遺産条約の採択後40年を迎え、世界遺産を改めて振り返り、世界遺産条約の将来を考へる節目の年であるとして、世界各地で世界遺産条約採択40周年記念行事が行われていいます。我が国においては、平成24年11月に京都においてユネスコ全体の40周年を締めくくるとして最終大会を開催し、精力的な国際貢献の推進や同条約の意義について国民の理解を深めます。(外務省、文部科学省、農林水産省、環境省)	1 2 3 4 5 なし	なし	a+ 既に達成済み	平成24年11月に京都において、同年を通じて行われた世界遺産条約40周年記念行事を締めくくるとして、ユネスコとの協力のもとで開催し、条約の今後このあり方について一定の方向性を示す成果文書「京都ビジョン」を発表した。遺産センター所長、条約締約国関係者、内外の世界遺産の専門家等主要関係者の出席を得た最終大会を開催した。ことにより、国内における条約の意義に対する理解を推進するとともに、対外的には、ユネスコ及び世界遺産の分野における我が国のプレゼンスを高め、我が国の世界遺産保護に対する積極的な国際貢献及び世界遺産条約への積極的な取組を印象づけた。	引き継ぎ、わが国の知見を活かした条約適用への貢献等を継続する。				世界遺産条約40周年記念大会開催費	
679	世界遺産条約の10周年を機にわが国の世界自然遺産地域における登録後の成果と課題、順応的な安全管理の取組、持続的な利用、地域社会に果たす役割等について提言を取りまとめ、今後の世界自然遺産地域の効果的な安全管理等に役立てます。(環境省、農林水産省)		C-1	a 既に達成済み	平成24年8月に学識者からなる「新たな世界自然遺産候補地の考え方に関する懇談会」を招き、国内の既存世界自然遺産地域における成果と今後の保全管理のあり方について検討を行い、平成25年5月に議論の結果を取りまとめた。若し自然遺産地域へ共有しこれを踏まえ、保全管理の推進を図っている。						
680	油及び有害液体物流出事故にも対応した船舶沿岸環境図について、沿岸における土地利用の変化を踏まえ、生物対象群(魚類・底生生物)や生態区分(干潟・藻場等)との情報の更新を行っています。(環境省)		なし	a+ 既に達成済み	OPRC条約及びIOPRC-HNS議定書を担保した国家緊急時計画に基づき、大規模流出事故に対応した船舶沿岸環境図(ESIマップ)及び有害液体物流出事故に対応した船舶沿岸環境図(HNS-ESIマップ)を作成した。	油汚染事故は個別の有害液体物被害毎に対応しているため、毎年、海上労働省等に有害液体物被害が重複する事故に、図を更新し、突発的な大規模流出事故に対応可能なよう、整備を行っている。				海洋基本計画推進経費の油等汚染対応国内対応事業費	
681	水鳥保護センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の油汚染された水鳥などが発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう地方自治体職員などを対象とした研修を引き続き実施します。(環境省)		なし	b 進捗中	〔施策番号680に同じ〕					水鳥保護研修センター維持費	
682	南極環境実態把握モニタリング事業等により、昭和基地におけるモニタリング手法等を検討し、わが国観測隊による定期的な環境モニタリングを実施します。(環境省、文部科学省)		なし	a+ 既に達成済み	南極における我が国の基地運営等による環境影響の監視、把握及び予測のため、平成20年度に南極環境保護モニタリング技術指針を作成し、平成22年度に作成した「南極環境実態把握モニタリングマニュアル」については、最近では、平成27年度、平成29年度、令和元年度に改訂するなど、適宜見直しを行っている。	引き続き採取したサンプルの分析を進めるとともに、現場の実情をふまえたモニタリングマニュアルの改訂を進めている。				森林・乾燥地・融地保全対策費	
683	昭和31年に開始された我が国の南極地域観測事業では、南極の海洋、陸上の生態系や生物相を対象に、南極観測隊による海洋調査、湖沼における淡水調査、氷河氷床域における調査を実施するとともに、遺伝子解析を中心とした様々な科学的な南極環境と連立の特性の解明を行います。また、南極生物多様性データベースを介した成果の公開を行います。(文部科学省)		E-2	b 進捗中	南極地域観測を南極に派遣の上、本マニュアルに沿って採取した材料を分析し、基地周辺の環境の悪化把握を目的としている。最近では、平成30年度に南極地域で採取した水質試料、土壌試料、生物試料の分析を令和元年度に行い、専門家からの意見を聞きながらモニタリングを実施した。環境モニタリングは平成24年度から令和27年度までに行う。南極地域における生態系を明らかにする目的とし、外洋及び海水域、氷海内において開閉式ネット、漂流物を用いた海洋観測を実施した。動物プランクトン及びヒタカイワシ等の魚類の現存性、生物量に関する希少データを得ることになり、生態系のプロセスの一端を明らかにした。	海洋生態系については、日本側の定常観測点の80年に渡る長期的な基礎データと併せて解析による、南極淡水の生成過程の定量的把握、海水・氷山群を含めた物質循環過程の解析、海水生成変動や海洋の流氷の移動に伴う海洋生態系内の種間ネットワークの応答に寄与する。	南極生物多様性データベース公開件数:68,300件(令和元年度末)	南極生物多様性データベース公開件数:65,535件(平成22年度末)	南極生物多様性データベース公開件数:68,300件(令和元年度末)	南極地域観測事業費 国立入学生入選費交付金の内敷	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
693	平成23年12月の国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)における成果を踏まえ、すべての国が参加する新しい将来枠組みの構築に向け積極的に貢献するとともに、COP19に際して発表した「世界低炭素成長ビジョン」に基づき、東アジア低炭素成長パートナーシップ構想、アフリカ・グリーン成長戦略等を通じ、世界の低炭素成長の実現に向け主導的な役割を果たしていきます。(外務省、経済産業省、環境省)	1 2 3 4 5	なし	進捗中	日本は、「気候変動に関する更なる行動」に関する非公式宣言の順や、「美しい未来2030」による途上国支援に際してのコミットメントの表明等を通じ、すべての国が参加する新しい枠組みの構築に向けた交渉に積極的に貢献し、平成27年にパリ協定に同意されるに至った。また、パリ協定合意後は、その実施指針の策定等、令和2年からの協定の本格実施に向けた交渉にも積極的に貢献した。 特に国連気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)では、COP24で合意に至らなかったパリ協定6条(市場メカニズム)の実施指針の交渉を一つの焦点として、日本は、首席交渉官、専門家のレベルの技術的な交渉に加え、小泉環境大臣が積極的にパイク会談及び関係級の交渉に参加して議論を促し、市場メカニズムの実施指針の交渉等に貢献した。また政府代表ステートメント、サイドイベントなどあらゆる場面に於いて、我が国の姿勢や取組を積極的に発信した。	・COP25で合意に至らなかったパリ協定における市場メカニズムに関する実施指針の採択に向けて、引き続き国際交渉においてリーダーシップを発揮していく。				気候変動枠組条約 京都議定書削減金	
694	ロンタウ条約1986年議定書に基づき、海洋環境を保護するため、廃棄物の海洋投入処分を原則禁止するとともに一部の廃棄物については許可制度を導入してあり、引き続き同制度を適切に運用します。また、同議定書の改正により導入された二酸化炭素の海底下への地下貯留(CCS)海底下貯留に関する許可制度についても、海洋環境への影響を考慮した適正な事業実施を図るため、同制度を適切に運用します。(環境省)		なし	a+ 既に達成済み	・廃棄物の海洋投入処分について、許可制度を適切に運用することにより、今後も引き続き海洋投入処分量の削減に努めて参ります。 ・CCS海底下貯留については、海洋環境に影響を及ぼしていないことを合理的に確認するための調査項目およびモニタリング手法について、技術的な検討を行っています。				海洋環境開通条約対応事業費		
3	国際的プログラムの実施										
695	東アジア・オーストラリア地域フライングウェイパートナーシップ(EAAP)は日本を含む東アジア・オーストラリア地域の渡り鳥の飛来経路(フライングウェイ)において、国の政府機関、国際機関、NGO等の様々な主体の連携、協力を促進し、渡り鳥と鳥とその重要な生息地を保全するための枠組みです。我が国には29カ所のネットワーク参加地があり、これらへの参加地において、普及啓発、調査研究、研修、情報交換などの活動を推進します。(環境省)		A-1 B-1 B-5 C-1 C-2 D-1 E-2	a+ 既に達成済み	・国内の渡り鳥重要生息地ネットワーク参加地の調査や研修会を実施し、ワークショップの推進やモニタリング活動を推進している。 ・本パートナーシップには、令和2年3月現在、関係国政府18、国際機関6、国際NGO2、企業の計37主体が参加している。 ・潜在候補地を抽出し、このうち、重よか干瀬(佐賀県)が平成28年5月に2次審査のネットワーク参加地となった。	・ネットワーク参加地間の交流の推進やモニタリング活動の推進を、作成した。交流会または研修会を計4回開催した。			アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 アジア地域における生物多様性保全推進費	48	
696	ネットワーク参加地の潜在候補地を抽出し、参加地拡大のペー		B-1 C-1 E-2	a+ 既に達成済み	・潜在候補地を抽出し、このうち、重よか干瀬(佐賀県)が平成28年5月に2次審査のネットワーク参加地となった。				アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 アジア地域における生物多様性保全推進費		
697	中国、韓国との間で、黄海とわが国の間を渡り、特に保全の必要性の高い、ズロカモヤなどの希少種をいかに保護する種について、三国間で情報共有などを進めます。(環境省)		E-2	a+ 既に達成済み	・日韓の研究者が共同で調査研究を実施した。				アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 アジア地域における生物多様性保全推進費		
698	ICRI(International Coral Reef Initiative)や国際熱帯海洋生態系管理システム(ITMMS:International Tropical Marine Ecosystems Management Symposium)への参加を通じ、引き続き国際的なサンゴ礁生態系保全の推進に貢献します。(環境省)		なし	b 進捗中	・ICRI総会に毎回参加し、日本のサンゴ礁保全の取組状況や、日本が牽引しているICRI東アジア地域のサンゴ礁モニタリング解析の報告等を行っている。	・引き続き、三か国間の情報共有を図る。			アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 アジア地域における生物多様性保全推進費		
699	ICRI東アジア地域合意を順に、平成22年に策定した東アジアサンゴ礁保護区ネットワーク(以下「東アジアネットワーク」)に基づき、サンゴ礁保護区ネットワークの強化及び充実を関係各国と連携して推進します。(環境省)		B-5 C-1	b 進捗中	・平成20年より毎年ICRI東アジア地域合意を順に、ICRI東アジア地域保護区ネットワーク(以下「東アジアネットワーク」)を策定した。地域合意の順を平成26年まで継続し、上記地域合意の順を平成26年まで継続し、東アジアにおける地球規模サンゴ礁生態系モニタリングネットワーク(ICRIMN)の取り組みに貢献し、平成28年より毎年ICRIMN東アジア合意を順に、ICRI東アジア地域保護区ネットワーク(以下「東アジアネットワーク」)を策定した。	・平成26年から2年間ICRI事務局をホストした。 ・平成28年から2年間ICRI事務局をホストする。			アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業 ・サンゴ礁生態系保全対策推進費		
700	国際サンゴ礁研究、モニタリングセンター(海軍省石垣市)などを通じ、わが国のサンゴ礁などに関する研究や保全などを通じ、発展するともに、ミクロネシア地域におけるもたらした成果を共有し、国際的なネットワークの構築に協力します。(環境省、外務省)		B-5	b 進捗中	・国際サンゴ礁研究、モニタリングセンター(海軍省石垣市)などを通じ、わが国のサンゴ礁などに関する研究や保全などを通じ、発展するともに、ミクロネシア地域におけるもたらした成果を共有し、国際的なネットワークの構築に協力します。(環境省、外務省)	・国際サンゴ礁研究、モニタリングセンターの活用は、JSTを通じた学術交流を予定			国際サンゴ礁研究、モニタリングセンターの活用は、JSTを通じた学術交流を予定		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	個別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投制等事項名	数値目標番号
701	わが国がUNESCOに対して、平成14年度より、ユネスコ持続可能な開発のための科学推進事業日本信託基金（平成19年度より、ユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業日本信託基金）を拠出し、アジア・太平洋地域における生物圏保存地域のネットワーク活動を積極的に支援しています。（文部科学省、外務省）	1 2 3 4 5 なし	D-1	a+ 既に達成済み	・東アジア生物圏保存地域ネットワーク（EABRN）会合、東南アジア生物圏保存地域ネットワーク（SEARN）会合、アジア・太平洋生物圏保存地域のネットワーク（APBRN）会合といった地域別ネットワークの年次会合へユネスコエコパーク関係者及び日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会MAB計画分科会委員の参加を支援した。 ・アジア太平洋地域のユネスコエコパークにおけるエゴラベルの活用に関する啓発事業を作成した。	・ユネスコにおいて、ユネスコエコパークの地域ネットワーク強化は重点課題とされているため、引き続きアジア・太平洋地域におけるネットワーク会合の開催等協力やネットワーク機能の向上を図る。				・ユネスコ地球規模の課題の解決のための科学事業信託基金拠出金	
702	講和/自然と人間社会の共生を目的とする生物圏保存地域のユネスコエコパークの仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討を進めます。（文部科学省、農林水産省、環境省）		D-1	a+ 既に達成済み	・地元関係団体を中心として関係行政機関や地元関係団体で構成する生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の運営協議会に関係者も参加するなどして、地域での取組みへの助言等を行うなど、関係機関との取組みのための教育・ESD（持続可能な開発のための教育）の実施の場としてユネスコエコパークの活用を推進しており、志賀高原、ユネスコエコパークに位置する小学校によるユネスコパークを活用した持続可能な地域づくりを担う次世代の育成を目指した取組みが進められた。また、域内の地元ユネスコエコパークの核心地域に隣接する研究施設と連携して、地元ユネスコワールドのESD（持続可能な開発のための教育）活動を支援する取組が行われており、平成28年度から文部科学省が支援している。	・ユネスコエコパークの趣旨等について広く普及啓発を行うとともに、新規申請に際してユネスコエコパークの具体的な動向や必要な手続き等について情報提供を行うなど、国内専門家の協力も得ながら支援を行っている。 ・JBRNとの連携や専任担当者を対象としたワークショップの開催等を通してユネスコエコパークについての理解促進を図るとともに、ユネスコエコパークのより良い管理・運営に資する知識・経験の共有を図るなど、ユネスコエコパークにおける持続可能な地域づくりの取組みを支援する。				・日本ユネスコパートナーシップ事業（令和2年度まで） ・ユネスコ未来共創プラットフォーム事業（令和2年度～）	
703	平成18年に策定した「木材・木製製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、森林認証などにより証明された木材・木製製品の政府調達のみならず、地方公共団体、民間企業、一般消費者まで普及していきます。（農林水産省、環境省）		なし	a+ 既に達成済み	・令和3年3月末までに12,040の林業・木製事業者が国内で合法性証明に取り組み、木製事業者として認定。 ・認定事業者等の取組が、政府調達等において合法性の証明された木材等の普及に貢献。	・合法性の信頼性、透明性の向上や、合法性の消費者等への普及を促進。 ・平成29年5月に施行された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クレーンウッド法」）に基づき、木材等の合法性の確保等の取組を促進。				・木材需要の創出・輸出力強化対策	
704	わが国とインドネシアが提案し、持続可能な開発に関する世界首脳会議において地域レベルの対話の場として策定した「アジア森林パートナーシップ（AFP）」などを進捗、森林減少・森林劣化の抑制、森林面積の増加、違法伐採対策、取組、アジア地域での持続可能な森林経営を推進します。（農林水産省、外務省、環境省）		なし	a 既に達成済み	・平成25年4月の第10回国連森林フォーラムにおいて、AFPに関するサイドイベントを、我が国、米、インドネシア政府との連携により開催。サイドイベントでは、多様な利害関係者が対等なパートナーとして違法伐採問題等に関する議論、問題解決に向けた取組が進められてきたことについて参加者から評価を得るとともに、これまでの活動を総括して終了。	・アジア・太平洋地域における持続可能な森林経営を推進するため、各国政府、国際機関、NGO等が参加するAFP会合に積極的に参加					
705	国連森林フォーラム（UNFF）等の国際的な政策対話の場への積極的な参加などを通じて、世界の森林資源がはくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国際社会の中で、関係国と協力しつつ積極的な協力を果たしていきます。（農林水産省、外務省、環境省）		a+ 既に達成済み	a+ 既に達成済み	・平成25年4月の第10回国連森林フォーラムに参加し、我が国のUNFF各国貢献イニシアチブ（平成23年にインドネシア政府と共催で開催した国際セミナー）「持続可能な森林経営の挑戦」について報告。特に、モントリオール・プロセスについては、事務局として参加112か国間の連絡調整、総会や技術諮問会議の開催支援等に加え、他の国際的な基盤・指標・プロセスとの連携、協力の促進等についても関係協会を開催するなど貢献。（農水省）	・現在、取組を継続して実施。（農水省） ・今後とも、世界の森林資源がはくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国連森林フォーラムなどの国際対話に積極的に参加して行く。（外務省）					

実施番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投制等事項名	教訓・目標番号
706	モンリオール・プロジェクトについては、平成19年から、わが国が率先的に世界の持続可能な森林経営の確立に向けてリーダーシップを発揮しつつ、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けたプロジェクト及び他の国際プロジェクト（国際熱帯木材機関（ITTO）International Tropical Timber Organizations、フォレスト・ヨーロッパ等）と連携した取組を推進します。（農林水産省）	1 2 3 4 5 なし	なし	a+ 既に達成済み	・本プロジェクトの事務局として、他の国際的なプロジェクト（FAO、ITTO、フォレスト・ヨーロッパ等）と連携し、森林資源共同調査（CFRO）の作成を推進。平成24年12月、我が国でモンリオール・プロジェクト技術諮問委員会をホストするとともに、CFROパートナーシップ委員会と心臓報告に関する国際セミナーを開催。定期的な作業部会、技術諮問委員会を開催しており、温帯林、亜寒帯林地域における持続可能な森林経営に関する科学的・客観的な基準・指標の議論に貢献。・2019年10月には我が国が第28回作業部会をホスト。	・現在の取組を継続して実施。 ・モンリオールに中国へ移管。 令和2年に中国へ移管。	本プロジェクトの事務局として、本プロジェクトの目標の改訂作業（～平成20年）、参加各国の第2回国際報告の作成（平成21年）、本プロジェクト総会開催（5回、平成19～23年）等の活動を企画調整。また、国際森林フォーラム（UNFF）、他の国際的なプロジェクト（ITTO、フォレスト・ヨーロッパ）、国際機関等と連携した国際セミナーを企画し、わが国で実施（平成23年）	・国等におけるグリーン購入推進経費			
707	引き続き、グリーン購入法に係る基本方針に基づく（持続可能な政府調達）を推進します。（環境省）			a+ 既に達成済み	・国等においてはほとんどの品目が高い調達率を達成しており、持続可能な政府調達を推進している。	・今後も継続した推進が必要である。					
708	平成20年にITTOが適正した「熱帯産産林における生物多様性カイドランの普及と適用」を推進するとともに、CBDの森林の生物多様性作業計画（草案）をITTOのプロジェクトを通じ支援します。（外務省、農林水産省）		なし	b 進捗中	・国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、平成24年度以降、生物多様性を目的としたプロジェクト11件を支援。	・今後も引き続きITTOを通じた多額の支援を推進する。			・ITTO-CBD共同プロジェクト拠出金（外務省） ・熱帯産産林海外採採対策新体制推進事業（平成26年度終了）		
709	世界銀行が森林保全活動を通じて森林減少の抑制に取り組む途上国を支援するために設置した森林放棄パートナーシップ基金（FCPF）に対し、わが国は14億万ドル（平成20年度に1千万ドル、平成23年度に4億万ドル）の拠出を行っており、REDD国家戦略を実施するための能力向上支援、途上国の森林減少を抑制するためのモニタリング技術開発に積極的に貢献していきます。（財務省、外務省、農林水産省、環境省）		なし	b 進捗中	・森林放棄パートナーシップ基金では、令和2年1月までにレディネン46か国のFCPF追加の受益国47か国が参加者会合による審査を経て承認され、活動を実施または準備中である。 ・中央における森林政策支援、及び地方における持続的な森林管理について、計画立案とその実行を中央と地方政府の連携を強化しながら、側面支援した。（他、モナコとも連携しつつREDD+の取組に不可欠な関連政策・制度構築、技術支援、国際文書作成支援等を推進した。REDD+については、準備段階から実施段階、成果支払いの獲得へと進む国も出てきている。	・引き続き同基金が行う途上国における活動を支援している。				JICA運営費交付金の内訳	
710	開発途上国における持続可能な森林経営や、途上国における森林減少・劣化に由来する排出削減（REDD+）、Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in developing countries, and the role of conservation, sustainable management of forest and enhancement of forest carbon stocks in developing countries.）をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発、人材育成などに取り組まします。（農林水産省、外務省、環境省）		なし	a+ 既に達成済み	・REDD+パートナーシップ、UN-REDD、FCPF等の会合に参画し、REDD+の取組にかける国際的な連携・協力の推進に貢献した。 また、気候変動交渉において、REDD+の実施のための方法論等について議論した。 途上国の劣化した森林や開発放棄地等の森林再生に貢献する技術に関する調査や、途上国の森林資源の付加価値向上に関する調査等を支援した。 衛星画像等による森林のモニタリング手法等の開発や、森林技術の普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等を支援した。	・持続可能な森林経営や地球温暖化防止対策の推進のため、引き続き、これらの取組を実施する。（農水省）				・途上国森林再生技術普及事業 ・途上国森林可能な森林経営推進事業 ・REDD+推進民間活動支援事業	
711	平成22年未だに、19ヶ所の生物多様性ホットスポットの保全戦略が実施され、支援対象団体数は1588に上ったこと、引き続き同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していくことを検討します。（財務省、環境省）		なし	a+ 既に達成済み	・平成30年9月末までに、24か所の生物多様性ホットスポットの保全戦略が実施され、支援対象団体数は2,205団体に上る。	・引き続きクリティカル・エコシステム、パートナーシップ基金（CEPE）が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していく。					
712	政策決定プロセスにおける科学的知見の活用を促進し、科学と政策のインターフェースを強化するため、IPBES（Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）に対して科学的根拠に基づいた効果的、効率的な枠組みとなるよう構造的に参加、貢献し、そのための国内体制を整備します。（環境省、外務省、農林水産省）		E-2	a+ 既に達成済み	・我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価を行い、平成28年1月に「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（JBO2）」を公表した。 ・拠出金を通じ、IPBES体制整備、IPBES活動内容の協議・調整、GBIFデータベースを支援している。	・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）拠出金 ・地球規模生物多様性情報機構（GBIF）拠出金 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費					
713	アジア・オセアニア地域における地球プロジェクトへの貢献などを通じ、分類学研究の振興を図っていくとともに、分類学データベースの開発、生物種標本の管理状況の改善などを通じて、分類学に関する各層の情報へのアクセス改善を図り、地球規模での生態系生物種の実態解明に貢献していきます。また、特に研究活動を通じて、同地域の発展途上国における分類学研究のための組織的な能力向上を行っていきます。（環境省、文部科学省）		D-3	a+ 既に達成済み	・行政官、研究者等に向けて分類学能力構築及びICTES構築等種能力構築研修を行うなど、発展途上国における組織的な能力向上を行った。	・現在の取組を継続して進めていく。					

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
721	GISP (Global Invasive Species Programme) への協力を進めることと検討します。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	GISPに関する情報収集に努め、GISPへの協力のあり方について検討中。	引き続き整理・検討を進める。	-	-	外来生物対策管理事業費(一部)	
722	地球観測に関する国際的枠組みの形成を展望して、今後ともGEO (Group on Earth Observation) を積極的に支援し、全地球観測システム(GEOSS: Global Earth Observation System of System) の構築に貢献するため、地球観測を推進していきます。(文部科学省)	なし	E-2	a+ 既に達成済み	生物多様性、気候変動、災害などの地球規模課題への対応に貢献する情報の創出を目指す。「全地球観測システム(GEOSS)10年実施計画」及びその後の後継である「地球観測に関する政府間委員会(GEO) 戦略計画2016-2025」に基づいて各国の衛星、海陸、地中地球観測システム等の共有基盤の構築等を国際協力により推進し、全地球観測システム(GEOSS)の構築に貢献	生物多様性等の地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献する情報の創出を目指す。全地球観測システム(GEOSS)の構築に向けて引き続き地球観測を実施するとともに、国際協力を推進する。	-	-	地球観測に関する政府間委員会(GEO) 拠出金	
723	生物多様性観測ネットワーク(GEO BON: Group on Earth Observations Biodiversity Observation Network)との連携協力をネットワークの活動を重点的に支援します。(環境省)	なし	E-1	a+ 既に達成済み	AP-BONの事務局として、GEOとも連携し、東南アジアの研究者の情報共有や能力構築の機会を提供している。	現在の取組を継続して進めていく。	-	-	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
724	開発途上国への支援及び協力 開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、より効果的かつ効果的に生物多様性分野における国際協力を推進します。(外務省)	なし	なし	b 進捗中	ODA大綱及びODA中期政策等に基づき、生物多様性分野を含む環境分野における国際協力を効果的かつ効率的に推進した。	今後、開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動等の地球規模の課題などを踏まえ、効果的かつ効果的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を継続する。	-	-	JICA運営費交付金の内訳	
725	開発途上国などのニーズを基に、生物多様性に関係する研究を含む環境分野や生物多様性分野などにおける地球規模課題を対応し、その解決及び科学技術水準の向上に貢献する新たな知見を獲得すること、及び開発途上国の人材育成とその課題対応能力の向上を目的として、社会実装の構想を有する国際共同研究をODAと組み合わせて実施する。「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム」(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)を推進します。(文部科学省、外務省)	なし	なし	b 進捗中	文部科学省及び科学技術振興機構(JST)と、外務省および国際協力機構(JICA)は、開発途上国のニーズに基づいた、地球規模課題の解決につながる新たな知見の獲得と科学技術水準の向上を目的とする地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)を実施している。この事業では環境、エネルギー、生物資源、防災、感染症を協分分野として設定しており、H24～R2.3までに実施した生物多様性関係プロジェクトは、33件である。	現在の取組を継続して進めていく。(文科省)	生物多様性関係プロジェクトの実施数:12件 (平成24年5月24日)	生物多様性関係プロジェクトの実施数:33件 (平成24年9月から5令和2年3月まで)	JST及びJICA運営費交付金の内訳	
726	国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止・水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球規模保全に積極的に貢献します。(農林水産省)	なし	なし	a 既に達成済み	JICAを通じて持続可能な森林経営を推進するため、調査、研修を実施。たとえば、ベトナムにおける持続的自然資源管理プロジェクト、及び技術協力プロジェクト、コンゴ民主共和国においては「持続可能な森林経営促進のための国産森林モニタリングシステム強化とRED D+バリエーションプロジェクト」を実施し、森林減少、気候変動の低減を支援している。また、インドでは、最近では5州5県を対象とする円借款を供与し、持続的森林管理、生計向上活動、組織体制強化に資する支援を行っている。	今後引き続き、国際協力機構(JICA)を通じて技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林経営を推進する。途上国政府からの要請に応じ森林保全、達成に係る協力を検討する。 現在の取組を継続して実施	-	-	JICA運営費交付金の内訳	
727	二国間協力としては、国際協力機構(JICA)を通じて技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林経営を推進します。(外務省、農林水産省)	なし	なし	b 進捗中	「国連食糧農業機関(FAO)に対して、信託基金によるプロジェクトへの任意拠出、職員等の派遣等の貢献を行った。国際熱帯木材機関(ITTO)に対して、違法伐採対策などのプロジェクト例：パナマ国タリエン地区における熱帯雨林カバレッジ」を実施するための資金拠出を行った。	我が国は、ITTOホスト国として引き続き違法伐採対策など熱帯林の持続可能な経営の促進に資するプロジェクトの実施を支援していく。	-	-	ITTO-CBD共同プロジェクト拠出金(外務省) 国際連合食糧農業機関拠出金(外務省、農林水産省) ITTO拠出金(外務省、農林水産省)	
729	水産業における多国間協力としては、国連食糧農業機関(FAO)や国際熱帯木材機関(ITTO)などを通じて、途上国において違法伐採対策などの持続可能な森林経営の推進を目的としたプロジェクトを推進します。(外務省、農林水産省)	なし	なし	b 進捗中	「国連食糧農業機関(FAO)や東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)などへの資金の拠出などを通じて、持続的な漁業のための国際漁業資源管理及び漁村開発の推進を目的としたプロジェクトを推進している。(農林水産省)	現在の取組を継続して進めていく。	-	-	東南アジア地域持続的水産業推進事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
740	官学連携を強化しつつ、生物多様性条約の履行のための設立された世界自然遺産(GTI)や、Species 2000、地球規模生物多様性情報機構(GBI)など国際的プロジェクトの協力を図りながら、野生動物種の目録などの整備・公開を進めます。また、目録の基礎となる野生動物種の標本や資料の体系的収集・情報の共有を図ります。(環境省、文部科学省)	1 2 3 4 5 なし	E-1 達成済み	・GTIや、GBIFなど国際的プロジェクトとの協力を図りながら、野生動物種の目録などの整備・公開を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	-	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
741	生物多様性センターなどにおける生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進めます。(環境省)		E-2 達成済み	・生物多様性センターでは約85,000点の生物標本及び約95,000点の資料を所蔵し、収集及び維持管理体制の強化を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	-	・生物多様性センター維持運営費	
742	各種調査の実施により得られた自然環境情報について一層の電子化を進め、生物多様性情報システム(AI-BIS)を通じた情報提供を必要強化ウェアセブの増強を図るなど、インターネットを通じて国内外への情報公開を推進します。特に、さまざまな主体により整備される各種自然環境情報の重ね合わせや解折をウェブ上で可能とするWebGISを活用したデータの整備・提供、他の統計データと組み合わせる解析を可能とする機能の充実を進めます。(環境省)		E-2 達成済み	・過去の調査成果について順次電子化を進めるとともに、自然環境情報GIS提供システムにおいて、各種調査成果をGISデータとして提供している。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	-	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	
743	環境省が日本のフォーカルポイントとしての役割を十分に発揮できるように、国内外との情報交換・連携を推進します。(環境省)		E-1 達成済み	【施策番号744に同じ】	【施策番号744に同じ】	-	-	-	-	【施策番号744に同じ】	
744	すべての利用者に使いやすいものとなるよう、目的情報への到達をより容易にできるようにするとともに、提供する情報の国内外向け対応を進めると、国内外への自然環境情報の発信を強化します。(環境省)		A-1 達成済み	【施策番号745に同じ】	【施策番号745に同じ】	-	-	-	-	【施策番号745に同じ】	
745	わが国の生物多様性に関する「調査、情報」、普及啓発、標本資料収集の取組を推進するため、中核的拠点としての生物多様性センターの組織や機能の充実強化を図ります。特に、地球連帯化などによって影響を受けるわが国の生物多様性及び生態系を質的・量的に評価し適切な対策を講じるため、自然環境保全基礎調査に加え、モニタリングサイト1000を推進します。また、関係官庁、地方公共団体、研究機関、博物館、NGO、専門家、市民など、それぞれが保有する生物多様性情報を中心に主体が施策や活動に利用できるようにするため、生物多様性センターが核となり、ネットワークの構築を推進し、情報の相互利用・共有を図ります。また、地球規模の生物多様性保全推進のための国際的プロジェクトに貢献するとともに、海外関係機関、関係機関との連携協力・情報共有を図ることとし、これら取組に必要な体制の拡充強化を進めます。(環境省)		A-1 E-1 E-2 達成済み	・自然環境保全基礎調査に加え、モニタリングサイト1000において、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施し調査結果を公開した。また、市民参加型調査である「いきものログ」を運用している。 ・また、地球規模の生物多様性保全推進のための国際的プロジェクトに貢献するとともに、海外関係機関、関係機関との連携協力・情報共有を図っている。	・現在の取組を継続して進めていく。 ・また、市民参加型調査の生物情報収集・提供システムである、「いきものログ」を引き続き運用し、全国的な生態情報収集の取組に努める。	-	-	-	-	・生物多様性センター維持運営費 ・自然環境保全基礎調査費 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
746	関係国等をはじめ、多様な主体が取得した生物多様性情報等の電子化、相互利用及び公開の推進にむけた取組を進めます。特に、平成16年に設置された自然環境情報に関する省庁情報連携ワーキンググループや、自然系調査研究機関連絡会議などをはじめとする各種の連絡組織などを通じ、自然環境情報に関する情報交換・連携・交流、ネットワークの強化を進めます。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)		A-1 達成済み	・自然系調査研究機関連絡会議の開催等を通じ、相互の情報交換・情報共有を促進し、ネットワークの強化を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	-	-	
747	生物多様性センターの図書資料データベース登録数は平成24年3月現在、約24,000件となっていますが、引き続き登録件数及び登録データ内容の充実を図っていきます。(環境省)		A-1 達成済み	・生物多様性に関する図書資料を収集し、生物多様性センターの図書資料データベース登録数は28,153件となった。 ・愛知目標の達成に向け、生物多様性の理解や普及啓発、環境学習にも取り組むものとして、関連生物多様性の10年日本委員会(UNOB-J)の子供向け推薦図書の記事など、内容の充実を図った。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	図書資料データベース登録約24,000件(平成24年3月末)	図書資料データベース登録28,153件(令和2年3月末)	・生物多様性センター維持運営費	
748	全国約15,700点の定点プロジェクトにつき、地況、樹生、枯幹木、鳥獣の生態観察、病虫観察などに係る調査を継続的に実施します。また、成長予測や天然更新等の樹木の生態的特徴に係る知見の収集・分析といった地域森林計画の適切な実施を行うこととを目的とした、モニタリング調査を実施します。(農林水産省)		B-2 達成済み	【施策番号770に同じ】	【施策番号770に同じ】	-	-	-	-	【施策番号770に同じ】	
749	森林生態系多様性基盤調査(森林資源モニタリング調査)の三巡(自前での結果など)に基づき、FAOの基準・指標にに対応した「2015年世界森林資源評価(国別)レポート」を作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。(農林水産省)		なし 達成済み	【施策番号771に同じ】	【施策番号771に同じ】	-	-	-	-	【施策番号771に同じ】	
750	森林生態系多様性基盤調査の結果及びデジタル空中写真などを森林GIS上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。(農林水産省)		B-2 達成済み	【施策番号773に同じ】	・調査結果の解析や得られたデータの有効な活用について、引き続き取り組む。	-	-	-	-	【施策番号773に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
751	国有林野における保護林について、設定後の状況を把握し、現状に即した保全・管理を推進するため、森林や植生の状況、野生動物の生息状況、入山者の利用状況などについて保護林の区分に応じたモニタリング調査を進め、状況に応じて植生回復などの適切な対策を行います。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	C-1 達成済み	a+ 既に達成済み	・保護林の状況を把握するため、森林や動物等の状況変化などについてモニタリング調査を実施した。 ・また、モニタリング調査等を踏まえ、保護林の適切な保護管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置等を実施した。	引き続き、保護林の適切な保護管理を行うための適切なモニタリング調査を継続的に実施し、適切な保護・管理を推進する。	-	保護林面積:90万3千ha (平成23年4月)	保護林面積:97万8千ha (平成31年4月)	・森林整備・保全費	
752	国有林野における緑の回廊について、森林の状態や野生動物の生息・生育状態を把握するため、林分構造調査や野生動物の生息状態などモニタリング調査を進め、状況に応じて植生回復などの適切な対策を行います。(農林水産省)		C-1 達成済み	a+ 既に達成済み	・緑の回廊においては、森林の状態と野生動物の生息・生育状態の関係を把握し、緑の回廊の適切なモニタリング調査を行うとともに、人工林内の広葉樹を積極的に保残するなど、野生動物の生息・生育環境に配慮した施策を実施した。	引き続き、緑の回廊の適切な保全管理を行うための適切なモニタリング調査を継続的に実施し、適切な保全・管理を推進する。	-	緑の回廊面積:58万4千ha (平成23年4月)	緑の回廊面積:58万4千ha (平成31年4月)	・森林整備・保全費	
753	自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000などを活用し、全国の森林を含めた自然環境をモニタリングします。(環境省)		E-2 達成済み	a+ 既に達成済み	・調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用している。	調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用している。	-	【施策番号174に同じ】	【施策番号174に同じ】		
754	河川水辺の国勢調査結果から得られた情報から、全体的な環境の特性、特徴的な動物や生物の重要な生息・生育環境などを容易に把握することができるよう、河川環境情報図の作成の推進を図るとともに、河川の整備・管理に活用します。(国土交通省)		E-2 達成済み	a+ 既に達成済み	・河川水辺の国勢調査で得られたGISデータを「河川環境データベース」にて公開している。 (http://www.nimingojp/lab/fbg/kskank/yo/)	引き続き、相互利用を含めた取り組みの推進を図る。	-	【施策番号302に同じ】	【施策番号302に同じ】		
755	魚類、底生動物調査については原則5年、それ以外については原則10年でこれらの調査を一巡できるよう河川水辺の国勢調査を実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、その全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握します。(国土交通省)		E-2 進捗中	b 進捗中	・瀬戸内海総合水質調査ホームページ等によりインターネット上に公開しており、逐次データを蓄積。またデータベースの内容の充実化について実施中。	引き続き、蓄積したデータの情報及び内容の充実化を実施する。	-	【施策番号304に同じ】	【施策番号304に同じ】		
756	河川環境GISの整備及び公開を引き続き進めます。また、自然環境保全基礎調査などの全国的な調査データとの相互利用を進めます。(国土交通省、環境省)		E-2 進捗中	b 進捗中	・日本海洋データセンターへ海洋環境に関する情報を集積し、インターネットにより公開している。	引き続き日本海洋データセンターへの集積を推進する。	-	【施策番号304に同じ】	【施策番号304に同じ】		
757	海域環境データベースへのデータの蓄積と内容の充実化を図ります。(国土交通省)		E-2 達成済み	a+ 既に達成済み	・各種海洋情報を収集・管理し、平成31年3月に運用を開始した「海洋台帳を基盤とし、より広域性・リアルタイム性に優れた「海洋状況表示システム」によりインターネット上で公開している。また、スマートフォン向けの提供も実施している。	引き続き、海洋状況表示システムの充実・機能の拡充を推進する。	-	-	-		
758	日本海洋データセンターへの海洋環境に関する基礎データの集積を推進し、海洋調査機関との連携を一層強化します。(国土交通省)		E-2 達成済み	a+ 既に達成済み	・日本海洋データセンターへ海洋環境に関する情報を集積し、インターネットにより公開している。	引き続き日本海洋データセンターへの集積を推進する。	-	-	-		
759	海洋環境・生態系の保全等を効果的に進めるために各種海洋情報を適切に提供することが重要であるため、政府等が保有する海洋台帳に関する情報を一元的に管理しやすいう形を提供する海洋台帳を整備します。(国土交通省)		E-2 達成済み	a+ 既に達成済み	・各種海洋情報を収集・管理し、平成31年3月に運用を開始した「海洋台帳を基盤とし、より広域性・リアルタイム性に優れた「海洋状況表示システム」によりインターネット上で公開している。また、スマートフォン向けの提供も実施している。	引き続き、海洋状況表示システムの充実・機能の拡充を推進する。	-	-	-		
760	大規模な油流出事故等が発生した場合に、的確に対応するために必要となる沿岸域の情報を関係機関等の協力を得て収集。その情報をデータベースとして管理し、インターネットにより提供項目を調整し、印刷できるようにしたESI(環境脆弱性指標)マップをPDFにより提供します。(国土交通省)		E-2 達成済み	a+ 既に達成済み	・沿岸域環境保全情報を整備し、平成31年3月に運用を開始した「海洋台帳を基盤とし、より広域性・リアルタイム性に優れた「海洋状況表示システム」によりインターネット上で公開している。また、スマートフォン向けの提供も実施している。	引き続き、沿岸域環境保全情報の収集・整備を行う。	-	-	-		
761	国立公園の管理運営に必要な科学的情報については、関係行政機関、研究者、地域の専門家などの協力を得て収集し、これらの情報を踏まえた国立公園の適切な管理運営を進めます。(環境省)		なし	b 進捗中	・国立公園の管理運営に必要な科学的情報については、関係行政機関、研究者、地域の専門家などの協力を得て収集し、これらの情報を踏まえた国立公園の適切な管理運営を進めている。	現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・採択等事項名	数値目標番号
762	環境研究総合推進費では、環境研究・環境技術開発の推進戦略における重点課題等にもつき、東日本大震災による生態系への影響の解明、アジア規模での生物多様性モニタリング調査、評価に関する総合的研究、気候変動対策と生物多様性保全の連携を推進した生態系サービス評価手法の開発などの研究を実施します。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	E-2	b 進捗中	・自然共生・領域において、平成24年度～令和元年度の間に181件の研究開発を実施した。 ・事後評価において、平成24年度～令和元年度の間に終了した課題(計64件)のうち、A評価が77件、B評価が16件であり、樹木の新種比率評価と森林政策評価にもとづく東南アジア熱帯森林保全対策の策定、遺伝情報解読プラットフォームを応用した種の保存法、指定種の遺伝保全管理等の成果を挙げた。	・環境研究・環境技術開発の推進戦略(令和元年度5月環境大臣決定)で取り組むべき「研究・技術開発等」を示された以下の研究・技術開発等を含め、生物多様性の保全や生態系サービスの利用に関する研究・技術開発をより一層推進していく。 ・リモートセンシング、環境DNA解析、遺伝子解析など、様々なレベルの新技術を活用した生物多様性モニタリングに関する研究・技術開発を推進していく。 ・各種の外的要因を考慮した気候変動による生物多様性や生態系サービスへの影響の評価・変化予測手法及びそれら影響への適応策に関する研究開発を推進する。 ・生態系サービスの評価・解明とこれら維持する社会システム等の構築に資する研究・技術開発を推進していく。				・環境研究総合推進費	
763	第 期 環境経済の政策研究(平成24-26年度)では、国内の生物多様性保全の経済的価値を適正かつ効率的に評価する手法の開発や、評価結果の効果的な普及方策などの研究を実施します。(環境省)		なし	a 既に達成済み	・奄美大島等のマングローブ対策の経済評価を実施し、外来種対策の経済効果も計測するための手法の開発について研究を実施した。また、国立公園指定・世界遺産登録における、生物多様性保全と観光利用の価値についての評価手法の開発について研究を実施した。	・今後はコジエント分析や最新のトランクルコスト分析手法など適用して最新の分析手法を適用し、より精度の高い適正な評価が可能となるように評価方法の高度化に向けた研究について検討する。			・グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備 発信事業		
764	生物多様性観測ネットワークに大量に蓄積されている生物多様性情報を統合することで、生物多様性変動の予測・評価法を開発するとともに、他の環境情報も用いて生物多様性保全、地球温暖化への適応を目標とするための研究開発及び人材育成を行います。(文部科学省)		E-2	b 進捗中	・大学・研究機関・企業・市民・行政・NPO・NGO・アカデミア・産業界・市民社会等による生物多様性保全の推進に向けた取組を促進し、生物多様性保全の推進に資する研究・技術開発を推進していく。 ・生物多様性保全の推進に資する研究・技術開発を推進していく。 ・生物多様性保全の推進に資する研究・技術開発を推進していく。	・生物多様性保全への更なる貢献を目指し、データ統合・解析システム(DIAS)において、「市民参加による生き物モニタリング調査」のためのアプリケーションによる情報の充実に取り組む。 ・統合的気候モデル高度化研究プログラムにおいて、生物多様性をはじめ、各分野からのニーズを踏まえ、気候モデルを高度化し、適応策に必要な気候予測情報の創出に取り組む。			・気候変動適応戦略イニシアチブ(地球環境情報プラットフォーム構築推進プログラム)及び「統合的気候モデル高度化研究プログラム」 ・大学・研究機関・企業・市民社会等による生物多様性保全の推進に向けた取組を促進し、生物多様性保全の推進に資する研究・技術開発を推進していく。		
765	独立行政法人森林総合研究所を中心として、森林の恵みを生かした循環型社会の形成に努め、病虫害発生による森林被害を防止し、生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理を行うため、生物多様性に対する炭素貯留、共存技術の開発及び生物多様性を保全するための森林管理・利用技術の開発を行います。(農林水産省)		B-1 D-1	a+ 達成済み	・生物多様性保全機能、花粉媒介機能、森林生態系を定量的に評価した結果、炭素貯留機能、水資源涵養機能、表土保全機能、水質浄化機能、土壌崩壊防止機能、木材生産機能、レクリエーション機能、山菜供給機能の10種について指標を開発し、空間評価モデルを作成した。本モデルを茨城県北部で地図化し、森林生態系を定量的に評価した結果、炭素貯留や木材生産機能は高齢人工林で高く(なるが)、生物多様性保全や花粉媒介機能は天然林や幼齢林で高いといったトレードオフが明らかになった。当該地域では戦後人工林が増加し天然林とともに加齢したが、これに伴う森林の機能の増減のバランスは多様であることが明らかになった。	・森林の多面的機能の持続的利用に資するため、気候変動等や土地利用変化などによる様々な将来変化に対応可能なモデルへの高度化を進めるとともに、他の地域への適用を推進する。				・国立研究開発法人森林研究・整備機構	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
766	地方自治体等による都市の生物多様性の確保の取組みに資する科学的知見を提供するため、都市における緑地の量や質、規模、連続性等と生物多様性の関係に関する調査研究に取り組みます。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	A-1	b 進捗中	都市の生物多様性の確保に配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定の観点から、平成23年10月に「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項を策定し、加えて、平成28年11月に「都市の生物多様性指針(簡易版)」を、平成30年5月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定し、都市の生物多様性の確保の取組みを推進した。	「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項の策定・普及に努め、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を促進する。	緑の基本計画(東定市町付7:686市町付(平成31年3月))	緑の基本計画(東定市町付7:682市町付(平成23年3月))	-	-	-
767	自然共生研究センターでの研究等、宇道緑地帯や吾瀬川沿道と連携して様々な調査・研究の推進と活用を図ります。(国土交通省)		E-2	b 進捗中	河川地形変化に伴う河川環境の再生手法に関する研究や、自然環境に配慮した護岸工法に関する研究等を実施。	引き続き研究の推進と研究の活用を図る。	-	-	-	-	-
768	現在までに、魚類の生息場所に関する調査・研究を数多く(行い、得られた成果は多自然川づくりを実施する際の河川計画、河川の設計手法に反映されています。流量や土砂供給量に関する調査・研究では、付着藻類や底生動物の生息状況を中心に基礎的な検討を行い、得られた成果は正常流量の設定、土砂運下などの具体的施策を考案する際の基礎資料として活用されています。また、研究成果を分かりやすく発信する試みも行っており、河川技術者の育成、環境教育の実践にも力を入れています。(国土交通省)		A-1	b 進捗中	【施策番号306に同じ】	【施策番号306に同じ】	-	-	【施策番号306に同じ】	-	-
769	千曲川、多摩川、五ヶ瀬川などをフィールドとして、河川生態学術研究を進めるとともに、これまでの研究成果を分析し、得られた自然に定着している生物や藻類、菌類、リンなどの物質循環の調査研究を推進します。(国土交通省)		E-2	b 進捗中	・菊池川、豊田川、十勝川、岩木川、多摩川、五ヶ瀬川の6河川をフィールドとし、現地調査をベースとした研究を進め、現在では、石狩川、十勝川、千曲川、木曽川、木津川でも研究が進められてきた。	これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息環境の保全・復元に資する還元工法等に広く反映させることが必要。	-	-	-	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	-
770	世界最大規模の干潟水櫃(メソコスタ)を用いて、水櫃内に自然に定着している生物や藻類、菌類、リンなどの物質循環の調査研究を推進します。(国土交通省)		E-2	b 進捗中	・干潟における物質循環の解明に寄与。	鳥の営巣に関する実験など、引き続き干潟水櫃を用いた調査・研究を推進。	-	-	-	・港湾整備事業費	-
771	既存する自然干潟や造成した干潟・藻場においても、バウチアから鳥類までの広範な生物調査を推進します。(国土交通省)		E-2	a+ 既に達成済み	・干潟・藻場における生態系の機能と構造を調べ、多様性のある生態系を保全する手法を提案。	干潟・藻場造成の事例に役立つような、設計やモニタリングを含む一連の順応的管理手法の提案を行う。	-	-	-	・港湾整備事業費	-
772	これらを基礎データとして、沿岸域の生態系モニタリングの調査を行い、沿岸域の豊かな生物多様性を維持するための調査を推進します。(国土交通省)		E-2	b 達成済み	・調査で得られた生物パラメータをうまく活用し、生物多様性の予測を念頭に置いた数値シミュレーションを開発。	豊かな生態系の回復における炭素固定などの施策(鳥羽削減や干潟・藻場造成など)の効果と比較・評価する。	-	-	-	・港湾整備事業費	-
773	沿岸域における海洋生物における炭素固定(ブルーカーボン)について調査研究を推進します。(国土交通省)		D-2	b 進捗中	・藻場の海草帯におけるCO2の吸収速度を測定し定量化した。CO2吸収量の削減の解明に寄与。	豊かな生態系の回復における炭素固定に引継ぎブルーカーボン生態系を活用するための検討を推進。	-	-	-	・港湾整備事業費	-
774	海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。(国土交通省、農林水産省)		B-1 C-1	b 進捗中	・生態系に配慮した海岸整備についての調査検討を推進した。	海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境に与える影響や効果を把握するとともに、生態系に配慮した海岸整備についての調査検討へ引き続き推進。	-	-	-	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災安全交付金 ・沖積低地公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	-
775	地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸防衛の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するため所要の検討を進めます。(農林水産省、国土交通省)		B-1 C-1	b 進捗中	【施策番号388に同じ】	【施策番号388に同じ】	-	-	【施策番号388に同じ】	-	-
776	地球温暖化等による海洋環境の変化や食糧資源としての海洋生物資源の確保に資する国民意識の高まりを踏まえ、海洋生物の生産性の解明と生産に関する研究開発や、海洋生物の正確な資源量・水産を行うための生態系を総合的に解明する研究開発を推進します。(文部科学省、農林水産省)		E-2	b 進捗中	平成23年度より、海洋生物資源の安定した持続的利用を可能とするために、「海洋生物資源確保技術高度化事業」を開始し、海洋生物の生産性を解明し、生産性を向上させる(育種技術)の開発や海洋生態系を総合的に解明し、環境の変化や漁業活動による生態系への影響評価を可能とするモデルの開発を実施している。	令和7年度までに「育種技術」を確立することや海洋生態系モデルを高度化することを目標として、研究開発を推進する。	-	-	-	・研究開発推進費	-

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
777	海洋の生物多様性および生態系を把握するための先進的な計測技術と将来予測に関するモデルの研究開発を行い、これを保全・再生させるために必要な基礎技術を開発することを旨とします。(文部科学省)	1 2 3 4 5 なし	E-2	b 進捗中	科学技術振興機構による戦略的創造研究推進事業において、国が定める戦略的創造研究推進事業の分野として、海洋生物多様性および生態系の保全・再生に資する基礎技術の創出を促進し、平成30年度まで海洋生物種の定量的把握や種の同定を高精度化、高精度化するための技術の開発や、海洋生物資源量や海洋生物多様性の変動を把握するための技術開発を実施した。 平成30年度より、海洋情報把握技術開発事業を開始し、生物多様性に関する情報取得のための技術開発課題の中心として、海洋生物遺伝子情報の実用化に向けて、海洋生物遺伝子情報の実用化取得に向けた基礎技術の開発を実施している。	令和4年度までに、海洋の生物多様性および生態系の研究に寄与するため、動取得技術の実用化を目標として、研究開発を着実に推進する。	-	-	-	戦略的創造研究推進事業 研究開発推進費	-
778	海洋を中心とする生物圏について、生物の遷移および生態機能の研究を行うとともに、資源としての多様な生物における持続的有用性を掘り起こし、社会と経済の発展に資する知見・情報を提供します。また、これらの生物圏の気候、海洋や固体地球との相互関係を理解すること、将来発生し得る地球環境変動の影響評価に貢献します。(文部科学省)	1 2 3 4 5 なし	E-2	b 進捗中	海洋を中心とする生物圏については、海洋生物遺伝子情報を持つデータベース(BiSNet-Biological Information System for Marine Life)への国内外データの取り込み、公開を進め、また、深海生物の生存戦略とその機能を理解することにも、得られた知見、データやサンプル等を民間企業や外部機関に広く提供することで、我が国の海洋産業発展を促進している。 さらに、地球環境変動と人間活動が生物多様性に与える影響評価のため、特に情報が少ない深海生態系について、その充実のために環境DNA分析や現場観測等の調査を実施するとともに、海洋プラスチックを対象とした新たな計測技術の開発やデータの拡充を進めている。	生物圏の有用利用を促進させるために、深海生態系の機能解明を進めるとともに、影響評価への貢献のための計測技術等の機能向上を進める。	-	-	-	国立研究開発法人海洋研究開発機構 運営費	-
779	東北沖において、漁獲の回復を促すための科学的知見を提供するため、モデル海域を中心に、先進的な観測・解析技術を用いた調査研究を実施し、海洋生態系の変動メカニズムを解明する調査研究に取り組みます。(文部科学省、農林水産省、農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	E-2	b 進捗中	平成23年度より、東北沖サンゴ礁形成事業を開始し、東日本震災後の地震、津波により基底的被害を受けた東北沿岸の海域において、海洋の物理、化学的環境と生物動態に関する幅広い調査を実施している。	令和2年度までに、海洋生態系への影響調査を通して、被災海域の海洋生態系変動メカニズムを総合的に解明する。	-	-	-	教育・科学技術等復興政策費	-
780	森林吸収源対策、バイオマス利用、施設園芸、農業機械、バイオエネルギー、対策、環境保全型農業の推進による節電、低炭素化、農林水産分野における地球温暖化防止策を推進します。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	B-2 D-1 D-2	a 既に達成済み	森林による二酸化炭素の吸収作用の健全及び強化に向けて、平成25年5月に「森林の吸収源対策の推進に関する特別措置法」を改正延長し、同法に基づき、森林吸収源3.5%の確保に向けて、令和5(27年)半ば25 - 32年平均の間に、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用拡大等の森林吸収源対策を推進。 ・(1)協定に基づき成長戦略としての長期戦略に基づき、有用水生植物を用いた藻類の保全・回復等のCO2の吸収源としての可能性を追求するため、ブルーカーボンの算出方法や評価基準等について情報整理、議論を推進。	令和2年度までに、海洋生態系への影響調査を通して、被災海域の海洋生態系変動メカニズムを総合的に解明する。	-	-	森林整備事業 森林・林業再生基金(り交付金)等	-	
781	わが国が引き続き地球温暖化対策に最大限の努力を行うとの観点から、気候変動枠組条約のCOP17等国際的に合意された森林結算による森林吸収量の算入上限である基準年排出量比3.5%の確保に向けて必要かつ重要な取組を加速しつつ、健全な森林の育成や森林吸収量の算入対象となる森林の拡大整備、保安林などの適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、木材製品の利用促進による炭素貯留機能の発揮、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用の推進などの総合的な取組を、政府、地方自治体、林業・木材産業界関係者、国民など各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	B-2 D-1 D-2	a 既に達成済み	平成30年度までに、新たに都市公園等整備面積:9,156ha、屋上緑化施工面積:243ha、壁面緑化施工面積:57.5haが追加し、民有地も含めた緑化を推進した。	令和2年度までに、海洋生態系への影響調査を通して、被災海域の海洋生態系変動メカニズムを総合的に解明する。	-	-	森林整備事業 森林・林業再生基金(り交付金)等	-	
782	都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	D-2	b 進捗中	平成30年度までに、新たに都市公園等整備面積:9,156ha、屋上緑化施工面積:243ha、壁面緑化施工面積:57.5haが追加し、民有地も含めた緑化を推進した。	令和2年度までに、海洋生態系への影響調査を通して、被災海域の海洋生態系変動メカニズムを総合的に解明する。	-	-	社会資本整備総合交付金	-	

第3節 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進

1 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進

780 森林吸収源対策、バイオマス利用、施設園芸、農業機械、バイオエネルギー、対策、環境保全型農業の推進による節電、低炭素化、農林水産分野における地球温暖化防止策を推進します。(農林水産省)

781 わが国が引き続き地球温暖化対策に最大限の努力を行うとの観点から、気候変動枠組条約のCOP17等国際的に合意された森林結算による森林吸収量の算入上限である基準年排出量比3.5%の確保に向けて必要かつ重要な取組を加速しつつ、健全な森林の育成や森林吸収量の算入対象となる森林の拡大整備、保安林などの適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、木材製品の利用促進による炭素貯留機能の発揮、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用の推進などの総合的な取組を、政府、地方自治体、林業・木材産業界関係者、国民など各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。(農林水産省)

782 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

783 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

784 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

785 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

786 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

787 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

788 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

789 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

790 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

791 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

792 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

793 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

794 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

795 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

796 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

797 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

798 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

799 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

800 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

801 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

802 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

803 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

804 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

805 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

806 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

807 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

808 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

809 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

810 都市公園・緑化施設による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投制等事項名	数値目標番号
793	アジア太平洋地域地球変動研究ネットワーク(APN)を通じて、地域研究者との共同研究を通じ、地域各国の政策担当者との関係強化を促進します。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	D-2	b 進捗中	平成25年に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)が設立されたことにより、アジア太平洋地域での活動のあり方を検討するためのワーキングショップを開催してきました。 ・生物多様性関連の共同研究や能力開発のプログラムを実施してきた。	・APNのUNFCCC等の国際会議を通じて情報発信・知見共有及びIPCC、IPBES等の専門家グループと連携してアジア太平洋地域の科学的能力向上に貢献していく。 ・	平成22-27年のAPN第3期戦略計画では生態系、生物多様性は重点分野の一つであり、戦略的に取り組む。なお、平成27-32年の第4期戦略計画でも生物多様性は重点分野の一つとして位置づける見込み。	平成27-令和2年の第4期戦略計画でも生物多様性を重点分野の一つとして位置づけ、活動を行う。平成24年度・令和2年度内には、生物多様性にかかわる研究を39件採択し実施した。	地球環境に関するアジア太平洋地域協同研究、海洋事業促進基金		
794	「モニタリングサイト1000」事業において、温暖化の影響がより顕著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系の変化の状況をより的確に把握するために継続的に調査を実施します。また、温暖化の影響を含むモニタリング結果を基に、気候変動などの環境の変化への適応力が高い生態系ネットワークのあり方や健全な生態系を保全、再生するうえでの留意点など、生物多様性の保全施策の立場からの適応方策について検討を進めま		E-2	a+ 既に達成済み	平成25年に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)が設立されたことにより、アジア太平洋地域での活動のあり方を検討するためのワーキングショップを開催してきました。 ・生物多様性関連の共同研究や能力開発のプログラムを実施してきた。	・	平成27-令和2年の第4期戦略計画でも生物多様性を重点分野の一つとして位置づけ、活動を行う。平成24年度・令和2年度内には、生物多様性にかかわる研究を39件採択し実施した。	〔施策番号519に同じ〕			
795	世界遺産委員会での議論を踏まえ、地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制及びプログラムを構築します。(環境省、農林水産省)		C-1	b 進捗中	世界自然遺産地域における気候変動の影響のモニタリングプログラムを作成し、モニタリングを実施。平成29年4月に、モニタリングについては、平成29年4月に策定した第3期知床半島エンジニアリング計画に基づき、調査等によるエンジニアリングの団体数調整を進めた結果、一定の成果が見られ、植生にも若干の回復傾向が確認されている。	〔施策番号63に同じ〕	〔施策番号63に同じ〕	〔施策番号63に同じ〕			
796	知床世界自然遺産地域において、海洋環境や高山植生などの変化など、気候変動が遺産地域の生態系や生物多様性に与える影響を把握するためのモニタリングを実施するとともに、エンジニアリングを把握するための環境影響の軽減など、気候変動の適応策を検討・実施します。(環境省、農林水産省)		C-1	b 進捗中	世界自然遺産地域における気候変動の影響のモニタリングプログラムを作成し、モニタリングを実施。平成29年4月に、モニタリングについては、平成29年4月に策定した第3期知床半島エンジニアリング計画に基づき、調査等によるエンジニアリングの団体数調整を進めた結果、一定の成果が見られ、植生にも若干の回復傾向が確認されている。	・引き続き、海洋等を含めた世界自然遺産地域全体のモニタリング体制及びプログラムの構築をともなへ、モニタリングを実施していく必要がある。 ・引き続き、科学委員会等からの助言を得つつ、遺産地域におけるエンジニアリングの団体数調整などの取組を進める。	〔施策番号63に同じ〕	〔施策番号63に同じ〕	・森林整備推進事業費 ・森林整備・保全費 ・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進事業費 ・特定地域自然林保全整備費 ・国立公園等自然林管理対策事業費 ・自然公園等事業費		
797	生物多様性に関する一般市民の関心を認識を深めるため、さまざまな関係機関、専門家などと連携しながら、身近な自然事象の変化や野生生物の分布などにに関する情報を広報に収集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。(環境省)		A-1 E-2	a+ 既に達成済み	〔施策番号426に同じ〕	〔施策番号426に同じ〕	〔施策番号426に同じ〕	〔施策番号426に同じ〕			
798	温暖化などの環境変化に際して、生物が移動・分散する経路を確保するため、生態系ネットワークの形成を推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)		D-2	a+ 既に達成済み	〔施策番号426に同じ〕	・国・府・県・市町村において、陸・海・空にわたって、陸揚する有林と連携し、協力をしながら、保護の回復、緑の回復の回復の回復を促進し、野生生物の生態系を確保することにより、温暖化にも対応できる健全な森林生態系の確保を推進した。	〔施策番号426に同じ〕	〔施策番号426に同じ〕	・森林整備・保全費		
799	国際サンゴ礁イニシアティブ(CRI)のサンゴ礁と気候変動に関する協議を踏まえ、気候変動に対する適応策を検討するため、サンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動の実施の支援などを行うほか、海洋酸性化に係る研究に取り組めます。(環境省)		B-5	b 進捗中	〔施策番号333に同じ〕	〔施策番号333に同じ〕	〔施策番号333に同じ〕	〔施策番号333に同じ〕			
800	地球温暖化に伴う気象・気象の変化や豊明の水循環の上昇が懸念されており、海岸にともなう海面上昇の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するため所要の検討を進めま		B-1 C-1	b 進捗中	〔施策番号388に同じ〕	〔施策番号388に同じ〕	〔施策番号388に同じ〕	〔施策番号388に同じ〕			
801	今後避けることができない地球温暖化による気候変動の影響や集中豪雨等に起因する山崩れ・土砂災害や洪水、海水といった国民の安全・安心を脅かす恐れがある影響に対応するため、豊かに強い品種の開発や野生鳥獣害・害虫害への対応、山地災害等の防止対策などの適応策の開発・普及に取り組めます。(農林水産省)		a+ 既に達成済み	〔施策番号388に同じ〕	・気候変動に対応した飼育型畜産の生産の確立のためのプロジェクトにおいて、強化を図る。 ・引き続き、委託プロジェクト研究等の取組の推進を図る。 ・	〔施策番号388に同じ〕	〔施策番号388に同じ〕	〔施策番号388に同じ〕	・気候変動に伴う山崩れ・土砂災害や洪水、海水といった国民の安全・安心を脅かす恐れがある影響に対応するため、豊かに強い品種の開発や野生鳥獣害・害虫害への対応、山地災害等の防止対策などの適応策の開発・普及に取り組めます。(農林水産省)		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
802	乾燥地域等の自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究、調査などを実施します。また、それにより得られた科学的知見を条約締約国会議や補助機関委員会などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組めます。(外務省、環境省、農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	平成25年9月、ドイツ・ボンにて条約実施レビュー委員会(CRC)第11回委員会及び科学技術委員会(CST)第3回委員会の進捗状況の報告をもち、条約実施の効率化やベストプラクティスの活用について議論等に参画した。同年9月、ナミビア・ウィントフックにて第11回締約国会議が開催され、グローバル・メカニズムの取組に関する議論を決定させたほか、条約事務局の平成26・27年予算につき成立させた。締約国会議ほか、関連会の開催により、条約事務局の取組の効率化、砂漠化対処のステークホルダーの意識や取組が向上した。平成25年9月、平成27年10月、平成29年9月及び令和元年9月に開催された科学技術委員会(CST)に日本の科学者を派遣し、科学技術委員会の活動支援を行った。	条約の効果的な実施及び国際特組における議論に貢献することが引き続き必要。引き続き調査事業を実施し砂漠化問題に取り組むとともに、砂漠化対処条約の科学技術委員会への科学者の派遣等を通じて砂漠化対処条約へ貢献を行う。			砂漠化対処条約拠出金 砂漠化防止対策調査経費	
803	自然生態系分野をはじめ、食料、水資源、水災害、沿岸、健康、国民生活、都市生活などの各分野における温暖化影響に関する最新の知見を取りまとめ、日本の温暖化とその影響について統一的な影響の予測・評価を実施し、その情報をもとに、わが国における適応の基本的な考え方、適応策の立案、実施にあたっての分野横断的な課題事項、重点分野、各主体の役割などを取りまとめた適応指針を策定し、関係省庁、地方自治体などにおける適応策の推進を支援します。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	D-2	b 進捗中	平成27年に、自然生態系分野をはじめ、食料、水資源、水災害、沿岸、健康、国民生活、都市生活などの各分野における温暖化影響の評価に関する情報を日本における気候変動に関する評価報告書(気候変動影響評価報告書)をとりまとめ、政府全体の取組を総合的に推進するため、気候変動の影響への適応計画を閣議決定した。平成30年に、自然生態系を含む温暖化の予測・予測影響評価に関する既存の科学的知見の取りまとめとして、気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018を作成・公表した。平成30年に気候変動適応法が成立し、同法に基づき(計画)として、新たに「気候変動適応計画」を閣議決定した。また、同法に基づき、同年、国立環境研究所内に「気候変動適応センター」を設立し、気候変動影響評価プラットフォームを立ち上げ、気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供を開始した。また、地方自治体における地域気候変動適応計画の策定を推進するため、「地域気候変動適応計画推進マニュアル」を作成・公表するとともに、平成30年、地域気候変動適応コンソーシアム事業を	平成27年の「気候変動影響評価報告書」から5年が経過する令和2年中に、最新の知見を踏まえ、気候変動適応法に「気候変動影響評価報告書」をとりまとめ、公開する。また、この報告書を踏まえ、令和3年度予定の気候変動適応計画の見直しを行う。各主体の適応を推進するための科学的知見の創出・情報発信を強化する。また、同年度から気候変動適応に関する広域アクションプラン策定事業を開始し、地域の関係者の連携による適応取組を支援する。			気候変動影響評価・適応推進事業	
804	国有林野においては、野生動物植物の生態・生育地を結び移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的な多様性を確保するため、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」(平成12年度創設)を認定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系ネットワークの構築に努めます。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	D-2	a+ 既に達成済み	保護林を中心に生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、より広範囲で効果的な森林生態系の保護を実施した。	引き続き、「緑の回廊」のモニタリング・調査等を行い、適切な保全・管理を推進する。必要に応じて、隣接する国有林との連携・協力を推進する。	保護林面積:90万3千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積:56万6千ha (平成23年4月)	保護林面積:97万8千ha (平成31年4月) 緑の回廊面積:56万4千ha (平成31年4月)	森林整備・保全費	
805	国有林野の2.5割の回廊においては、針葉樹や広葉樹に偏らない樹種構成、林齢や樹冠層の多様化を図ることとし、残った林分の維持を図りつつ人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に確保することとし、野生動物植物の生態・生育環境に配慮した施策を行うとともに、森林の状態と野生動物植物の生態・生育環境の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施します。さらに、国有林野だけでは緑の回廊としての森林の広がり確保できない場合は、必要に応じて隣接する森林の広がりも確保し、関係機関等と連携して隣接する国有林へも協力を依頼し認定するよう努めます。また、清流等水辺の森林等について、その連続性を確保することにより、よりきめ細かな森林生態系ネットワークの形成に努めます。(農林水産省)	1 2 3 4 5 なし	D-2	a+ 既に達成済み	保護林を中心に生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、より広範囲で効果的な森林生態系の保護を実施した。	引き続き、「緑の回廊」のモニタリング・調査等を行い、適切な保全・管理を推進する。必要に応じて、隣接する国有林との連携・協力を推進する。	保護林面積:90万3千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積:56万6千ha (平成23年4月)	保護林面積:97万8千ha (平成31年4月) 緑の回廊面積:56万4千ha (平成31年4月)	森林整備・保全費	
806	里地里山の保全に併せて、住みやすい環境を創出する。早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究に取り組めます。(環境省)	1 2 3 4 5 なし	D-1	b 進捗中	バイオマスの活用を含めたエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究を実施している。バイオマスの活用にも関するセルロース・ナノファイバー(CNF)といった革新的な素材の性能評価やリサイクル技術実証等を行っているところ。	セルロース・ナノファイバー(CNF)等の早期社会実装・普及展開に向けて、ガイドライン策定等を進めていく。			CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業 地球温暖化対策技術開発等事業 木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業(農林水産省)	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当	個別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
816	下水処理によって発生する下水汚泥について、社会資本整備総合交付金による支援、下水道革新技術実証事業の実施等によって、固形燃料化やメタン発酵によって生じたバイオガスの有効利用等、エネルギー化を推進します。(国土交通省)	1 2 3 4 5 なし	なし	b 進捗中	平成27年に下水道法改正を実施し、下水汚泥の燃料や肥料としての再生利用を努力義務化する。民間事業者による下水処理場の民間化が可能なよう規制緩和を実施。 ・社会資本整備総合交付金より、地方公共団体による下水道における下水汚泥のエネルギー化を支援した。 ・下水道革新技術実証事業において、下水汚泥のエネルギー化に係る実証試験に基づきガイドラインを実施、技術の普及と展開を実施中。 ・下水汚泥の固形燃料について、市場拡大を目的としたJIS規格化を行った。 ・下水道バイオマスリサイクル率は23%(平成23年度実績)から34%(平成30年度実績)まで向上した。	・下水道革新技術実証事業の成果について、ガイドライン化を図ること等による下水処理場の民間化が可能なよう規制緩和に生じこみや刈草等の地域のバイオマスを集約して効率的なエネルギー回収を行う取組の全国展開を推進する。 ・下水処理場による生ごみや刈草等の地域のバイオマスを集約して効率的なエネルギー回収を行う取組の全国展開を推進する。	-	-	-	・社会資本整備総合交付金 ・省エネルギー高度化投資促進税制	
817	下水処理によって発生する下水汚泥のバイオマス利用を促進します。(国土交通省)		なし	b 進捗中	平成27年に下水道法改正を実施し、下水汚泥の燃料や肥料としての再生利用を努力義務化する。民間事業者による下水処理場の民間化が可能なよう規制緩和を実施。 ・固形燃料化やメタン発酵によって生じるバイオガスの有効利用、下水道由来肥料等の利用促進等、エネルギー化や緑地利用等を推進した。 ・下水汚泥リサイクル率は56%(平成23年度実績)から76%(平成30年度実績)まで向上した。 ・下水道バイオマスリサイクル率は23%(平成23年度実績)から34%(平成30年度未実績)と着実に進捗している。	・下水処理場に生ごみや刈草等の地域のバイオマスを集約して効率的なエネルギー回収を行う取組の全国展開を推進する。	-	-	-	・社会資本整備総合交付金	
818	下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。(国土交通省)		なし	b 進捗中	〔施策番号233に同じ〕	〔施策番号233に同じ〕	-	-	-	〔施策番号233に同じ〕	
819	たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図り、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上削減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場などでの先進的な取組を推進します。(農林水産省)		B-2	b 進捗中	〔施策番号186に同じ〕	〔施策番号186に同じ〕	-	-	-	〔施策番号186に同じ〕	
820	化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものをばくむ有機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及指導体制の整備、実需者の有機農産物への理解促進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。(農林水産省)		なし	b 進捗中	〔施策番号187に同じ〕	〔施策番号187に同じ〕	-	-	-	〔施策番号187に同じ〕	
821	養殖業については、漁業資源を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁業の改革を図るための漁業改善計画の策定を促進します。(農林水産省)		なし	a・既に達成済み	〔施策番号365に同じ〕	〔施策番号365に同じ〕	-	-	-	〔施策番号365に同じ〕	
822	魚飼料の供給を推進します。(農林水産省)		なし	a 既に達成済み	〔施策番号366に同じ〕	〔施策番号366に同じ〕	-	-	-	〔施策番号366に同じ〕	
823	平成21年1月に成立したエネルギー供給高度化法に基づき、バイオマスを含む非化石エネルギー源の利用の拡大を図るため、エネルギー供給事業者の計画的な取組を促進します。具体的には、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進に関する基本方針を策定し、さらに、非化石エネルギー源の利用の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)の内容も踏まえつつ、事業者の事業ごとに判断の基準を策定し公表します。(経済産業省)		なし	a・既に達成済み	〔施策番号784に同じ〕	〔施策番号784に同じ〕	-	-	-	〔施策番号784に同じ〕	
824	バイオマス活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成22年12月にバイオマス活用推進基本計画が閣議決定され、平成32年に達成すべき目標を定めた。その後、市町村バイオマス活用推進計画の策定を推進します。(農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)		なし	b 進捗中	平成28年9月に新たなバイオマス活用推進基本計画が閣議決定され、令和3年度までに47都道府県、600市町村でバイオマス活用推進計画を策定することを目標とした。 ・地域の実情に応じた地域推進計画の作成や策定が進められるよう、都道府県・市町村バイオマス活用推進計画作成の手引き、の作成などを行った結果、19道府県及び386市町村においてバイオマス活用推進計画が策定された。	・市町村、都道府県バイオマス活用推進計画の作成に努めることとするなど、現在の取組を継続して進めていく。	バイオマスタウン:318地区を策定(平成23年度)	都道府県、市町村/バイオマス活用推進計画:19道府県、386市町村(令和元年11月)	-	・社会資本整備総合交付金	50

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
		1	2	3	4	5									
825	燃焼しても、光合成により大気中から吸収した二酸化炭素を放出するのみであるため、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を有するバイオマスは、化石資源由来のエネルギーや製品の代替として利用することにより温暖化の防止に資するものであり、その利活用を推進します。(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)						なし	a+ 既に達成済み	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]		49
826	平成24年2月に、外部有識者から構成される「バイオマス事業化戦略検討チーム」を設置し、事業や施設の効率性の改善等の観点から、原料生産から収集・運搬・製造・利用までの各段階における課題の整理と事業化に向けた戦略の検討を進めています。(農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)						なし	a 既に達成済み	バイオマス事業化戦略(H24.9策定の具現化のため、バイオマス産業都市の構築を進める。既に関係府県で40市町村を産業都市として選定した。	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	「引き続きバイオマス産業都市の構築を進めるとともに、選定された市町村のバイオマス事業化を支援する。	
827	平成19年度より、外部有識者から構成される「バイオ燃料の製造・利用で一度ついた本県バイオ燃料の製造・利用について、平成24年度から、これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題を克服し、地域における国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための取組として支援します。(農林水産省)						D-1	d その他	・全国3地区において、国産バイオ燃料の原料調達から燃料の供給まで一体となった取組を支援しているが、原料や燃料価格の高騰等の影響を受け、事業の採算が悪化したため、平成26年度をもって2地区で事業継続を断念した。	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	「引き続きバイオ燃料の製造・利用で一度ついた本県バイオ燃料の製造・利用について、平成24年度から、これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題を克服し、地域における国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための取組として支援します。(農林水産省)	
828	平成19年度より、資源作物の育成と低コスト栽培、稲わらや木質バイオマスなどの非食用資源や資源作物全体から高効率にエネルギーを生産する技術の開発を進めています。また、平成20年度からは稲わらなどのソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した技術の確立を行う実証事業を進めており、低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発などを行っています。(農林水産省)						D-1	a 既に達成済み	平成20～24年度にかけて4地区において実証事業を実施し、ソフトセルロース系を原料とした製造技術が確立されるとともに、品質や製造コスト等について一定の成果が得られた。	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	「ソフトセルロース系バイオ燃料生産技術確立事業	
829	バイオ燃料の技術開発に向けたバイオ燃料技術革新計画に基づき、食糧と競合しないセルロース系エタノールなどの生産技術の開発を図るほか、各種バイオマスから化学製品原料を製造する技術や、メタン発酵を効率化する技術の研究開発を行っています。また、2030年頃の商用化が期待されるBTL(Biomass to liquid)、微細藻類由来バイオ燃料製造技術等の開発も行い、バイオマス資源の総合利活用を行います。(経済産業省)						なし	b 進捗中	平成27年～令和2年におけるバイオエタノール製造コスト40円/リットル、令和2年における年産20万リットルの商業化を実現するため、資源作物の栽培からバイオエタノールの製造に至る革新的技術を用いて食糧問題や環境問題に配慮したバイオ燃料生産システムを構築を目指す研究開発を行っている。 また、化学原料の多様化を図りつつ、エネルギー多消費産業である化学産業の製造プロセスの革新的な省エネ化を目指すため、非可食性バイオマス原料から機能性及びコストの両面で競争力のある化学製品を一気通貫で製造する省エネプロセスの開発を開始したところに加え、令和2年頃のバイオ燃料本格製造を可能とする次世代バイオ燃料製造技術を開発し、バイオエタノールのガスターボエンジン技術の研究を行っている。	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	「バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業 ・セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業 ・革新的省エネ化学プロセス技術開発プロジェクト ・戦略的次世代バイオエタノールエネルギー技術開発事業	
830	平成24年7月に施行された、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により、再生可能エネルギー電気の導入促進を図ります。(経済産業省)						なし	b 進捗中	令和24年度末までの累積導入量は、平成24年度末までの累積導入量と比較して、約3.4倍程度伸びているなど、順調に導入が拡大している。	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	「再生可能エネルギーの固定価格買取制度	
831	都市公園等から発生する剪定枝等の木質バイオマスの活用にに向けた技術開発を推進し、その普及に努めます。(国土交通省)						D-2	b 進捗中	都市由来の植物廃材を活用したバイオマス発電の一連のプロセスについての検証実験を行っているところ。	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	「再生可能エネルギーの固定価格買取制度	
832	循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスの堆肥化、飼料化、メタン化などを行う施設を整備を推進します。(環境省)						E-2	b 進捗中	当該施設を整備する市町村に対して財政的支援を行っているところ。	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	「循環型社会形成推進交付金	
833	循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスのバイオエタノール燃料などを生産する施設を整備を推進します。(環境省)						E-2	b 進捗中	当該施設を整備する市町村に対して財政的支援を行っているところ。	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	「循環型社会形成推進交付金	
834	里地里山の保全に伴い、住むる車庫バイオマスのエネルギー源としての利活用をばしめるとする。早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源・二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究に取り組みます。(環境省)						D-1	b 進捗中	里地里山の保全に伴い、住むる車庫バイオマスのエネルギー源としての利活用をばしめるとする。早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源・二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究に取り組みます。(環境省)	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	「循環型社会形成推進交付金	
835	風力発電施設にオゾン層の希少な層が滞留する事故(バイオストラック)が発生しており、野生生物保護及び風力発電の推進の障害のひとつとなっていることから、風力発電施設へのバイオストラックのリスクを軽減するための技術の開発に努め、野生生物の保護と風力発電の推進の両立を目指します。(環境省)						E-2	a+ 既に達成済み	風力発電施設にオゾン層の希少な層が滞留する事故(バイオストラック)が発生しており、野生生物保護及び風力発電の推進の障害のひとつとなっていることから、風力発電施設へのバイオストラックのリスクを軽減するための技術の開発に努め、野生生物の保護と風力発電の推進の両立を目指します。(環境省)	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	[施策番号783に同じ]	「循環型社会形成推進交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・採択等 事項名	数値 目標 番号	
		1	2	3	4	5									
第3章 東日本大震災からの復興・再生 第1節 東日本大震災からの復興・再生 (総論) 三陸復興国立公園を創設することにも、みちのく潮風トレイルのロード全線(総延長約1,025km)の開通をはじめ、グリーン復興プロジェクトを進めたほか、原子力発電所事故に対しては野生動物種のモニタリングを実施しました。更に、被災した防災林の普及・再生や復興街づくりに関する公園緑地の整備にあたり、三陸復興国立公園の創設															
836	三陸復興国立公園の創設 (一) 三陸復興国立公園の創設は自然公園の再編成、里山・里海フィールドミュージアムと施設整備、地域の宝を活かした自然資源(深い海(復興エコツリズム)、南北につながるの再生、持続可能な社会を担う人づくり(ESD)の推進、地震、津波による自然環境への影響の把握(自然環境モニタリング))を推進することで、森、里、川、海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと感動を享びつつ、それらを活用しながら復興に貢献します。(環境省)						なし	平成25年5月に三陸復興国立公園を創設するとともに、みちのく潮風トレイル(東北海岸トレイル)については、路線検討を進め、平成25年8月に一部開通に先立ってアトレイベントを実施。また、令和元年6月には総延長約1,025kmのロード全線が開通し、記念式典及びシンポジウムを開催。施設整備については、平成25年7月に舟生ヶ浜集団施設地区の海岸遊歩道の開通など、被災施設の復旧を実施。復興エコツリズムでは、モデル地域の確立を行い、8月には地域でモニタリングツアーを実施。自然環境調査では、海岸沿いの植生変遷状況や藻場、干潟等の調査を実施し、科学的データの集積を行うなど、グリーン復興プロジェクトを着実に進めている。							
837	福島第一原発の周辺地域での放射性物質による生態系への影響を把握するため、関係とも協力しながら、植物の種子やネズミ等の試料の採取と分析を進めています。生態系への影響の把握には、向世代にも渡る長期的な調査が必要となるため、関係する研究機関や学識経験者とも連携しながら、モニタリング方法を検討し、生態系への影響把握を進めています。(環境省)						なし	平成23年度より、旧津波区域内外で、野生動物種の試料採取及び分析等を実施。 平成28年度からは、専門家の意見を踏まえて必要な調査の絞り込みを行い、調査を継続している。							
838	福島第一原発の事故により、半径20km(津波区域内)に取られたい被災ベットの(大気及び)猫を保護するため、福島県と全面的に協力をし、関係する関係、団体とも協力しながら、被災ベットの(大気及び)猫の保護回収、シェルターでの飼育管理、飼い主への返還、譲渡等を進めています。(環境省)						なし	福島県と連携し、被災ベットの保護回収を行うとともに、適正な飼育を図りながら、返還、譲渡を進め、大463頭、猫545頭を保護し、保護後に死亡した個体を除いた大452頭、猫484頭を飼い主に返還または新しい飼い主に譲渡した。 上記取組を進めた結果、回収した被災ベットの飼い主への返還と新しい飼い主への譲渡が終了し、シェルターを平成27年12月31日に閉鎖した。							
839	3 防災林等の活用 備前の海岸防災林は、津波、高潮(含)潮害の防備、高潮時の避難の確保に重要な役割を果たしていますが、東日本大震災の津波により、青森県から千葉県にかけて253箇所、約1,718haが被災しました。 震災以降、防備不足の災害復興事業に早期着手するとともに、林野庁は、平成23年5月に海岸防災林の被災状況を把握するとともに、復旧方法の検討等を行うことを目的として学識経験者等からなる「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を設置し、5回の議論を経て、平成24年2月に「今後における海岸防災林の再生について」(以下、「報告書」)をとりまとめました。報告書では、海岸防災林は、津波自体を完全に抑止することはできないものの、津波エネルギーの減衰効果や漂流物の堆積阻害等の効果の軽減効果がみられることから、まちづくりの観点において、多様な防備の役割として位置づけることと、まちづくりの観点において、多様な防備の本格的な復旧・再生を進めることとしました。今後、海岸防災林の自然回復と地域のニーズ、地域の生態系保全の必要性等を踏まえ、広葉樹の植栽による多様な森林づくり等についても考慮するなど、生物多様性に配慮して海岸防災林の再生に取り組みます。						B-2 D-1 達成済み	東日本大震災の津波により青森県から千葉県にかけて約164kmの海岸防災林が被災。令和元年度までにすべての箇所を復旧、再生に着手し、うち136kmで機能を有する海岸防災林を早期に復旧、再生し被災地の復興に向けて貢献。							
840	今回の津波災害において、海岸部の大部分の樹木が倒伏し、樹木自体が流出した被害が生じている一方、樹林が後背部の家屋への被害を軽減した事例や重なり、重なりが確認された事例など、津波災害の被災に一定の効果が目まはりました。このような状況を踏まえ、津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備等に ついて、東日本大震災からの復興に係る公園緑地の整備等に技術的指針として被災部市の復興まちづくり計画の検討で、復興事業における公園緑地の計画・設計等の参考となるよう、平成24年3月に公表しました。						なし	東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針を周知し、復興まちづくりに資する公園緑地の整備にあたっての地域生態系の復元・保全を行う取組を推進した。							

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標 番号
		1	2	3	4	5								
第7節 新たな自然再生社会づくりの取組														
総論 新たな自然再生社会づくりの取組														
1 新たな自然再生社会づくりの取組														
841	生態系ネットワークの形成を促進するため、生態系ネットワークの考え方や計画手法、実証手法等についての情報提供、普及啓発に努めるとともに、既存の施策や事業の効果について評価・検証を行います。(国土交通省、農林水産省、環境省)						[施策番号1に同じ]	[施策番号1に同じ]	-	[施策番号1に同じ]	[施策番号1に同じ]			
842	全国約10の広域的な視点で自然再生の方向性や具体化の方向性について、わが国の生物多様性回復の取組状況や生態系ネットワークの構築の進捗を踏まえつつ、関係省庁が連携して検討し、計画的な実施のための取組を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)						[施策番号87に同じ]	[施策番号87に同じ]	-	[施策番号87に同じ]	[施策番号87に同じ]			
843	国内の自然保護地域や自然環境保全施策などを対象に、生物多様性の経済的価値、生物多様性の損失に伴う経済的損失、効果的な保全に要する費用などの評価を推進します。また、評価結果の普及と広報や、評価結果の活用方策の検討を進めます。(環境省)						[施策番号436に同じ]	[施策番号436に同じ]	-	[施策番号436に同じ]	[施策番号436に同じ]			
844	希少野生動物種の保全や鳥獣の保護管理、外来種対策、生態系ネットワークの要となる重要地域の保全、再生など、地域が主体的に行う生物多様性の保全、再生活動のほか、生物多様性基本法、や生物多様性地域適応推進法、等に書づく法定計画等の策定の取組を支援します。(環境省)						[施策番号416に同じ]	[施策番号416に同じ]	-	[施策番号416に同じ]	[施策番号416に同じ]			
845	環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、職業活動と生物多様性の関係を測る指標、生物多様性の保全に寄与する優れた取組に対する表彰制度などの情報を収集、発信することにより、生物多様性への民間参画を促進します。(環境省)						[施策番号501に同じ]	[施策番号501に同じ]	-	[施策番号501に同じ]	[施策番号501に同じ]			
846	生物多様性に配慮した「賢い消費者」(スマートコンシューマー)を育成するため、既存の環境認証制度の普及をはじめ、それらを取り扱う事業者や生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を積極的に情報提供することなどにより、消費者の意識の向上を図ります。(環境省)						[施策番号503に同じ]	[施策番号503に同じ]	-	[施策番号503に同じ]	[施策番号503に同じ]			
847	各地域で行われている持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)事例の盛りこみを行い、それらを可視化し、優良事例として共有、発信することや、ESDの情報を連携させる人材育成することなどを通じて、地域に根ざしたESDを全国に普及させます。(環境省、文部科学省)						[施策番号482に同じ]	[施策番号482に同じ]	-	[施策番号482に同じ]	[施策番号482に同じ]			
848	地域固有の魅力を活かし、活力ある持続可能な地域づくりを進めるため、平成22年度(月)施行された「エコリズム推進法」に基づく全体構想の策定を支援します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)						[施策番号205に同じ]	[施策番号205に同じ]	-	[施策番号205に同じ]	[施策番号205に同じ]			
849	里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やスキなどのバイオマス利用など、具体的な地域での取組を通じた検討を進めます。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源(コモンズ)として管理し、持続的に利用する新たな仕組みを構築します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)						[施策番号208に同じ]	[施策番号208に同じ]	-	[施策番号208に同じ]	[施策番号208に同じ]			
850	里地里山の保全活動の促進を図るため伝統的生活文化の知恵や技術の再評価、継承や地球資源としての活用を含め、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集、分析し、全国への波及を図るために発信します。(環境省、文部科学省)						[施策番号656に同じ]	[施策番号656に同じ]	-	[施策番号656に同じ]	[施策番号656に同じ]			
851	日本の国立公園における地域の多様な主体と連携した保護管理システムや持続可能な農林水産業などが国の先進的な取組を国内外に発信します。(環境省、農林水産省)						[施策番号808に同じ]	[施策番号808に同じ]	-	[施策番号808に同じ]	[施策番号808に同じ]			
852	COP10の決定を踏まえ、ISATOVAMAイニシアティブ国際パートナーシップを有効なツールとして、二次的自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用を目指す「ISATOVAMAイニシアティブ」を世界規模で推進していきます。(環境省)						[施策番号824に同じ]	[施策番号824に同じ]	-	[施策番号824に同じ]	[施策番号824に同じ]			
853	バイオマス活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成22年12月に「バイオマス活用推進基本計画」が閣議決定され、平成32年に達成すべき目標を定めており、今後、市町村バイオマス活用推進計画の策定を推進します。(農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)						[施策番号815に同じ]	[施策番号815に同じ]	-	[施策番号815に同じ]	[施策番号815に同じ]			
854	下水処理は希少な有用資源が含まれる都市鉱山の一種であり、循環型社会の構築に向け、需要先と連携して回収、資源化の取組を推進します。(国土交通省)						[施策番号400に同じ]	[施策番号400に同じ]	-	[施策番号400に同じ]	[施策番号400に同じ]			
855	里海ネットワークの取組を促進し、里海(地中海)を活用して、里海(地中海)の方針や具体的な活動の普及促進を図ります。また、東日本大震災で大きな被害を受けた海沿いの地域を、里海(地中海)として復興するための調査や行動計画の策定に取り組まれます。また、シンポジウムなどを通じて国内のみならずアジアに向け「里海」の概念を情報発信します。(環境省)						[施策番号824に同じ]	[施策番号824に同じ]	-	[施策番号824に同じ]	[施策番号824に同じ]			

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5								
900	農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動や、地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の修繕や植栽による景観形成など地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長寿寿命化のための活動を支援する。【強化】(農林水産省)						a+ 既に達成済み b 進捗中	地方公共団体等が積極的に制度の推進を図ることで、交付面積が増え、着実な施策の推進が図られた。	引き続き高齢化により荒廃農地の増加が懸念されている中山間地域等に、農業者の維持を図りながら、多面的機能の確保を行う。また、令和元年に実施した最終評価等の結果を踏まえ、地域共同活動への延べ参加者数、約1,000万人を超過し、引き続き、中山間地域の農用地面積の減少を防止する。また、地域共同による農地、農業用水等の地域資源の保全管理を引き続き推進する。	中山間地域等の農用地面積の減少を防止。77万ヘクタール(平成23年度末)地域共同活動への延べ参加者数:191万人(平成23年度末)	7.5万ha(令和元年8月)109.1万人(団体平成24~28年度)	中山間地域等直接支払交付金	19	
901	生物多様性保全を含む多面的機能が発揮されるよう、森林計画制度の適切な運用とともに、多様で健全な森林の整備・保全等を推進する。森林生態系多様性基礎調査については、調査結果の活用や得られたデータの有効な活用について、引き続き取り組んでいく。【強化】(農林水産省)						B-2	森林基本計画(全国森林計画)において、森林生態系多様性保全・機能の発揮に資する森林に配慮した取組を記載し、当該計画に基づき、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を高める。平成30年度で全国4巡目までを終えた森林生態系多様性基礎調査の成果を踏まえ、病虫害被害等の時系列的な把握を行った。	適正な森林計画制度の運用を推進し、調査結果に基づいての解析を通して、得られたデータの有効活用に取り組む。	中山間地域等の農用地面積の減少を防止。77万ヘクタール(平成23年度末)	-	森林計画推進事業費 森林生態系多様性基礎調査事業	20	
902	公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林の計画的な指定を推進する。【強化】(農林水産省)						D-1	保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献する。	今後とも、公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林の計画的な指定を推進していく。	保安林面積:1,202万ha(平成23年度末)	保安林面積:1,221万ha(平成30年度末)	保安林整備事業委託費等		
903	生物多様性に配慮した漁業管理や混獲回避に向けた取組を推進するとともに、漁業者等に対し混獲回避技術の普及・啓発を実施する。【強化】(農林水産省)						B-2	海洋生態系保全計画(漁業管理)において、サメ、海鳥等の混獲回避技術に関する調査・分析を実施し、混獲回避技術の普及・啓発を実施する。また、漁業者等に対し混獲回避技術に関する調査・分析を実施し、混獲回避技術の普及・啓発を実施する。	引き続き、混獲の抑制等について調査・分析を行い、混獲回避技術の普及・啓発を実施する。また、漁業者等に対し混獲回避技術に関する調査・分析を実施し、混獲回避技術の普及・啓発を実施する。	-	-	-		
904	可能な限り早期に、名古屋議定書を締結し、遺伝資源の利用を監視するとともに、名古屋議定書の締結(強化)(環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)						D-3	平成29年に、ABS指針(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)の共同告示)を策定するとともに、名古屋議定書を締結し、ABS指針に遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントを設置し、説明会の実施や相談窓口、ABS国内情報交換センターによる情報提供等を実施し、名古屋議定書及び国内措置の実施を促進する。	引き続き各種セミナーや相談窓口、ABS国内情報交換センターによる情報提供等を実施し、名古屋議定書及び国内措置の実施を促進する。また、ABS指針に遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントを設置し、説明会の実施や相談窓口、ABS国内情報交換センターによる情報提供等を実施し、名古屋議定書及び国内措置の実施を促進する。	-	-	中間評価をふまえた遺伝資源達成方策検討調査(環境省) 「ナショナルバイオリソースプロジェクト」		
905	農林水産分野において、海外からの適切な遺伝資源の導入促進のための取組を実施する。【強化】(農林水産省)						B-2	海外探索において植物遺伝資源、計1016点を収集し、海外からの研究員への技術指導を実施し、遺伝資源の導入を促進する。また、遺伝資源の導入を促進するための取組を実施し、遺伝資源の導入を促進する。	今後の安定的な導入のために、信頼性の高い遺伝資源の導入に向けた関係機関との連携を強化し、遺伝資源の導入を促進する。	-	-	農林水産研究推進事業委託プロジェクト 気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進事業		
906	「二ホンジカ、イノシシ」の個体数を10年後までに半減する」という抜本的な鳥獣捕獲強化対策(平成25年12月、農林水産省、環境省作成)の目標実現に向け、指定管理鳥獣捕獲等事業による二ホンジカ、イノシシの捕獲について都道府県を交付金等で支援すること等により、鳥獣の管理をより一層推進する。【強化】(環境省)						B-1	指定管理鳥獣(二ホンジカ、イノシシ)の個体数を半減するための取組を実施し、鳥獣の管理をより一層推進する。また、指定管理鳥獣(二ホンジカ、イノシシ)の個体数を半減するための取組を実施し、鳥獣の管理をより一層推進する。	指定管理鳥獣捕獲等事業費	-	-	-		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当					達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・投制等 事項名	数値 目標 番号
		1	2	3	4	5								
914	国有林野内に生息・生育している希少野生動物種の保護に必要な事業を推進する。〔強化〕(農林水産省)						C-2	国有林野内に生息・生育している希少野生動物種の保護管理に必要となる巡視・維持・整備等の事業を推進する。				森林整備・保全費		
915	生態系被害防止外来種リストを踏まえ、被害の未然防止の観点から特定外来生物の指定を進める。〔強化〕(環境省、農林水産省)						B-4	既に、生態系被害防止外来種リストを踏まえ、字種段階による検討の上、令和2年度3月までに、外来生物法に基づき特定期限内に、特定外来生物への指定を進める。		105種類	148種類	外来生物対策管理事業費		
916	生態系被害防止外来種リスト及び外来種被害防止行動計画を踏まえ、地方自治体、国民等に対し、外来種問題・対策の普及啓発を進めるとともに、外来種及びそれらの計画的かつ効果的な防除の推進について地方公共団体等との情報共有を行う。〔強化〕(環境省、農林水産省、国土交通省)						B-4	既に、生態系被害防止外来種リスト及び外来種被害防止行動計画を踏まえ、地方自治体、国民等に対し、外来種問題・対策の普及啓発を進めている。また、各地方ブロック毎に連絡会議を開催し、外来種及びそれらの計画的かつ効果的な防除の推進について地方自治体等と情報共有を行った。		確認897件 認定110件	確認1,070件 認定219件	外来生物対策管理事業費		